

面となりしを以て勞協は右四團體との關係に付き世上誤傳さるるを慮り自己の立場を有利に導くべく本月二十八日附を以て別記(一)の如き「社大黨が反ファツシヨ戦線強化のため一切の無産政治勢力に門戸開放することを受諾するならば吾等は欣然として全黨に合同を提議する十分の用意を有する旨」の聲明書を發表せるが、之は前記四團體の全的合運動に對しても本協議會幹部は實現不可能なるを見越し且社大黨に合同を申込みも社大黨は之を承認せざること必然なりとの見透しの下に一應申請的に其の合同を申込みとするものにして近々正式社大黨と合同申込を爲す模様なり。

(二) 勞協關係労働團體の情勢

(1) 東交の情勢

東京交通労働組合内部には前號記載の如く勞協支持派、勞協反対派、

中立派對立し各々自派を有利に導くべく活動しつゝあるが、勞協反対派(非乗務部其他を中心とするもの)は客月二十五日勞協對策懇談會を開催し反勞協派を無産戦線統一促進協議會(略稱統協)に組織し積極的に本運動に邁進することとせり、更に中立派は後記の如く超黨派的立場に於て城北勤勞市民俱樂部なるものを結成して活動しつゝあり、而して勞協派は統協派(反勞協派)の行動は非乗務部を中心とする分裂的策動にして彼等の目的は來るべき選挙戦(市議、區議等)を有利に戦はんとし即ち選挙母體として統協を利用せんとするものに外ならずとなし勞協は現在の情勢下に於ける勞農大衆の要望を一身に負ふ政黨にして人民戦線確立の爲の根幹の役割を果すものなりとて城南、城西、城東、各地区を中心にして勞協支部を結成し之に支部の中心幹部を参加せしめ自派の擴大と統協の勢力削減に努力する處あり、一方反勞協派たる統協派は、勞協派は組合を分裂に導くものにして吾々は飽迄交總及び東交の從來の主張に基き社大黨を中心として政治戦線の統一を圖り之れと相併行して労働團體の共的合を実現せざるべからずとなし自派と同一主張を有する關西方面と連絡する必要ありとて客月三十日佐伯健、關川利全の兩名統協の趣意書を携帶下阪し交總關西地方幹部及全評幹部等と會見し統協結成の経緯等を説明諒解を

求め種々打合せを爲し本月三日歸京せり、一方交總關西地方委員会にありては東交に分裂的傾向あるを知り東交の勞協派、統協派の統一と戦線統一に努力する爲、阿部伊勢太郎、松田長左衛門の兩名を本月三日上京せしめたり。而して右兩名は本月三日社大黨本部を訪問し淺沼等と會見して戦線統一問題に關し努力方を要請したるに淺沼、平野等より社大黨は戦線統一に反對するものに非ず但し勞協としてではなく東交、市從、全評等組合單一として此の問題を取扱ひ度し特に高津正道、鈴木茂三郎、中西伊之助等が統一問題に這入ることは合同の阻害となるを以て手を引かす必要ありと述べたるに右兩名は之に賛意を表したるものゝ如し、更に東交に於ては右兩名の斡旋に依り勞協派、統協派の懇談會を開催(本月四日)せるが兩派共自説を主張論争し何等意見の一致を見る不能結局東交の組織の上に影響を來さざる様努力することを申合せ散會せり。

而して東交は本月五日本部に於て中央委員会を開催せるが兩派論争を續けたる結果本部は其の立場に於て統一的政治戦線の統一方針を樹立し、更に中央委員会を開催することに決定散會し更に本月十二日中央委員会を開催せるが依然として勞協、統協兩派對立的論争を繰返し何等意見の一致を見ず結局多數を以て勞協派佐々木滯三(東交委員)の草案に係る別記(二)の如き統一方針書を可決し政治戦線統一に關する根本方針を決定したるを以て本中央委員会を機とし勞協並びに統協兩派の對立は表面的には一應解消したる形となりたるも其の實依然兩派の對立抗争は繼續せられ勞協派は全評と連絡し市從の單獨社大黨支持を阻止すべく努力する一面自派の擴大を策し一方統協派にありても總同盟、自勞、關消聯等の他團體と政治戦線統一促進協議會等を開催して自派の擴大に努むると共に社大黨幹部等と連絡、東交及び市從の社大黨支持促進を策しつゝありて兩派の對立は依然繼續せられつゝあり。

(2) 全評の情勢

(1) 本部並びに關東地方の情勢

全評本部並びに關東地評にありては既定方針に基き自己の組織内及



び東交内に労協の勢力を扶殖せしむべく積極的行動を爲す一方社大黨に對する門戸開放の態度としては社大黨外の凡有反ファツシヨ勢力の全的門戸開放に非んば斷じて眞の門戸開放に非ざる旨を強調する方針を取り特に東交、市従連繫に依る門戸開放要求に期待し東交、市従の單獨行動への離反を極度に怖れ此の情勢を牽制し飽迄三團體の一連託生的行動に出で東交、市従も之に追隨を餘儀なからしむる様東交、市従内労協派分子と連絡し種々策動しつゝあり

(ロ) 大阪協議會の情勢 本協議會は大阪地方勞農無團體協議會に加盟せる關係上右協議會加盟團體と行動を共にしつゝあり。而して客月二十九日社大黨大阪府聯に對し大阪地方勞農無團體協議會を通じ門戸開放を要請せるに對し本月十一日社大黨側より希望條件附回答ありたるを以て本月十四日協議會を開催し社大黨に對する全評大阪協議會の態度に關する件を協議せる結果社大黨側の希望條件を要約すれば

- (A) 團協としての支持又は加盟でなく各組合別にして貰ひ度い (B) 組合會議に加盟して貰ひ度い
  - (C) 大阪地方勞農無團體協議會は加盟と同時に解消して貰ひ度い。
- 以上の三項目なるが

(A) に對しては承認すること (B) に對しては圓滑に拒否すること (C) に對しては自然解消の方針にて進むことに決定し尙加盟の日時其他の問題に就いては出來得る限り關東側を引き入れ歩調を統一し大阪團協を此の動向へ導き最後のには總本部の決定を待つ方針を採ることとせり。

(ハ) 京都協議會の情勢、全評京都協議會内には即時社大黨を支持すべしとする急進派と總本部の態度決定後決定すべしとする漸進派との二派對立せるも漸次急進派に傾きつゝある模様なり。

(ニ) 神戸協議會の情勢、全評神戸協議會にありては本月二十八日幹部及び各職場代表者會議を開催し社大黨に對する態度を協議せるに支持派、反支持派の兩派に岐れ議論對立せるも結局組合の當面の政治方針各友誼團體との協同精神を實踐化する爲、社大黨を支持することに決定し本月三十一日神戸市電從外各友誼團體を訪問し「反ファツシヨ闘争強化を期し社大黨を支持協力せん」と題する聲明書を發表せり。

(三) 東京市従業員組合の情勢、東京市従は本月二日の年度大會に於て社大黨支持並びに日本労働組合會議加盟を原則的に決定し其の後中央委員會執行委員會等に於て戦線統一促進委員橋本富貴良外五名を選任すると共に市従は市従としての建前に依り東交及び全評に對し「吾が組合は去る二日の大會に於て現下の労働大衆が等しく要望する反ファツシヨ戦線統一に關し原則として社會大衆黨支持日本労働組合會議参加を満場一致決議し其の目的達成のため邁進することになりました。貴組合に於かれても我が組合の決議を諒とせられ態度御決定の上御協力あらん事を切望致します」なる提唱狀を手交することに決定、之を全評及び東交に手交する處ありたり。

其の後本月二十一日戦線統一促進委員會を開催し「東京提唱に係る四團體戦線統一促進委員全體會議對策の件」を協議し「右全體會議に参加すること」「東交、全評、自勞、市従が同時に社大黨支持を申込み得る様に導くこと之が爲、東交、全評、自勞に對し社大黨支持を正式に決議する様勧告すること」其の他を決定する處ありたり。

而して最近に至りては内部の社大黨支持派が絶對的優勢となり東交、全評の態度如何に不拘可成速かに社大黨支持を具體化するべしとの空氣濃厚となりつゝある爲、本部幹部にありても東交、全評の態度如何に不拘來る十月上旬迄には之を具體化する要ありとして對策を講じつゝある模様なり。



尙本月二十九日の執行委員会に於ては同日東交、全評、自勞及び市従の四團體代表が社大本部を訪問したる結果より見て四團體同時に社大黨支持可能性ありとして此の空気を順調に發展せしめ社大黨支持労働協解體迄進展する様他團體の勧誘に努力することを決定せり。

(4) 東交自動車労働組合の情勢、自勞にありては社大黨支持並びに労働協支持兩派の勢力が殆んど相伯仲し居る状態なるが本月十八日(常任執行委員会)同二十八日(中央委員会)の委員会に於て「政黨支持に關しては中立的態度を持しつゝ他の團體と協力社大黨支持を可能ならしむる様努力すること」に決定せり。

(三) 東交外三團體の社大黨支持申込状況 本月二十七日東交の提唱にて東交、全評、市従、自勞の四團體政治戦線統一促進委員全體會議を開催し協議したる結果「各團體共社大黨を中軸として一切の反ファツシヨ勢力の結果を爲すと云ふ點に於て意見の一致を見たるを以て此際一應四團體名を以て社大黨に對し右の根本原則を認むべしとの申込書を提出し其の回答を俟つて更に態度を決することに」意見の一致を見各團體より一名宛の起草委員を出し申込文の起草を爲すことに決したるが全評側は本文中に労働協をも社大に結集することの意味を明確に表示する要ありと主張し市従側は労働協は政治團體なるが故に労働團體が之を取扱ふことは不合理なりと強調し結局労働協の字句を用ひず抽象的に表現することに決定し尙右起草委員及び社大黨訪問代表各組合より二名宛舉げ散會せり。

而して前記の決議に基き本月二十九日四團體代表者東交佐々木瀧三外九名は社大黨本部を訪問し淺沼稻次郎、平野學外二名と會見し、別記(三)の如き申込書を手交し東交佐々木より之が提出に至る迄の經過を述べ兩者間に申込書の解釋に關し質問應答ありて最後に社大黨の淺沼等より「本申込書の意味は社大黨が一切の反ファツシヨ勢力に門戸を開放すると云ふ原則を

承認すれば四團體は社大黨を支持するから他の團體に對しても同様門戸を開放する様希望する即ち四團體は本日社大黨支持を申込むだものと解して可なりや」と質したるに對し四團體代表は然りと答へ(全評代表は其れ程明確なるものに非ず云々と曖昧なる言辭を洩したり)たるを以て社大黨の淺沼等より「社大は從來に於ても決して門戸を閉鎖するものに非ず社大の綱領政策等を全面的に支持し黨の統制に服するものに對しては如何なる團體又は何人と雖も其の支持或は入黨を拒むものにあらず、然して本日申込に對しては何れ近日中正式に諮り文書を以て回答すべし」と答へ別れたり。

(四) 城北勤勞市民俱樂部結成状況 客月十九日東交城北地區従業員を主として東交内中立派分子を母體として城北勤勞市民俱樂部なるもの、發會式を舉行し理事長に的場茂(東交)相談役に秋田雨雀(文士)妹尾義郎(佛青)外五名を舉げ別記(四)の如き趣意書を發表せるが本團體には東交、佛青、社大黨、労働雜誌社、左翼文士其の他凡有思想業態を異にする分子を網羅し居りて

一、妹尾義郎の後援を目的とする者 一、政治的進出を目的とする者 一、左翼的立場に於て参加せる者  
等が統合せられ居るものにして其の結成の眞意奈邊に存するか不明なるも相當注意を要すべきものあり。

(五) 大阪地方労働無産協議會の情勢 前號既載の如く七月二十九日本團體協よりの社大黨支持申込に對し社大黨大阪府廳に於ては即時最高機關に依り特別委員七名を選定し一切の對策を一任すると共に本月四日第一回特別委員會を開き協議の結果大體其の申込を承諾することに決し更に交渉委員三名を舉げ團體代表と一應具體的問題に就き折衝することとなり、本月十一日兩者代表大阪市廳議員控室に於て會同し懇談せるが先づ社大黨側より「團體即時解消を要求すると共に東京労働協との關係、組合會議加盟問題等」に就き團體側の意見を質したるに「東京労働協とは横斷的關係あるのみ又大阪團體の解消及び組



合會議加盟は時期の問題なり」と答へ意見の交換を行ひたる結果社大黨側は團協側の各組合別大會其の他の機關を経て夫々個人別入黨を前提として右申込を承認せり。

其の後團協は本月十五日、十八日の二回に互り代表者會議を開催し社大黨へ加盟の具體化を圖る爲、特別委員を選出し具體的折衝を爲さしむる一方關東側に對し社大黨参加促進を圖るべく努力することに決定し團協側實行委員は本月二十一日社大黨大阪府聯書記長安藤國松と非公式に折衝せるも何等具體的進展を見ざりき。

(六) 交響關西地方委員會の情勢 本委員會にありては場合に依り大阪地方勞農無産團體協議會より脱退しても社大黨を支持し且組合會議に加盟し度き意向の如し而して人民戦線の統一を期するには先づ無産政治戦線の統一を圖らざるべからず随つて我國に於ける人民戦線統一は社大黨を母體として統一すべきなりと稱しつゝあり。

尙本委員會加盟團體たる大阪市電従業員組合は右の方針を承認すると共に本月八日の中央執行委員會に於て社大黨支持の政治闘争を強力に展開することを決定せり。

(七) 大阪市電自助會の情勢 自助會にありては對立組合たる前記大阪市電従が團協を通じ社大黨に正式入黨申込みを爲したるに刺戟され將來の組合運動に一大支障を來す虞ありとして種々對策協議中なりしが本月二十二日の中央委員會に於て社大黨を支持することに決議し近く正式入黨申込を爲す模様なり。

(八) 近畿地方無産團體協議會狀況 前號記載の通り大阪地方勞農無産團體協議會にありては無産政治戦線統一の爲、社大黨の全面的門戸開放を實現せしむる爲、近畿地方社大黨外勞農無産團體に對し懇談會開催を提唱し本月八日大阪天王寺區役所に於て第一回無産政治戦線統一近畿地方懇談會を開催せり参加團體神戸市電従、全評、神戸、京都、大阪各協議會、全農

兵庫、大阪府聯、全水大阪府聯、大阪市電従、大阪自從、大阪消費組合、勞救大阪支部、大阪木材、名古屋合同労働、全水三重縣聯、松坂無産團體、奈良無産團體、和歌山全和内鮮同好會等の各團體代表七十三名にして全評の兼島影毅座長の下に各地政治情勢の報告を爲し次で政治戦線統一に關し意見の交換を爲したる結果反ファツシヨ勢力結集の建前に於て社大黨を中心とせる全國的政治戦線の統一強化を圖ることに努力すると共に社大黨並びに勞協に對し無政治戦線の速なる統一を要請することに決定別記(五)の如き申合せを爲したり。

別記(一)

聲明書

わが勞農無産協議會は東交市従自勞全評の四組合より社會大衆黨に對して反ファツシヨ戦線強化のため一切の無産政治勢力に門戸開放せんことを申込みたるに對し、若し同黨が、之を受諾するに於ては吾等は欣然として大衆黨に合同を提議する充分の用意を有するものであることを茲に聲明す

昭和十一年八月二十八日

勞農無産協議會本部

別記(二)

無産政治戦線の全的統一方針決定

東交中央委員會

現下我々無産階級にとつて最重要問題たる無産政治戦線の統一に關しては、問題が重要なだけに全國的に種々の議論もあるが、我が東交交通労働組合本部は誤らざる階級の方針の樹立とこれが實踐の爲、慎重なる態度を以て熟議を重ね、中央委員會も亦九月五日、同十二日の二回に互つて充分なる審議をなしたる結果

労働運動の状況

果、

次に掲ぐる方針が六十八名の全中央委員會によつて満場一致可決確定したのである。

この方針確定までには若干意見の相違があり、外部の事を好む者らによつて「東交の統制系」などと宣傳されたが斷じて左様な事はなく、こゝに一萬二千大衆が足並揃へて進むべき統一方針が完全なる意見の一致によつて確定されたのだ！

戰闘的傳統に輝く東交一萬二千の兄弟諸君！

何物にも惑ふことなく、全員協力一致、組合の統制を強化しつこの方針の實現に向つて邁進せよ！

政治戦線統一に關する方針

(一) 客觀的状況の展望

滿洲事變後今にも實現されるかと思はれた急激なるファツシヨ獨裁の危機は一應去り、非合法テロ行爲によつて一擧にこれを實現せんと期した計畫も盡く失敗に歸した。けれ共これは決して日本資本主義のファツシヨへの歩みを止め、他へ道を變へた事を意味するものではない。



むしろこれ等の事件によつて日本資本主義は全體として、フアツシヨ化への道を著るしく促進せしめられた。

齋藤内閣はフアツシヨへの一步を踏み、岡田内閣は其の後を受けて更に數歩前進し、廣田内閣に至つてはフアツシヨへの道を半ばまで進んだと言ひ得る。庶政一新に名を藉る「國策」や「統制」はこの具體的現れに過ぎない、彼等は若干の内部摩擦を輕つても相當の急テンギを以て、これを實現するであらう。「議會を五度解散しても」との陸相の言葉は決して偶然の脱線ではない。此の日本資本主義のフアツシヨ化は動勞大衆に今日より更に極端なる窮乏の強要となり、政治上一切の自由と権利の剝奪を齎すであらう。

(二) 無産階級の政治職線

日本の無産階級政治勢力は過去の微力に比すれば最近はまさに驚異的躍進であるこれは血に染められたる二十年の苦闘と犠牲の結果であると言ひ、何と言つてもフアツシヨ支配に對する大衆の反抗、反フアツシヨ闘争の唯一の勢力としての無産階級への期待と支持が直接的原因である。しかし大衆の支持は今日ばかりと意識化されたものでなく、組織化された形の大政治勢力となつてゐる譯ではない。十八名の代議士を有する社會大衆黨の本部經常費が、殆んど黨費以外に置かれてゐる事實を見ても如何に未だ組織勢力が弱いかを知り得る。しかも「労働者のイニシアによる階級的政黨」として見る時、今日の社會大衆黨は多々遺憾の點がある。

その上過去の様々な理由により最近結成の労働無産協議會を始め相當廣汎な階級の勢力が社會大衆黨の外に立たされてゐる。動勞大衆の自由と生活の爲、権力と經濟力を背景に背々迫るフアツ

シヨ支配と戦ふべく今日の無産階級の力は餘りにも微弱と言はねばならぬ。

最近全國的に澎湃として擧げられた無産階級政治職線の統一と強化の叫びは緊急重要な問題として解決しなければならぬ。

(二) 統一の基本的方針

今日の客觀的及び主觀的條件を具に觀察し、無産階級明日の躍進と勝利を考ふる時、無産階級政治職線の統一と強化が先決の緊急問題であることが痛感される。

しからは如何に統一強化するか？

我々の基本的統一方針は、社會大衆黨を中軸として、フアツシヨ反對の明確なる一線の下に社大黨外の階級的的政治勢力を全的に統一する事である。

今日社會大衆黨にも批判すべき點があり、労働無産協議會に對しても賛否兩論がある。けれ共統一に際してその批判すべき點を取上げて拘泥し、或は條件とするならば非常に困難に遭遇するが故に、お互に過去の行き懸りや感情及意見の小異にこだわることなく、かれこれ言はず、卒直に一語になる事である。

(四) 統一に關する具體的方針

我々は次の具體的方針により、成し遂げずんば止まずの氣魄を以て携ます。これが一線の下に社大黨外の階級的的政治勢力を全的に統一する事である。

(一) 全的統一委員八名の選出

統一促進は上からも下からも必要である。先づ上から積極的に統一の交渉を進めるため中央委員會に於て八名の委員を擧げこれに當らしむ。この場合委員の活動は差支なき限り迅速に大衆に報

告すること。

(二) 僚友團體との共同實踐

市従は先に全的統一を僚友團體、東交、全評と共同實踐すべき方針を大會で決したが、我々も亦全的統一を慫する凡ての僚友團體と充分意見を交し、共同して目的の實現を期さなければならぬ。全的統一は東交だけ勝手な單獨的行動によつては實現されない問題である。

(三) 共同闘争の展開

共同闘争により大衆的結合を強め促進することがいつの場合も一番正しい自然な道である。今日の場合一面統一の具體的交渉をどしどし進めると共に、共同闘争の展開を企圖することが必要である。

共同闘争は大衆課税反對、退職積立金法改正、労働組合法、小作法の制定を中心題目とし、社會大衆黨が提議し、労働無産協議會がこれに應じ、組合會議系及非組合會議系の労働組合及び農民組合が積極的に之れに参加協力する形態が一番望ましい。我々はこれが實現のために努力する。

(四) 地區に於ける大衆的結合

下からの大衆的結合が鞏固になされる事が、統一の最も重要視されるべき基礎的條件である。このために東交の四地區の組織は社大黨、労働協、組合會議系、非組合會議系等一切の地區組織と提携協力して統一促進と共同闘争のための協議會を作る様努力すべきである。此の場合地區に於ける東交の全支部が参加し、他の組織も全部参加させる様に最善を盡さなければならぬ。

(五) 結語

労働運動の状況

我々は右の方針により當面積極的全力的に統一のために努力する。又此の過程に於て組合内にあつては労働無産協議會支持者及反對者があると雖もお互に感情的になつたり、或は組合の統制、機關の決定を無視したり等聊かたりとも分裂的傾向を醸成助長するが如き行爲は絶対にさげ、一萬二千の強力なる組織力と輝ける職團的傳統を無産階級政治職線全的統一の階級的任務のため百%に活用せんとするものである。

昭和十一年八月十二日

東京交通労働組合

別記(三) 申込書

八月二十七日下記四組合ノ職線統一促進委員ガ相合シテ我ガ日本ニ於ケル反フアツシヨ政治職線ノ統一ハ貴黨ヲ中心トシテ一切ノ無産勢力ヲ結合スルコトニヨツテ實現サレネバナラヌト言フ結論ニ到達シマシタ

依ツテ吾々四團體ハ茲ニ貴黨ニ對シ貴黨外一切ノ無産勢力ノ参加ヲ受諾セラレル様切望スル次第デアリマス

右申込ミマス

昭和十一年八月二十九日

東京交通労働組合

日本労働組合全國評議會

東京自動車労働組合

東京市従業員組合

六九

城北労働市民俱樂部

社會大衆黨御中

親愛なる城北労働市民諸兄姉に告ぐ



労働運動の状況

昨今、何が原因だと意識するとならないと不拘重苦しい空気が私共の頭の上におひかぶさり今後どうすればよいか、どうして現在の生活の苦しみを切りぬけて好いかいつまで此の苦しい生活が續くのか全く見當のつかない世の中になりました。それが何が原因だと云ふことはさて置きどうにかしたいどうにかしてほしいと云ふことを誰しもの頭を支配して居ることと思ひます。それで有りますから私共の現在悩んでゐる社會的家族的なものを解決してくれる人事相談や法律相談や病人を抱へて居ても醫者にもかけられない労働者市民の深刻な苦しみを扶ける醫療相談をも本當に親身になつて世話してくれる相談所を作らうと云ふ城北地方に住んで居る俵給生活者商工業者或は職人労働者婦人一切の勤勞市民の切實な願ひとなつて表はれたので有ります。そしてそれ等の人が政黨や團體や職業を超越して生活の話をし會つたり種々の智識を取り入れるために講演會や座談會を開催したり相互扶助による親睦機關として又福利増進の役目を果たす事も出来るやうな機關として此の城北勤勞市民俱樂部が生れた譯です。さて本俱樂部は左記の規約に有ります様々種々の事業を皆さんの協力に依つて

二、第二十一回、第二十二回國際労働總會労働代表及び顧問推薦等の状況

来る十月六日及び同月二十二日より瑞西國壽府に於て開催せらるる第二十一回及び第二十三回國際労働總會(海事總會)に對し我國より派遣せらるべき労働代表委員及び顧問の推薦は左表の如く夫々申告ありて本月六日左の如く正式決定を見た

り。而して之が推薦權を行使したる團體は左表の如く日本労働組合會議外五團體にして海聯及び左翼の諸團體は棄權せり。

而して左記代表及び顧問は本月二十日午後三時神戸港より箱崎丸にて出發せり。

労働團體名	代表委員候補者	顧問候補者	
		第一	第二
日本労働組合會議	堀内長榮	土田保一	西巻敏雄
愛國労働組合全國懇話會	門司宗太郎	松田喬平	新妻徳壽
日本産業軍	門司宗太郎	松田喬平	新妻徳壽
東京瓦斯工組合	堀内長榮	西巻敏雄	土田保一
足尾銅山鑛職夫組合總聯合會	村雨辰雄	森孝次郎	八田二次郎
中部港灣労働組合	門司宗太郎	松田喬平	新妻徳壽

決定せる代表及び顧問

代表委員 日本海員組合長 堀内長榮  
顧問 海員組合若松出張所長 土田保一  
同 日本海員組合教育出版部長 西巻敏雄

三、關西皇國勞農協議會結成狀況

愛國労働組合全國懇話會にありては本誌に數次既載の如く其の戦線を擴大して「愛國労働組合會議」を結成しこれと併行して「愛國農民團體」の戦線統一を圖り以て「愛國政黨」を樹立すべく策動しつゝありしが此の企圖(政黨樹立)に就いて日本産業

労働運動の状況

やりとげ益々城北勤勞市民の爲に生活の向上とを利益をもたらし更に進んでは全無産階級の解放戦線の一分野として全國無産團體の合同促進運動の一翼としての及ぼすながらの力盡しをしようと念じて居るもので有ります。

此の趣旨を了解せられて今まで壓迫されて来た勤勞市民の生活上の爲に生活權擁護の爲に城北勤勞市民諸兄弟姉の雙手を擧げての参加を心から希望する次第であります。

別記(五) 申合せ

近畿地方の社會大衆黨外の各無産團體は其府縣に於ける協議機關を通じて連絡を緊密にし反ファッショ戦線の擴大を目指して社會大衆黨を中心とした全國的政治戦線統一強化のために闘ふと共に社會大衆黨並に労働無産協議會に對して無産政治戦線の連なる統一協力を要請して積極的行動を以て其完成のために邁進する。

一九三六、八、八

無産政治戦線統一

近畿地方懇話會



労働俱樂部と總聯合等との間に意見の相違あり又愛國農民戦線の統一も關東、關西の意見の相違より實現容易ならざるものありとして取敢ず關西に於ける全國懇話會加盟團體と皇國農民同盟によつて關西地方の愛國勞農戦線の統一を圖ることとし本月十九日準備會を開催して之が方法等に付き協議せる結果愈々本月二十五日大阪市中ノ島公會堂に於て吉田賢一議長の下に「關西皇國勞農協議會」の結成會を舉行せり左に其の状況を摘記すべし。

(一) 出席者

懇話會 今井武吉外十八名、皇農 吉田賢一外十四名計三十四名

(二) 議事

(1) 規約に關する件

中地兼誠説明し左記の如く決定

關西皇國勞農協議會規約

第一項 本協議會を關西皇國勞農協議會と稱し、事務所を大阪に置く。

第二項 本協議會は全國の皇國勞農團體の戦線統一と全國的日本主義政黨結成促進を目的とす。

第三項 本協議會は、愛國勞働組合全國懇話會近畿地方委員會及び關西地方の皇國農民團體とを以て構成す。

第四項 本協議會に議長一名、副議長二名、書記長一名、委員及書記若干名を置く。

第五項 本協議會の費用は、各加盟團體毎に月 圓割で負擔するものとす。

(2) 農民戦線統一の件

以上

要旨と理由

(説明者西光万吉)

一、農民生活の窮乏は皇國最大の禍根である、之を克服して強く時難に堪へ、眞に國體顯揚を目指して速かに全國農民は結合統一されねばならぬ。

今や皇農戦線の全國的展開を見んとするは將にこの目的達成への一大傾向を示現せるものである。殊に目下進展しつつある皇國農民團全國統一結成なるの日、我等は農村革新の光榮ある主體動力の素地成るものと信ずる。

一、過去數十年の間、僞善と搾取と而して兇暴の限りを盡し今や崩壞の過程を辿らんとせる政友、民政を中心とする現状維持派の諸勢力並びに依然として模倣と階級的形式論理を弄び國體を把握せず、パンを求むる農民に石を與ふる、かの全農とその亜流の一群は、漸次これを克服して我が陣營に同化し、他面廣汎なる未組織大衆の組織化と相俟つて、やがて三千萬農民一途に集中して直面せる空前の革新的皇農の翼賛に順ぜんとす。以上根本的方針である。

更に精細適確に地方的、具體的條件を考慮し速かに全的統一結成の實現を圖らんとす。

申合せ

農民戦線全國的統一工作に關しては飽迄も皇國農民同盟を支持する事。

(3) 人民戦線排撃に關する件

中田竜三別記説明要旨に付き説明し原案通り可決

(4) 愛國勞働組合戦線統一の件

理由 (説明者樋口喜徳)

關西皇國勞農協議會の結成を實現したる今日その構成勢力の有力なる部分を爲す、愛國勞働組合全國懇話會近畿地方委員會は農民團體との緊密なる提携を通じて、維新政黨の結成といふ政治的目標に邁進することになつた。斯くして全國的政治行動へと擴大した戦線に於て愛國勞働組合の採るべき當面の方針は、その組織自體の擴大強化である。

既に一應全國的規模に於て、而も全的合符、産別整理を前提として結成された組織體なる、愛國勞働組合全國懇話會はそれ自體の組織を強化し、擴大する事が直ちに皇國勞働運動の戦線統一と一致し、來るべき維新政黨の結成に當つてその強力な構成要素となり、以て昭和維新の翼賛に日本勞働者としての本分を盡すことを得るのである。

(5) 日本主義政黨樹立の件 (説明者吉川六郎)

主 文 不明朗なる現在の國民生活を打開し、天業翼賛の主體たる新政黨を要望する國民大衆の聲は久しい、我が關西皇國勞農協議會設立の主目的もこの要望に應へんがためである、我等はその目的貫徹の爲め能動的行動を展開すべし。

労働運動の状況

理由省略

(6) 宣言發表左の如く滿場一致可決

宣言

比類なき日本國體の尊嚴に自覺せる勞働者農民は、我が皇國の歴史に省みて今や未曾有の國民の昂揚期に遭遇せるを機縁として、自らの負ふ歴史的使命を認識するに至れり。歴史的使命とは何ぞや、昭和御維新翼賛の使命である。資本主義の制度によつて階級分化を遂げたる國民の二大陣營を、資本主義の改新によつて一元化し、以て一大國民の更生を期するにある。

今日、愛國勞働組合全國懇話會近畿地方委員會、皇國農民團體によつて關西皇國勞農協議會を結成せる所以のもの、また實に日本勞働者、農民の歴史的使命に基くところである。

由來我が皇國は肇國の古よりやむことなき生命的發展を遂げて今日に至つたものである、思を遂に致して皇國の現状を視、現段階の政治的、經濟的客觀狀勢を分析する時、資本主義制度は既に全面的に體系化する政治勢力として國民の上に臨むに至つた、最早國民は個々の經濟的欲求をすらも、資本主義の改新といふ政治的目標に進むことなくして到達することを得ない見透しを持つに至つた、斯くの如くして資本主義制度は階級闘争を助長し皇國々體の尊嚴を害ふところとなつた。而して我等が皇國の現状が資本主義によつてその進路を阻まれたるを自覺する時、皇國發展の生産力の中樞を形成し、幾千年來皇運扶翼の基礎努力を繼續し來つた愛國勞働者農民の堪へ難きところである。

斯る時、歴史的使命を持つ本協議會が結成せられたのである。かくて我等は昭和御維新翼賛の主體として來るべき維新政黨の結成



労働運動の状況

を促進すべき任務を持つものである。従つて本協議会の組織成員たる労働團體、農民團體は組織の擴大強化と戦線統一を當面の任務とし、一國一黨、二組合の基礎を作り、目的を異にする既成労働團體、農民團體に對してはその轉向、分解、併合、淨化をもつて臨み、未組織労働者、農民を組織化し、皇國労働者、農民の正しき思想的統一を完成することによつて亡國人民戦線を擊滅し、進んで現状維持の觀念を排し、不純なる政治意識を注入することによつて、常に維新勢力を後退せしめつゝある政治プロレタリア的存在を斷乎として粉碎し、強力にして純眞なる御維新の基礎工作を遂行することにより、關西皇國労働協議會の使命に一路邁進せんことを期す。

昭和十一年八月二十五日

關西皇國労働協議會結成會議

(三) 役員

- 議長 赤崎寅藏(新海員組合)
- 副議長 吉田賢一(皇農)
- 同 今井武吉(總聯合)
- 書記長 大橋治房(日協)
- 委員 末中勘三郎(總聯合)
- 中地熊藏 松田喬平(新海員組合)
- 寺島宗一郎 未田 富 吉岡八十一(皇農)
- 土岐信次(海上同志會)
- 矢尾喜三郎 加藤鉄之助(労働同盟)
- 樋口喜徳(日協)

人民戦線構築に關する説明要旨

一、人民戦線は如何して出来たか？  
 世界資本主義國家が、等しく國家資本主義の方向に向つてゐる時、人民戦線或は民衆戦線と云ふ言葉が非常にやかましく喧傳されるに至つて來ました。一體人民戦線とは何か、我々はそれに答へる前に、人民戦線を世界的にもり上げて行つた根源と目される昨年の第七回コミンテルン大會の決議に就いて重視しなくてはならないでせう。

御承知の通りコミンテルン大會は第三インターナショナルの最高決議機關でありまして、それは世界の至る處に根を張つて、第二インターナショナル、即ち、社會民主主義と戦い抜いて來てゐる處のものであります。

彼等第三インターは、第二インターを目して「資本家の番犬なり」とし、「別動隊」と斷じ「社會ファッショ」として排撃して來たのであります。處が昨年の第七回コミンテルン大會は、世界的な民族的自覺に基く闘争とファッショの嵐に抗すべく、犬猿の間酒たる第二インターとの合同、共同戦線の提議をしてゐるのであります。これが現在世界的に行はれてゐる人民戦線の根本的指導力となつてゐるものと斷じて差支へないものと思ひます。

こゝした反ファッショ戦線を「早く實現してゐた處はフランスであります。昨年の二月「火の十字軍」を中心とするファッショ團體が、共和制の議會政治を粉砕するべく暴動を起した時、當時小黨分立のフランスに於ける左翼、社民團體は、このファッショの爲にかなりの衝動を受けたのであります。この事件以來、フランスに於ては、社會黨、急進社會黨、共產黨等が、共同戦線を結んで反ファッショ戦線を形造つたのであります。

これがそも／＼人民戦線の始まりでありまして、フランスは勿論御承知のスペインに於ける人民戦線と迄なり、今や世界はファッショと人民戦線の歴史かと思はれる様に展開されて行つたのであります。

二、人民戦線の本質

人民戦線は反ファッショの爲の共同戦線である事は何人も異論なきものと思はれます。歐洲に於けるドイツ、イタリーのファッショ化は、確かに第三、第二インターを顔色なからしめたものであります。この戦線は攻勢でなく始めから守勢の爲の戦線統一であつたのであります。

歐洲に於けるファッショと云はれてゐる愛國團體の本質を云々することはしばらくおくとしても、フランスに於ける人民戦線は、民衆の内部からモリ上り來る愛國的熱情(所謂ファッショ)の前に危機にひんしてゐると云ふ事でありまして、これは社會大衆黨の河野密氏の歐洲からの告白でありまして、全く人民戦線は元々犬猿の間柄たる第三と第二の寄合世帯ですから、その基礎は薄弱であり、分裂の爲の戦線統一でしかないと思はれるのであります。

三、日本に於ける人民戦線

日本におきましても最近、この人民戦線が問題化されて來て居り、社會大衆黨と、合法左翼、労働無産協議會とが接近して來て居り、既に大阪に於ては、社大黨の中に合法左翼が合流して行く等の強化を計り、農村と云はず、都會と云はず、人民戦線の統一強化の提唱をしてゐる様であります。この人民戦線一派の内部には共產主義も、社會民主主義も、ブルジョアリベラリストも含まれてゐるのであります。その目的とする處はファッショ粉砕

労働運動の状況

にあるのであります。最近のあらゆる労働運動、社會運動の通信紙を讀がしてゐるのは等しくこの人民戦線の確立とファッショ粉砕であります。

確かに日本資本主義の動向は、二、二六事件以後急激に國家資本主義的方向に向つて居り、その政治形態はいちよるしくファッショ的形態を帯びて來てゐるのであります。國家資本主義の整備はいきおい労働大衆の生活を一層の窮乏化に導き、金融財閥を支柱とする軍閥、官僚、重臣から形成される獨裁政治が強化される必然性におかれてゐるのであります。これが正しくファッショでありまして、ファッショは國家資本主義の維持勢力なのであります。この資本主義の行詰り形態たるファッショの粉砕は、日本の國をよりよくして行かうと願ふ者の誰でもなすべき事でありまして、人民戦線の構成もこの意味に於て、眞に労働大衆の聲としてモリ上つて來たものとするならば誠に當を得たるものと思へるのであります。この人民戦線の敵としてゐる處のものはこのファッショでなしに、所謂我々日本主義陣營を指してファッショと呼び、その打倒と、その勢力の進展を阻止せんが爲に結んだのが、日本の人民戦線である様に思へるのであります。

歐洲に於ける愛國と、我々日本主義者を同一に論じ、ファッショなりと斷定して、吾々に對立しやうとする人民戦線一派は、正に資本主義と同じく國賊として最後迄戦ひ抜かねばならない者であります。

彼等一派は、日本民族の歴史的反省の自覺の上に立つて捲起された日本の革新運動の中心たる日本主義運動の據頭の前につかり狼狽し切り、自己陣營の擁護の爲に、社大黨を中心として合法



左翼、小ブルジョア共が共同戦線を張り、我々にファッショナリとのぬれぎぬをかむせて、その粉砕の爲にヤツキとなつてゐる一箇の神聖同盟であるのであります。だが果して我々日本主義陣營が彼等の云ふ如くファッショであるかどうか？亦ファッショなりと見らるゝ危険性が我々の中にないか？我々は茲に於てファッショと日本主義を明確に區別し、その上に立つて、國賊的人民戦線の一派の粉砕に全力を集中すべきであると思ひます。

四、ファッショ、日本主義、人民戦線

ファッショと云ふ言葉は、實に無難作に言つてのけられるのであります。では一體ファッショつて何だと言はれると誰でも一寸定義づけられ得ないと思ひます。

ファッショの語源はイタリアのムツソリーニでありまして、ムツソリーニのとつた行動、その運動形態、それを指してファッショと名付けられたものであります。そもくムツソリーニは「主義を持たない事を主義」として行動してゐたのださうですから、ムツソリーニの主義をムツソリーニズム、所謂それがファッショであつたわけです。處がムツソリーニは没落せんとしたイタリアの資本主義國家を背負つて立つた男である、だからこれを歴史的に見ますならば、資本主義の最高段階に於て現はれる政治的表現であるわけだつたのであります。

こうした獨裁的、武力的、軍國的行動は、別にムツソリーニやヒトラーが居らなくとも、各國資本主義國家がたどる過程に於いて必然的に取入れられる政策であるのであります。日本に於いても最近とみにファッショ化して來た事は疑はれない事實であります。

ファッショはあらゆる形態の中に現はれて來ます。金融資本主義經濟の崩壊として私的獨占は國家獨占に移され、その政治形態は必然的に議會政治から獨裁政治に移つて行くのであります。

そうして行かなくては、國家資本主義に整備された各列強國間の競争が不可能となるのであります。ですからこの時代に於いては、箇々の資本家の意圖如何に不拘、私的企業は國家企業に移され、國家資本主義國家としての體制を整備して行くのであります。それは實に必然的な、なり行であるのであります。最近の電力國營論、一縣一銀行論の擡頭とその實踐化は、如實に現段階の日本資本主義が如何なるものであるかを物語つてゐるものであります。

それと共に、支配階級即ち國家資本主義の直接擔當者達は盛んに愛國思想を普及することに依つて國民大衆の精神をさそふ。國家資本主義體制の實施の爲に役立ち得る様にするのであります。この政治、經濟、文化の中に一貫して流れてゐるイデオロギイとその行動を指して我々はファッショと定義づけたいと思ひます。一口に言へば、ファッショとは國家資本主義段階に於ける金融財閥を柱とする軍閥、官僚、重臣、特權階級の形成する一連のプロクタの獨裁的政治表現であります。

次に我々は、日本主義に就いて見て行きたいのですが、我々お互が、日本主義者である以上、今更茲で日本主義とは何ぞやなんて云ふのはおかしい話ですが、我々はファッショと日本主義とをハッキリ區別しておき度いと思ひます。

ファッショでいふ、ファッショだと考へてゐる様な大それた日本主義者もある様ですが、ファッショが日本主義でも、日本主義がファッショでもない、日本主義は絶対に日本主義でありましてそれ以外の何物でもない事を我々はハッキリとさせておき度いと思ひます。

日本主義はあく迄革新的であり、歴史的でありまして、現状打破派であり日本の歴史的反省の上に立脚し、歴代陛下の大御心を戴して一君萬民擁護のない社會の建設、即ち皇産經濟の實施を目標とするものであります。でありますから資本主義には眞向から反對であり、その行詰まれる最高形態としてのファッショに對してもあく迄反對です。くどい様であります我々日本主義者は決して人民戦線一派の言ふが如きファッショじやないと云ふ事をハッキリとさせておかないと我々は人民戦線一派を亡國の資本主義の同類として粉砕カンバを捲起す事は至難であると思ひます。

扱て我々がファッショでないと思ふ事は、これでハッキリしたわけでありまして、この我々の陣營を指してファッショなりとして、その粉砕の爲に狂奔してゐる人民戦線は一體何であるか？

人民戦線は勿論日本主義運動の擡頭の前に色を失なつた亡國群の共同戦線隊である事に間違はないのであるが、その構成要素を一覽しますと社會大衆であり、労働無産協議會であり、小ブルジョアであり、進歩的自由主義者であるわけではあります。

先づ社會大衆を分析しますと、既にこれ自身が寄合世帯でありましてこの内部にファッショ的色彩と、反ファッショ的色彩とを含んだりして居りまして、陸軍省から出た國防パンフを支持すると思へば一方の口で軍事費の縮小を叫んだりしてゐる始末であ

ります。併し乍ら何と云ふてもその本質は、第二インターの社會民主主義でありまして、民主主義と云ふ事が既に我國體に相入れざるものであります。しかもそのイデオロギイは漸次労働者、農民層を離れて、小市民層の方向に移行して行き社會改良主義者としての本質を事毎に遺憾なく曝露して居ります。従つて彼等が國家資本主義に反對するのは、その現状を打破して、搾取のない社會を建設せんとするのではなく、舊勢力を維持し、産業資本主義時代に引戻さうとする資本主義維持派であるのであります。所謂彼等が獨裁政治に反對して議會政治を固執するものもその立前からでありまして、一方でファッショ打倒を叫び、一方の手で資本家と握手し心に國體に反する逆賊思想を持つてゐるのが社會大衆黨であります。

亦労働無産協議會は合法左翼を以つて任じてゐる國賊の張本人でありまして、民族的モメントを無視し、日本の歴史を知らず、労働階級の獨裁政治が日本に於ても出来るものと盲信してゐる亡國共であります。その内部には共產主義者のはびこり、コミンテルンの決議に基いて日本國體を破壊し去らうとしてゐるのであります。

この一派が日本主義運動の擡頭の前に色を失ひ、その粉砕にうき身をやつしてゐるのであります。その爲にお互ひが合同し、それに小ブルジョアだの、自由主義者共を引っぱり込んで人民戦線を形造つてゐるのであります。

今やこの人民戦線は、都會から農村から、ファッショ打倒の旗印をかゝけて立上つて來て居りますが、この農民を僞購し、労働者をだまして日本の國體を破壊し去らうとしてゐる人民戦線の粉



碎は、吾々日本主義者に課せられた大きな任務であります。

我々日本主義者の主要敵は

一、ファッショ

二、社会民主主義

三、共産主義(合法左翼を含む)

人民戦線

でありまして、ファッショは、國民を腐敗、窮乏のどん底につき落し、國體を破壊し去らうとしてゐる國家資本主義の政治的表現でありまして、このファッショの打倒こそ我等の今後の重大なる任務であります。この背後から騒ぎ國家を毒せんとする人民戦線の粉砕は當面の急務であると確信するのであります。

五、人民戦線の撃破

では如何にしてこの亡國的人民戦線を踏みくだき、蹴散らし、粉砕して行くか？我等の今後の一切の運動は國賊打倒に關する執拗なる闘争であります。

人民戦線の粉砕も、勿論この諸多の亡國軍打倒と同じく、先づ自己陣營の擴大強化によつてのみ強力に遂行し得るものであると確信するものであります。日本主義陣營の主體的勢力の擴大強化、それこそが人民戦線を粉砕し得るものであると確信するのであります。そして、それは労働者、農民階級を吾々の側に絶對的に獲得し、それを絶えず強化する事でもあります。

それが爲には、全國に涉つて日本主義の一大カンパを強力に遂行せねばなりません。資本の暴壓下に呻吟する陛下の赤子、勤勞大衆の生活内部より、日本主義の旗を高らかに掲げて、一切の反國體的存在に對する假借なき闘争を遂行する事こそが、日本主義陣營を強力なものとし、擴大させて行くものであると思ひま

す。先づ人民戦線の撃破は、日本主義労働團體の擴大強化を必須的條件としてゐると共に、その上に立つ不動の單一愛國政黨の結成を主體的條件としてゐるのであります。即ち一國一政黨一組合の目標に向つて邁進する事こそが、人民戦線粉砕の好手段であります。

それと共に我々は進んで人民戦線の直接的粉砕の爲に全國至る處に於いて血の闘争を敢行する事を覚悟しなければならぬのであります。我が國に於ける人民戦線はいまだそれ程強力なものでない。遂最近の情勢によると既に社大黨内部に於いて、労働無産協同會と提携する事によつて人民戦線を強化せんとする一派と、それに反對する書記局の一派とが相抗争してゐる様な結末であります。我々をはかかる敵の陣營を一層の混亂に導き、人民戦線の内部よりの崩壊を拍車づける爲に絶えず内部的な擾亂を策すべきであると思ふのであります。

この人民戦線の中心となつてゐる——勿論これは形だけです——が、社會大衆黨の假面をはぎとる事に依つて、社會大衆黨を勤勞大衆から浮び上らせなければなりません。社會大衆黨の本質が何であるかは、先にも申し上げた通り、ハツカリとした國賊であり、資本主義維持派であるのですから、この點を常に大衆の面前に於いて曝露し、そのもつともらしい假面をはぎとり、撃破しなければならぬと思ひます。

我々は日本に於ける、この社會大衆黨なるものは、只職員を遣出す爲の道具と化してゐるものであり、寄合世帯であり、それ自身内部的崩壊を來す矛盾をもつてゐるものである事を知つてゐる

るのであります。我々が今最もこの人民戦線の内部に注意せねばならない事は、共産主義勢力が延びてゐると云ふ事でありまして。共産黨既に全滅!!と度々報せられてゐるのであります。第七回コミンテルンの決議が日本に於てそのまま實現して行かうとしてゐる現状を見る時、この人民戦線形成の背後に共産黨の手が延びてゐないと誰が斷言出来ませう。我々の打つべきものは正にこれでありまして。人民戦線の主體的力となつてゐるであらうこの共産

四、官業労働組合合同等の状況

(一) 合同に至る迄の状況

陸軍造兵廠大阪工廠従業員を以て組織せる官業労働總同盟向上會と日本労働總聯盟大阪官業労働組合並に中立派の三者は本月十三日合同大會を舉行せるが之が合同に至る迄の經過を述べれば元來右兩組合は大正八年十一月九日大阪工廠従業員を以て向上會なるものを創立せるものなるが其後幹部川村保太郎と八木信一との間に感情の對立を生じ八木一派は大正十一年四月同組合より脱退して同年十一月二十六日純向上會(大正十五年七月十一日大阪官業労働組合と改稱)を結成し爾來事毎に對立抗争を續け來れるものなり、而して兩組合共日本労働組合會議に加盟後組合會議書記長米窪滿亮等が兩者の合同斡旋に努むる處ありたるも依然感情的に難色ありて實現するに至らざりき然るに客年末總同盟と全國労働との合同成立したるを契機として各労働團體間に戦線統一問題強調せらるる等客觀的諸情勢に刺戟せられ合同氣運動き之れに前記米窪等の斡旋等も奏效して愈、本年一月二十六日第一回合同協議會を開催するに至り爾來數次に互り合同委員會等を開き協議中なりしが其の過程に於て新組合の名稱に付き一時停頓状態に陥りたりしも社大黨顧問今井嘉幸等の調停にて新組合名を「大阪官業労働組合」とすることに兩者妥協成り愈々本月十三日大阪中ノ島公會堂に於て合同大會を舉行し官業

(以上)



労働に所属するに至れるものなり、而して右大會は出席代議員八十五名、宮本静一(向上會員)議長の下に規約制定並に左記の如き綱領宣言及役員等を發表して無事故會せり。因に新組合の現勢次の如し

舊向上會 約三、八〇〇名 舊大阪官業労働組合 約二、〇〇〇名  
中立派 約一〇〇〇名 計五、九〇〇名  
主なる役員氏名

委員長宮本静一 統制委員長北川種蔵 主事川村保太郎 顧問八木信一

(二) 本合同に對する陸軍當局の態度 陸軍當局にありては從來共工廠内の労働組合組織を阻止しつゝありたるが殊に横斷的組織に關しては極度に之れを嫌厭し居りたる折柄とて本合同大會に際しても制私服憲兵十數名を派遣し會場入口に於て參加者の署名を求むる等相當嚴重なる取締を加へたる模様にして彼是相綜合するに陸軍當局は、近き將來に於て工廠内労働組合に對し何等かの措置を講ずるにあらざやと看測せらる。

(三) 本合同問題に對する生産黨の態度 大日本生産黨に於ては本月三十日専門部長會議を開催し本合同問題に對する對策を協議せる結果本件は海員組合米窪滿亮の策謀に乗ぜられ全組合員を擧げて社大黨支持を聲明せるは國防上重大問題にして斷乎之れが取消乃至解散運動を爲す必要ありとして關係官廳に進言することに決定し翌三十一日代表佐藤尙政外二名は陸軍省憲兵司令部其他を訪問して別記進言書を提出し種々説明する處ありたり。

綱 領

- 一、我等は萬民協和の國民的理想に遵ひ、智徳を涵養し技術を鍊磨し以て人格の完成を期す
- 一、我等は官業労働者の特殊性を認識し、健全なる組織と訓練により労働條件の維持改善並に共同福利の増進を期す
- 一、我等は國情に即し、合理的運動により資本主義の改革に協力し社會進化に貢献せんことを期す

宣 言

官業労働運動多年の懸案たりし、官業労働總同盟向上會、日本労働總聯盟元向上會及中立派の大同成り、茲に一大單一組合結成の式を擧げ得たるは我等の欣快に堪へざるところである。顧みれば我等不幸にして所信を異にし、袂を分つて以來十有餘年、我國社會情勢の變遷は戰線統一の機運を促進し、先に反共産主義反ファツシヨ、反資本主義を標榜し、健全なる労働組合主義を精神とする日本労働組合會議の結成あり、我國社會運動の方向が示さるるに及び、我等も亦従業員大衆の自覺の要望に應へるべく、過去一切を清算し官業労働運動の中心勢力として、全官業労働者の地位の向上と、社會進化に貢献せんとするものである。惟ふに近時資本主義經濟の破綻と、國際問題の複雑化は労働運動に對しても新しき情勢を展開し、徒らに時流におもねり、幻想を追ひ、日本主義、愛國主義の美名を掲げて躁狂する徒輩の族出するものあり、又焦燥の餘り矯激なる方針の下に國家國情を無視せんとするが如き共に我等の與みせざるところにして、飽くまで明確なる國家觀念を把持し、官公業の重要性を認識し、國情に即した合理的運動こそ我等官業労働者の採るべき方針なることを確信

労働運動の状況

する。而して我等は當面左記各項の實現に向つて邁進せんとするものである。

- 一、労働組合法の即時制定
  - 一、陸軍共済組合年金制の實施促進
  - 一、最低賃銀制の確立
  - 一、陸軍特殊休日の日給支給
  - 一、低金利政策に依る共済組合の赤字國家保障
  - 一、熟練労働者の保持
  - 一、臨時工制度の廢止
  - 一、定年制の延長を含む職工規則の改正
- 我等今日の合同は官業労働運動史上重要な意義を持つものである。我等は官業労働運動の中心勢力たる自覺の下に相協力し、相激勵して歴史的使命を遂行せんことを誓ふ。
- 右宣言す  
昭和十一年八月十三日

官業労働總同盟

大阪官業労働組合結成大會

進 言

去る八月十三日午後七時より大阪中央公會堂に於て結成大會を舉行したる陸軍大阪工廠關係の大阪官業労働組合は典型的天皇機關設信奉者たる日本海員組合書記長米窪滿亮等の策謀に乗せられ遂に全組合を擧げて社會大衆黨支持を表明するに至れり。こゝに改めて多言する迄もなくかの社會大衆黨は兇逆天皇機關説論者の盲動基礎にして且つ終始反軍反戰の不逞運動を繼續し來



れる断してその存在を許容すべからざる逆賊的存在にして最も顯著なる國體明徴運動の一敵なり

至尊親率のもと終始國體明徴運動の中堅實踐者たる皇國陸軍の支配下にある官業労働の従業組合にしてかゝる兇逆政黨の全的的支持を表明するが如きことは断してあり得べからざる所若しそれこれをしも黙認許容せんか、皇軍主導の國體明徴運動は全くその生命を喪失するに至るべく、のみならず極東の風雲嶺に急にして一觸即發の危機に直面せる今日若し兵器製作の根柢たる陸軍工廠従業員が敗戦主義者、賣國赤賊等の指導下に置かるゝ如き場合には全く皇國々防の一大禍根を招來するに至らん又該大阪官業従業員組合の問題を等閑に附せんか將來必ず全國陸海軍造兵工廠内に波及し戰時最も重大なる部面に於て強力なる内敵勢力の活動を見るに至るべし

五、日本労働組合會議擴大執行委員會狀況

組合會議にありては本月九日東京市芝區總同盟本部に於て擴大執行委員會を開催せり出席者松岡駒吉外十二名左記議案を審議可決せり。

議事

- (1) 退手法に關する件  
松岡駒吉より先般來内務省に於て開催中の退手法施行準備調査會内に於ける労働團體代表の活動狀況を報告したる後、客月二十二日開催の政治委員會に於て同法施行に關する組合會議の態度を決定内務當局に提出せる経緯を詳細報告、承認を求め異議なく政

これ等しく皇國々防の真正なる擴充に思ひを致す吾黨の断して黙過するに忍びざるところよろしく貴大臣(司令官)が皇國の大義に立脚して該大阪官業労働組合の社會大衆黨支持を即時取消せしむべく若し又これを承認せざる場合に於ては断乎これが解散を決定せしむべく萬畫の努力あらむことを尊皇絶對の赤誠以て敢へて進言して止まざる次第なり

昭和十一年八月三十一日  
大日本生産黨

陸軍大臣 寺内 壽 一閣下  
憲兵司令官 中島今朝 吾閣下  
造兵廠長官 永持 源 治閣下

- 治委員會に於て決定せる退手法施行に關する方針を承認。
- (2) 第廿一及び第廿二回國際労働總會の議題に對する件  
米窪より海員協會聯合對策委員會に於て研究中の内容を簡単に説明之を承認。
- (3) 年度大會に關する件
- (4) 開催日時場所

開催場所は去る六月十九日開催の擴大執行委員會に於て横濱海員會館に於て開催することに決定し居るも、之が開催日時は亞細亞労働會議第二回大會とも關聯し居るを以て、次回執行委員會(九月十五日頃大阪にて開催の豫定)に於て協議決定することに決定

(ロ) 大會提出議案

- 左の通り決定
- (F) 労働組合法制定の件
- (X) 團體協約法制定の件
- (D) 海員協約法制定の件
- (C) 港灣労働者保護法制定の件
- (B) 國民健康保險法制定の件
- (X) 商店法制定の件
- (A) 船員保護法制定の件

六、愛國労働組合全國懇話會の情勢

(一) 在京常任委員會 本懇話會に於ては客月二十九日日本部に於て在京常任委員會を開催し左記事項を協議決定せり。

(I) 國際労働代表選出に關す建議書決定の件  
左記の如き建議書を決定し内務大臣、社會局長官等に同日附を以て郵送せり。

建議書

- 一、國際労働代表選出に關す建議書ニ當ツテハ我等ハ次ノ如ク政府當局ニ建議致シマス
- 二、現下我國ニ於ケル産業ト労働ノ諸問題ノ重要性ニ鑑ミ日本國

労働運動の状況

(4) 亞細亞労働會議第二回大會開催の件  
來る十月頃開催豫定の本大會は未だ印度側より正式回答なきを以て本部書記局より印度側に再照會を發し其の回答を俟つて開催日時を決定することに決定

(5) 緊急動議  
海員組合 松浦清一  
「大阪地方労働無産團體協議會より吾が組合會議大阪地方協議會に對し加盟を申込み來れるが之れを如何に取扱ふや」と提案協議の結果組合會議本部に加盟せざる組合の單なる連絡機關たる協議會を地方協議會に加盟せしむる事は規約違反なるが將來の全線的の契機を作る爲、本部としては表面之を關知せざることに決し之が取扱を大阪地方協議會に一任することに決定

内ニ産業労働會議ヲ設置シ國論ヲ統一シ以テ代表ヲ會議ニ臨マシメラレタシ  
一、労働代表ノ性質ニ鑑ミ特ニ一黨一派ニ偏重セズ廣ク國內ノ各團體ヨリ證據サレタシ  
一、國際時局ニ鑑ミ特ニ反國體的人物ヲ排撃セラレタシ  
以上建議ヲ致シマス何卒趣旨御察ノ上閣下ノ深重ナル御裁斷ヲ仰ギ度茲ニ建議書ヲ提出スル次第アリマス。



- (2) 退職積立金及び退職手当法施行に関する命令案要綱に對する態度決定の件。
- (二) 中部地方委員会状況 本懇話會中部地方委員会に於ては本月二十三日委員会を開催し左記事項を審議決定せり。
- (1) 維新政黨に関する件 山崎常吉より維新政黨は皇農團體が關東、關西の二派に岐れ對立状態にあるため一頓座を來し關西方面に於ては近く勞農協議會を結成すべく準備を進めつゝありて我が中部地方に對しても同様之れが結成を希望する向もあるが中部地方唯一の農民組合たる皇

農は既に東關側を通じ三六俱樂部と關係を持つに至りし事情等に鑑み此際中部地方委員会として態度を決定したしと述べ協議の結果、飽く迄中立的立場に於て關東、關西の融和を促進し懇話會の線に沿ふて維新政黨結成への楔たらしむべく一切を政治委員に一任することに決定

(8) 人民戦線に関する件 人民戦線は第七回コミンテルン大會の指令に基く戰略戦術にし我が國體を破壊に導くものなりとして斷乎排撃することに決定。

うめくさ

機關誌(紙)についてお願い。

右翼と限つた譯ではないが團體の動向に關して其機關誌(紙)を見ることは相當の重要性を持つて居る。機關紙類は入手されたら御送付願ふ事となつては居るが事實は却々行はれて居ない、それは「東京發行のものだから」とか「こんなのは他から送つてあるだろう」とかの意味からであると思ふが、今後は「何々郵送越に關する件」と云ふ様な申報には成るべく現品を添付して頂きたい。それが何處で發行されたものであつても、或は所謂逆輸入であつても。(右翼係)

農民運動の状況

一、全農の議會報告演說會開催状況

全國農民組合にありては、小作法の制定、農村更生策斷行の輿論喚起等を目的とする夏季遊説計畫を樹て、之れが實行方を府縣聯合會に指令する所ありたる結果、大阪、兵庫、栃木、奈良、岐阜、福岡等の諸聯合會にありては次の如く夫れ々縣下樞要の地に於て之れを開催し相當の成果を收めたる模様なり。

府 縣 名	開 催 度 數	聽 衆	警 察 事 故
大 阪	一	二七〇	なし
兵 庫	一	七〇	〃
栃 木	四	九四九	〃
奈 良	二	五〇〇	言論中止一
岐 阜	三	八二五	なし
福 岡	一	五七二	〃

二、北日本農民組合の情勢

由來北日本農民組合は左翼的色彩濃厚にして動向注意すべきものありたるが、這般の本年度大會に於ては人民戦線運動の緊要を強調し其の態度を闡明する所ありたる等警察上相當留意すべきものあるに至れり。即ち本組合は、昨年七月治維法違



反者の組織復歸以來漸く左翼的色彩を加へ、殊に本年に入りては、集會に對する取締警察官の臨臨を拒否するの舉に出づる等其の鋒銜を表はすに至りたるが、八月二十二日開催の年次大會に於ては、「尖鋭なる資本主義内部の矛盾の對立は益々其の強力なる彈壓と搾取を遂行するため、凡ての人民の自由を奪ひ去りファツシヨ獨裁の形態に移しつゝある。、、、吾々は此の官僚、軍部、資本のファツシヨの同盟者たる現在の支配機構の全政權に對して凡ゆる人民的組織を擧げて對抗せねばならぬ」云々と反ファツシヨ人民戦線運動の緊要を強調し、之れを組合の綱領に取上げると共に、次いで開催せられたる第一回執行委員會に於て本運動の成功的遂行を期するため、「勞農無産協議會」への加盟を決議し、本月二十六日横田、羽賀の兩書記を上京せしめ、前敍協議會の「人民戦線」運動に對する眞意を確めたる上加盟交渉を行はしめたる結果二十八日加藤委員長より入黨の承認を得たる状況なり。素より本組合の斯る態度は全組合員の總意に非らざるかの如くなりと雖も、警察上之が推移注目に値するものあるべし。

因みに本大會に於て決定せられたる本組合の行動綱領並に新役員次の如し。

記

行動綱領

- 一、小作料の徹底的減免
- 二、ロール摺に依る損失地主負擔
- 三、糶子米、口米、俵米二重俵裝の廢止
- 四、一ヶ年飯米、立毛、生鹵動産差押反對
- 五、産米二重検査制度の廢止、單一任意制の即時實施
- 六、地主本位の耕地整理反對
- 七、小作調停法、金錢債務調停法の反動化反對

- 八、立入禁止、土地取上反對、耕作權の完全なる確立
- 九、借金、電燈料の強制取立反對
- 一〇、蒼蠶農民の損失國庫負擔
- 一一、反動的自作農創定法反對
- 一二、産業組合の自主化
- 一三、電燈料、鹽、煙草、肥料等の獨占暴利價格反對
- 一四、窮乏農民の兒童の被服、食料、學校用品の無料支給
- 一五、家屋税、荷車税、自動車税等の無産者税の輕減
- 一六、兵役年限の短縮、入營兵家族生活の國庫保證並に除隊兵士

の就職の保證、戦死、傷病兵の家族の生活國庫保證

- 一七、婦女子の人身賣買の禁止並に公娼、私娼の廢止
- 一八、農民運動を弾壓する法律の改正
- 一九、農民戦線の全國的統一
- 二〇、ファツシズム打倒、人民戦線の確立

新役員

- 執行委員長 玉井 潤 次
- 書記長 寺西 貞 次 郎
- 統制委員長 佐藤 佐 藤 次

三、皇國農民同盟の情勢

(一) 一般情勢 本同盟にありては、「朝に野に農民恒救の、對農村方策は論議せられつゝありと雖も、未だ曾て農民生活の上に實の結ばれたるものなく、農村問題は愈々深刻且つ重大化しつゝあり。

此の際日本主義農民運動者は國民思想の根柢に搖ぎなき基礎を興へ、行詰れる農村問題解決のために其の戦線を統一して奮起するの要あり」として本春以來専ら之れが實現化に努め來れり。

斯くて維新青年俱樂部今里勝雄、新潟縣皇國農民聯盟稻澤利清、愛知縣皇國農民組合同盟岩内隆平等の提携成り「皇國農民團體結成關東地方準備會」「皇國農民團體統一結成關西地方準備會」の各組織に成功したるが、其の後前顯諸團體の意圖が本同盟の「農民組合の合同が、農民組合本來の使命遂行のため、之れを必要とし政治的進出は農民組合本來の使命達成の手段として行ふべきなり」とする主張と相反するものあり、旁々之等諸團體が「愛國勞働農民同志會」の下に右翼農民團體の結成を策するに至れるため、叙上團體を含めての全國的結成は實現至難の状態となるに至れり。



於茲本同盟は從來の合同態度を改め、農民大衆の要望に投ずる農村政策を掲げ全国的に支部の結成、地方的組織との合同等「皇國農民同盟」自體の組織を全国的に擴大し、其の實力を養ひたる後援の熟するを俟つて全国的結成に進まんとするの方針を樹て農村對策の再檢討、勞農提携の強化等組織の擴大に専念しつゝあり。

(二) 全國代表者會議の状況 四月五日全國大會を開催し、氣勢を擧ぐると共に本年度運動方針を決定活潑なる運動を展開すべく策する所ありたるも、帝都叛亂事件後に於ける諸種の事情に依り之れが運びに至らざりしが、愈々本月十五日を期し大阪市北區中之島中央公會堂に於て實質上大會に代るべき本會議を開催するに至れり。

斯くて本會議は大坂、兵庫、奈良、鳥取、和歌山よりの代議員百四十七名並野村重臣(同志社大學教授)千家尊建(命會長)大橋治房(國家社會黨)大森一聲(直心道場)白坂勳、影山正治、正木昌之(神兵隊)中川裕(洛北青年同盟)今井武吉、末中勘三郎(總聯合)永井實秀、大友正(國體原理研究會)徳田宗一郎(大日本生産黨)池田甲子男(仁徳會)阿部己與午(愛國勞働農民同志會)伊藤長光(愛知國民黨)等の傍聴者出席の下に、吉田議長の「吾が同盟が三千万農民の幸福な社會を生むか、暗黒な社會を生ましむるかの大なる責任を有するが故に同盟員が三千万農民の進歩的な革新的な働を代表するものなることを自覺して行動せられたし」との挨拶に開會せられ、小島利彦の本部報告、小西繁藏(大阪)駒井菊松(奈良)森本數一(兵庫)山中武雄(和歌山)田邊實(關東)野口龍三(山陰)の地方情勢報告並に野村重臣外三名の祝辭ありたる後、左記議案等の審議を遂げ散會せるが、本會議に於て「都市に於て農民を指導せんとする不純分子排撃の件」を上提、何等農村の實情を知らざる都市の「インテリ」が農民運動を指導せんとするは農民を欺くも甚だしく、而かも吾が吉田、西光等の諸先輩を惡宣傳するは斷じて許すべからずとなし、暗に今里一派の排撃を強調する所ありたるは右翼農民戰線の全国的結成至難なるを思はしむるものとして注目に値すべきものありたり。

記

- (1) 綱領改正の件 現綱領を改正するの必要を認め、吉田賢一、千家尊建、西光万吉、野村重臣の四名を起草委員とせり。
- (2) 政策撰定の件 左記「農村對策要綱草案」に基き新設員が再檢討することとせり。

「農村對策要綱」草案

第一、文教對策

農村今日の窮乏は其の全經濟組織を、眞に皇道に基き、國體的に改組することによつてのみ打開し得る。従つて農民大衆をして正しく國體の本義を理解せしめ、深くこれに歸依せしむべく新に時代に適應せる特殊なる文教組織の確立を必要とする。

第二、物價對策

(一) 農村必需工業品價格對策

- イ、國家干渉、國營等による價格引下げと其の合理化
- ロ、政府、生産者、消費者代表による肥料價格の低下、決定
- ハ、重要肥料の國營(貿易を含む)
- ニ、産業組合餘裕金による肥料生産經營
- ホ、農業用機械價格の引下げ(國家干渉或は産業組合による生産)
- ヘ、其他、各種農家必需品の價格引下げ統制

(二) 農産物價格對策

イ、米穀對策、米穀の國營化(生産農民の收入保證、國民の食料保證、生産管理、價格決定、配給を自家の責任に於て

農民運動の状況

行ひ、自治體産業團體を配給、貯蔵等の補助機關となす)  
ロ、蠶絲對策、養蠶業保護、生絲貿易の國家管理を基調とす(養蠶地域の指定、指定地外養蠶業の轉業に對する國家補償)

ハ、其他の物價統制の強化

- (三) 農業倉庫の普及
- (四) 農産物に對する前貸制度の弊害除去
- (五) 農業立地に依る農産物の全国的生産統制
- (六) 農産技術の科學化

イ、電化施設の普及徹底  
ロ、農産物加工、共同事業の促進

第三、土地對策

(一) 全國耕地の自作農化

イ、不在地主その他の適地の強制買上げ  
ロ、擔保土地の買上げ並に整理

(二) 小作法制定

イ、耕作權確立による小作農保護  
ロ、最高小作料の決定及減免手續

(三) 國有林の拂下げ

未墾地の國營開拓

(四) 負擔對策

雜種稅、戸數割その他の整理改廢に依る負擔の徹底的輕減  
巨額の財政交付金制度の確立



農民運動の状況

(五)(四)(三) 現物及勞力による納税制の創設  
産業團體及非産業團體の整理統一による負擔軽減  
寺院等に要する負擔の徹底的軽減及神社、寺院の設備利用

(二)(一) 金利の徹底的強制引下げ  
債權の國家肩替り制の創定  
各種金融機關擔保債務は適宜切捨て公債を交付して  
國家に繼承せしむ

(四)(三) 個人の擔保付負債についてもイに同じ  
信用組合中心の生産的農村金融制度の確立と國家統制  
農工、勸業ならびに普通銀行の農村進出制限、及び郵便貯  
金その他による農業資金引上げの制限

第六、人口対策

工業的勞働訓練所の設置に依る農村工業化の普及  
國營及縣營に依る未開墾地の開拓

各種移民の獎勵補助  
各種職業紹介機關との連絡統一

第七、文化施設対策

各官廳施設の都市偏在打破  
各種教育機關の農村分散

(三)(二)(一) 醫療機關の普及と利用價格の低下  
醫療機關の一掃

イ、無醫村の一掃

ロ、公費に依る巡回醫療制度の確立

ハ、公的醫療機關の農村分布(例濟生會、赤十字社)

ニ、醫療組合制度の普及

ホ、農村助産婦簡易養成に依る無助産婦村の一掃

(四) 農村教育の向上徹底  
第八、産業組合対策 (略)

第九、其他各種対策

(一) 農村人材対策

イ、農村各種團體の整理統一による指導者の生活保證  
ロ、適當なる受恩給者その他の農村強制(特に技術者)

ハ、各種の農村人材養成施設の創立

(二) 天災及凶作対策

イ、治水事業の徹底

ロ、天災豫知及豫防施設の設立普及

ハ、多角的經營及農業立地の強制

ニ、共済的農業保險施設(等)

(4)(3) 皇農諸團體統一に關する件 實行方法新役員一任

全農對策の件 全農は社會民主主義と共產主義との結合で

あり、我國體に相反するものなることを宣傳することとせり

(5) 役員監衡の件 次の如く決定せり

新役員

一、理事長

二、理事

三、本部書記

吉田賢一

寺島宗二郎

吉岡八十一

野口龍二

大西千代松

西光萬吉

小西繁藏

新庄伸太郎

山中武雄

駒井菊松

山田榮三郎

吉岡義一

山本 巖

平野吉太郎

鈴木五一

水澤達三

森本數一

小島利彦

四、顧問 杉村勇次郎 千家尊建 村井清規  
規約改正の件 次の如く決定せり。

改正規約

第一、名稱は「皇國農民同盟」と稱す

第二、加盟資格は

イ、勤勞農民、その他一般に同志たることを誓ふ者にして

ロ、同盟の目的、精神を理解し忠誠を誓ひ身を以て綱領の實

現に協力實踐する者たることを要す

第三、綱領と本部所在地

綱領は別に之を定め、本部は(大阪市北區曾根崎上四ノ一九)

に置く

第四、組織は

イ、部落又は市町村單位に支部を置き

ロ、府縣單位に支部聯合會を設く

ハ、全國大會

全國大會は毎年一回開催す

以上三者は段階的組織として各構成機能その他の細則は別

に之を定む

第五、本部機能と構成

イ、本部は同盟行政の最高の機關にして大會の決議を實行し、

綱領の實現に必要な立案をなしその事務を管掌す

ロ、本部は左の役員を以て構成す

總裁 一名

理事長 一名

農民運動の状況

理事 若干名

評議員 若干名

總裁は大會に於て推戴しわが同盟の全組織を總理す

理事長、理事、評議員は大會に於て選出す

理事長は總裁を輔佐し理事の主任とす理事長、理事、評議員

は理事會を構成し、大會と總裁に對して連帶責任を負ふ

理事中より常任理事を選任し、本部事務を分掌す

本部には必要に應じて部門を設く

本部機能と事務の細則は別に定む

第六、顧問制度

本同盟には人格高き士を顧問に推薦す(改正)

第七、本同盟に加盟せんとする者は同盟費一年分を前納し、支

部に申込むべし、支部は加盟資格を審査したる上決す(但し支

部なき地方は直接又は支部聯合會に申込むことを得)

第八、加盟員は一ヶ年金五拾錢本部費を負担す

第九、罰則

反則者、綱領違反者は當該支部に於て適當處置し、支部聯合會

に報告すべし

第十 補助は理事會に於て定め次期大會の承認を経べし (以上)

緊急動議

(イ) 義勇隊組織擴大強化の件

(ロ) 都市に於て農民を指導せんとする不純分子排撃に關する

件

(ハ) 關西勞農協議會に關する件



四、農村関係諸團體の農村救済運動の状況

(一) 産業組合の運動

(1) 農村関係三法律の施行対策

産業組合中央會にありては、八月五日より三日間に亙り東京赤坂三會堂に於て全國支會及府縣聯合會合同協議會(二百六十餘名出席)を開催し産業組合現下の重要問題たる米穀自治管理法、重要肥料業統制法、産糶處理法の三法律施行に對し産業組合の採るべき方策に就き協議を重ねたるが米穀問題に關しては、「米穀自治管理法の實施に當り産業組合の國家的任務は益、大を加ふるに至れり、仍て吾人は其の重責に鑑み (イ)産業組合關係諸機關は全力を傾倒して更に一般と産業組合網の完成、組合内容の整備充實並系統機關の強化を圖り米穀統制組合の事業は凡て販賣組合をして之が代行の任に當らしむること、 (ロ)地方米穀統制組合聯合會の事業代行機關たる道府縣販賣聯合會は過剰

統制米の割當其他運用上必要なる事項は擧げて之を全販賣の統制下に置き協力一致を以て米穀自治管理法の運用の徹底を期すること」の決議を爲し、又重要肥料の問題に就いては「重要肥料業統制法の實施に際し農業者は其の經濟的勢力を特に強化するの要あるを以て肥料配給網の完成並組合内容の充實を圖り五ヶ年計劃數量の達成に努むる一面政府に對し重要肥料

業委員會には消費者代表として特に産業組合側より多數を参加せしめられたきこと、肥料の供給を豊富ならしむる爲適正なる方策を樹立せられたきこと」の決議を爲せり。次ぎに産業組合産糶處理に關しては「産業組合に依る産糶處理の積極的擴充強化を圖る爲、關係官廳及關係團體と密接なる連携を保ち産糶販賣事業の強化、潤澤なる資金の供給、養蠶家の必需品の配給を積極的に爲すこと」等の決議を爲せり。同八日同決議を齎し農林大臣其他關係方面に對し陳情する處ありたり。

(2) 産業組合の課税、同事業制限問題等の対策 最近産業組合に對する課税、農村産業組合監督制度の變更並組合事業制限の諸問題が論議せらるゝや、産業組合中央會、全國農村産業組合協會、産業組合青年聯盟、全國聯合にありては、現下非

常時局に際し國民生活の安定向上を圖る爲一層産業組合の擴充強化を要すること切なるものある秋に當り斯る盲説の行はるるは甚だ遺憾なりと爲し、之が絶對反對の態度を表明したることは前號(七月分)に記載せる處なるが、八月六日全國支會及道府縣聯合會合同協議會に於ては右三問題絶對反對の決議を爲し、同八日農林、大藏兩省並政友、民政、國同、社民、各政黨本部を訪れ、右決議文を提示し陳情する處ありたり。而して各府縣支會に於ても、中央部と相呼應し京都、神奈川、群馬、長野、富山、滋賀、和歌山、岡山、廣島、香川、愛媛、高知、佐賀の各府縣農村産業組合協會、並産業組合青年聯盟に於て臨時總會或は役員會を開き右三問題反對の決議を爲し農林、大藏各大臣に陳情書を提出する等之が反對運動を爲しつゝあり。

(3) 第二次産業組合擴充計劃 産業組合中央會に在りては、産業組合五ヶ年擴充計劃も來年度を以て終了することとなり、昭和十三年以降に於ける産業組合擴充方策に就き研究中の處、尙之が研究の資料として各府縣支會の意見を生ずることとなり、八月十二日全國各支會に對し、第一次計劃實施に於ける體驗に鑑み第二次計劃樹立の可否、第二次計劃の名稱、年限、内容等に就き意見を回答せられたき旨の指令を發せり。又産業組合青年聯盟全國聯合に於ても、先之八月十日、評論家奥谷松治、社大黨角田藤三郎、全購聯島田日出夫、中金更級學、全販聯水野武七、農村更生協會小野道雄、全乾聯確水茂を招き日本産業組合の諸問題座談會を開催し「第二次五ヶ年計劃は必要か」等の問題に就き協議したるが、結局従來は量的にのみ力を入れたる憾あるを以て、今後は内容的に擴充を期する要ありとの意見に一致せるを以て、第二次五ヶ年計劃に就いては充分此の點に留意することとせり。

(二) 系統農會の運動

(1) 災害救済要望

七月二十二、三の兩日九州地方に襲來せる暴風雨は各地方に甚大なる被害を與



へ、殊に鹿兒島縣下に於ては其の被害甚しきものありたり。鹿兒島縣當局にあつては直ちに應急對策とした同縣農會をして農作物被害に對する善後措置を講ぜしむる處ありたるが同縣下各地に於て免租乃至は小作料の減免、災害補助金の下附等の要望運動が起るに至れり。同縣農會は之等の運動に鑑み、八月七日各市郡農會長協議會を開催して對策を協議し縣當局に對しては低利資金融通の方法を講ぜられたきこと、風水被害の土木並耕地に關する事業の復舊工事を速かに實施せられたきこと、被害農作物種苗を無償配布せられたきこと、外敷項尙政府に對しては、速かに農業保險制度を實施せられたきこと、被害作物に對し相當救助金を交付せられたきこと、速に災害地河川改修を實施せられたきこと、地方財政調整國庫交付金を災害町村に特に厚くせられたきこと」等を要望することに決定せり、其の後本運動をして廣く九州關係各縣農會の運動として展開し目的の貫徹を期すべく、風水害對策九州關係各縣農會長會議の開催を提唱し、同十八日鹿兒島市に於て同會議を開催せるが、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島各縣農會代表者八名會同し、先づ各縣に於ける被害狀況の報告あり、次いで之が對策に就き協議を重ねたる結果、政府に對し「災害地復舊に對する耕地、土木、山林、水産關係事業に對し相當の國庫補助せられたきこと、市町村の災害復舊事業費に對し低利資金融通の途を講ぜられたきこと、農作物被害對策補助金交付せられたきこと、罹災者に對し政府米安價拂下を爲されたきこと、速かに農業保險制度を確立せられたきこと」外敷項を要望することとし、之が實行運動として關係農會長より陳情書を政府に提出すると共に、同二十四日頃鹿兒島、宮崎、佐賀の各縣農會長を代表として上京せしめ、在京九州各縣代議士の應援を得て、内務、農林、大藏各大臣に陳情することに申合せを爲したり。

(2) 税制改正に對する要望 新潟縣農會に在りては、今回政府に於て税制の改正を企圖し消費稅の増課、第三種所得稅の免稅點引下等を行はんとするやの聞えあり、若し然りとせば之が國民生活殊に農村民の生活に至大の關係ありと爲し、之が提出せり。

(3) 第七十議會對策

德島縣農會に於ては八月二十二日農政問題懇談會を開催、關係者百二十餘名の出席あり、懇談事項として第七十帝國議會に對する要望事項に就き意見を交したるが、農山村救済の目的を以て「凶作の場合に於ける農業保險法の制定、農村負債整理法の全面的改正、農村の負擔の軽減」等の法案提出方政府に陳情し以て之が實現を期することに申合せを爲したり。

(三) 帝國水産會等の運動 帝國水産會、大日本水産會に於ては、豫て漁村並水産業金融機關として漁業組合中央金庫設置方を要望陳情し來りたる處なるが、八月二十日東京赤坂三會堂に於て、水産金融問題實行委員會を開催し、野村帝國水産會長より「金融問題に就き再三農林、大藏兩大臣に陳情したるが、農林當局に於ては産業組合中央金庫法を改正して漁業組合に對する金融の途を拓く意向の如くなるも吾々の主張とは相當懸隔あるを以て今後如何に爲すべきやに就き意見を承知したし」と述ぶる處ありて種々協議の結果「漁村の振興並水産業の發展を期する爲には水産金融の改善を行ふを以て急務なりとす、之が實現の方法としては全國の四千の漁業組合の出資を國庫の出資とを基礎とする漁業組合中央金庫を創設するを以て最適なりと認む而して本件に就いては屢々政府に建議し又は貴衆兩院に請願せし所に有之農村國策の決定に方り本件の趣意書御採用相成度」旨の陳情書を作成し、農林、大藏兩大臣、内閣調査局長官に提出することに決し、同二十一日右陳情書を



携へ關係方面に陳情せり。

八月三日、日本實業組合聯合會の運動、本會に在りては八月三日理事會を開き、税制改革並百貨店法制定に關し協議を爲したる結果、税制改革に當りては特に營業收益課税の是正、中小商工業の經營難の現狀に鑑み又化粧品課税に就ては國民の保健衛生上及庶民階級の消費に及ぼす影響等充分考慮方を政府に陳情することに決し、尙百貨店法の制定に就いては、該法案中第七條に「百貨店業者は重要物産同業組合に加入すべし、但し百貨店業者を以て組織する商業組合に加入せるものは此の限りにあらず」と規定せむとするが如きも、斯る但書を附することは結局百貨店業者に重要物産同業組合加入を免除せられることとなるを以て、此の點に關し考慮を乞ふと共に同法案の實現を要望の意見書を提出することに決定せり、而して同六日總理、大藏、

### 商工運動の状況

#### 一、日本實業組合聯合會の運動

(一) 税制改革等要請、本會に在りては八月三日理事會を開き、税制改革並百貨店法制定に關し協議を爲したる結果、税制改革に當りては特に營業收益課税の是正、中小商工業の經營難の現狀に鑑み又化粧品課税に就ては國民の保健衛生上及庶民階級の消費に及ぼす影響等充分考慮方を政府に陳情することに決し、尙百貨店法の制定に就いては、該法案中第七條に「百貨店業者は重要物産同業組合に加入すべし、但し百貨店業者を以て組織する商業組合に加入せるものは此の限りにあらず」と規定せむとするが如きも、斯る但書を附することは結局百貨店業者に重要物産同業組合加入を免除せられることとなるを以て、此の點に關し考慮を乞ふと共に同法案の實現を要望の意見書を提出することに決定せり、而して同六日總理、大藏、

商工各大臣並各政黨本部に對し右陳情書並意見書を郵送せり。

(二) 尙本會に於ては豫て産業組合の不當進出を叫びて之が排撃の運動を爲し來りたる處なるが七月下旬「經濟自治更生運動」ニ名ヲ藉リ、インチキノ限リヲ盡クス産業組合ノ内幕ト自由派、官僚派、新官僚派三ツ巴ニ入り混リ内部諸勢ノ血ミドロナ暗闘、産業組合ノ面皮ヲ引キ剝グ」と題するパンフレットを作成し關係方面に配布せり。

#### 二、商工會議所の運動

(一) 三重縣四日市商工會議所に於ては、最近商工業者に於て頗る反産熱熾烈となりつゝあるの情勢にあり、殊に今回政府の税制改革に當りては産業組合にも課税すべしとの聲高く之が對策協議の爲同六日役員會を開催せるが此の際全國商工業者の輿論を喚起し産業組合の課税實現の促進を期することに決し日本商工會議所並政府當局に對し之が意見書を提出することとせり。

(二) 徳島商工會議所に於ては「政府は税制改革に當り産業組合に對する課税並事業制限等に關し考慮せられつゝあるやに聞及びたるが我國財政の現狀より觀るも將又産業の総合的政策上よりするも當然なりと謂ふべきなり。然るに産業組合は之等の國策に對し全面的の反對を爲すべく計畫し居る趣にて久しきに互る商權擁護の努力に對し漸く其の實現を見むとする此の好機會を逸せず萬全の策を講ぜられたき」旨の陳情書を作成し、日本商工會議所會頭に進達せり。

#### 三、賣藥業組合の運動

(一) 奈良縣大和賣藥同業組合に於ては、八月十日幹部會を開催し、全國賣藥業團體聯合會特別委員團會議に於ける決定事項に就き協議せるが、官公營並全購聯賣藥全廢に關する件は陳情書を作成し縣當局に陳情することとし、又全國賣藥同業組



合全國大會に於て決議せる賣藥課税、國民健康保險制度、官公營並全購聯賣藥に對する反對運動に就いては、此の應實行委員を選び、運動することに決し、同委員に川田濠夫外六名を擧げたるが、今後全國同業者と相呼應して商權擁護の爲邁進することを申合せたる模様なり。

(二) 富山縣射水郡北部賣藥組合に於ては、七月三十一日賣藥業者大會を開催(百四十餘名参加)し辯士は交々立つて全購聯賣藥、官公營賣藥並國民健康保險法案反對を叫びて氣勢を擧げ最後に「吾等は業權擁護と國民の福利保健の爲全購聯賣藥、官公營賣藥並國民健康保險法に絶對反對す」の決議を爲し、之が實行方法として右決議を内務、農林、商工各大臣に打電すると共に陳情書を提出することに決定し、八月三日之を實行せり。

## 朝鮮人の運動状況

### 一、最近に於ける民族主義運動の擡頭状況

内地、朝鮮兩地に於ける民族主義運動は、滿洲事變後頓に好轉し、即ち帝國が、國際的難局に處して其の所信を内外に宣明し、東洋永遠の平和確保の大理想に向つて邁進しつゝある態度は、朝鮮民族をして國家に對する信頼の念を深からしめ民心漸次安定に趨きつゝありたり。然るに帝都叛亂事件の勃發は、新附の同胞中一部の者をして、我が國體に對する國民の確信に動搖を來しつゝあるが如き謬想を抱かしめ、帝國信倚の念に些の龜裂を生ぜしめたるにあらざるやの感あり、更に第十一回オリンピック大會に於ける孫基禎、南昇龍兩選手の優勝は、一般朝鮮人に多大の衝撃を與へ、「全日本國民の二十四年來の宿望達成」として、内地人の歡喜に相和する者ある一面、一部偏狹分子に於ては、之を以て「朝鮮民族の優秀性を證明せられたり」と爲し、或は「兩君の優勝は即ち朝鮮の優勝であり兩君の制覇は即ち朝鮮の制覇である」として、極力民族意識の誘發と其の昂揚に努むる所あり、爲に一時沈衰せる民族主義運動も、最近擡頭の傾向頓に濃厚となれり。その状況凡そ次の如し。

### (一) 鮮内に於ける状況

帝都叛亂事件の勃發は、前記の如く我が國體に對する國民の確信に動搖を來しつゝあるが如き感を與へたるものゝ如く、二月二十七日未明咸鏡南道咸興神社前忠魂碑石垣を破壞せる者ありたるが、其後民族主義者に於ては、歴史上著名なる朝鮮人、特に排日論者の遺跡又は墳墓等の修築を計劃し、暗に一般朝鮮人の民族意識の昂揚を期せんとしつゝあり。更にオリンピック大會に於ける朝鮮出身選手の優勝傳へらるゝや、各種各様の記念催物を計劃し、兩選手の歸



鮮を待望しつゝあり、特に諺文新聞紙は、何れも兩選手の優勝報道に多大の紙面を費すのみならず、社説其他の重要記事に於て、「二度起ては世界も掌中にありとの信念と氣概を持たしめた」として其の民族の優秀性を誇示し、或は「一個の領域での勝利は他の領域へと勝利を擴大するより一層の努力の刺戟とならねばならぬ」として一般白衣同胞の單純なる熱狂振に警告を與へ、以て民族の實力育成を慫慂する等、其の論調(別記参照)頗る感情的にして、注意を要すべきものありたるが、勢の趨く所遂に優勝選手寫眞の日章旗マーク抹消事件を惹起せり。即ち八月二十五日付東亞日報は、孫基禎の優勝寫眞を掲載するに當り、薬品を用ひて故意に胸間の日章旗マークを抹消するの暴舉を敢てし(八月二十七日無期發行停止處分に附せらる。朝鮮中央日報亦同一の所爲ありたり(當局の取調を受くるや急遽休刊を宣言し謹慎の意を表しつゝあり))

(二)内地の状況 内地在留朝鮮人に在りては、叛亂事件當時は一般内地人の擧に倣ひて遺憾の意を表して表面不穩行動なく、オリンピック選手の優勝に際しては、(1)在京財團法人相愛會館が八月十日午後七時二十分、會館宿泊鮮人五五名を動員して提燈行列を催し、(2)朝鮮人團體夜雨會、在日本東京基督教會の兩團體が、同十一日午後七時三十分より共同祝賀會を開催(參會者約一五〇名)し、(3)山口縣下鮮人團體厚狹町排讓會が、同十三日緊急幹部會に於て半島選手の功績を稱へ慰勞金の贈呈(拾圓)を決議したる外表面的には特異の言動なかりしが、(4)在京麻布獸醫畜産學校生徒李材法(二〇)は「孫が優勝し南が三等になつたとて日本國民は有頂天になつて悦んで居る。何で悦ぶのか俺には分らぬ、孫にしる南にしる半島の青年ではないが、日本人の悦ぶ理由が何處にある。」云々と雜記帳に記載し居たる事實ありたり。

尙鮮内に於ては前記の東亞日報の發行停止處分を目して言論の抑壓、又は苛酷極まる處置として反對運動の展開を企圖しつゝあるものゝ如くにして内地所在の各支局は、目下の處購讀者の離散防止に努めつゝあるも、鮮内の反對策動に呼應する

虞あり。近く孫南兩選手の歸朝と共に、歡迎會、慰勞會等に藉口して各種の策動あるべく、在留朝鮮人の動向に關しては嚴重注意を要すべきものあり。

別記一、東亞日報八月十一日付第五、六四三號社説「朝鮮マラソン

孫南兩選手の偉績」抜萃

「……スポーツの勝利者孫基禎は、スポーツ以上の勝利者であることを記憶せねばならぬ。吾人が此の喜びを一層喜ぶのも之が爲であり、此の感激に一層感激するものもこれが爲である。……兩君の優勝は即ち朝鮮の優勝であり、兩君の制覇は即ち朝鮮の制覇である。……今や孫南兩勇士の世界的優勝は朝鮮の血を湧かせ朝鮮の驕傲を躍らせた、而して一度起てば世界も掌中にありとの信念と氣概を持たしめた(傍點は内鮮係)」

別記二、朝鮮中央日報八月二十日付社説「世界一ト民族生活」抜萃

「……しかし賦與された勝利の享受に安息し、熱狂に捕れたまゝ日を送るには、吾人は未だ餘りに不幸な境遇に在ることを忘却してはならぬ、一つの勝利は他の勝利の準備の礎石となるべく、

二、南鮮水害救濟運動狀況(其の一)

八月中旬、南朝鮮一帯に亘る水害の報一度傳へらるゝや、内地在留朝鮮人の多くは、相互救濟其他各々の立場より直に之が救濟金募集運動を展開せるが、本月中に於ける之が重なる活動次の如し。

而して之等の中には、内地人が救濟活動に熱意なしとして、内鮮人心の離間を策し、(在京都容疑鮮人林七星)或は、基金募集運動を通じて、自己又は所屬團體の組織擴充を企圖する等、其の動機の不純なるものあり、又募集費用其他に藉口して

一個の領域での勝利は他の領域へと勝利を擴大するより一層の努力の刺戟とならねばならぬ。……勝利を謳歌し、讃揚し、祝賀することのみが能事ではなく、それが何を意味し、此の勝利の教訓を如何に生すべきかの冷靜の態度を持ち得る底力ある民衆とならねばならぬ。……(傍點は内鮮係)

別記三、朝鮮日報八月十一日付社説「朝鮮男兒の意氣孫基禎君の壯舉」抜萃

「……我々は今回の孫南兩君の勝利で民族的一大榮譽を得たと同時に、民族の一大自信を得たのである。即ち朝鮮の凡ゆる環境は不利であつても、吾々の民族的に受けた天稟はどの民族よりも勝るとも劣らぬから努力さへすれば如何なることも成就し得るとの事である」(傍點内鮮係)



不當の金額を控除し、私腹を肥すものなしとせず、従つて之が募集方法等に關し、適當なる警察制限を加ふる一面、募集金品の處分に關しても相當注意の要あり。

廳府縣名	團體名、其他	活動状況
警視廳	豐島親睦會	一、八月二十七日付「朝鮮水害救済」に對する急告」と題する印刷物を豐島區内各主要層物立場に掲示し、義捐金の募集に着手せり。 一、應募金九十二圓八十七錢を朝鮮日報東京支局に委託せり。 一、會員三十二名より一圓宛輸出し、會基金より十圓を支出する外、有志より募集す。 一、應募金五十三圓五十錢を朝鮮日報東京支局に委託せり。
神奈川	京濱朝鮮人團體協議會 共進親睦會	一、神奈川縣朝鮮水難救済會」を結成し、縣下を八區に分ち、各地區責任委員に於て内鮮人を問はず寄附を募ることとし、同胞等よき水災救済會は結成した。一、死んで行く兄弟連を救済しよう」と題する印刷物を配布、目下救済基金募集中。 一、府下足柄、酒匂、豊川、小田原、國府津各町村在住朝鮮人より十三圓二十錢（應募者八一名を募集し、朝鮮總督府宛送附せり）。
京都	自働會 在日本朝鮮基督教京都中央會 在京都朝鮮人問題協議會 立命館學友會 在京都自動車運轉者組合	一、中央教會、南都教會、伏見禮拜所に於ては、八月三十日の日曜禮拜の際、參拜者約百十名より三十五圓十錢募集せり。 一、「故土水災救済會」を結成し、京都所在約七十の鮮人團體と、五萬の鮮人に呼びかけると共に、映画演劇音楽會等の開催を計劃其収益を添附することとし、取敢ず「故土水災同胞救済」に對して在京都五萬同胞に喚ぶ」と題する印刷物六〇〇部を作成各方面に配布せり。 一、京城本社に基き「在京五萬同胞に呼訴する」と題する趣意書を新聞折込其他に依り鮮人密集地帯に配布せり。 一、中央日報、東亞日報等と共に主催の下に救済金募集に關する音楽會の開催を計劃中。
兵庫	朝鮮日報神戸支局 朝日協親會	一、八月二十三日「朝鮮水害救済會」を結成し、十數名の委員を推舉し直ちに金品の募集に着手せり。 一、二日間の酒と煙草を禁じ罹災同胞を救済致しませう」と題する印刷物數千部を作成配布中。
	阪神消費組合	一、水害に踏まれ悲惨な同胞を救済しよう」と題する印刷物三百部を作成、各組合員に配布中。

三、在支不逞鮮人の近況(其の五)

(一) 韓國國民黨の情勢 (1) 黨青年團の創立、本黨首領金九は曾て部下青年と糾合して韓國獨立軍特務隊なる前衛隊を組織し、専ら情報蒐集其他の各種工作に利用しつゝありしが、客年十月初旬一味分子の檢舉と、本年一月有力隊員金東宇等の脱退等に依り遂に解散の已むなきに至りたり。依つて金九は更に、本春以來部下を指揮して新に青年募集に努めつゝありたる處、漸く四、五月頃に至り約二十名に達し、更に曩に洛陽軍官學校より南京中央軍官學校に轉校せる自派學生十七名も去る六月卒業し來れるを以て、之等尖銳分子を糾合して今回右特務隊に代るべき黨青年團を創立し、七月十一日次記の如く之が創立宣言を發表するに至りたり。而して本團は金九從來の行動に徴し部下尖銳分子を組織訓練し、團員中より第二の李奉昌、尹奉吉等を選出せむとする意圖に外ならざるものと認められ、今後の動向相當注意を要するものありと思料せらる。

韓國國民黨青年團創立宣言

革命は反抗である、闘争である、故に革命は鐵拳と熱血を要求する、觀よ——革命の成敗が青年にあることを、之は單なる豪言であるとは言へない、三・一運動六十運動、光州學生運動その他、國內外の偉大な革命運動がこれを如實に證明した。  
我等は韓國の革命青年である、我等は祖國光復のため我等の鐵拳を以て倭敵を撲滅し我等の熱血を以て彼等の汚れた足跡を洗ふことを鐵石の如く誓つたものである。我等の前には自由と死があるのみである。故に我等は我等の一切を自由と解放の犠牲にするのみである。不幸過去の我青年の革命運動は支離滅裂の現象に陥ちてゐた。今は氣息奄々たる境遇にある、その衰沈した過程を溯究すれば敵勢の膨脹等外來的要因もあるが、就中最も嚴重な革命的意

朝鮮人の運動状況

識不足封建的陋習架空的虛榮、恠意的依頼、氣分的妄動そして又反動分子の破壊的擾亂等、内在的因素を發見し得ることが出来る、万今でも斯様な毒菌を内包した儘、又放漫無組織な健敵陣に向つて突進するにせよ危険あるのみである。嗚呼！斯様な畸形的狀態中に於て進退困難なる我等は假令死なんとしても死すことは出来なくなつて前衛青年たる活動を失した。我等の革命運動が沈滞するは決して無理ではない、回顧すれば我等の血涙を絞るだけであり破綻と分裂は我運動の大恥辱となつて了つた。血の沸く大韓の若人よ暗澹たる環境に陥ちた祖國は失望と悲哀の中に彷徨しつゝある。  
我等は之を怨むばかりではならない。これに感ずる所あつて我革命運動の正統にして討敵總司令部たる韓國國民黨に集りたる青年闘士等は過去四十餘年間一貫せる精神を以て革命運動に奮闘努



力された白凡金九先生の領導を受け其の手となり足となつて其の精神と事業を繼承せん爲純潔なる熱情を以て奮起し韓國國民黨青年團を創立した。

我等の力は未だ微弱であるが我等の精神と事業は偉大であるそれ故に本團は我が革命運動の一切の錯誤を清算し將來の新進路を展開し以て沈滞せる我光復運動を推進する爲めの一臂助とならんことを滿天下同志の前に莊嚴に宣言する。

こは祖國の嚴正な命令であり我等自體の自覺的行動である。我等の自由の爲死途を探さんとする韓國革命青年等よ、活潑に本團旗幟下に集まれ、その中にて汝等の苦悶と煩惱は快樂と勇敢に變じ我等の革命力量は強く育つであらう血の沸く若人よ、明日の韓國は我等のものである溜息と涙を拂ひ勇敢に本團に来るべし。

(1) 機關紙發行狀況 本黨機關紙「韓民」は其の後引續き發行を繼續し、去る七月三十日付を以て第五號、八月二十九日付第六號を夫々發刊し各方面に頒布せるが、第五號に於ては、前記黨青年團の組織を發表すると共に、在米鮮人の革命戰線統一竝に臨時政府支持活動を續々論述祝福したる記事を掲載し、其の第六號に於ては、日韓併合紀念日に際し海外不逞鮮人の活動狀況を誇張的に宣傳し、且近く韓國國民黨青年團の機關紙として「韓青」を發刊する旨の記事を掲げ居れり。

(2) 日韓併合紀念日運動 本黨は本年紀念日に際し、前記の如く八月二十九日附「韓民」第六號を發行すると共に、次の如き各種諺文檄文を作成各方面に頒布し、盛んに文書活動を爲したる外當日南京に於て簡單なる紀念式を舉行したる模様なり。

一、「第二十六回國恥紀念日に際して」と題する八月二十九日付臨時政府名義の檄文  
二、「國恥紀念日に愛國同志に檄す」と題する同日付韓人愛國團名義の檄文

三、「國恥日に臨み」と題する同日付韓國國民黨名義の檄文  
四、「國恥紀念日宣言」と題する同日付韓國國民黨青年團名義の檄文

我等の口號

- 一、日本帝國主義を我等の鐵拳を以て撲滅すべし。
- 一、内地戰野に入るべし。
- 一、反動思想と派閥鬼を掃清すべし。
- 一、一切の墮落的傾向を防止すべし。
- 一、一切の反動組織を防止すべし。
- 一、我等の領袖を擁護すべし。
- 一、韓國國民黨萬歲
- 一、韓國國民黨青年團萬歲
- 一、韓國獨立成功萬歲

大韓民國十八年七月十一日

韓國國民黨青年團

(二) 韓國民族革命黨の情勢 (1) 南京朝鮮婦女會の創立、本黨は曩に組織擴充の手段として其の所屬婦人を糾合し、新に婦人部門團體を結成すべく計畫中の處、去る七月中旬に至り、首領金元鳳の妻朴次貞並李青天の妾李聖實等の主唱に依り愈、之が計畫進行し、同月十六日標記團體の創立を見、同日付を以て次記の如く創立宣言を發出するに至りたり。

而して本會組織の目的は、最近本黨各地派遣工作員をして盛んに婦女子同志の獲得に奔走しつゝある事實に徴し、今後黨工作方法として比較的官憲の取締寛大なる婦女子を利用せんが爲め、差當り女性闘士の養成訓練を爲すべく組織したるものと認めらる。

宣言

數千年間封建的の制度に依つて一切の人種が蹂躪されてきた我等の朝鮮婦女は再び日本帝國主義の侵略に依つて民族的生存權までも完全に剝奪された。

これより我が朝鮮婦女の立場は傳統的束縛に依る家庭の奴隷であるのみならず日本帝國主義の掠奪市場に商品として賃銀労働の奴隷となり或は父母の負債の爲め、夫の失業の爲め、幼い子弟の飢餓等に迫られ、自身は非人間的暗黒裡に賣られる様になつた、斯様な現狀下に於て先覺の婦人等の活動がないではなかつたが、然しそれは日本警察の野蠻的彈壓と指導部の不統一に依つて運動が活潑に前進されなかつた。又婦女大衆を離れた數名の幹部等の運動であり、全民族革命運動と連結を持たなかつたため我運動は大なる功を擧げられなかつた。

その反面に於て我大衆層の婦女は總ての條件が不利であつたにも拘らず自身の爲め勇敢に闘争して來た。即ち各地に起りたる婦

朝鮮人の運動状況

女労働者の罷工運動、全國的女學生の罷業示威運動、濟州島の暴動

等である。然し遺憾ながらこれは自然成長的運動に過ぎなかつた爲め大なる効果は得られなかつた。故に我等の出発は在來の如く知識層婦女にのみ限らず、全國的婦女大衆に強く根ざれた團結なければならぬ、又婦女の特殊利益の爲めの部分的闘争は全國的民族解放運動に一致せる歩調を以て進まねばならぬ。我が朝鮮婦女を現在封建的奴隷制度下に束縛してあるものも日本帝國主義であり又我等を民族的に迫害してあるものも日本帝國主義である。我等が日本帝國主義を打倒し得ずしては我婦女は封建制度の束縛、殖民地的迫害より解放されない。然し又日本帝國主義が打倒されんとすると朝鮮の革命が政治、經濟、社會等各方面に於て真正なる自由平等の革命でなかつたら我が婦女は徹底せる解放は得られな

い。今海外に於ては朝鮮より逐出された我等男女同胞が日毎に激増し、各地の都市に於ても賣られて出て來る青年婦女の數は實に驚



くべき数である。又革命的亡命群衆中にも勝からざる数字を占めてゐる。茲に我等は一致せる覚悟と決心を以て海外の朝鮮婦女の總團結を完成し進んで全民族的統一戦線を編成して我等の任務を充實に遂行する爲め先づ本會を創立する。

我等の口呼  
全朝鮮婦女は總團結すべし。  
民族革命戦線に武装参加すべし。

男女の差別を撤廢すべし。  
各國婦女解放運動と連結すべし。  
朝鮮革命萬歳。  
朝鮮婦女解放萬歳。  
南京朝鮮婦女會創立大會

一九二六年七月十六日

(2) 爆彈爆發事件の發生

本黨は屢報の如く、所屬黨員を鮮滿各地に派遣して抗日反滿運動に専従せしめつゝあるが、殊に最近内外の情勢緊迫し、黨活動の好機到來せりと看取し、去る七月初旬以來益々其の活動活潑を加ふるに至りたり。而して黨幹部金元鳳は、中國側要人鄭某の依頼を受け全支に互る排日一大示威運動を敢行すべく計畫し、先づ其の第一着手として、現在南京中央軍官學校第十一期工兵隊に入學中の黨員金炳華及義烈團軍官學校第三期卒業の黨員金順坤並其の他の黨員數名に對し、七月初旬頃上海に於て爆彈を製造し日本總領事館、歌舞伎座等の重要建造物に之を投擲すると同時に多數の不穩檄文を撒布せしめ、折柄蝸集し來れる群衆を指導して抗日大デモを展開すべき旨指令せり。

斯くて受命者等は本年七月相前後して上海に赴き爾來之が工作に没頭中なりしが、偶々本月十四日午後六時頃前記金炳華及金順坤兩名は、上海佛租界環龍路泰興坊十三號に於て右に使用すべき爆彈二箇を製造し、三箇目を製造中誤つて爆發し金炳華は即死、金順坤は重傷を負ふに至れり。

而して右事件發生するや、當初發見したる佛工部局に於て現場に於て押收せる書面に依り、事件關係者は朝鮮人なる旨八月十七日に至り上海日本總領事館に通告し來りたるを以て、翌十八日同館に於て現場檢證を爲すと共に金炳華の死體並重傷

者金順坤の身柄を引受け夫々措置の上、右金順坤につき臨床訊問の結果、大要前記の如き計畫の下に爆彈を製造中なりし事實判明せり。

(3) 黨南京區の機關紙發行 本黨は今回新に南京區機關紙として『我等の道』を發行することに決定したるものゝ如く、去る七月三十日付第一期、八月十日付第二期を發行關係各方面に頒布せるが、記事内容は概ね民族革命黨の宣傳に終始し居れり。

四、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例。○印増 △印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者との比較		前年同期との比較		
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者	
七月	六三九九	九八八〇		三、四八一	△	一、八三七〇	一、二八八
自一月至七月計	七五、一一八	七二、五〇四	二、六一四		○	一、九五〇〇	八、二七四



## 宗教運動の状況

### 一、正法顯揚聯盟の運動状況

山形市佛教各宗協和會に於ては、豫て類似宗教の排撃を目標として正法顯揚聯盟を組織し、之が具體的運動方針として異教徒對策案（七月分月報参照）を可決し、異教徒の葬祭拒絶其の他數項の實行申合せを爲す所ありたるが、偶々其の聯盟員たる同市内曹洞宗松岩寺住職岡田徹玄が、右決議に背反して人の道教信者三上壽松の依頼に應じ、同人の四男正の葬儀執行を取扱はんとするに至るや、同聯盟異教徒對策常置委員會に於ては、直ちに緊急委員會を開催し之が對策を協議したる結果、不取敢代表者三名を岡田住職の許に派遣して決議違反の不都合を詰問し、次で右代表者の報告を俟つて更に同日附内容證明郵便に依り決議無視に關する詰問狀を發せり。

一方右詰問狀を受けせる岡田住職にありては事態の紛糾を懼れ密かに三上を訪問して自己の苦衷を述べ、暗々裡に三上の人道離教を慫慂する所ありたるが、三上は殆んど一笑に付して驕意の模様なかりし爲、更に檀徒總代を訪れて既往の經過を報告し事案解決の斡旋方を依頼すると共に、聯盟委員長を訪問して自己の不明と輕卒を陳謝し、穩便なる處置方を懇願する等極力其の善後策を講ずる所ありたり。

右に對し聯盟側に於ては依然強硬なる態度を示し、再三委員會を開催して、岡田を協和會より除名し且協和會決議の名を以て本山に事由を具し處罰を求むべき事を決議するに至りし爲、松岩寺檀徒總代等にありては事態の悪化を憂慮して極力事案の解決に奔走し、懇々三上を説得して轉宗を慫慂し遂に三上を驕意せしむるに至れり。茲に於て對策常置委員會並に協和會

評議會は、八年月十一日聯合協議會を開催し、既に岡田は悔悟の至情を披瀝し、殊に異教徒たりし三上は離教を誓約せり、之に依りて異教徒對策の終局目的は充分達せられたるを以て、是れ以上の責任を追求するの必要を認めずとの理由に依り、曩に決定せる岡田徹玄の處分決議を撤回し、本問題は一先づ解決を見たり。

斯くて協和會に於ては教上の如く主張を貫徹したるに勢を得、舊盆會を好機として之を利用し、人の道教信徒の轉信を勸誘したる結果相當の反響あり離教信者の數としては未だ尠少に止まるも、今後相當數の離教者續出するものと認めらるゝ状態にあり。

### 二、宗教（信仰）を利用する不正行爲の取締

近時宗教復興の風潮に乗じて諸宗教教師又は祈禱師、卜占業者等の一部不良徒輩が跋扈し、巧に信者の信仰心理を利用して不正の利を圖り、或は人倫を紊る等のことあるは六月分月報に既報したる所なるが、其後宗教團體の調査、取締の嚴行に伴ひ、斯種事犯の檢舉は益々増加の情勢にあり。如斯は直ちに迷信邪教の蔓延甚しきを示す一證左にして、其の犯狀の著しく悪質なること、共に今後益々嚴重なる取締を要するものありと認めらる。

而して最近各地に於て檢舉したる顯著なる事例を掲記すれば左の如し。

（一）天台宗祈禱師の傷害致死事件 長崎縣東彼杵郡早岐町居住、盛照事田崎喜好、當二十六年は天台宗に入りて不動明王を信仰修業の結果、昭和八年四月天台宗大峰山より祈禱師の免許を受け、爾來住所に於て加持祈禱を營みつゝありたるが、偶々本年八月一日同町居住精神病者古賀シメ當三十五年の治病祈禱方の依頼を受くるや、喜好は自宅に祭祀せる不動明王祭壇前にシメを靜座せしめて一日三、四回宛の祈禱を行ひ、其間「火伏の法」と稱して長さ一尺五寸、幅四寸位の燒鏝を以て同人



の身體各部を押搥し、或は祈禱用錫杖を以て同人を毆打激突する等に依り全身に甚しき火傷及皮下溢血傷を與へ、遂に八月十一日同人を死に至らしめたり。而して右祈禱の依頼者たる被害者シメの實母テツ當六十五年は飽迄喜好の祈禱を妄信したるものゝ如く、シメの看護の爲終始同人に附添ひて祈禱を嫌忌するシメの身體を捕捉し以て前叙の如き祈禱名下の暴行を容易ならしめ、更にシメが前記傷害の爲極度の衰弱に陥りて臥床するも猶醫療の方途を講ぜずして祈禱を続けしめ、遂に實子の致死事件を補助するの結果を招きたるなり。

右事件はシメの死亡と同時に警察當局の探知する所となり喜好、テツ外二名の祈禱補助者等は何れも八月十一日檢舉せられ傷害又は傷害致死罪事件として所轄検事局に送致せられたり。

(二) 眞言宗祈禱師の不法監禁事件

岡山縣上房郡津川村居住野口治郎吉當四十八年は、幼少の頃より病弱なりし爲、眞言

宗に歸依して弘法大師、不動明王等を信仰修業し、後加持祈禱等の免許なきに不拘、自ら祈禱師と稱して之に依り生計を營みつゝありたるが、偶々本年七月同郡高梁町宮田アヤ子當二十五年が病臥せる旨を聞知するや、自ら赴きて「祈禱を爲せば忽ち病氣平癒すべし」云々と祈禱の執行方を慫慂し、其の依頼を受くるに至れり。斯くて同人は引續き宮田方に出入しつゝありたるが、其間アヤ子の信仰心裡を巧に利用して遂に同人と情交を結び、其後同人が既に妊娠五ヶ月に達せることを知るや、野口は之を奇貨として宮田方に入婿せんことを圖り、アヤ子の母太計に對し「アヤ子の妊娠は自己の所爲なるを以て婿にせよ」と要求したるも拒絶せられたる爲右目的達成の手段として「荒神を差向ける」云々と脅迫するの外家人の隙に乗じてアヤ子を誘拐し、同人を自宅土蔵内に監禁したる等のこと發覺し、八月下旬岡山縣當局に檢舉せられたり。

(三) 祈禱師の醫師法違反事件

御嶽教祈禱師小室佐次郎當四十六年は大正十二年頃より茨城縣那珂郡入里村に於て三寶教

會所を開設し、日蓮宗及御嶽教の布教の傍ら病信者に對し加持祈禱等の執行に従事しつゝありたるが、其後昭和九年以降病信者押野トヨ外八名より治病祈禱の執行方依頼せられたるを奇貨となし、醫師の免許なきに不拘、自ら聽診器、檢温器等を使用して病狀を診察し、之に水藥を投ずる等の醫療行爲を反覆し、以て藥價謝禮を收受したること發覺し、茨城縣當局に於て檢舉せられ、本月二十四日醫師法違反事件として所轄區裁判所に送致せられたり。

(四) 御嶽教々師の詐欺事件

御嶽教中教正、川藤與一當五十六年は昭和十年三月頃より山口縣下宇部市に來住し間借生活

を爲しつゝ、同市内を轉々して京都伏見稻荷神社祇養德會なる講社類似の團體を組織し、御嶽教の布教及び加持祈禱の執行に従事しつゝありたるが、其間自己の生活費に窮したる結果信者片岡ノブに對し「京都の稻荷様にあなたの買つた債權が當籤する様御祈し、又自分の眼病を癒して貰つた御禮の爲に鳥居を奉納したい」云々と虚構の事實を述べて、二百八十圓を騙取したるを初め同趣の詐言を弄して十數名の信者より合計六百餘圓を騙取し更に婦人信者の迷妄に乗じ「神の行爲なり」等と冒稱して情交を結ぶ等不倫の事實ありたる事發覺し七月上旬山口縣當局に檢舉せられたり。

(五) 敬天愛人學園の檢舉

京都市所在敬天愛人運動本部主幹山田圭一郎は豫て國家主義を標榜して相當熱心なる運動を試

みる所ありたるが、其後昭利維新は宗教的運動に依つてのみ達成せらるべし」と爲し、其の知人眞照事清水信一當二十七年を擁して「敬天愛人學園」なる類似宗教團體を組織し其の擴大に狂奔しつゝありたり。而して同學園の中心人物たる清水は曾て京都府下所在類似宗教天地大道教に於て約一箇月間同教の修業を爲したる外格別の教養なきものなるが、其の獨創に係る「アーモ」(皇靈瑞示又は御皇室の御先祖の神名と稱す)を信仰對象として牽強附會の所説を述べ、通信其他の方法に依りて根據なき豫言を流布し、或は素りに吉凶禍福を説きて人心を誑惑する等不都合の所爲多く相當取締の要ありたる爲京都府當



局に於ては七月二十二日同人を檢舉して拘留二十九日に處する所ありたり。

(六) 其他

行爲者氏名	行爲者住所	行爲の概要
かむながら會 靈瑞事 橋口祥次 當五十五年	鹿兒島市常盤町八九	橋口はかむながら會と稱する類似宗教團體を組織し自邸内に敬神殿並祖靈殿と稱する祭壇其他の奉養施設を爲して庶衆の多拜に供しつゝありたるが、昭和九年頃より自ら神靈作用の體現者にして手中に神力ありと稱し、迷妄なる多數信者に指點療法を施し又は二女惠美子其の他數名の靈媒を使用して吉凶禍福を説き或は寄進物を指示せしめて之を強要しつゝありたる事發覺し檢舉せられたり。
日蓮宗行者 宇佐美辰三郎 當四十二年	高崎市大字飯塚一、六三二	宇佐美は昭和七年頃より病信者の依頼に依り祈禱を執行するに當り呪咀人形、祈り釘が現はれたりと稱し依頼者を強め自己が準備せる場所にて祈禱料を騙取しつゝありたる事發覺し檢舉せられたり。
新禱師 大澤市太郎 當三十六年	群馬縣多野郡美土里村大字篠塚三六〇	大澤は大正十四年頃より附近畑中に長野山靈神(大澤の獨創に依る神名)なる無願神社を建設し祈禱料を騙取しつゝありたるが、其の後自己に神靈が宿りたりと目稱し、病信者に対して其の原因は神罰又は、佛の祟り或は金木、土神の祟りなり等と無稽の言辭を弄して祈禱料を騙取し或は草皮の處方、服用を指示する等の所爲ありたる事發覺し檢舉せられたり。
新禱師 牛込きそ 當五十七年	群馬縣多野郡藤岡町大字藤岡六〇七番地	牛込は病者の依頼によりて祈禱を爲すに當り、或は魔神の祟り、水神、土荒神の祟り等と妄稱し、之が驅除の祈禱として報酬を受けつゝありたるの外無免許にて施灸を行ひつゝありたる等の事發覺し檢舉せられたり。
無職 奥山すへ 當六十八年	三重縣度會郡豊濱村大字磯九一六	奥山は大正十四年頃より自宅に弘法大師の祭祀を爲し、其の靈夢に接したりと稱し、病者等に對して呪文を唱へつゝ、其の患部を摩擦療法しつゝありたるが、昭和二年頃より毎日十數名の患者に對し、祈禱及前後の手術をなし持疾患者には味喰灸を施す等の所爲ありたる事發覺して檢舉せられたり。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況 (本表は昭和十一年八月中旬に發行したるものゝみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	發 行 月 日	發 行 番 號	處 分 月 日	備 考
赤 旗	日本共產黨中央再建準備委員會機關紙	八、一	第一號		
唯物論研究	唯物論研究會機關誌	八、一	第四六號		
消費組合新聞	日本消費組合聯盟機關紙	八、一五	第八九號		
勞農無產新聞	勞農無產協議會機關紙	八、一〇	第一號		
社會大眾新聞	社會大眾黨機關紙	八、二五	第八五號		
維新戰旗	大日本生産黨機關紙	八、三〇	第六七號		
明倫新報	明倫會機關誌	八、一	第八四號		
皇道	皇道會機關誌	八、一五	第一八號		
愛國勞働農民新聞	愛國勞働農民同志會機關紙	八、二五	第六四號		六月二十八日第一號發行
進め	進め社機關紙	自八、三一至八、三一	自七七九六號至七七九九號		
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	八、一	第四七號		

關係主要機關紙發行狀況



運動日誌

國家(農本)主義運動

(事)

(項)

八、中旬

廣島市所在廣島興國同志會にありては帝國新報の讀者を以て「帝國新報讀者會」の結成を企圖しつゝあり。

在京政黨消聯盟にありては本部に月例會を開催し、最近伊太利より歸朝せる今村忠助の歐洲政情時局談を聴取す。

一二

東京九段下軍人會館に於て約二百名出席の下に故永田中將の一週年追悼慰靈祭舉行されたり。

一五

在京原理日本社主幹藤田陶喜は最近國內に發生する不祥事件は反國體思想放任の結果なるを以て、其の元兇美濃部、末廣兩博士を學界より引退せしむべしと爲し「行政法ノ天皇機關說附二・二六事件ノ背景ト美濃部末廣思想」と題する印刷物を發行し關係方面に運動しつゝあり。

一七

昭和九年六月福岡縣下に於て檢舉したる昭和維新血警隊事件關係者福本繁子は佐賀刑務所にて服役中の虚假出獄を許可され出所したり。

二四

在京政黨消聯盟救國青年隊にありては本部に研究會を開催し、松岡滿鐵總裁秘書林樾夫より滿洲國及北支事情を聴取したり。

二五

岐阜縣下政黨消聯盟大阪支部にありては安八郡墨俣町

三〇

に於て時局問題講演會を開催し引續き懇談會の形式により全縣下の愛國團體の合同に申し合せを爲したり。八月四日富山縣下石動郵便局より「全國の憂國の士に檄す」と題する不穩文書を發送したるものあり、同縣特高課にては鋭意捜査の結果八月十七日伏木愛國青年同盟太田幸一の影響下分子中根松男外四名を檢舉し、取調の上不穩文書臨時取締法違反として富山地方裁判所検事局に送附せり。

政黨運動

八右

大日本生産黨札幌支部(準)に在りては本部の指令に基き札幌神社に於て黨内一新皇國維新誓願祭を舉行す。

一〇

國社黨高岡支部(富山)解散す。

中旬

大日本國民同志會は飛騨地方に於ける黨勢擴張の爲八月十三日時局批判演説會(聴衆五〇〇名)同十五日高山町民大會(會同者九五〇名)を開催す。

一九

國粹大家黨指導下に在る國粹婦人聯盟及亡國的軍縮排撃聯盟解散す。

二〇

立憲黨正會志田聯合支部(宮城)解散す。

二三

遊賃勤勞民衆同盟は黨勢擴張の爲大津市に於て時局批判演説會を開催す(會同者男四十六名)。

二四

愛國政治同盟東京府聯荒川支部解散す。大日本生産黨宇都宮支部に在りては市會糾弾並不良市議排撃演説會を開催せるが中途之を市民大會に変更し、市長、市議辭職要求並市會解散要求の決議を爲したり。

二九

國社黨大阪黨務局大橋治房皇國農民は同盟吉田賢一等と共に大阪府中河内郡布施町外三町村の合併による市制實施に反對せる彌刀村の反省を促すべく同村に演説會を開催中途村民大會に変更し合併促進に關する決議を爲す。

七社

神奈川縣愛甲郡支部(支部長熊坂久吉)結成。

二六

社大系日本橋市民俱樂部(會長細田綱吉)、沼津支部(支部長野口彌吉)、京都市右京支部(支部長八住梧樓)結成、代議士會召集狀發送。

三

社大系江東地區相互會は大衆親交會と合同し大業市民會(會長宮本亮)結成。

四

群馬縣聯元幹部立見米市(黨費五月追徴金百圓)、清水美豆徳(黨費二月、追徴金三十圓)及び上原潤樹(罰金八十圓、追徴金五十圓)の選挙違反事件に關しては客月二十八日刑の言渡しあり本月四日夫々確定せり。

二一

黨教育部は「社大黨夏季大學」について通告を發す。横濱支部磯子分會(會長關口光徳)結成、岡山縣聯(準)は岡山地方無産團體協議會に加盟す。

一二

本部に黨労働委員會開催(本文参照)。

一三

本部に黨市民委員會開催(本文参照)、千葉

運動日誌

二七

長岡市に於て新潟縣書記長故丸山作次の黨罪を執行。

二六

本部書記局は退職積立金法施行令に關し全連聯の本法骨

二五

黨書記局長談發表。

二四

社大系杉並市民俱樂部(會長磯崎眞助)結成。

二二

黨議會部長、府縣會議員團會議長名を以て府縣會議員團會議召集狀を發す「廣田内閣の國策發表に際して」と題する麻生書記長談發表。

二一

岡山縣聯(準)は長島愛生園事件に關し聲明書を發表す。

一七

關東地方協議會開催(本文参照)。



二八 東京瀧野川支部夏期講習會開催。  
 二九 大阪府執行委員會は大阪無産團體協議會の入黨申込を満場一致承認せり。  
 三〇 宮城縣栗原支部(支部長佐々木東吾)結成。  
 三一 黨書記局會議開催(本文参照)。

労働運動

七、三〇 労働協議會の作家評論家招待懇談會開催(本文参照)。  
 八、一 大阪都市従業員組合と大阪市現業員自治會の合同に依る全大阪市従業員組合結成大會舉行。  
 二 東京市従業員組合年度大會開催。  
 三 新海員組合第一回評議員會開催。  
 四 日本産業労働俱樂部専門部長會議開催産業及労働團體統制法案等を決定す。  
 五 東支中央委員會開催(本文参照)。  
 八 組合會議擴大執行委員會開催(本文参照)。  
 一〇 近畿地方無産團體協議會開催(本文参照)。  
 一一 労働無産協議會機關紙第一號發行す。  
 一二 大阪團體協同代表者と社大黨大阪府代表者との懇談會開催(本文参照)。  
 一三 大阪工内の上會と大阪官業労働組合との合同大會舉行(本文参照)。  
 一七 海員組合に對し國際運輸労働組合聯盟よりスペイン國労働者救援方懇請の來電ありたり。  
 一八 日本海員組合第二回評議員會開催。

二〇 第二十二回國際労働總會労働代表一行出發す。  
 二五 關西皇國労働協議會結成なる(本文参照)。  
 八、 農民運動

八、 全農新潟縣縣長岡出張所は社大黨本部より細野三千雄、喜入虎太郎の兩名を招聘し講習會を開催す。  
 一八 全農新潟縣聯合會は、中浦原郡新津町歌舞伎座に於て本年度大會を開催す。  
 二五 全農關西縣聯合會は、京都郡行橋町「郡公會堂」に於て年度大會を開催す。  
 二六 全農新潟縣水原、萬塚の兩地區は水原郡地區事務所に於て平野學、角田藤三郎の兩名を招聘し夏季講習會を開催す。

朝鮮人の運動

八、 警視廳編入鮮甲鄭然圭發行の「朝鮮情報通信」第一五六號は本日發售處分に附せらる。  
 一 大阪に於て發行の「民衆時報」(八月一日付第二五號)は本日發售處分に附せらる。  
 四 和歌山縣下所在鮮人團體「海東青年會」(補助會)に於て開設中の夜學校は開設以來其の實績見るべきものなく且つ當事者中民族意識濃厚なるものあり縣當局に於ては之が存続は内鮮融和に悪影響ありと認め諭旨中止せしめたり。

二〇 大阪府内鮮融和事業調査會に於ては既設の矯風會の成績見るべきものあるに鑑み本年度に於て市岡警察署外一〇警察署管内に之が増設を準備中の處本日不取敢根崎、福島、網島、堺の四警察署管内に設置し直に事業に著手せり。

二二 財團法人大阪府協和會に於ては在住朝鮮人指導の任にある隣保館職員一二名、矯風會常任指導員一名、同指導員五三名計七六名を京都市伏見區桃山御陵域内所在の報德會堂に召集し精神修養に關する講習會を開催せり。  
 二九 本年の日韓併合記念日(所謂國恥記念日)も在留朝鮮人間に表面的策動なく平穩に経過せり。  
 三〇 在京朝鮮藝術座に於ては本日委員會を開催し、秋季公演、舊朝鮮藝術座創立者金波宇復歸問題其他を協議せり。  
 三一 警視廳麻藥中毒者救護所に於ては客年十月開設以來の收容患者は約四三〇名に達す此中全治退院者六三名に對しては旅費を給し夫、歸鮮せしめたり。

宗教運動

八、 七 人の道救國島取支部にありては本部發賣に係る「御振替像」の販賣に當り、同像は恰も軍部と特殊了解の下に製作せられたるものなるやに宣傳しつゝありたる爲、島取憲兵分隊より嚴重なる警告的諭示を受けたり。  
 二 三重縣下龜山町在住角田つねは豫て在京島津治子、高橋むつ等と交遊し神靈憑依による靈學研究を爲しつゝありたるが、其間不敬の言辭を弄しつゝありたる事發覺し警

運動日誌

視廳當局に於て檢査せらる。  
 一二 仙臺佛教各宗聯合會にありては代表者會長村上正榮の名を以て類似宗教排撃に關する印刷物約三萬枚を作成し宮城縣下檀信徒其他に配布せり。

一二 人の道教壇支部に於ては教勢の伸張と共に從來の支部建物に狹隘を告ぐるに至りし爲同市内宮崎町に支部建物新築すべく計劃し、豫て神奈川縣當局に支部移轉を申請中の所、右建築豫定地は縣社皇大神宮に近接して同社の尊嚴を冒す虞あるのみならず、一部地元民の反對等もありたる爲縣當局に於ては該申請を不許可處分に附し却下せり。右に對し同支部に於ては不許可處分を不當となし種々對策を請じて再出願すべく策動しつゝあり。

一三 神奈川縣下所在日蓮宗寺院に於ては縣下の同宗徒を糾合して正法顯揚を目的とする「日蓮宗神奈川縣立正信行會」を組織せり(總裁妙香寺住職宇都宮日綱)。  
 一四 高野山破戒僧事件に端を發し、高松市所在高野山別院に於ては所屬二百二十六寺院を糾合して七月二十二日「祖山淨化香川縣期成同盟會」を結成し、其の宣言、決議文等を全國同派所屬四千寺院に飛檢し、或は代表者十三名を高野山宗務當局に派遣して管長以下首腦部の引責辭職を要求する等のことありたるが、其後に於ける宗務當局の態度を不憚りと爲し更に八月十七日第二回寺院大會を開催し、第二次聲明書を發表する所ありたり。而して高野山當局に於ては新に僧俗兩者を交へたる肅山委員會を設



けて積極的に浄化を期せんとしつゝあるが、之に對し和歌山縣當局に於ては本事件の影響甚大なるに鑑み本日附同縣知事名を以て管長宛山内革正に關する嚴重なる警告書を發する處ありたり。

第五回日本聖公會全國青年聯盟大會は京都市所在平安女學院に於て七月二十七日より三日間に互り開催せられたるが、全國よりの参加者は二百名に達し、(1)日本聖公會の經濟的獨立(外國よりの傳道補助金を拒絶せんとするもの)、(2)基督教義と日本精神の調和等を中心議題として討議する處ありたり。

生長の家本部に於ては滋賀縣下比叡山延曆寺宿院に於て教祖谷口雅春以下各幹部等出席の下に第六回夏期講習會を開催し全國より參集せる約四百名の受講生に對し古事記、基督教聖書、佛典等の講義を爲したり。

長野縣西筑摩郡福島町所在木曾藥師教會教師上田晋教は同町を中心とする史蹟名勝地百箇所を選びて堂宇、寺院を建立し、之に藥師如來を奉安して木曾百番の靈場を建設すべき計劃を樹て、近接八箇町村當局よりなる木曾百藥師奉讀會の後援を得て著々準備中の所、之を聞知せる長野縣當局より堂宇の建設並寄附金募集の許可至難なる旨

一八

一九

中旬以降

二四

を諭せられたる爲、上田は自發的に右計調を中止せり。全國各地所在の天理教會及支部等にありては本部の指令に基き本日を以て「全國一齊路傍清道デー」と稱し夫々路傍清道又は所謂「日の寄進」「旬かけ運動」等を爲し教勢擴張に努むる處ありたり。

福岡縣京都郡在任の眞言宗立天台宗所屬修驗道其他神道大社教外六派に屬する新禪師等は、豫て無免許祈禱師の不正行爲防止と同行者相互の品性向上を目標とする團體組織を畫策中の處、本日護國會の發會式を舉行するに至り。

人の道教團にありては本年四月以降元東京府下所在のひとのみち學苑を愛知縣知多郡成岩町に移轉し、爾來入苑者を使役して開墾工事に努めつゝありたるが、最近に至りて設備漸く整ひ、本月十一日以降數班に分けたるひとのみち夏季講習會を開催せり。

日蓮宗管長神保日慈の辭職に伴ふ後任管長の選舉は山梨縣久遠寺住職望月日謙及千葉縣瀧原寺住職釋實隆の兩名立候補し、八月一日より二十三日に互り投票を開始せるが、本日東京市所在日蓮宗宗務院に於て開票の結果望月日謙當選せり。

研究資料

國家(農本)主義運動

一、我々は斷じて「右翼」ではない(三六俱樂部機關誌「1936」八月號所載)

小林 順 一 郎

「我々は斷じて右翼ではない!」此聲は、純日本主義の爲に活動しつゝある愛國陣營内に於て、近來盛に揚りつゝある聲である。予も亦全然之に共鳴する。

予は此事に關しては、本誌上に於て昨年既に之を論じたことがある。

予の見解を以てすれば、「右翼」といふは、現實本主義機構其儘を擁護する人々、又は其陣營の事である。功利主義陣營内に在りて資本家の甚だしき横暴を是認し、若くは、之と結託する現状維持者が「右翼」である。政民兩黨の如きも此意義に於て明かに「右翼」である。

換言すれば、唯物論の園内に於て、社會主義理論の攻撃の標的となるべき事實を擁護する陣營が「右翼」であつて、之を攻撃する社會主義陣營が「左翼」である。即ち「左」「右」兩翼

國家(農本)主義運動

と謂ふは畢竟唯物思想上に於ける對立であつて、窮極する所が、利害抗爭の爲めの對立に外ならない。勞資の對立、地主小作人の對立、階級闘争等悉く此利害問題の範圍内に於て起る現象と觀ることが出来る。

何時も言ふが如く、他人同士の寄合世帯たる諸外國の國家内に於ては、如何なる社會組織も、利己主義、功利主義觀念が、其組織の基礎たるべきことは謂ふ迄もないことであつて、社會道徳を説くに當りても結局は夫れが自己等の利益となるのであるとの觀念を出発點としてゐることは争はれない事實である。

斯かる社會に於ては、國民相互間の關係が權利義務關係以外の何物でもなく「法」の許す範圍内に於て、物質的抗爭の爲めに、相互相喰み、利害に依つて互に相集まり、相離れ、

各種の團體的抗爭に迄進展し、進んでは此利害觀念に基ついて、國家迄も否認して、單に人類社會内の階級闘争のみを認めんとする所謂「インターナショナル」主義迄生れ出づるといふことは當然の事である。

要するに斯かる歐米社會内に於ける斯かる抗爭の現象を言ひ表はしたのが、所謂「左」「右」兩翼の抗爭なる語であつて、勿論其色彩は、一極端より他の極端迄、濃淡各様であり、其内何れの色彩とも判然と見分けの附かぬ中間的存在を普通「中央」と名付けてゐるが、兎に角「左翼」「中央」「右翼」の語は、何れも利害抗爭の園内を概念的に脱逸したものでない。

然るに數年來、皇國內に於て、盛なる勢を以て勃興し來れる日本主義運動なるものは、果して斯かる唯物論園内の外國式の輸入語を



適用し得るが如き利害抗争の運動であらうが。國體明徴運動を諸外國流の「右翼」運動と名付け、所謂「左翼」の社會主義運動と對立せしめ得べきものであらうか。此國體明徴主義と社會主義との「中間」を以て、日本に於て穩健なる理想主義と名付け得べきものであらうか。要するに、社會主義者を「左翼」と名附く場合に、之れに對立せしめて日本主義者を「右翼」と名附くことが皇國內に於て容認し得べきことであらうか。

此問題は、皇國民の現在思想の根柢に觸れて、眞に容易ならざる問題である。此問題を明瞭に解決する所に、實は皇國內に於て、日本主義運動の思想的の出発點があるのであつて、此問題を有耶無耶にして眞の日本主義運動は其成功は至難である。

以上述べ來つたことに依つて、讀者諸君は純日本主義者が、「我々は斷じて右翼ではない」と大聲叱呼する理由も大抵了解されたことであらうと思ふ。

要するに、皇國は諸外國の如く、國民が「相互利益」を目標として、恰も一營利會社の如く、相互に造り上げたものではない。我々が國は是れも上御一人の膝下に團聚する骨肉同胞の一家族的國家である。

抑々兩親が子を受するの念は決して自己の利益を主としたものではない。子たる者の孝養も亦利害觀念を出發點としたものではない。之れと同様に、皇國內の同胞が相愛し、相扶け、相共に皇運扶翼の爲に精進するは、決して功利主義觀念に出でたるものではない。即ち我が國の社會は、個人相互が諸外國に於けるが如く、利害的に、各々自己を本位としたる相互利用の關係に立つものではない。眞に和淳なる家族的温情より出づる相互相愛輔佐の關係に立たねばならぬものである。之れが全世界に比類なき家族國家内の眞の姿であるのである。換言すれば、「左」「右」兩翼に岐れて、利害抗争の爲に、同胞相擄ち、相咬む修羅のちまた然たる現在の状態は決して我が國體の眞姿ではないのである。

三六俱樂部の理事松本少將が予の後を承けて、最近「愛國労働農民同志會」の會長となられた。其際、會に對する挨拶の中に次の如きことを述べられた。

從來労働運動と云へ申せば、冷たき唯物思想の上に立つ利害抗争の範圍を超越せざる外國の労働争議其儘を眞似たるものであつて、畢竟利害問題の爲に、使はるる者總して相結束して使ふ者に對立抗争するといふやり方なの

であります。則ち冷たき喧嘩氣分であり、修羅氣分であるのであります。斯の如くに、一君萬民の温かき我が國體精神に反する氣分を以て其争議がたとひ一時労働者に取つて物質的目的を達せしめたとしても、爾後使ふ者と使はるる者との心と心との間には深き溝が作られ、お互にまづい思ひをせなければならぬことは當然のことでありませぬ。斯の如く精神的に疎隔せられた兩者が一團となつたとて立派な事業が出来よう筈がありません。又之は明かに萬民和して忠勤を勵むべき我が國體に反するものであります。

然るに本會は丁度一家内の家族が集りて仕事をなすが如く、親は子の爲に子は親の爲にといふ風に、互に相愛し各々自己を本位とせず相互に皇道日本の大家族的な道義的大精神を理解し何事も此精神に基きて解決するといふことに定め以て各々が天壤無窮の皇運扶翼の爲に各自の分擔業務に啓働精勵せられるのであります。従つて本會には工場主も従業員も共に入會されてゐるのであります。斯かる次第でありますから本會創立以來唯の一度も争議を起したることなく常に相融和し勤勞を勵まれて、誠に實績を擧げて居らるること、實に他に比類のないことであります。

斯くの如く全世界に比類のない我が國獨特の指導原理に基く實に立派なる労働團體であるといふことが、強く私の心を引付けました。快く本會々長たることを御受け致したのであります。

此「我が國獨特の指導原理」に基づく主義、之れが即ち日本主義である。諸外國に於て見出し得ざる主義であるのだ。即ち日本主義に於ては「利害」を主として社會事業を論ずる代りに、世界に比類なき建國の本義に基づく「道義」の鏡を通して總ての事業を觀んとするものである。即ち此主義は道義立國の眞姿を國內社會事業全般に互りて顯現せしめんとする主義である。斯くの如く全國民の總ての事物に對する心構へをして、此莊重にして和淳なる我が國體に恥ぢざるものとなさんとする運動が、此日本主義の運動であつて、決して利害抗争の圈内に於て、「左翼」たる社會主義に對立する「右翼」の群に包括され得る如きものではない。

又我が國の識者中諸外國に於ける帝王權運の運動と、我が國に於ける國體明徴運動とを、其思想體系に於て混同せんとするが如きものがある。實に思はざるの甚だしきものであつて、主權、國民、國土が利害關係に依て結ばれ

國家(農本)主義運動

たのが國家であつて、帝王も畢竟此利害圈内に於ける國家の一機關に過ぎずと觀念する諸外國内の帝王と、我が尊嚴なる皇室とを明かに混同したる思想である。畢竟斯くの如きは帝王機關説を直ちに我が國に適用し、美濃部氏の如く天皇機關説を觀念の基礎となしたる許し得べからざる思想であるのである。

「利害の集團」たる諸外國の國家内に於て帝政可也、共和政可也、共產政可也と論じ、之が爲に國民相互が互に相争ふも畢竟國家又は各自の利害觀念より出發しての議論であつて、我が國の國體明徴運動と本質に於て到底比較し得べからざるものである。

諸外國に於ては、帝王政主張者は勿論「極右翼」である。然るに我が國に於ける國體明徴運動者は斯かる「左」「右」兩翼の利害抗争思想圈外に遙かに超越し、斯かる唯物的思想を一丸として、共に之を排撃するものである。換言すれば利害抗争の爲めに國內を諸種に分裂せしむることに斷乎として反對してゐるのである。更に換言すれば、諸外國に無き道義立國の眞姿顯現の爲に闘ふものである。か

である。要するに吾人に向つて「右翼」の語を用ふるが如きことは、單に精神的に甚だしく吾人を侮辱したるものなるのみならず、我が國體を理解せずして、徒に國體明徴の徹底を阻止する所の許すべからざる無智の暴言である。従つて國體明徴の徹底を約束したる現政府部内に於て、又言論界に於て、未だ此義を了解せざる者甚だ多きが如き現在の有様は決して放置し得べきことではない。要するに此義を明瞭にせずして、國體を明徴ならしめ得べき筈はないのである。反言すれば「我々は斷じて右翼ではない」。此語と此語の意義とは此際にして是非皇國內全國民に知らしめなければならぬ緊急事項である。

又若し以上述べ來つたことが、明瞭となつたならば過般の佛國政變以來、我國內にも近來頗る流行し來れる「人民職權」(佛語にては Front Populaire)の語の如きは、前述の左翼職權の統一を意味して、我が國體と全く相容れざる觀念に基づくものであることは言ふを俟たない。斯かる觀念の傳播は思想的に明かに我が國體を破壊に導くものである。我が政府當局に眞に國體明徴の誠意があつたならば、斯かる語の輸入は、理を明かにして、進んで之を禁止するの愼あつて然るべしであら



うと思ふ。

「反ファツシヨ職權統一」の語も亦然りである。此語は各自を本位とする利害の集團に過ぎない諸外國に於て、現職者に對する反抗者職權の統一を意味する。勿論「ファツシヨ」の意義に就ては種々の議論はあるが、「反ファツシヨ職權統一」といふ一熟語としての意義は、概念としてかく解して差支へあるまいと思ふ。此解釋を以てすれば實は蘇國の共産政府は明かに「共産ファツシヨ」であり、佛國の「ブルム」現内閣は事實上の「左翼ファツシヨ」である。

然るに斯かる語を特に用ひて左翼のみが喧敷く言ふ所以のものは、「民主國に於ては事の如何を問はず民意を尊重せざる者を排撃すべし」といふ理論を出發點として、民衆に誤り、自己の政治的地位を固むることが民主國家に於ては有利であるからであつて、結局「左翼」が其黨組成の本質上、特に、之を高調し、「左翼」に反抗する獨裁政治排撃の爲に主として之を慣用することゝなつたのである。何れにしても、此語は利害抗爭團内に於ける諸外國内の政争用具にしか過ぎないものであつて、我が國內に於ては適用すべからざる語であることは明瞭である。

然るに我が國に於て、明かに功利主義陣營の右翼(左翼たる國家社會黨更に其左翼たる社大黨等に對立し)たる政民兩黨迄が、左翼と共に思想上一體の如くなつて、此「反ファツシヨ職權統一」の語を用ひ居る如き現状は、實は彼等の内心に於ては、不言の裡に、自己等の地位擁護の爲に「反軍部職權統一」を目標となしあるものと解すべき點がないではない。

實に此國際非常時に於て、全國民一丸となつて、國防を充實すべき際に方りて、其國防の中堅たる軍部に對抗して、一部たりとも國民を離反せしめんとする斯かる心事は、功利主義以外に考へ及ばざる彼等としては左もあるべき事ながら、明かに國家よりも自己の利益を重しとする外國流の思想であつて、今日の場合に於ては明かに非國民的態度である。要するに、今日の如き反國體の國內狀況は最早座視するに忍びずとなし、又此前古未曾有の國難打開の爲めにも、一日も速かに國體の本義に照し、國內施設の全般に亘り道義立國の眞姿を如實に顯現せしむるの要ありとなし、國體擁護の重責ある軍部が其の建軍の本義に照し、敢然として起ち上り(三月六日の寺内陸相の聲明)批政一新を要する其勢に

對抗せんが爲に、彼等は斯くの如き外國流の「反ファツシヨ職權統一」などいふ語を輸入して、國民を欺き、軍民離間を策せんとするが如き事は、此際斷じて許し得べからざる事柄であらうと思ふ。

要するに、歐米の物質科學の進歩中、我が國に利用すべきものあれば、進んで之を利用するがよい。「ラヂオ」可也、飛行機可也、自動車可也、である。併しながら、國民思想の指導原理に到つては、我が國と全く其本質を異にする諸外國内の各種の指導原理は多くは我が國體と相容れざるものとして、之が輸入採用は禁じなければならぬ。

此根本義に於て我が國の識者は今日果して目醒めてゐるであらうか。予は斷乎として主張する、眞に全國民が此義に覺醒せざる間は、國體明徴運動は何處迄も徹底せしめなければならぬ。

再言する。日本主義運動なるものは、眞に我が國獨特の運動であつて、其指導原理は、實に世界無比の皇國の國體より出づるものである。従つて我が國體の理解なくして、日本主義の了解は不可能である。

日本主義運動では決して皇室の尊嚴なる御地位を全國民をして十分に理解せしむるだけ

を以て國體擁護とは考へて居ない。換言すればたい之れだけを以て國體は明徴となれりとは些かも考へない。

實に皇國體國の精神を以て全國民の精神となし、莊重にして眞に家族的に和淳なる世相が、政治、經濟、教育、其他總ての事物の上に如實に顯現し、道義立國の眞姿が眞に世界無比のものたるの實を擧げざる間は國體は明徴となれりとは觀念出來ない。

數十年來歐米の「右翼」思想を輸入し、功利主義、自由主義、弱肉強食を許容しある現状は、明かに我國體精神に反するものとして日本主義者は「日本主義の鏡」に照して之を排撃す。即ち斯かる現状に執著し、吾人に拮抗せんとするものは、悉く之れ外國式の「右翼」である。即ち「右翼」と稱するは明かに昭和維新の斷行を阻止せんとする現状維持派の總ての陣營のことである。

又諸外國に於て、此「右翼」に拮抗する左翼思想、即ち社會主義思想も、勿論我國體精神に基た反するものとして、日本主義者は「日本主義の鏡」に照して斷乎として之を排撃する。

抑々國民相互間の基礎關係が冷たき利害觀念に基づく權利義務關係に過ぎざる諸外國の

國家(農本)主義運動

國家成立の基礎は、皇國同胞相互間の基礎關係が利害觀念を遙かに超越せる温かき家族精神に基づく相愛扶佐、相共に皇基恢弘、皇運扶翼を唯一無二の目的とする所に存するものと、實に背壤の差別あるものなることを確認し、眞に此の誇とすべき皇道精神を以て「日本主義の鏡」となすものである。

「日本主義の鏡」は常に斯くの如く道義的にして唯一にして二ならず。全國民が悉く此唯一明鏡の照下に歸一する所に、一君萬民の一元化がある。而して皇國內に於ては如何なる問題も之れに依て解決出來ないといふことはない。

更に再言すれば、物質的利害抗爭團内に於ける「左翼」「中央」「右翼」といふが如き分離對立は諸外國に於ては當然不可避のことなるも、皇國內に於ては許すべからざる現象である。我々は此等總てを排撃し、斯かる思想を悉く國外に放逐し、多年來、斯かる思想の影響下に出來上れる國內事情總て(政治、經濟、教育、其他)を成るべく皇國の母體を弱めざる方法を以て速かに改廢し、更新強化の方法を請じて精神的にも、物質的にも眞に偉大なる

皇道國家となさんことを企圖する。皇道築土、國民生活の安定の如きは其當然の結果として

必ず實現する。又國防強化、國難打開も之れなくしては到底不可能なりと確信して居る。之れが日本主義の運動なるものであつて、苟も皇國民たる以上、何人も之れに反對あるべき筈はないのである。

然るに斯かる思想を「右翼」思想と名付け、諸外國に於て、「中央」或は「左翼」政府が利害的に反對派たる「右翼」の行動を監視し、排撃し、取締る形を觀て、天皇の政府が之を眞似せんとするが如き馬鹿氣なことがあつたならば、其政府自身は、明かに皇國の國體を理解せず。思想的には幕府の如き地位に陥り、其許に活動する警察勤務は恰も維新當時の新選組と何等選む所なきに到るであらう。恐懼すべきことではあるまいか。

要するに、斯かる日本主義運動を制肘するは、明かに國體に對する背叛行爲である。皇國內に於ては決してあつてはならぬことであつて、治安は却つて斯かる處から亂れがちのものである。然るに、過去を顧みて、斯かる事實が必ずしも無きに非ざることは、遺憾至極のことではあるが、實は其罪は雙方にないではない。

天皇の政府當局自身、が國體精神を眞に理解しあらざりしことが明かに其の主因であ



り、日本主義運動者が、之に對して過度に激して、屢々非合法を取つたことが次の原因である。又日本主義運動者が、此日本主義なるものを眞に全國民に理解せしむべく宣傳足らざるものがないではなかつた。

日本主義者が非合法を取つたことは特に戒めなければならぬ。日本主義者の闘争は利害の闘争でもなく、又理論の闘争を主とするものでもない。激しき理論の闘争をなす場合に於ても、相互は同胞なりと言ふ温かき相愛の情が心の底に渾々として流れて居ることを認めしむることが何よりも大切のことであ

二、人民戦線運動の概況(三六情報第三十六號抜萃)

(一)

近時「人民戦線」と呼號する運動が急激に擡頭して來た。これは言ふ迄もなく歐米の左右對立利害抗争場裡に於ける左翼運動の標語を輸入したものであつて、この語夫れ自體でも明かに我が國體を破壊に導くものである。

これに關しては「機關誌」1936年八月號に所載ある小林勇堂氏の「我々は斷じて右翼ではない」と云ふ論說の中にも説かれてあるが、彼等が何を目標として又如何なる戦術を以て、その目的を達せんとして居るか

る。此感情を認むる所に日本主義の本質を見出し得るのである。惡を憎んで人を憎くまづ、之が日本主義者間の眞の標語であらねばならぬ。諸外國内國民相互間に於ける慘虐極まりなき相互殺戮の如き事は皇國同胞間に於ては、我が國體を意識する所に、決して在り得べからざることである。

多年來、非常時を否定し來れる現状維持派即ち「右翼」の主張流言の如何に拘はらず。皇國は今や、現實的に曠古の重大非常時局内に突入してしまつた。此時、此際にして、未だ尙ほ重臣諸公を始めとして、多くの「右翼」爲

(二)

先づ彼等が人民戦線を叫んで居る動機を知らねばならない。

政者が此日本主義に覺醒せず、諸外國内に思想的の喧嘩を多年來皇國內に輸入せしめ、此「左」「右」「中央」三者の分離格闘を、前述來の如く「日本主義の說」に照して一擊に清算せしめ、皇國一體の實を擧げしめんとする此大切なる日本主義の運動を、却つて諸外國内の「極右」運動の如く認めて之を異端視しあるが如きことは眞にあるべからざる現象である。

「右翼」とは、現状維持派のことである。「我々は斷じて右翼ではない」予は一段の力を籠めて、改めて此語を頓叫し、以て本稿の結言とする。(七月二十八日)

夫れは昨年共產黨(コミンテルン)が「アッシュ」に對する戰線強化の爲め、社會民主主義と提携し、擬裝形態を以て廣汎なる大衆を結合すべしと云ふ決議の指令若くは示唆に基いて居ることは明かである。この決議は世界各國に於ける共產黨に多大の刺激を與へ、特に佛蘭西及び西班牙に於ては左翼人民戦線統一の大運動となり、兩國共に總選挙に當つては左翼人民戦線派が壓倒的大勝を獲得するに至つた。この兩國に於ける左翼の勝利は更に大なる波紋となつて全世界に波及せんとする

形勢になつて來た。我國に於ける人民戦線の運動もその影響の一と看なければならぬ。

人民戦線の指導原理は、「マルクス」主義的階級闘争を指導精神とする勞農共產主義が社會民主主義を基調とする合法的結社と握手提携して共同戦線を張ると云ふことに存する。

元來此の兩者の間には主義上相容れざるものがあつて、到底握手することは出来ないものと觀測されて居つたのである。然るに反アッシュ戦線統一の必要から佛蘭西に於ては遂に一九三四年(昭和九年)七月共產黨の呼び掛けによつて、社會黨との提携並に勞働組合の各種團體の全面的合同が成立したのであつた。斯くして彼等は政治的に進出し得たのである。

(三)

我國に於ける人民戦線の運動も亦、この指導精神と行動戦術とを同じうして居ることは勿論である。故に縱令彼等は合法的結社及び合法的行動を標榜して居るとは言へ、全くコミンテルンの指導原理の下にその目的を達せんとして居ると推定しても誤りはなからう。

我國に於ける共產黨は、佛、西兩國のそれと境遇を異にし事情を異にして居ることは勿論

國家(農本)主義運動

であるが、彼等は太極拳以來久しくその勢力を失墜せる現状から何とかして再びその勢力を盛り返し、日本赤化・世界共產化の最終目的を達せんと焦慮しつゝあることは言ふ迄もないことである。

されば人民戦線はコミンテルンの決議した新たなる戦術の下に捲土重來の勢を以て彼等が起ち上つた世界共同戦線と看ても差支へないであらう。彼等が策して居る行動の第一は左翼的勞働組合、政治結社等とその主張の相異を問はずしても兎も角も一團とするに在る。例へば人民戦線の結成は先づ勞働組合の全的の合同に在りと言ふことは佛蘭西、西班牙に於て唱へられたのであるが、我國に於ても昨年四月頃より旺んに叫ばれ、全面的合同に先んじて先づ全勞と總同盟との間に幾多の曲折を経て本年一月十五日遂に劃期的にその合同が成立した。斯くして成立した新團體を全日本勞働組合總同盟と呼稱して居る。

この合同を契機として、更に全面的に合同を策し合法左翼團體たる全評、東交、市從、自動車勞働組合、關東工聯、關東消費組合、全農をも包含して人民戦線に統一せんとする運動が速りに行はれ、その合同も只時日の問題と思はるに至つた。が現在全評が獨り

之を肯せざる爲め、他の團體も之を置去りにして日本勞働組合總同盟に参加することは出来ず、従つて別個に一の反アッシュ戦線の樹立を策し茲に勞農無産協議會なるものを成立せしむるに至つた。

之れが去る一月十八日のことである。

(四)

この勞農無産協議會はその聲明書に示す如く

本年一月東京市に開催された勞働組合法、小作法、退職手當積立法、自動車災害保障法、其他法案獲得を目的とせる勞農大會の繼續的カンパ組織として結成されたものである。勞農大會は實行委員を擧げ大會の決議を以て當時の岡田内閣に迫ると共に對議會闘争を敢行せしめんとした然るに六十八議會は問もなく解散されるに至つた。

と述べて居る様に人民戦線の戦術の一端を擬裝の下に進めんとしたのであつた。

然るに二二六事件の後、全評委員長加藤勘十を中心に社大黨脱退者たる勞農一派の首脳部鈴木茂三郎、東交の中島喜三郎、北田一郎市從の橋本富喜良等は突如として此の勞農無産協議會を合法的のものとして治安警察法に



より結社届を差出した。これが五月のことであつた。之に關して彼等は

總選挙直後に生じた所の二・二六事件は労働大會の決議を繼續的に闘争する上に一大變化を齎した、即ち各團體相互の闘争を合法的に確保する必要に迫られ實行委員の臨時的處置として治安警察法の示す處に依り結社届を提出してその合法性を獲得したのである。而して吾々はこの故に戒嚴令下に於て反ファッショの基本的態度を明示しつゝ可能な限りに於て闘争を繼續して来たのである。

と聲明書に述べて居る。然るに此の合法的政治結社の成立は左翼戦線に一大センセーションを惹起した。

之に反對の議論の要點は、左翼陣營の内に合法的政治結社が二つ對立する一社大黨と新結社一とは反ファッショ戦線の強化でなく却て勢力を削ぐものであると云ふのであつた。而して廣汎なる人民戦線の強化には社大黨と協力して行動せざるべからずと云ふ主張が強くなり、之を力説する全農、関東工、聯先、労働無産協議會を脱退し、次で関東消費組合、自動車労働組合、新興佛教等は加藤勘十等の

策する新政黨運動には反對である旨の聲明を發するに至つた。斯くして左翼陣營内に對立の空氣が濃厚となり分裂の形勢を呈した。茲に於て労働無産協議會はその立場を闡明すべ

く、労働は斷じて新政黨ではないあくまで反ファッショ戦線の流れに沿ふ政治的カンパ組織であると聲明した。之が爲め一時間問題は沈靜に歸した如く見えたが偶々先般の府會議員選挙に於て、一候補の演説中に労働が新政黨の母體たる如き口吻が漏らされたので問題は再燃し、東交自動車部新谷支部の如き長文の聲明書を發してその誤謬を指摘し社大黨への集結を強調した。

更に東京市従業員組合に於ては組合内に對立意見の生ずる程であつたが、論争の結果労働協議會の政黨化反對、反ファッショ人民戦線強化社大黨支持を決議するに至つた。

斯かる形勢を生じたので合法的政治結社たる労働無産協議會も解散に決し、去る七月三日之を實行すると共に争闘機關としての労働無産協議會を再建することとなつた。

解散聲明書に左の如く言つて居る。  
今や戒嚴令による諸種の制限は著しく緩和せられ戒嚴令も撤廢を見んとする状況にある、戒嚴令下に於ける各團體間の集中的

闘争的機關として結成された労働無産協議會は戒嚴令撤廢と同時にその特殊事情の下に於ける一應の任務を終つたものといふことが出来る。

吾々の闘争は資本制度の下に悉く執拗に果敢に進行されねばならぬ事は勿論であるが我が協議會はその結成の特殊事情に鑑み茲に一先づ解體するものである、協議會を解體すると雖も協議會に参加したる各團體間の階級的連帶關係友誼關係は協議會結成前と變態も異なる所はない。

之れによつて労働無産協議會の解散は只内事情の爲めの一時的手段に過ぎないことを知り得た。而して同日同時に再建された労働無産協議會が人民戦線の核心的機關であることは我々の最も注意を要すべきことである。

斯くして再建された労働無産協議會は七月三日に創立し、七日に從來の團體加盟を個人加盟に改め再結社の届書を差出した。その役員の顔觸及び事務所等は左の如くである。

事務所 東京交通労働組合本部(築地三丁目築地ビル)  
役員

- 常任委員会 加藤 勘十
- 書記長 鈴木茂三郎
- 會計 牧野松太郎
- 常任委員 中島喜三郎 北田 一郎
- 三輪 盛吉 安平 廣一
- 中西伊之助 高津 正道
- 小堀 甚三 阿部安次郎
- 高野 實 實川 清一

而して新結成の労働無産協議會の目的は我國に廣汎なる反ファッショの「人民戦線」結成の爲めの推進力たらんとするもので從來のカンパニアーのもとに結束されたる労働大衆並に労働大衆を再編制して一定の階級的目標に統一し指導すると共に全國の社大黨より門戸を閉鎖されたる無産團體並に未組織の労働大衆を組織し動員し社大黨其他の無産團體との共同闘争によりファッショの強權と重壓の下に喘ぐ労働大衆の生活の爲めに果敢なる闘争を展開せんとするものである。

と大膽に宣言してゐる、而してその作戦は社大黨を人民戦線の第一線とし、労働無産協議會はその後方推進力となりて活躍せんとするものであることは左の運動方針大綱草案によりても明かである。

協議會ハ社會大衆黨ヲシテ人民戦線運動ノ主體勢力ヲシムル爲メカ條件ノ強化ニ協力スルト共ニ自ラハ人民戦線ノ推進力トシテ果敢ナル日常闘争ヲ展開シ廣汎ナル労働大衆ヲ連ナル反ファッショ戦線ノ統一強化ニ一切ノ努力ヲ傾注センと云つて居るのである。

即ち概括すれば彼等の本體は共產主義である(其情勢)ことは言ふ迄もない。然し乍らその工作は擬裝的に進め、合法的擬態を以てあらゆる社會の各方面各階級層に潜入し、巧妙なる宣傳によつて戦線を擴大し獨り左翼分子のみならず、自由主義者特に知識階級労働階級層に、又時として既成政黨の一部に迄その羽翼を延長せんとするものである。而してその行動は人民戦線の名の下に先づ軍事費の増大に反對し、之を楨杵として無産労働團體のみならず中小商工業者、中下級官吏、會社員等の大衆を結合して反軍同盟を結成し、人民戦線擴充、軍部反對、戦争反對の意識を高潮し、更に軍部抑壓の意向を有する既成政黨、財閥、官僚、自由主義者に呼び掛け軍民離間を策し、以て人民戦線の擴大を期せんとするものである。

上述の事實は先般開催された演説會の言論によつても判然と實證せられた。

去る七月二十六日午後六時より労働無産協議會は、東京市本所公會堂に於て「時局批判大衆課我反對演説會」を開催した。論壇正面には『反動廣田内閣打倒』『反ファッショ政治戦線を強化しろ』『全労働者は大衆課我反對闘争に起て』『大軍軍費を社會政策に廻せ』等のスローガンを掲げ、生活改善同盟の平田幹太郎司會者となり、先づ人民戦線の前座をつとめ、次いで東交の荻原佳宜、東交府議の中島喜三郎、全評の難波虎一、東交の千葉八右衛門等相續いて演壇に立ち、次に東交新府會議員北田一郎登壇して

廣田内閣の庶政一新は國民大衆の膏血を絞るの外何物でもないことが漸次曝露されつゝある。一時軍需インフレは労働大衆への福音らしく考へられたが、實際は物價騰貴といふ不都合なものを貰つた事になつた、加ふるに最近馬場越相の言明によれば、郵券、鹽、煙草等の如き大衆課税の値上は實現される時が明かになつた。此現内閣財政の根源は軍部の専斷にある。廣田内閣が此の重壓と吾人の反撃とに抉撃されて倒潰した後に來るべきファッショの眞勢力は必然的に吾人と正面衝突するであらう。吾々



國家(農本)主義運動

茲に『人民戦線』を強固に統制して之に對抗しなければならぬ。と論じて人民戦線の大家獲得の爲めの攻撃目標は軍部に在ることを明示した。次で交際の島上善五郎登壇、廣田内閣の三大政策を批判すと稱して庶政一新、國民生活安定、肅軍の三項目を擧げ、その論旨を進めて

一體軍人は何の爲に存在するのか、誰の爲に軍人になるのか、云はずと知れた國民の爲に存在するのである。即ち國民の利益をはかる爲のものだ。然るに軍人は軍部の爲の存在であると妄断し、軍部の勝手氣儘を平氣でやる、そして最後の尻は老大な軍事豫算を國民に押しつける。我々は此暴慢な軍部に對し死を以て闘争を起さんとするものである。

と軍部に對する不逞なる侮辱的暴言を吐いたが遂に警察官の爲に中止を命ぜられて降壇し、府議安平廣一、東交中央委員長佐々木清三等その後を續け、次で赤色評論家高津正道登壇して

過日號外の音が街頭に起つた、スペイン叛軍が政府軍に敗北して『人民戦線』強化萬歳を叫ぼうと思つて見たら上野の黒豹が逃

げ出したといふ號外であつた。黒豹は棄てて置いても大した害もあるまいが、我日本には此黒豹よりも人民の膏血を好む者が居る筈である。と聴衆に軍部の黒豹を暗示し、更に語を繼いで

法律に則つて政府がやつてゐることも人民利益に反したものがあつたらば人民は當然の權利として之に闘争を開始しても差支へないのである。と共產主義的人民戦線の正體を赤裸々に曝露し、次で中西伊之助代りて立ち

吾々文壇人の進歩主義者は昨年巴里に於て國際文化聯盟會議を開催し世界的反ファッショ運動を協議した。と人民戦線輸入の経路を述べ、更に我等の目的は言論、結社の自由確保であることを高唱し、之に反する一切の壓迫は總てファッショ的存在である。我等は之に對し死闘すると叫び闘争の罪惡を指摘し反戦論を高唱したが遂に演説中止を命ぜられて降壇した。

最後に加藤勘十は登壇し廣田内閣を暴力を先達として被壓迫階級の搾取を企てて居ると前提して

國策とは庶政一新や、國民生活安定とい

ふ個々のものを指してはならぬ、即ち平和か戦争かである、何となれば國策は勤勞大衆の要求そのものでなければならぬからである。

今日の我國策は平和策より外は無い、國防の充實、國民生活安定とは兩立するものではない、廣田内閣は陸軍省の内務局であり警視廳は陸軍の警務課位の實狀である、この様な重壓を排する我等の『人民戦線』強化によつて拂ひのけ徹底的の平和策を樹立せねばならぬ。

と叫び不逞極まる人民戦線の反國體思想を吐いて午後十一時過ぎ散會した。(本稿は七月二日(十八日)帝國新聞の記者)

(七)

以上彼等の言論を概観して特に注意を要することは彼等は人民戦線のみ説いて居るが、一言も彼等の抱懐して居る主義並に原理に言及して居らないことである。彼等は當面の問題を只社會の缺陷、大衆の受けのよい不平のみを聲を大にして叫ぶ、然し彼等の有する指導原理は何であるかと言ふことには一言も觸れないのである。これが彼等の巧妙なる人民戦線の擬裝工作であつてこの點は特に深甚の注意を要する點である。

前諸項に述べた如く、人民戦線は赤露の指導原理を主體とはして居るが、民主主義的擬裝によつて戦線を統一し順次その手を擴張せんとするものであるから、若し主義上の問題を持出すこととなれば、必ず極左主義と民主主義とは意見の衝突を來たし分裂は免れないのである、これは過去の幾多の事實が證明してゐる。

されば彼等はその眞の指導原理を飽く迄も露蔽して只當面の乘すべき問題のみを大衆の前に曝露してその心を捉へんとするものである。此點を閉却して彼等の擬裝に誤らるゝ者は問題と時機とに依ては、或は共產主義者ならずとも彼等の主張に共鳴することがあるかもしれぬところの危険が存在すると云ふよりも、既に大衆の一部はその擬裝形態に眩惑せられて居る嫌ひがある。

目下彼等が高唱して居る軍事豫算は老犬に過ぎると言ふ主張の如きは、既に民政黨の主張の一部とも合致し或は尾崎行雄代議士の主張とも一致して居る如く、彼等は巧みにそれ等の問題を捉へて人民戦線を民主主義、既成政黨に迄擴張せんとしつゝあるのである。

國家(農本)主義運動

されば彼等を排撃せんと欲するには、先づ確固たる信念の上に立つて之が實行に移らなければならぬ。其の信念とは何であるかと言ふ迄もなく國體明徹の原理である。この原理の下に吾人は我が國體と相容れない第三インターと共に民主主義をも排撃せんとするものである。

(八)

之を要するに人民戦線の運動はコミンテルンの新行動方針即ち擬裝工作であると看するより外はない。一般國民は既に共產黨の極左運動に就ては其の危険性を確認し、その我が國體と相容れざる人民獨裁の闘争に對しては警戒を怠らない程度に覺醒し意識して居る。然し第二インターナショナル(社會民主主義)と提携し、その民主主義的擬裝形態を以て廣汎なる人民戦線を形成せんとする巧妙なる彼等の新運動に對しては、未だ國民一般がその危険性を認識しない有様である。

吾人は民主主義をも反國體的思想として排撃するものであるが、一般國民の内には左程危険なりとは考へられて居ない嫌ひがあるのみならず、自由主義者は、之を以て社會改造の

信條として居りその行動は合法的であると自信して居る。また政治運動に於ても社會大衆黨を支持し、之に左翼戦線を集結して闘争を繼續しやうと言ふのであるからその活動は合法的である様に見える。

然しその擬裝形態が曲者であつて國民一般は、人民戦線の運動を、それ等外視的の合法的行動の擬裝に眩惑せられて、その民主主義的主張に警戒を怠る様なことがあつては、それが最も危険千萬なことである。

吾人は彼等は第二インターナショナルの擬裝形態の裏に潜む第三インターナショナルの毒牙を指摘し、その正體を曝露し以て國民に對し警鐘を亂打して、反國體的な第二インター、第三インター共に之を排除せんとするものである。



東洋に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、スペインに於ける革命動亂は最高潮に達し、激烈なる戦闘展開さるゝ一方、動亂を廻りて、歐洲に於ける國際的對立關係表面化せらるゝに至れり。即ち六日佛國提案の不干渉案に對し、獨伊兩國は、革命軍掣肘を意圖するものとして、好意を有せざるものゝ如く、他方ソ聯邦は、スペイン政府支持の態度を明らかにし、こゝに佛ソ對獨伊の對立となれり。動亂の歸趨と國際關係の推移は、注目に値すべし。

獨逸に於ては、廿四日陸海空軍の兵役期間を一ヶ年延長し、一律に二ヶ年とする緊急令を發せり。之は、ソ聯邦の徴兵適齡引下げに對應せるものにして、獨ソ兩國の軍備的對立の尖鋭化を見るべし。

中華民國に於ては、蔣介石の對廣西工作成功せず、十七日最後通牒を送り、月末に至り兩軍の衝突ありたる模様なり。廿四日、四川省成都に於て、邦人四名殺傷せられたる所謂成都事件勃發せり。日支關係に暗影を投ずるものにして、國民政府の今後の態度は、注視を要すべし。

### 外事關係

#### 概説

八月中に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、スペインに於ける革命動亂は最高潮に達し、激烈なる戦闘展開さるゝ一方、動亂を廻りて、歐洲に於ける國際的對立關係表面化せらるゝに至れり。即ち六日佛國提案の不干渉案に對し、獨伊兩國は、革命軍掣肘を意圖するものとして、好意を有せざるものゝ如く、他方ソ聯邦は、スペイン政府支持の態度を明らかにし、こゝに佛ソ對獨伊の對立となれり。動亂の歸趨と國際關係の推移は、注目に値すべし。

獨逸に於ては、廿四日陸海空軍の兵役期間を一ヶ年延長し、一律に二ヶ年とする緊急令を發せり。之は、ソ聯邦の徴兵適齡引下げに對應せるものにして、獨ソ兩國の軍備的對立の尖鋭化を見るべし。

中華民國に於ては、蔣介石の對廣西工作成功せず、十七日最後通牒を送り、月末に至り兩軍の衝突ありたる模様なり。廿四日、四川省成都に於て、邦人四名殺傷せられたる所謂成都事件勃發せり。日支關係に暗影を投ずるものにして、國民政府の今後の態度は、注視を要すべし。

滿ソ國境問題に關しては、廿五日ソ聯大使と吾當局との間に、國境紛争處理委員會並に國境劃定委員會案に付き、協議を重ねたり。

### 人間社會の發展

#### 概説



### 入國、居住、送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年八月中)

兵庫	官取 應接	本籍、職業、氏名、年齢	禁 止 事 由	處 置
		福建省福州府 吳服行商楊陸香妻 李 鈺 二四	七月二十四日上海より神戸入港の上海丸にて大阪市港區入雲町三丁目吳服商楊孝金方楊陸香の妻と自供し夫と同居の爲め渡來せりとて梅宋(八年)を同伴せるも大阪府に照會の結果、陸香は北海道地方行商中の由にて要救護の虞あり入國禁止方回答ありたるもの	七月二十四日長崎出帆の上海丸にて上海に送還

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年八月中)

警視廳	官取 應接	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡 來 後 の 經 歴	送還事由	送還月日、出帆地、船名、行先地
		浙江省青田縣 城東區大島町一丁目青田屋 方 人夫 劉 錫 聰 三〇	昭和三年二月小間物行商と稱して神戸渡來、直に上京して人夫となり運搬労働に従事せるもの	無許可労働 並要救護	八月十六日、横濱、筑波丸、上海
		本籍同右 住所同右 人夫 王運連 方 賢 三九	昭和三年二月小間物行商と稱して横濱渡來、直に上京して人夫となり運搬労働に従事せるもの	同 右	同 右
		本籍同右 住所同右 人夫 吳 青 玉 三二	大正十四年七月小間物行商と稱して門司渡來、直に上京して人夫となり運搬労働に従事しつゝ轉々せるもの	同 右	同 右
		浙江省永嘉縣 瑞屋方 人夫 黃 岩 三三	大正十五年九月傘行商と稱して神戸渡來、直に上京して運搬労働に従事しつゝ轉々せるもの	同 右	八月二十二日、横濱、笠置丸、上海

大 阪	京 都	本籍同右 住所同右 人夫 梁 憲 四〇	大正十二年一月傘行商と稱して門司渡來、直に上京して運搬労働に従事しつゝ轉々せるもの	同 右	同 右
福建省福州府(以下同本籍) 陳 明 三一	山東省蓬萊縣 京都市三條神泉苑下ル京都 感化保護院內 料理職 姜 永 二七	福建省福清縣(以下同本籍) 盧 祖 三四	殺人未遂の虞に依り入所服役中の處四月刑期満了出所せるもの	同 右	八月十三日、神戸、泰山丸、青島
林 香 三五	陳 有 三〇	翁 德 三五	五月四日淀馬場に於て「ノミヤ」と稱する競馬賭博せざるを檢舉せられ、罰金二十圓に處せられたるもの、妻劉氏(二八年)及一男二女と共に送還	犯 罪	七月二十五日、神戸、プレシデント・フーバ1號、上海
林 清 二八	陳 友 三五	林 新 三三	七月三十日「アントワープ」より上海、門司經由大阪入港の英船「ペンラワーズ」號にて同船火長中國人許小來(五四年)と通謀して上海より密航渡來せるもの	不正入國	八月一日、大阪、筑波丸、上海
陳 有 三〇	陳 友 三五	林 新 三三	同船三池入港の際同船長より密航渡來せるもの	同 右	同 右
林 香 三五	陳 有 三〇	翁 德 三五	當局の知る所となれるも、航路の關係上大阪府の送還を便とせるに初渡來の俞山、任田和、任生明及何金海は上海に於て苦力に従事したるもの、他の十三名は何れも嘗て本邦に居住して林清玉、陳友玉及陳有利、支那製鐵廠販賣他の者は吳服行商に従事せるも、右林等及林新田は無許可労働其の他は犯罪の虞に	同 右	同 右

入國、居住、送還關係







福岡	滿洲國濱江省青岡縣 方 呂 金 山 二〇	五月長が滿洲視察より歸來の際日本語研究の爲め本邦 小學校に入學と稱し渡來せるも小學校入學を拒否せら れ、長の宅にて農具の製作に従事する處あるもの	無許可労働 に從事の虞	八月三日、下関、關釜 連絡船、釜山
山東省濟南府 飯塚市春日町鶴田ミツエ方 陳 誠 二九	昭和二一年渡來、高知、九州各地を吳服行商に従事しつゝ、 轉々、本年七月頃より肩書に於て無許可にて料理職に 従事せるもの	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	無許可労働	八月十八日、門司、原 田丸、上海
廣東省開平縣 門司市東本町五丁目潘六爲 周 瑞 二〇	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	同 右	八月二十一日、門司、 摩耶丸、上海
福建省福州府 何 培 四二	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	犯 罪	八月二十二日、門司、 宮崎丸、上海
福建省福清縣 無職 林 梅 二七	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	昭和二一年八月より肩書に於て家事使用人として同居中 なりしが、最近無許可にて料理職に就働せるもの	不正入國	八月二十六日、門司、 笠置丸、上海

### 外 諜 取 締 關 係

#### 一、輕井澤に於ける怪無電の發信

在東京中野電信第一聯隊特設無線隊は、客月廿五日より八月十日に互り、長野縣篠の井町を中心に特設無線演習を實施し、其間輕井澤町つるや旅館に傍受機三箇を備へ、避暑外人の短波無電發信及傍受者の有無内査したる處、七月二十六日、二十七日の兩日二時間に互り一、三〇五 K.C 感度の露文の如き暗號電報の發信あるを探知し、引續き探査器及地圖により内査を進めたるに同所ソ聯邦大使別莊或は獨逸大使別莊附近と判明したるも、結局操作者、機械裝置場所等判明するに至らざりし模様なり。

#### 二、蘇聯邦大使館通譯の軍機保護法違反被疑事件起訴收容

住所 東京市麻布區森元町一ノ二七

蘇聯邦大使館情報部通譯

井 上 滿

當三十七年

本名等に関する軍機保護法違反被疑事件送致狀況に關しては、六月號既報の處なるが、東京地方裁判所檢事局太田檢事の取調を受けたる結果軍機保護法違反として起訴され八月二十六日加藤豫審判事の取調を受け、同判事の勾留狀を執行し市ヶ谷刑務所に收容せられたり。



三、國情調査容疑照會調 (昭和十一年八月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申報府縣	摘要
七、日不詳	葡萄牙リスボン市 ルアダプラタ九八ノ一 アノセバ會社	東京商工會議所	一、航空機用爆彈筒 同、催涙筒 一、同、催涙筒 同、防毒マスク 等の製造業者所在地名稱等	警視廳	不回答
〃	印度パンジャブ州 ラホール市アボット路一 ゼー・マシナリー・ エキスパート	同	飛行機製造業者の所在地名稱等	同	同
〃	長崎駐在 英領事	門司税關長	マンガン鐵、マグネシアマ、グネサイト等の 輸入數量輸入先等	福岡	同
〃	横濱駐在 英領事	横濱税關長	同	神奈川	同
〃	米國ミネソタ州 セントポール市リンカー ン通 グロウブ・マガヂン社	市役所又は商工 會議所	一、其の地方の官置地圖竝に都市計畫の状 況 一、交通機關の系統其の他詳細 一、其の地方重要工業及工場の様況 其の他十數項に互り國情調査と認むべき事 項	宮石北 海 城川道	同

外務取寄關係

社會運動の國際的連絡關係

本年八月中に於ける海外より邦文左翼出版物の送付に依る共產主義活動中顯著なる事例を列擧すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事	例
七、二五	羅 府	大阪市港區 全評關西地方評議會	一、題號 「祖國よりの便り」(日本共產主義者へのてがみ)(國際通信、昭和十一年一月十日附) 二、題號 「生きた活動の爲に」(合法舞臺に於ける活動の爲に)(國際通信、昭和十一年六月十日附)	
七、二七	ロシアンゼルス一五 〇二 佐藤	佐世保市 小笠原宛	一、「祖國よりの便り」 二、「生きた活動の爲に」	
七、二九	ロシアンゼルス消 印あり	下關自由労働組合 田木重夫	「統一の新勢力動員へ」(昭和十一年七月發行小冊子)	
八、五	ロシアンゼルス局の 消印あり	京都市東山區 谷口清之助	「統一の新勢力動員へ」	
八、一〇	巴 里	和歌山縣下	「海員及港灣労働者インターナショナル」通信	
八月上旬	不 明	京都市上京區 辻井花子外數箇所	「太平洋労働者」昭和十一年五月號及六月號	
八月下旬	市 自耳義國ブラツセル 労働者及社會主義者 インターナショナル 書記局	神田區神保町 全國自由労働組合 聯合會	機關誌 「國際情報」記録用	
八月下旬	紐育市ラファエット 二九五 「反抗者の叫」社	神田區神保町 全國自由労働組合 聯合會	「反抗者の叫」(伊文週刊)	



佐々木属

嚴  
祕

# 特高外事月報

昭和十一年十一月分

内務省警保局保安課

内務省警保局保安課



凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要な關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
  - 一、國家(農本)主義運動
  - 一、政黨運動
  - 一、勞働運動
  - 一、農民運動
  - 一、商工運動
  - 一、水平運動
  - 一、朝鮮人運動
  - 一、宗教運動
  - 一、無政府主義運動
  - 一、其の他の運動
  - 一、消費組合運動
  - 一、借家人運動
  - 一、其の他
- 外 事 關 係
- 一、入國、居住、送還
  - 一、社會運動の國際的連絡關係
  - 一、外謀取締關係
  - 一、情報其の他

詳高外事警察事務上参考



特高關係

(運動狀況)

一、概説……………一

一、共産主義運動の狀況……………五

一、最近に於ける共産主義分子の運動狀況……………五

二、日本労働救済會準備會の運動狀況……………九

三、プロレタリア文化運動の狀況……………九

四、學生運動の狀況……………九

一、國家(農本)主義運動の狀況……………一五

一、叛亂事件審理狀況(其の八)……………一五

二、廣田首相暗殺豫備事件の檢擧……………一六

三、時局協議會の結成運動……………一八

四、愛國労働農民同志會の情勢……………二〇

五、大日本青年黨の近狀……………二三

六、純正日本主義青年運動全國協議會の結成……………二四

七、大亞細亞協會の總會狀況……………二八

八、天井村塾の情勢……………二九

九、政黨政治排撃運動の狀況……………三一

一〇、對外問題に對する運動……………三四

一、日本郵船の不敬事件糺弾運動……………三五

二、第七回愛國祭の狀況……………三七

一、愛國政治同盟の解消……………三八

二、立憲黨正會の情勢……………四〇

三、社會大衆黨の動靜……………四二

東京市新市域二十區々會議員選舉に於ける特高關係政黨等の結果表……………四九

一、労働運動の狀況……………五一

一、労働無産協議會並に關係労働團體等の政治戦線統一運動の狀況(其の三)……………五一

二、労働組合法並小作法制定促進に關する請願運動狀況……………五五

三、日本労働組合總聯合會と大日本労働組合協議會の合同式並に總聯合年度大會等の狀況……………五八

四、日本労働組合全國評議會年度大會狀況……………六〇

附 尾去澤嶺山災害事件と社會大衆黨其の他の團體の動靜……………六二

一、農民運動の狀況……………六六

一、全國農民組合の小作法獲得運動……………六六

二、小作争議の悪化防止其の他に關する警察活動の概況……………六六

一、水平運動の狀況……………七三

一、全國水平社の運動狀況……………七三

一、朝鮮人運動の狀況……………七五

一、民族主義運動の狀況……………七五

二、南鮮水害救済運動の狀況(其の四)……………八〇

三、警備警備上注意を要すべき朝鮮人の檢擧……………八二

四、在米不逞鮮人團體と關係ある容疑朝鮮人の檢擧……………八二

五、東京府協和會の創立狀況……………八四

六、在支不逞鮮人の近況(其の七)……………八六

七、朝鮮人の内地出入狀況調……………九一

一、宗教運動の狀況……………九一

一、人の道教團に於ける狀況……………九一

二、樟拾樟指聖殿撤去狀況……………九七

三、天理教撲滅運動の狀況……………一〇四

一、其の他の運動狀況……………一一〇

一、消費組合運動の狀況……………一一〇

二、借家人運動の狀況……………一一二

(雜 錄)

一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一一三

一、運動日誌……………一一五

一、時事日誌……………一二一

(研究資料)

一、共産主義運動……………一二二

一、十一月下旬配布せられたる極左分子の運動方針と認めらるゝ文書……………一二二

二、海上通信社日本支局署名の印刷物……………一二五

一、國家(農本)主義運動……………一二七

一、在郷軍人は常人としては「現役」である(二六俱樂部機關紙三六情報第四二號所載)……………一二七

一、政黨運動……………一三〇

一、政治機構改革(社會大衆黨調査部試案)……………一三〇

外事關係

一、概説……………一三五

一、入國、居住、送還關係……………一三六

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一三六

二、中國人(滿洲國人)送還調……………一三七



- 一、外謀取締關係……………一四二
- 二、外謀容疑イデル・ウラル・トルコ・タタール文化協會關係者の檢舉狀況……………一四二
- 三、社會運動の國際的連絡關係……………一四四

- 一、情報其の他……………一四五
- 二、在露邦人共産主義者の取調……………一四五

〔附〕 代 事 關 係

稅制改革問題を繞る商工、農村關係團體の運動狀況……………

目次終

- 一、商工關係の概況……………一四六
- 二、農村關係の概況……………一四六
- 三、商工關係の概況……………一四六
- 四、農村關係の概況……………一四六
- 五、商工關係の概況……………一四六
- 六、農村關係の概況……………一四六
- 七、商工關係の概況……………一四六
- 八、農村關係の概況……………一四六
- 九、商工關係の概況……………一四六
- 十、農村關係の概況……………一四六
- 十一、商工關係の概況……………一四六
- 十二、農村關係の概況……………一四六
- 十三、商工關係の概況……………一四六
- 十四、農村關係の概況……………一四六
- 十五、商工關係の概況……………一四六
- 十六、農村關係の概況……………一四六
- 十七、商工關係の概況……………一四六
- 十八、農村關係の概況……………一四六
- 十九、商工關係の概況……………一四六
- 二十、農村關係の概況……………一四六
- 二十一、商工關係の概況……………一四六
- 二十二、農村關係の概況……………一四六
- 二十三、商工關係の概況……………一四六
- 二十四、農村關係の概況……………一四六
- 二十五、商工關係の概況……………一四六
- 二十六、農村關係の概況……………一四六
- 二十七、商工關係の概況……………一四六
- 二十八、農村關係の概況……………一四六
- 二十九、商工關係の概況……………一四六
- 三十、農村關係の概況……………一四六
- 三十一、商工關係の概況……………一四六
- 三十二、農村關係の概況……………一四六
- 三十三、商工關係の概況……………一四六
- 三十四、農村關係の概況……………一四六
- 三十五、商工關係の概況……………一四六
- 三十六、農村關係の概況……………一四六
- 三十七、商工關係の概況……………一四六
- 三十八、農村關係の概況……………一四六
- 三十九、商工關係の概況……………一四六
- 四十、農村關係の概況……………一四六
- 四十一、商工關係の概況……………一四六
- 四十二、農村關係の概況……………一四六
- 四十三、商工關係の概況……………一四六
- 四十四、農村關係の概況……………一四六
- 四十五、商工關係の概況……………一四六
- 四十六、農村關係の概況……………一四六
- 四十七、商工關係の概況……………一四六
- 四十八、農村關係の概況……………一四六
- 四十九、商工關係の概況……………一四六
- 五十、農村關係の概況……………一四六

# 特 高 關 係

## 運 動 狀 況

### 概 說

十一月中に於ける各種社會運動を概観するに、共産主義運動にありては同月末人民戦線運動及共産黨の組織活動に關する方針書が無署名にて配布せられたるが、該方針書は先づ廣汎なる人民戦線を組織するの必要を強調したる後「斯る廣汎なる人民の運動を強力に組織し得る爲にはその指導的階級たる日本共産黨を組織せざるべからず」となし、更に黨の組織並活動方針に關しては、「從來の如き劃一主義並中央集權的組織を避け屈伸性ある形態を採る」と共に、「黨員は各自の分野に於て最大限のイニシアチヴを發揮して活動すべき」ことを指示したるものにして、右は最近に於ける共産主義運動の所謂新方針を示せるものとして極めて注目を要するものあり、又同月初旬海上通信社日本支局署名を以て配布せられたる海上労働者に關する運動方針書は、新海員組合を支持し愛國運動を偽裝して大衆を共産主義運動に動員すべきことを高調せる點に於て之亦最近の共産主義運動の動向を示唆するものとして注意警戒を要するものなり、其の他合法場面に於てもプロレタリア文化運動と認めらるゝ團體が相次で結成せられ、又學生運動に於ても最近著しく擡頭の勢を示し居る狀況なり。

叛亂事件に對する審理は順調に進捗し、十一月中求刑ありたる者十七名、公判係屬中の者四名にして、起訴不起訴未決定者九名に對しても近く決定を見るやの趣なり。



次に本月三十日警視廳にて檢舉せる福島縣生れ渡邊浩は、取調の結果意外にも廣田首相暗殺の決意を有し居ること判明したり。而して本名は眞に國家革新思想を抱持し居れる者とは認め難きも、自己の關與する地方問題の容易に解決せざる責任は窮極に於て政府に歸すべきものと考へ、首相を殺害することにより社會の耳目を衝動し以てその有利なる解決を圖らんとしたるやの節ありて、警察取締上一の示唆を與へたるの感あり。

其他一般右翼運動としては、今夏以來準備中でありたる純正日本主義青年運動全國協議會は十一月三日京都に於て結成大會を舉行し、大日本青年黨は其後引續き各種印刷物を配布し、黨の宣傳を行ふと共に黨員の選擇、未組織大衆の獲得に努めつゝあり、又右翼戦線統一運動は、愛同(關東)皇農(關西)兩派對峙の儘全面的に稍、停頓の貌にありたるが、小林順一郎は本月上旬來密かに橋本欣五郎、吉田益三、赤崎寅藏等と相謀り之が局面打開に努めたる結果、同二十一日に至り突如東京に於て其の第一回會合を開催せり。而して本會合は次回より時局協議會なる名の下に頭山滿、建川美次、小林省三郎等の知名士をも糾合して所謂大右翼の結成乃至右翼團體の連絡機關たらしめんとし、只管其の結成を急ぎつゝありて、第七十議會を前に反既成政黨、對外硬の諸運動に邁進せんとしつゝあるを以て其運動の推移は相當注意を要する所なり。

政黨運動にありては、近來不振の一途を辿りつゝありたる愛國政治同盟が、「右翼戦線統一促進の爲めの發展的解消なり」と稱し十一月三十日明治神宮前に於て解散報告祭を執行したる外、立憲養正會にありては十一月一、二の兩日、本部(東京)に全國聯合支部代表者會議を開催し、明年度の運動方針組織擴充に關する諸方策等を協議決定し、終了後上野精養軒に於て田中總裁生誕五十年祝賀會を開催し、更に同三日總裁邸に於て重ねて總裁生誕及會員百二十五萬達成祝賀の大園遊會を開催する所ありたり。社會大衆黨に在りては純野黨の立場に於て、政府の諸政策に對し鋭く批判檢討を加へつゝあるが、行政機

構改革に對する所謂軍部案なるものは議會政治を否認するものなりとして絶對反對を表明すると共に黨獨自の改革案の立案に努め、更に日獨防共協定に對しても我國の國際的立場を益々危殆に陥らしむるものとし、又昭和十二年度豫算案に對しては大衆課税に基礎を置く膨大なる軍事費豫算なりとして極力反對の態度を表示しつゝあり。

勞働運動の分野にありては、從來國家社會主義派に屬し居りたる大日本勞働組合協議會は十一月十五日總聯合と合同することとなりたり。而して總聯合は同日又全國評議會は十五、六兩日に互り夫々年度大會を開催して運動方針其他を議決し新役員を選任せり。又勞農無産協議會並左翼勞働團體の無産政治戦線統一運動は目下停頓の狀勢にあり。

農民運動にありては各農民組合は冬期開争の主要目標を小作立法の獲得に集中しつゝあり、殊に全國農民組合の如きは來議會に政府より農地法案提出せらるゝやの巷説に刺戟せられ、頓に緊張し此の機に於て多年の宿望を達せんとして各府縣聯に對し指令を發する等積極的活動を開始せり。一方農村は秋獲期に當面して本年も亦小作争議は激増と深刻化の傾向を辿らんとする現狀にあり、其の惡化防止乃至は圓滿解決を圖る爲めには、農村警察従事者の努力に期待する所尠しとせず。

更に勞働、農民團體に於て多年主要政治開争として敢行し來れる勞働組合法並小作法の制定促進運動は、過般の工廠従業員の官勞脱退問題を契機として一段と活潑に行はれんとする趨向にあり。就中組合會議、社大黨、全農、日農總同盟は本月二十九日第一回勞働組合法並小作法制定請願運動協議會を開催し來議會に向つて運動を展開せんとする情勢にあり。又同月二十日秋田縣下尾去澤嶺山中澤ダム決潰による災害に對し、勞、農其他諸團體に於て現地視察、罹災者慰問並救済、商工省及三菱に對する抗議等に關し對策を講ずると共に、賠償問題を掲げて災害防止法の獲得運動を展開せんと準備中にあり。

次に税制改革案を繞る農村、商工關係團體の運動は課税反對、若は緩和或は實現促進等の運動相交錯し、其の運動方策と



しては専ら關係當局に對する陳情運動、地元選出代議士に對する諒解運動、大會の開催、印刷物配布等により輿論の喚起に努むる等全国的に活潑なる運動を展開しつゝあり、殊に注目すべきは産業組合の課税反對運動と、商工關係團體に於ける産業組合の免稅特典撤廢要望の運動にして、兩者の對立的運動は今後愈々熾烈化するにあらずやと認めらる。

全國水平社は政治戦線統一問題に關し社大黨、勞協の合同斡旋に努めつゝありたるが、其間動もすれば左翼に乗ぜらるゝを虞れ此際全水の政治的態度を決定する要を認め近く社大黨支持を決議し以て態度を明確にせんとするやの情勢にあり。

宗教關係にありては、曩に強姦告訴竝に瀆職事件によりて首腦幹部を檢擧せられ教勢俄に衰退したる人の道教團は、其後當局の捜査方針が教義教理の根本的究明に入りて一時外部的活動を休止するに至りしを以て事件は既に落著したりと即斷し、教勢の挽回を策して各地支部とも競つて團基大會、隱藝大會、ピクニック等各種の俗的行事を開催し以て迷妄信徒等の吸引結束に狂奔しつゝあるが、斯る行動は却つて識者の嘲笑を購ひつゝある模様なり。更に邪教撲滅の時潮に乗じて天理教の排撃を策しつゝありたる、在京建國神都淨化聯盟は十一月九日青山會館に於て天理教撲滅對策協議會を開催し札彈の第一聲を擧ぐる所あり、又關西地方に於て巷間の傳説槍拵の迷信を利用して、不當の收利を圖りつゝありたる在阪田中富三郎が、岡山縣下に建設したる槍拵拵神社は、豫て岡山縣當局に於て無願社寺の故を以て撤却方警告中の所同月十五日自發的撤却を完了せり。

朝鮮人運動にありては、民族主義系分子の策動漸次活潑となり、集會に對する鮮語使用禁止問題、内地渡航論止問題、南鮮水害救済問題等を捉へて民族的見地より之に批判檢討を加へ、一般鮮人大衆の民族意識高揚に努めつゝある狀況にあり、一方在支不逞鮮人にありても、最近支那側の排日運動に合流参加し益々暗躍策動中にして、彼等は飽迄直接行動第一主義を謳歌しつゝある模様なるを以て何時一味の内地潜入を見るやも計り難く、彼此共に警戒を要すべき狀況にあり。

## 共産主義運動の狀況

### 一、最近に於ける共産主義分子の蠢動狀況

(一) 最近に於ける共産主義運動の最新方針と認めらるる文書の配布 本年十一月下旬(最近發見せるものは二十五日付消印)東京市内より旅行會及郷土史跡研究會等の偽名を以て、最近に於ける極左運動の方針書とも認めらるる文書が各地方に配布せられたるが、其の要旨を擧ぐれば次の如し。

(1) 人民戦線運動 該方針書は冒頭に於て所謂帝都叛亂事件のファッショなる理由を擧げて攻撃し、「現在我國に軍部を中心とする獨裁政治が企てられつつあり」と稱し、「此の日本に於けるファッシズムは最も兇惡なる軍部を中心として行はれつつあるを以て、之に對しては日本國民大衆の幸福と文化と平和と自由を眞に擁護せんとする凡ての團體を統一し人民戦線を形成して戦ふ外如何なる力を以ても之を阻止するを得ないものである」ことを強調し、「民主々義日本が軍事獨裁か」と訴へ、又「民主々義日本建設のため憲法議會召集の爲の闘争の戦線に参加せよ」と叫び、此の闘争には「次の(左記)闘争目標を以て闘ふ全ての人全ての團體を動員するの必要」あるのみならず「之等の要求中唯一にても賛成する全ての人全ての團體と協同する」の必要を強調せり。更に「之等の要求のための運動に最も廣汎なる大衆を参加せしむる爲には、その闘争に参加すべき大衆の階級意識を考慮に入れ請願運動、陳情等の如き最も初歩的な形態を採るの必要あり」とし、又「此等の要求の下に結成せられる人民戦線運動は現在の所社會大衆黨を中心として行はるべきものである」と稱し更に「數百萬の勤勞大衆を組織してゐる官製組織、青年團、在郷軍人會、産業組合、産青聯或は種々なる學生組織内の活動を強化することによつて之等大衆の



有する反ファツシヨの氣運を組織化すべきことを指示せり。

記

- 一、ファツシストの軍部獨裁の危険及び現内閣の反動政策反対
- 二、軍部の特權廢止、軍隊より全てのファツシスト將校を驅逐しろ
- 三、言論出版集會結社の自由、人種の擁護、一切の身分的差別反対、選挙權の擴張
- 四、軍事費削減、大衆課税反対
- 五、平和政策樹立、戦争政策反対、滿洲支那本土に於ける軍事行

- 動即時停止によつて支那民衆との親善を結べ、ソヴェエト聯邦との不侵略條約の即時締結
- 五、労働組合、農民組合組織の自由、労働組合法制定、退職手當法改正、臨時工人夫制度の廢止、耕作權確立、小作料引下げを條件とする小作法の制定、全ての産業組合、消費組合の國庫補助、婦女兒童の取引禁止、中小商工業者に無擔保低利資金の融通、失業者、窮乏農民、都市貧困者の救済、學校を卒業せる青年に就職の保證

(2) 黨組織の必要並に其の方針 前述の如く所謂人民戦線運動に對しては極めて大衆的方針を採りつゝあるが、一方に於ては「人民戦線の主要構成要素なる労働者農民の戦線を統一するの必要なること」及「人民戦線運動の闘争形態を採ることは決して思想としての社會民主主義改良主義に對する闘争を放棄するものでないことを強調し、更に「改良主義的乃至社會民主主義的影響を取り除く爲の執拗なる啓蒙活動の必要」を説き、殊に廣汎なる人民の運動を強力に組織し得る爲には革命的プロレタリアの黨日本共産黨を確立するの必要」を強調せり。

而して「今や我々は日本共産黨の革命的傳統、革命的政策を誇ると同時に新らしい任務に適應したる組織宣傳煽動の形體を創り出さねばならぬ」と稱しその組織並活動方針は、

- イ、「從來の如き畫一主義及中央集權的組織を避けてその活動場面、地區、地方團體、生産場面等に應じて夫々異なる屈伸性に富んだ形態を採ること」

ロ、「黨員は各自の分野に於て自己の全責任の下に最大限のイニシアチブを發揮して活動すること」

ハ、「然し黨の統一性を確保する爲に黨政策に於ける統一の方針と全黨員の意思と意見の統一は絶対に必要なること、等を強調しつゝあり。

(8) 要之右運動方針はコミンテルンの第七回世界大會の運動方針に則り、先づ反ファツシヨ人民戦線運動を以て大衆を獲得し、漸次之を黨に結成せんとするものにして、其の黨は客觀狀勢に適應し頗る屈伸性あるものたらしめんとするもの如くなるが最近に於ける所謂新活動方針を最も明瞭に且具體的に指示せるものとして極めて注目を要するものあり。(詳細は研究資料参照)

(二) 海上通信社日本支局署名の印刷物配布 十一月末東京方面より(十一月二十八日當時の東京市内三田遊谷局消印)差出人、東京市神田區相生町二丁目七二、軍手卸業川地商店と偽裝せる海上通信社日本支局署名の「革命的海員は何をなすべきか」と題する左翼宣傳印刷物が各方面に郵送せられたるが、該印刷物の要旨は現在の日本を以て「ファツシズムと戦争の危険が非常に切迫して居り、凡ゆる機關方法に依り軍備の總動員が行はれつゝあるが、その「軍備の總べてが労働者農民の祖國ソヴェエトロシアの攻撃及隣國支那に對しての飽くなき侵略的帝國主義の野望を遂行せんとするものなり」と斷じ、「斯る狀勢下に於ける革命的海員の任務は先づ社會民主主義的舊組合のダラ幹を葬り、舊組合員をダラ幹の手より奪取することは目の急務なり」と稱し、之が爲には「日本主義、愛國主義を表看板としつゝある新組合を支持し軍部官僚の意を安んじてゐる虚に乗ずることは戦略上最も有利なり」と指示し、更に「プロレタリア革命の前夜に於ける海上労働者の果す階級的役割は四面環海の日本に於ては決定的に重要なこと」を強調し、今より「戦争惹起の際海上大衆を戦争反対プロレタリア獨裁政府確



立の爲に騒起せしむべく宣傳煽動するの必要」を強調せり。

而して「之を宣傳する場合、船内の日常生活を強く織り込み乗組員の不平不満を活潑に刺戟することに努むるの要あり」とし、之が爲には先づ「退職手当制定の要求に向つて大衆も動員し、本年中にゼネ、ストまで發展せしむるの方針の下に活動すべきことを指示し、更に新舊組合の合同問題に關しては「官憲は新舊組合の合同を策しつゝあるも、新組合が日本主義を看板とし舊組合の破壊を目標としつゝある」を以て、之には絶対反對をなし、「舊組合のダラ幹の追出しを通じて大衆を先づ新組合に結集せしめ、その後新組合の指導権を掌中に握る」方針を採る必要を強調しつゝあり。

要之右印刷物の趣旨とする所は、合法運動乃至は愛國運動を偽裝して海員組合大衆を自己の掌中に收め然る後之を共産主義運動に動員せんとするものにして、最近の所謂新方針に基く指令と認めらるゝを以て發行配布者を速かに檢舉すると共にその接受者の動靜を注意するの要あり。(詳細は研究資料参照)

(三) 愛媛縣に於ける小學校教員の策動 愛媛縣喜多郡天神村小學校訓導宮石運幸は夙にレーニン、スターリン等を崇拜し、

「現在の資本主義組織を改革し無産階級を救済するの道はロシアの共産主義制度即ち君主制の廢止、私有財産制度の否認、(土地及生産機關の共有)勞働者獨裁政府の樹立にあり」となし、昭和九年十二月(日付不詳)同校職員室に於て、同僚訓導たる永井繁男と協議の上、「之を實現する爲には青少年を共産主義的に指導訓練するに如かず」となし、本年三、四月頃より數回に互り同村青年並同村小學校兒童に策應し居りたるが十月廿五日愛媛縣當局に檢舉せられたり。

而して本事件は目下取調中なるが、右運動は全く黨其他の外廓團體、左翼分子と連絡なく前記一名のみにて行はれ、而も青年、兒童に對する實踐行動が本年二月の帝都叛亂事件に刺戟せられ居ることは特に注目をする事象なり。

## 二、日本勞農救援會準備會の運動狀況

1. 本部の狀況 日本勞農救援會準備會は昭和九年頃滅以來何等の活動なく有名無實の狀態なりしが、去る十月二十五日書記山一由喜夫の轉任に伴ひ事務所を東京市向島區吾嬬町東三丁目六八山一方に移轉の形式を採りたるも移轉通知等發表せざる模様なり。

## 三、プロレタリア文化運動の狀況

(一) 「人民文庫」の活動狀況 (1) 人民文庫同人の檢舉狀況 東京市神田區淡路町二ノ七小口ビル内「人民文庫」は、舊ナルプ員武田麟太郎主宰に係り本庄陸男を發行名義人として本年三月より月刊雜誌として發行し來るものなるが、本月廿五日午後七時淀橋區角筈一ノ一喫茶店大山に於て本庄陸男外十五名參集の上無届にて研究會開催中を淀橋警察署にて探知し之を檢舉取調たるに毎月例會並研究會各一回を定期的に開催し、政治並時事問題等を提へ論議し居るに不拘其届出を怠り且つ無保證にて時事問題を掲載し居るを以て十二月七日新聞紙法違反として送局せり。

而して主宰者は其目的に關し、「散文主義に依り人民の要望を進歩的革進的に取上て大衆に反映せしむる事を目的とす」と稱し、而かも自己と特殊關係を有する文士を網羅し執筆者グループを結成し之等を中心に原稿を蒐集して編輯するの方針を樹立し居りて差當り左翼運動の母體たらしむるの傾向なきが如きも、會員の大半は舊ナルプ員にして且つ各地方に文藝講演會を開催して支部設置を懇請する等益、活潑なる活動を展開し居るを以て其動向注意を要す。

(2) 人民文庫神戸俱樂部結成 文化團體「金星社」(兵庫縣)の中心人物奥田宗太郎、松下重謙、處女地讀者今田孝男等は豫而「人民文庫は著しく進歩的傾向を有し吾等に與ふる示唆指導等最も緊切なるものあり」となし之が後援會を組織すべく企



圖し、人民文庫同人本庄陸男を招聘し文藝座談會を開催する等々準備中なりしが、十一月七日夜神戸市林田區塚塚町九丁目一六矢野笹雄方に於て奥田宗太郎外八名參集の上後援會組織に付種々協議の結果「人民文庫神戸俱樂部を結成し、爾今文化戦線を通じて同俱樂部の擴大強化に努力すべき事」を申合せ、之が宣傳の爲同月十三日頃同俱樂部會報第一號を發行關係方面に郵送せり。

(8) 人民文庫大阪クラブ結成 本年三月人民文庫創刊せらるゝや大阪地方に於ける舊コップ系分子並進歩的文學青年層に在りては、現在プロレタリア文學の傳統に立つ雑誌なりとして賛同支持し毎號一千部内外の賣行を見つゝありしが、本年夏關西作家クラブ前田房次、駒木清明等中心となり人民文庫大阪讀書會を結成し之を「人民文庫大阪クラブ」と改稱し、更に本月三日關西作家クラブと共同主催の下に人民文庫武田麟太郎外六名を招聘し講演會並座談會を開催せり。

而して差當り特異の言動なきも、文學に於けるリアリズムの徹底化並旺盛なる散文精神の提唱下に會員獲得に奔走しつゝあるを以て大阪府に在りては關西作家クラブの動向と併せて注意中。

(4) 文藝座談會開催の状況 (イ) 静岡文學俱樂部同人松山文夫等主催の下に、十一月四日人民文庫同人新田潤外二名を招聘し文藝座談會を開催し、プロ文學の現代傾向に關する批判、散文精神並純文學寫實主義等に對し質疑研究をなせり。

(ロ) 愛知縣下に於ては十一月四日名古屋新聞社學藝部渡邊綱雄主催の下に武田麟太郎外二名を招聘し文藝座談會を開催し、先づ武田より人民文庫同人檢舉に對する釋明及散文精神に付説明ありたる後文學に關する質疑應答をなし散會せり。

(ハ) 京都文藝俱樂部はオール文藝團體の綜合組織體としての性質は一應解體し、只文藝愛好家の社交俱樂部としての活動を續くる事となしたるが、十一月二日京都基督教青年會館に於て人民文庫同人古澤元外二名を招致し文藝座談會を開催し人

民文庫に對する質疑應答をなしたる後散會せり。

(二) 唯物論研究會の活動状況 本會は彙報(特高月報十月分)の通り益、活潑なる活動を展開しつゝあるが、本月二十三日麴町區内幸町一ノ三東北ビル内事務所に於て伊藤至郎外十九名出席の上第五回年次總會を開催し、各部責任者の経過報告ありたる後議長江口渙より銓衡委員六名を指名し銓衡の結果左記二八名を新幹事に任命せり。

新幹事	岡 邦 雄	刈田新七	本間唯一	古 在 由 重	壹 井 繁 治	坂 本 三 善
	石原辰郎	戸 坂 潤	早川二郎	伊 豆 公 夫	甘 粕 石 介	高 冲 陽 造
	徳永郁介	森 宏 一	伊藤至郎	寛	清	小 野 久 三
	石井友幸	江 口 渙	小倉金之助	新 島 繁	高 木 弘	神 近 市 子
				巖 木 勝	鳥 井 博 郎	廣 島 定 吉
				草 野 昌 彦		南 龍 夫

(三) 獨立作家俱樂部の活動状況 本クラブは創立當時より思想的に内訌を生じつゝありしが、(特高月報四月分參照)本年八月九日第二回總會に於て改組派並非改組派の妥協成立し爾來會報を發行すると共に事業の實施に努力中の處今般有力新聞文藝欄を利用してプロレタリア文學の大衆化を企圖し其具體策として十一月四日四谷區新宿喫茶店白十字に於て新聞文藝懇談會を開催し、「各新聞の文藝欄を如何に有效且つ大衆化すべきかに付論議したる後司會者中野重治より、「過日人民文庫の入達が檢舉された際、新聞は共産黨と一脈の關係あるかの如く報道されたが誠に迷惑至極にて今後斯様な記事に對しては文藝欄を通じ事實を發表して貰ひ度し」と懇談したるに、記者一同は何等の回答を與へず黙殺し結局將來は文藝欄を一層大衆化する事に相互努力する事を約し散會せるが、本件の如きは最も新らしき試みにして、或は合法新聞を利用して主義の宣傳をなすにあらざやと認めらるるを以て唯物論研究會と共に其の動向注意を要す。因に當日の出席者次記の如し。



独立作家俱樂部側 中野 重治、林 房雄、神近 市子 外三四名

新聞社側 東京日々、東京朝日、時事、中外商業、讀賣、都、新聞聯盟、文藝時報 各社文藝擔當記者一名宛

(四) 科學ペン俱樂部の活動状況 (1) 東京本部の状況 科學ペン俱樂部に在りては十月二十九日東京市銀座三丁目明治

製菓四階ホールに於て會員二十五名出席の上茶話會を開催せるが、先づ東大經濟學部教授荒木光太郎の「貨幣制度と平價」慈惠醫大浦本政三郎の「北支漫談」と題する講演ありたる後式場隆三郎より、「本月二十六日大阪支部の結成を見たるが、更に名古屋、仙臺、札幌の各地に支部設置の可能性あり、尙ほ現狀に於けるクラブ員は二五〇名なり」と情勢報告を爲したるが、本クラブは各地方に支部を設置すべく奔走し居る模様あり。

(2) 關西支部結成 大阪市在住戸波親平、木下東作等は、豫而本クラブ關西支部の結成を企圖し事務所を大阪市西區新町通四丁目新町ビル内アグネ工學社に設置し會員勧誘に勉めたる結果京阪神地方を中心に約七〇名の参加を得たる爲、東京本部より式場隆三郎を招聘し、十月二十六日同市東區久寶寺町南浦園に於て發會式を兼ね第一回懇談會を開催せり。

而して同支部は、醫學關係を中心とする科學者クラブの觀を呈し差當り容疑の點なきが如きも中心分子の意圖は、年内に講演及映畫の夕を開催し、將來關西在住科學者の自主的なる科學的啓蒙運動に出づべく、若し基礎確立したる上は相當廣汎に門戸開放をなすべき方針なるが如く認めらるる節あるを以て注意を要す。

(五) 詩人俱樂部の活動状況 本俱樂部は本年四月二十五日創立せられ其後活動の見るべきものなかりしが、十月十八日淀橋區角管喫茶店エルテルに於て十六名參集の上例會を開催し、司會者新井徹より「本日の會合には六〇餘名に招待狀を發送せるに不拘出席者僅かに十六名に過ぎざる現狀にして、如斯俱樂部の不振狀態は當局より左翼俱樂部として注目せられ居る

關係にして、本日參集の顔觸を見ても從來左翼に關係せる連中のみにして事實上左翼の集合と言はれても詮方なく、此の行詰つた俱樂部を更生せしむるには適當なる人物を選定し「東京詩人俱樂部」と合流する外に方法なしと思料せらるゝが、若し交渉の結果合同不可能の場合には更めて第二段の方策を考究する他なし」と合同問題を提議せるに何れも之に贊成の上散會せり。

(六) 富山漫畫劇團結成 富山市總曲輪町居住小林章治外五名は、豫而富山漫畫劇團の結成を企圖し居たるが社大黨富山支部所屬矢後嘉藏等思想的交友者の援助を得るに及び愈之が結成に著手し、十一月十五日富山市素人劇團喜多八俱樂部と提携し勤勞者教育中央會富山支部主催の工場従業員慰安會の招聘に應じ第一回演劇大會を兼ね發會式を舉行せり。

而して喜多八俱樂部の大半は常設映畫の發聲化に伴ひ失職せる解説者又は樂士を以て組織せられ將來二百餘名の獲得は確實性を帯びるものゝ如くにして、一方富山漫畫劇團員は階級意識相當熾烈なるものあるを以て將來の動向注意を要す。

#### 四、學生運動の状況

共産主義思想に基く各種運動の全國的勃興顯著なる折柄學生運動も又之に平行し漸次擡頭しつゝあり、之が動向に關しては相當注意を要するものあるの狀況なり。

最近各大學專門學校に於て表面化せる左翼學生の策動狀況の主なるもの次の如し。

(一) 京都繪畫專門學校急進學生の小品展開催計畫 本校に於ける急進學生と目さるゝ本科一年大場豐外七名同二年小笠原正二外五名等は京都市内著名喫茶店の諒解を得同喫茶店に自作小品展を開催し同展を通じて文化團體關係者及進歩的學生等に接近し之等分子を糾合藝術的批判會或ひは懇談會等を開催し以つてプロレタリア藝術運動の勃興を圖らんと策動しつゝある



が如し。

(二) 同志社大學々友會幹事改選に伴ふ左翼學生の對策 從來學友會幹事は學内右翼學生と目され、國防研究會スポーツ各團體關係者によりて占められ居りたるが、各文化團體に屬する左翼學生は之を遺憾とし接迫せる幹事改選期に於て自派候補者を當選せしめ以つて學友會の指導權を獲得せんと、主として文書戦によりて活動しつゝあるが法學部左翼教授團も之に合流裏面的應援を爲さんとしつゝあり。

(三) 東北帝大新聞を語る左右學生の對立 本學に於ては創立二十五週年記念を卜し去る十月二十六日大學新聞創刊號を發行したるが其の發行編輯の事務を擔當する委員中に左翼學生介在し居り之等分子の策動の結果右創刊號の内容は左翼的色彩充滿し居る狀況なるを以つて學校當局に於ても之を憂慮し左翼的色彩一掃の爲め新委員十二名を任命せんとしつゝあり。然るに右委員候補者中には學内右翼團體報國會員を加へ居るを以つて左翼學生系は大學新聞編輯の實權を當局及右翼學生の手に掌握せらるゝを遺憾とし種々對策攻究中にあり。

(四) 東北帝大法文共濟部主催に於ける映畫合評會開催 本學法文共濟部は東京學消聯早大支部及法政大學支部等の友誼團體と連絡し左翼的文化運動の發展を企圖し活動中のものなるが十一月十七日同學法文學主館に於て四十二名の進歩的學生等の參集を得て映畫合評會を開催ソヴェート映畫「人生案内」に對する批評討論を爲したるが相當の成果を收めたる模様なり。

### 國家(農本)主義運動の状況

#### 一、叛亂事件審理狀況(其の八)

十一月中の求刑次の如し。

月日	罪名	求	刑	身分	氏名	年齢	備	考
一一、二	叛亂罪	禁錮	七年	常人	福井幸	三四		
〃	〃	〃	六年	常人	加藤春海	三三		
〃	〃	〃	四年	常人	佐藤正三	二三		
〃	〃	〃	四年	常人	宮本誠三	二八		
〃	〃	〃	五年	常人	杉田省吾	三五		
〃	叛亂補助	〃	五年	常人	松井亀太	五五		
一一、六	叛亂罪	〃	七年	常人	小川三郎	三一		
一一、九	〃	〃	六年	常人	江藤五郎	二七		
一一、一七	叛亂者ヲリス	〃	八年	歩大尉	大藏榮一	三四		
一一、一七	〃	〃	七年	砲大尉	朝山小二郎	三四		
一一、一七	〃	〃	七年	歩大尉	佐々木二郎	三二		
一一、二一	〃	〃	一〇年	歩中佐	滿井佐吉	四四		



一一、二二	叛亂罪	〃	六年	常人	越村拾次郎	三六	
一一、二二	〃	〃	四年	常人	宮本正之	二三	
一一、二七	叛亂者ヲリス	〃	五年	歩大尉	柴有時	三八	不拘束ノ儘起訴ノ所十一月十日收容サル
一一、二七	〃	〃	五年	歩大尉	松平紹光	三八	同右
一一、二七	〃	〃	五年	歩大尉	宮浦修三	三四	

二、廣田首相暗殺豫備事件の檢舉

十一月三十日日比谷公園内に於て舉動不審者として檢舉せられたる福島縣人渡部浩は、懷中にダイナマイト及手裏劍を所持する等容疑の點ありたる爲、警視廳に於ては嚴重取調を爲したるに同人は廣田首相暗殺の爲徘徊中なること判明し、引續き關係府縣に於て取調中なるが、其概要次の如く本件の動機等に鑑みるも單なる地方問題と雖も指導人物の如何によつては相當注意を要するものあるを思はしむ。

(一) 關係人物

住本	所籍	福島縣若松市諏訪四ツ谷	無職	渡部浩	三六
住本	所籍	同右			
住本	所籍	福島縣若松市融通寺町一八	煎餅業	皆川信助	三〇
住本	所籍	同右			
住本	所籍	福島縣大沼郡新鶴村大字境野三七一	經師職	小松禹一	四二
住本	所籍	同右			
住本	所籍	福島縣大沼郡新鶴村大字境野三四一三	獸醫	五十嵐甫	四四
住本	所籍	同右			
住本	所籍	福島縣大沼郡新鶴村大字境野三四一三	元菓子製造職	松本角平	五七
住本	所籍	同右			

(二) 事件の發端

本事件は昭和三年八月竣工せる福島縣大沼郡新鶴村耕地整理組合境野耕區問題に絡み副組合長五十嵐清太郎に對する怨恨より出發したる地方的問題にして、耕地整理の結果破産の悲運に逢著せる松本角太郎以下村内反對派は昭和四、五年頃より五十嵐に對する告訴(不起訴となる)或は自宅襲撃(暴力行爲取締法違反にて檢舉さる)等屢々策動しつゝありしも奏效せざる爲、昭和十年十一月頃本件解決を若松市に於て大同興信所を開設せる渡部浩に依頼するに至れり。

(三) 渡部の策動

渡部浩は小學校卒業以來上京して漆器店々員或は土工等を業としたるが、昭和二年頃養父の死亡によりて歸省するや博徒の連に入りたるも昭和六年頃大同興信所を開設するに至れり。同人は劍道二段の特技を有し同郷の關係にて故澁川善助等とも交友ありたるものゝ如く、敘上の如き耕地整理組合問題を聞知するや社會正義の爲に默視し難しとて職業意識を離れて本事件に没頭することとなり、昭和十一年一月以降數次に互り右組合幹部等は組合關係に就きて十數萬圓を横領せるを以て速かに調査され度旨の陳情書を首相内相法相等に提出する等旺に策動を試みつゝありたり。

(四) 五十嵐拉致乃至襲撃計畫

敘上の如く種々畫策せるも本問題は解決の曙光すら發見し得ざりしを以て本年十月中旬頃淺部、皆川、橋本等は鳩首謀議し渡部の如きは、長い物には卷かれる主義の地方小作農民の窮狀は獨り本問題のみに非ず斯る惡政の責任は首相にあるを以て施政の責任者廣田首相を暗殺し、社會的反響を與へ以て一舉に本問題の解決を圖るべしと主張したるが、結局「尠く共地方廳にては到底本問題を採り上げられざるを以て五十嵐を自動車にて拉致し同人より其の不正を自供せしめたる上クロ、ホルムにて昏睡せしめ其の儘一路上京して警視廳に之を伴ひ連行者は犠牲となりて黑白を明白ならしむべく審判を受くべし」と決定せり。

而して右決行資金は小松禹一(百五十圓)五十嵐市(五十圓)の兩名に於て負擔し本年十月十六日を期して決行の豫定なりし



が、十五日夜自動車運轉手助手を偽装せんとしたる皆川が發病の爲遂に中止するの已むなきに至りたり。

其後渡部、松本の兩名は更に熟議を重ねたる結果愈、五十嵐方襲撃の決意を固め十一月二十六日決行の理由書を内務大臣及警視總監等に宛投函すると共に、同夜兩名にて五十嵐方に立廻りたるが同家の犬に妨害され之亦決行を中止するに至れり。

(五) 廣田首相暗殺準備 然るに右の如く既に犯行に關して陳情書を發送しあるを以て、兩名は各、別に上京して何等かの行動に出づべく、渡部は豫て友人より入手せるダイナマイト及手裏剣を、松本は日本刀及短刀各、一振を所持して夫々上京せり。而して渡部は上京後直ちに上野池の端の篠原佐官材料店頭にてダイナマイトの爆發装置を爲し二十八日以降首相の自動車を見せば之に投擲すべく官邸附近を偵察し居たるが、翌々日三十日腹痛の爲日比谷公園内にて休息中檢擧せられ、一方松本は所持金不足の爲郡山驛に下車し徒歩にて上京せんとしたるも途中日本刀を携帯の廉により黒磯警察署にて取調を受け三十日午後自宅に歸著したるを福島縣にて檢擧せられたるものなり。

三、時局協議會の結成運動

三六社、小林順一郎、大日本生産黨吉田益三等は現下時局の重大化と政治期節の切迫に伴ひ右翼戰線統一の急速なる實現を達成せんとし、曩日來頻りに策動中なりしが、漸く在京右翼間の連絡成り十一月二十一日麹町區寶亭に

赤崎寅藏 橋本欣五郎 中野正剛 江藤源九郎 永井了吉 小池四郎 井田盤楠  
入江種矩 井上清純 風見 章 前田虎雄 高山久藏 萬生能久 等約二十名

の贊同を得て第一回懇談會を開催し、之が具體策につき種々協議を遂げたり。而して席上小林順一郎、吉田益三等は此の會合の成果を維新政黨結成準備會へ發展的解消を爲さしめんとするに對し、橋本欣五郎は來るべき第七十議會への共同闘争機關

たらしめんとの意嚮を述べ兩者其の組織運動方針につき稍意見を異にする所ありたるも結局、(1)愛國團體統一の連絡機關を設置すること、(2)今後具體的問題を捉へ其の都度會合を持つこと、(3)十二月上旬總會を開催し、正式に結成すること、(4)事務所を愛同本部とすること及後記組織メンバーの顔觸れ等につき協議を行ひたるが、更に同月二十六日同所に第二回懇談會(前回出席者中前田、井上、風見、井田等缺席し、新に渡邊良三出席)を開催し、其の名稱を「時局協議會」と爲すと共に會の規約、及後記(一)綱領、(二)同聲明(運動第一著手指針)等の作成審議を行ひたる後愈、總會(結成式)を來る十二月四日開催することに決定せり。

斯くて小林、吉田、橋本等は着々其の結成準備を進めつゝありて既に決定を見たる組織メンバーの顔觸れ等に觀るも或程度の進展を豫想され、今後の動向特に注目の要ありと認めらる。

後記(一) 皇政確立ノ四大綱領(草案)

- 一、政治組織ノ皇道化
- 二、皇道外交ノ實現
- 三、國防ノ絕對強化
- 四、國民生活ノ皇道化

後記(二) 運動第一著指針(案)  
苟も帝國臣民として皇運扶翼の爲めに絶対終始せんとするは日本主義である之に反し行爲の窮極の目標を自己の富貴榮達に置くは功利主義である。

皇國全體一家族國家たるの事實を明かに意識して道義と家族的温情とを以て社會を支配せしめ總ての物質問題を之に隨從せしめんとするは日本主義である之に反し物質問題をして精神問題を支

國家(農本)主義運動の狀況

配せしめんとするは功利主義である。

功利主義は分裂抗爭道義壞敗の淵源であり之に反し日本主義は和樂協同國家大飛躍の原動力である。

此日本主義の反映する所に全世界に眞の平和と幸福とを齎すことか出来るのである皇國に於ては忠と不忠とは絕對に妥協を許さず悉く忠ならしむるを要す政策問題には互讓妥協はあつても行爲の指針として日本主義と功利主義とに互讓妥協はあり得へからず皇國民は悉く日本主義者たらねはならぬ。

帝國議會は皇讓翼贊の一機關にして臣民奉仕の神聖なる一殿堂なり斷して諸外國の議會の如き國民相互間の利害抗爭の議場ではない従つて皇國に於ては總ての政治結社は常に全臣民の模範的奉仕團體たるべく斷して諸外國政黨の如き功利的團體たるを許さず



是れ我が國體の然らしむる所である。

然るに現在議會に席を有し民主民權に立脚したる諸政黨は悉く實質的に此功利團體たることは疑の餘地なく彼等は過去幾十年來惡質功利主義の範を示して全國民を悉く功利的に指導し忠孝の大本を没却して教養、行政、司法、立法、經濟、産業等總ての部門に於て道義立國の本旨を大半喪失せしめた、其罪實眞に輕からず。

實に世界に比類なき團體の相違たる憲法を國體を顧みずして曲解し斯くの如く日本主義と全く正反せる外國模倣の功利的政治を布き來れるものは彼等政黨ではないか、彼等は明かに大衆を欺瞞して重大なる違憲を長年月間敢行し來つたものである違憲者は正に彼等である日本主義運動こそ眞に國體の本義に基く憲政確立の運動である。

又私憤とは謂ひながら淺野内匠頭をして法を犯さしめたのは吉良上野介であつた數年來公憤の爲に多くの者をして屢々戦たる國法を犯さしむるに到らしめたのも主として彼等政黨である。彼等の現存する間は義憤者の絶ゆべき筈か聊かにても忠節の大義に生きるものであつたならば五・二五事件後に於て彼等は悉く自發的に解體して罪を闕下に伏謝すべき筈であつた然るに彼等は其後屢々事變の目標となり終に今春大事變後の今日に到りても尚ほ聊かも自らを省みず依然として功利に没頭してあらゆる技功を弄して日本主義に反抗を繼續しつゝある。

#### 四、愛國労働農民同志會の情勢

##### (一) 組織擴充運動

曩に第一回全國大會を開催し、其の陣容を一新したる本會は、其後更に「質より量へ」の全面的組織

實際内閣以來今日に到る迄の政治は斯る許すべからざる反國體的功利主義と日本主義とを妥協せしめんとする政治であつた斯かる妥協に依り國體は決して明瞭となり得べきものではない。

即ち國體の本義に朝宗し道義立國の眞實を顯現せしむべき斷乎たる憲政一新外交國策の實行等は到底望み得べき筈かない過去五年の妥協政治は明かに大なる誤謬であつて非常時打開を標榜して却て益々之を深刻ならしめた皇國は今や此の極へき誤謬の爲に内外に於て眞に開闢以來重大危局に直面するに到つた。

特に對外的には一觸即發の今日の危機に當面して全國民は尙ほ依然として此誤謬の繼續を默過し得ようか、要するに全政界より功利主義者を一掃するに非ずんば皇政の確立は不可能である和衆協同國家大飛躍の唯一原動力たる此皇政の確立なくして現下の國難は斷じて打開することか出来ない。

之が爲め罪惡に滿ちたる功利的團體たる現在の諸政黨を速に清算し明瞭なる眞道政治を確立することは皇國として眞に危急存亡の重大問題である。

之れとの妥協は最早如何なる形式に於ても絶対に排撃しなければならぬ。

時局協議會は全委員悉く此信念に一致し總ての妥協を排し全國忠良なる國民を動員し皇政確立憲政擁護の第一著手として必ず先づ斯かる諸政黨清算の目的を最も速に達成せんことを期す。

擴充方針の下に之が運動に専念しつゝあるが、時局適應の巧なる指導方針は各地共相當の成果を收めつゝある模様にて、本月に入りては東北皇農龜岡支部の結成を見たる外富山、福井、石川、茨城、滋賀、和歌山、新潟、埼玉、山梨、愛知等各地方に於て著々支部結成準備運動及組織擴充運動行はれ、山形、富山、福井等一部地方に於ては他團體との勢力抗争又は幹部間の相反目等の事實ありたる模様なるも全面的組織は相當の伸張を見つゝある情勢なり。

##### (二) 大日本青年黨との紛争問題

本會は曩に橋本欣五郎大佐が、大日本青年黨を結成以來相當交友的關係を持続し來り、特に本會相談役佐藤鐵馬大佐は橋本大佐とは個人的にも親密にして且つ指導精神に於ても相通する點ある等より、兩黨は必ず近き將來に於て合同さるべき運命にありとし、同黨に對し相當積極的態度を持し居れるもその内面的事情は必ずしも愛國の揚言する如くには非ざるのみならず最近に至りては却つて對立狀態を呈するに至れり。

即ち十一月十五日付本會機關紙「愛國労働農民新聞」紙上に「愛國革新青年の全國統一成る」と題する純正日本主義青年運動全國協議會の結成狀況の記事(今里勝雄執筆)中「革新青年の組織統一的活動は日本主義陣營の久しきに至る待望の緊急懸案であつた。橋本欣五郎大佐は此の懸案を解決せんと大日本青年黨を組織したが其の組織方針の誤謬は革新青年を逆に離散せしめる結果をもたらし云々」と同黨の誤謬を指適攻撃したるに端を發し、果然兩黨間の感情的軋轢は表面化するに至り、大日本青年黨にありては、右記事に對し極度に憤慨し、直ちに愛國に對し嚴重なる抗議を爲す所ありたるにより、愛同側は止むなく同二十日急遽佐藤鐵馬大佐をして同黨橋本統領を訪問せしめ、只管陳謝の意を表したる結果漸く兩者の諒解成り、本問題も一應茲に解決を見るに至れり。然るに一方右記事の執筆者にして愛同編輯責任者たる今里勝雄は、右愛同首腦部の態度に憚らずとし、翌二十一日再び右青年黨に對し、電話を以て其抗議に對し反駁を加へたる爲兩黨間の空氣は茲に再び悪化



じ、大日本青年黨西本喬、木崎克の兩名は同日午後愛同本部に再度松本會長及佐藤大佐を訪問して其の非を詰問する所あり、松本會長も亦今里の態度の非なるを認めると共に全國に發送せる同新聞紙を回収する外十一月末號外を以て取消を爲すこと、編輯責任者今里を辭任せしむること等を條件として極力諒解を求めたる結果青年黨に於ても同會長の誠意を認め今里の問題は條件外として諒解を與へ一時險惡化せんとしたる本問題も茲に再び解決を見るに至れり。

而して愛同に於ては右口約に基き直ちに同月二十二日、各地方支部關係者宛同機關紙の配布中止並燒却方の電報指令を發し之が回収に努むる所ありたり。

斯くて本問題は茲に漸く表面的解決を見たりと雖も兩黨間に深まれる感情的溝渠は今後相當注目すべきものありと認めらる。

(三) 現内閣並所謂護憲運動に對する態度 本會は去る十月四日第一回全國大會に於て對支強硬外交、國內強化、國體明徴等數項目に互る時局進言書を作成し、之を政府當局に手交すると共に樓々提言する所ありたり。然るに其後對支問題は益々重大化し、國內諸情勢亦複雑化しつゝある現狀に鑑み本會はこれを以て現内閣が全く内外時局の本質を洞察するの明なきに基因するものにして、其の強調する庶政一新も何等誠意なき偽瞞策に外ならずとし、漸次現内閣不信の態度を表明するに至り、先づ十一月十五日付機關紙「愛同新聞」紙上に「廣田内閣存続の意義今や全く失はる」と題し、其の現狀維持的反動政策を痛撃すると共に漸く現内閣打倒の具體的策動及之が輿論喚起の運動を開始するに至れり。

一方最近政界方面に於てファツシヨ的政治傾向排撃を目的とする所謂「護憲運動」の擡頭機運あるや本會は之を以て徒らに苟安を貪らんとする廣田内閣と氣脈を通ずる既成政黨斷末魔の藻掻きに外ならずとし、之が徹底的排撃を強調しつゝありて

十一月二十七日、常任理事會に於て「護憲運動對策の件」として之を正式に取上げ種々協議したる結果、近く全愛國團體に呼び掛け大々的運動を展開することに決定したる模様にて、前記内閣打倒運動と關聯し其の動向相當注意を要すべきものあり。

### 五、大日本青年黨の近狀

(一) 概況 本黨は統領橋本欣五郎の經歷及人物に徴し其の動向は各方面より注目せられつゝあるが、橋本大佐は十月十七日結黨以來先づ黨本部の陣容を整ふるの要ありとして

常任黨務部門 陶山篤太郎 常任組織部門 松延繁次 常任組織部門補助 大川兼一  
 常任宣傳部門 木崎勝次郎 常任調查部門 西本喬 常任會計部門 柴崎武徳  
 常任水産部門 河野正照 常任書記 本正義

の組織部門と事務分擔を選定し一方外部に對しては

1. 飛躍的大日本國家體制大綱
2. 橋本欣五郎宣言、起て青年(ポスター)
3. 組織心得
4. 準黨員心得
5. 宣言發表の挨拶狀
6. 橋本欣五郎宣言出版告知狀
7. パンフレット頒布に就いて
8. 大日本青年黨創立通知
9. 宣言起て……青年
10. 天皇歸一、八紘一字
11. 天皇歸一

等の宣傳文書を大量的に發行して全國的に同志の参加を募りつゝありたるが、右勧誘に應募し或は之を傳へ聞きて、入黨申込みを爲したるもの千五百名乃至亦千七百名と稱せられつゝあり、黨は之等申込者を準黨員として登録し其内優秀なるものを選びて入黨せしむるの方針を採り首脳部に於て頻りに銓衡しつゝありたるが、十一月十七日一舉に四十有餘名を入黨せしめ



現在都下二十名、關西地方五、六名を合して總員約七十名の黨員を抱擁し居れり。之等黨員は量より質への原則の下に最高の審判を経て選任せられたるものにして、採用の方針に關して橋本大佐が座談會等に於て洩せる處を綜合すれば既成右翼團體に縁なきこと、純正日本主義を奉ずること、地方に於て信望を有すること等に重點を置きつゝあるものゝ如く所謂未組織大衆を視ひつゝある模様なり。然れ共又他面都下江東皇民懇話會世話人にして愛國革新聯盟の會長たる伊藤信司を入黨せしめ、或は皇農幹事西光万吉に對して月額四十圓を支給する旨を傳へて入黨を勸むる等の事實も有り、既成團體員必ずしも嫌忌せず其の優秀なるものは之を黨員に獲得し所屬團體をして影響下に置かむとするの意圖も有するものゝ如し。

彼上の如く本黨は未だ組織運動の域を脱せざるも、他面十一月二十二日入黨申込者五十二名を召集して本部事務所に於て座談會を開催し、或は時局協議會に率先して參刺し、又尾去澤ダム決壊事件報導せらるゝや逸早く木崎勝次郎を現地に派遣して其の實情を調査せしめ、十一月二十六日右翼團體幹部、新聞記者、財閥住友社員淺沼万次郎等を招致して其調査報告座談會を開催し次で「尾去澤慘害現地調査報告」と題するパンフレット三、五〇〇部を發行して全國同志に飛撒する等著々外部的運動を爲しつゝあり。

#### 六、純正日本主義青年運動全國協議會の結成

(一) 事前狀況 在京都洛北青年同盟中川裕主唱の下に組織せられたる本準備會に在りては、引續き各方面に對し加盟方勸誘に努むる一面關東方面の直心道場大森一聲、西郷隆秀並大日本生産黨影山正治、鈴木善一等と緊密なる連絡を保ちつゝ先づ西日本協議會を結成して徐ろに關東方面に進展せしめたる上之を全國協議會に迄擴大せしむべく企圖したるが、其後本

準備會に共鳴參加するもの漸次多きを加ふると共に、前敍影山、鈴木等を中心として在京青年分子による「純正維新共同青年隊結成準備會」の結成により關東方面の青年戰線統一運動が具體的進捗を示さんとする等の情勢ありしに鑑み、此際一氣に全國協議會を組織するを妥當なりとして各方面に案内狀を發し之が準備を進めたる結果、十一月三日京都市岡崎公會堂に於て結成大會を舉行することゝなりたり。

(二) 結成大會狀況 當日は大森一聲、西郷隆秀、影山正治等を始め參加團體三十一、地方代表者六十一名及傍聴者六十名出席の下に午後一時三十分開會し、皇居遙拜、國歌奉唱の後司會者雲井武の挨拶議長(大森一聲)副議長(三浦延治、徳田惣一郎)の決定後、議長大森より「維新斷行と離れて吾人の存在理由なし、之の使命遂行の方法は凡有青年層の大同團結によりイデオロギー的に之を統一し同一目標の下に邁進するにあるのみ」との激動的挨拶を爲し次で泉靜夫の結成經過報告及別記(一)宣言、規約を可決し、規約第七條による別記(一)連絡員、代議員選舉を終りて議案審議に入り、(1)維新運動指導者の養成を目的とする塾の全國的開設と其の統一に關する件(實行方法は充分考究の上徹底したる塾網を組織すること、可決) (2)維新運動の再檢討並基本的指導理論確立に關する件(將來共同委員會を設けて批判檢討を経たる上提案趣旨に副ふ様實現方に努むること、可決) (3)日本主義經濟の定義確立及日本主義に基く政治原則確立に關する件(將來日本主義思想、政治、經濟の理論的統一確立を行ひたる上聲明すること、可決) (4)對外國策遂行に關する國民輿論指導方針決定に關する件(可決) (5)非常事件誘發原因に對する政治的責任糾弾の件(實行方法は後日連絡委員會に於て協議の上具體化を圖ること、可決) 外數件を審議決定したる後出席代表影山正治外四名の意見發表及來賓吉田益三、手島剛毅、野村重臣の祝辭ありて同五時三十分散會したり。



其後本會の地方的組織として名古屋、岡山、愛媛等に於て地方協議會の結成を見たる外、地元京都を始め静岡、豊橋、廣島等に於ても具體的組織運動行はれつゝあり、今後の動向は注目せらるゝ所なり。

左記(一)

代議員

北海道	林貞四郎	中本爲三郎	大久保彌三郎
東北	熊野淺五郎	山浦憲一	戸田精一
關東	入江五郎	鈴木眞洲雄	花澤榮藏
東京	大垣順祐	(保留)	
東海	西村暢夫	井田望	田邊貞治
北陸	矢崎進	鈴木久義	太田幸一
	戸水泰臣	大山俊雄	伏木治一
	藤江清航	伏木治一	釣賀喜作
	菱手幸一	中田宏	佐野利夫
	長谷部富太郎	石黒政夫	野越正一
中部	登石清	小川成徳	三浦慶定
	三浦延治	桐田政治	吉川令三
	惠良八郎	岩内隆平	山田義政
	加藤重一	沼田善太郎	横井彦三郎
	伊藤芳山	中川敏次郎	
近畿	伊藤茂夫	北山五郎	雲井武
	中川裕	北山五郎	雲井武
	新宮秀三	泉靜夫	遠藤季男
	井門利一	村上義夫	田島勝武
	高幣雅將	宮畑善七	北畑義治
北海道	林貞四郎	小部英男	柴山滿八
中國	植田左輔	白坂	山下恒男
九州	宇高氏	松田喬平	中川廣政
青木作雄	福原傳三郎	安平伸	
泉田武	久保美喜	山口光藏	
木本榮	井上農夫	四宮九州男	
矢ヶ部政司	高野淑人	河野勇治	
中島進	石坂慎一	小田部安次郎	
木村恒夫	西郷隆秀	工藤定雄	
林貞四郎	大森一郎	影山正治	
入江五郎	三浦延治	伏木治一	
關東	影山正治	伏木治一	
東海	三浦延治	伏木治一	
中部	三浦延治	伏木治一	
北陸	三浦延治	伏木治一	
近畿	三浦延治	伏木治一	
中國	三浦延治	伏木治一	
九州	三浦延治	伏木治一	

左記(二)

宣言

歐洲に於ける左右兩翼の思想對立尖鋭化に起因する第二次世界大戰の危機及び之を東洋に轉化せしめんとする老獪極まる諸種の陰謀陽策と而して東洋自體の包蔵する危険性とが相合して皇國日本を繞る國際環境は、今や深刻その極に達せんとしてゐる。しかも内には、歴史の必然に遂行し、國體の眞義と國民の生活とを犠牲に供しつゝ所謂金融支配の最後の形態として老廢矛盾機構を、官僚と金權との全き抱合をもつて之を擁護し之を維持せんと狂奔を續けつゝある現狀である。謂ふところの廉政一新とは幕府當局の尊皇維新論に等しき矛盾に充てる彼等の斷末魔的呻吟の聲である。彼等は皇國日本をしてこの脆弱なる老廢機構を内に抱いて以て未曾有の危局の前に立たしめんとしてゐる、噫かくて如何にしてか國命を無窮に彌榮へしめ、何處に祖業を恢弘せしむべきぞ。

二月事件以來久しく内省と沈潜とを重ねたる我等が陣營内にその再整備！全國的統一による全面的なる新興維新勢力の組織結果の叫ぶるゝは正に歴史の必然性に基づく之が解答である。聴け！農村から、都會から、澎湃として震り起りつゝある『我執を去つて大同につけ』との絶叫を。これこそ大地を揺り動かして全日本の鐵魂から迸り出づる天來の雄叫びである。愛國の赤誠に燃ゆる維新黨。農民層。勞働運動。學生團體等々の凡ゆる分野はこの天來の聲の導きのまゝに一路大同へ、統一へと奮進しつゝある。而してそれら各分野の運動を綜合すべき中心運動、核心體としてこれに統一的なるイデオロギーを與へその方向を決定し、躍進力

國家(農本)主義運動の狀況

を添加するものは實に純眞なる青年層の動きでなければならぬ

青年の結集！

青年の使命！

まことに皇國日本を救ふものは、かくして統一づけ、組織化されたる皇道國民の天業翼賛維新奉行である。

我等はこの必然性と、その重大性とを深く自覺せる全國同憂同感の士と共に茲に『純正日本主義青年運動全國協議會』を創設した、我等は眞によく日本主義運動の中核たるに愧ぢざるべく、正しく、純なる邊養と行動とを以て觀念的大同より血脈的融合への大飛躍を試み、俱に濃かに赤誠を披瀝して天業恢弘の宏願奉翼の大使命に挺身奉仕せんとする。

今輝しき出陣の門出に當つて敢て滿天下に宣す

昭和十一年十一月三日

純正日本主義青年運動全國協議會

規約(抜萃)

- 第一條 本協議會は純正日本主義青年運動全國協議會と稱す。
- 第二條 本協議會は純正日本主義青年運動の全國的統一を以て目的とす。
- 第三條 本協議會は維新翼賛のため純正日本主義青年の積極的共同運動を爲すを以て目的とす。
- 第四條 本協議會は純正日本主義を信奉實踐し且つ本協議會の規約に基き積極的に共同運動を行ひ得る青年團體及個人を以て構成す。
- 第十二條 各地に青年の修練道場として塾を設置し人格識見の向上に努む。



七、大亞細亞協會の總會狀況

在京大亞細亞協會は昭和八年三月、滿洲事變を契機に菊池武夫、松井石根、鹿子木員信、滿川龜太郎等發起となり「國民外交の至誠により善隣交誼を促進し、皇國文化の普及徹底を圖り大亞細亞聯盟を結成し、相互共榮の途を開拓すべし」との旗幟の下に創立されたるものなるが、其の後の活動は全く社交的研究團體の範圍を出でず何等見るべき行動なかりしものなり。

然るに最近我が國の國際情勢の緊迫化と共に本協會も亦自然積極的活動の機運に直面し、本年七月頃より會勢の擴張強化に努め既に福岡、金澤、大阪等に有力なる支部の結成を見るに至れり。

而して本月十六日麹町區丸之内東京會館に於て本年度本部總會を舉行したるが當日は主催者側より近衛文麿、菊池武夫、松井石根、末次信正外六十餘名、來賓として芳澤謙吉、阿部信行、山本英輔、建川美次、小林省三郎、橋本欣五郎等五十餘名出席の下に午後四時開會し、勞頭皇居遙拜國歌合唱の後、菊池武夫開會の挨拶、下中彌三郎より事業並に會計報告を行ひ次で議事に入りて規約の一部改正、役員の推舉(左記(一)の通り)を爲したる後各支部の情況報告及祝電祝文の朗讀あり、終りて聖謨萬歳を三唱、午後五時四十分平穩裡に閉會したるが更に午後六時よりは同會場に於て晚餐會に移り席上松井會頭より懇談的に左記(二)の如き亞細亞學館建設計畫案を發表し、林銑十郎大將より參會の實業家方面に對し之が資金の援助方を依頼する所ありたり。

左記(一) 新役員

會頭 松井石根  
副會頭 村川堅固 矢野仁一

評議員 本田熊太郎 芳澤謙吉 松岡洋右 建川美次  
小林省三郎

(總數ハ後日役員會ニ於テ決定スルコトニ内定)

左記(二) 亞細亞學館建設計畫案

一、目的 亞細亞諸國ノ留日學生ニ大亞細亞精神ノ陶冶ヲ行フト共ニ、從來市井ノ下宿屋ガ留日支那學生等ニ與ヘタル弊害ニ鑑ミ、日常生活ヲ通ジテ我が國ニ親近スルノ情感ヲ助長シ、併セテ高等專門學校入學ニ必要ナル豫備教育ヲ施スヲ以テ目的トス

二、收容範圍 滿洲國、中華民國、蒙古、暹羅、安南、印度、比律賓、イラン、土耳其等必ズシモ條約國タル獨立國ニ限定セズ亞細亞諸民族ノ優秀ナル青年子弟ヲ撰拔收容ス

三、經營主體 學館ハ大亞細亞協會ニ屬スレドモ其ノ經營ハ財團法人亞細亞學館トシテ獨立スルモノトス

四、學生定員及學費

1 學生ハ寄宿生タルヲ主トシ、特別ノ場合ニノミ通學ヲ許ス  
總定員 百名  
内寄宿生 七十名  
通學生 三十名

2 學生ハ寄宿費ノ外、校費トシテ金五圓ヲ納付ス

3 學内ニ獎學資金ヲ設置シ、一定人員ニ限り給費學生ヲ置ク  
コトアルベシ

五、教 課 日本語及ビ一般基礎學ヲ教授ス

六、事務所東京市麹町區内幸町大亞細亞協會内

八、天井村塾の情勢

在京興國自治會佐藤慶治郎の指導下にある天井村塾は、本年八月新に農場を開設し、豫てより懸案となり居りし皇道農本主義の實踐化と、同志の心身鍛鍊を企圖し以て昭和維新の基礎的人物養成に力を注ぎつゝありたるが、最近の社會情勢に鑑み、益々塾生の切磋琢磨を痛感したりとなし十一月上旬左記の如き惟神農道講習會を開催したり。

然るに講習會終了後は塾頭佐藤慶治郎の唯我獨尊的態度に不満を有する塾生に於て佐藤の排撃を試みんとするものあるの外、他面地方より上京したる講習生間にも佐藤が平素各地方に於て宣傳する塾内容と其の實際との懸隔餘りにも甚だしきに憤慨し、講習も全く佐藤の私生活的好餌となりたるに過ぎずとさへ放言するものありて本講習も失敗に歸したるやの感あり。

紋上の情勢を察知したる佐藤は本月十五日塾並に興國自治會事務所を杉並區天沼の自宅に移轉し逸早く同月十七日關西方



面及北滿地方へ旅行に出發したるを以て、塾生に於ても今は其の去就に迷ひつゝありて或は近く解散するにあらざるやと認めらるゝの情況にあり。

左記

一、講習日時及場所

十一月一日より五日間 於天井村塾

二、出席者

岩手縣	佐藤八郎	三浦正夫	三浦正美
青森縣	山浦憲一	大森 某	
山形縣	劍持忠徳	長谷川榮太郎	伊藤忠太郎
秋田縣	七夕虎雄	佐々木留治	
佐賀縣	富田光夫	富田信男	
熊本縣	井上虎雄		
富山縣	大道重次		
熱内	佐藤慶治郎	高山眞悟	小川英二
	永島文雄	藤崎 宏	佐藤 平
	佐藤利一	田村辰美	佐々木留松
傍聴者、神兵隊關係者		前田虎夫	
統天塾		陳方正一	
飛躍塾		矢田行蔵	
東成莊		鳴海敬二	
五・一五事件關係者		林 正 義	
		綿引正三兄	茂呂靜馬

三、講習狀況

第一日(十一月一日)

午前三時半 起床、清掃、敷敷  
 同 四時半 大祝詞、曉天禮拜  
 同 五時半 閉會ノ辭、佐藤慶治郎  
 同 五時半 御詔勅講話、森清人  
 同 七時半 朝食  
 同 八時ヨリ十一時迄 直耕  
 同 十一時半 晝食  
 午後零時半 自治問題ニ付テ 長野朗  
 同 三時半 海外發展ニ就テ 山下智彦  
 同 五時半 夕食  
 同 六時半 大日本青年黨結成ニ就テ 橋本欣五郎  
 同 八時半 清掃靜座

第二日(十一月二日)  
 午前四時 起床、清掃、敷敷、大祝詞、曉天禮拜  
 同 五時半 御詔勅講話、森清人  
 同 八時ヨリ十一時迄 直耕  
 午後零時半 講演、陸軍中將安藤紀三郎  
 同 三時半 武道型實演、金子仲孝  
 同 五時半 夕食  
 同 七時半 清掃靜座

第三日(十一月三日)  
 午前四時 前日同

同 五時 療養ニ就テ 大道重次  
 同 七時半ヨリ午後一時 宮城明治神宮靖國神社參拜  
 午後二時 晝食  
 同 四時 武道型、金子仲孝  
 同 七時 薩摩琵琶、西郷三郎  
 同 八時 清掃靜座

第四日(十一月四日)  
 午前四時 前日ニ同  
 同 五時半 日本精神ニ就テ 松永材  
 同 七時半 朝食  
 同 八時ヨリ十一時迄 直耕  
 午後零時半 革新外交ノ原理 中山優

九、政黨政治排撃運動の狀況

同 三時 漢法醫學ニ就テ 中山忠直  
 同 五時半 夕食  
 同 六時半 修身整家ニ就テ 橋本次郎  
 同 七時半 薩摩琵琶、西郷三郎  
 同 八時半 清掃靜座

第五日(十一月五日)  
 午前五時半 御詔勅講話、森清人  
 午後一時 神道ト農本大道 今泉定助  
 同 三時半 講演、林銑十郎  
 同 六時半 薩摩琵琶、西郷三郎  
 同 七時半 座談會  
 同 九時半 閉會ノ辭、藤崎廣

既成政黨排撃は國家主義團體の齊しく唱ふる所にして國家主義運動興隆の機縁ともなりたるものなるが、今春以來軍の自肅自戒的態度に乗じ既成政黨方面に於ては數年來の沈黙を破り「軍の政治進出」を勇敢に批判論述するに至れり。偶々九月下旬軍部兩相より行政機構改革案骨子なるもの提出されたるやの旨新聞紙に報導され、次で十月下旬には議會制度改革軍部案として各新聞紙に「政黨内閣否定」を云爲したる具體案なるもの掲載さるゝや、果然政黨方面に於ては反撥的に「憲政擁護」の運動を開始せんとしつゝあり。之に對し右翼陣營にありては、此機會に於て政黨を徹底的に撲滅すべしと爲し純正護憲運動の名の下に左記の如く一齊に運動を開始するに至りたるが、本運動の思想的根柢は「憲政常道なる自由主義、議會中心主義理論の全面的削減」にありて、將に往年の國體明徴運動と等しく愛國諸團體の例外なく參畫すべき好題目たるを以て今後



國家(農本)主義運動の狀況

の運動の推移は最も注意を要するものあるべし。

府縣名	團體名	月日	概況
東京	國體擁護聯合會	一一、一一	「時勢ヲ論ジテ政黨ノ憲政擁護ヲ囑フ」ト題スル別記號文ヲ作成軍部、政黨其他愛國團體方面ニ發送セリ。
〃	明倫會	一一、一一	明倫會ハ本部ニ總裁田中國重以下二十一名召集シテ理事會ヲ開催シ議會制度改革ノ軍部主張支持及既成政黨ノ反對策動排撃ノ決議文ヲ作成シ、各大臣三長官、民政國各黨宛々々郵送シテ陸海兩相ニ對シテハ堀口、伊丹兩名ヲシテ訪問手交スル所アリタリ。
〃	建國會	一一、二五	國體明微、憲法擁護、政黨政治排撃ニ關スル宣傳印刷物二千部ヲ作成貴衆兩議院其他關係方面ニ郵送セリ。
〃	既成政黨撲滅青年隊	一一、二六	梅櫻會主催ニテ維新會神武黨並亞細亞學生聯盟會加荒川國尾久町二ノ三五七羽衣館ニ於テ政黨撲滅演說會ヲ開催セリ。
〃	勤皇維新同盟	一一、二七	本同盟相談役永井了吉ハ政黨復活排撃ニ關シ「政黨亡國論、憲法ハ誰ガ護ルカ」ト題スルパンフレットヲ今日ノ問題社ヨリ發行ス。
〃	純正維新共同青年隊	一一、二八	常任準備委員會ヲ開催シ協同ノ結果、來ル十二月一日日本青年隊主催ノ下ニ時局對策協議會ヲ開催シ具體的實行方策ヲ決定ノ上運動ノ展開ヲ圖ルコトニ決ス。
〃	結成準備會	一一、三〇	梅櫻會主催新日本國民同盟、維新會、愛國團體統一協議會參加淺草區雷門二ノ一五淺草公會堂ニ於テ政黨撲滅排撃期シ昭和維新斷行ニ猛進スル旨ノ決議ヲ爲シタリ。
愛知	純正維新運動研究會	一一、一五	本會ニアリテハ堤章(正劍社)横井彦三郎(天仰社)三浦延治(中部日本青年同盟)三浦慶定(中部國民道場)等ガ中心トナリ政黨政治進出阻止ノ爲憲法擁護運動ノ母體トシテ「憲法擁護聯盟」ヲ結成セリ。
靜岡	明倫會靜岡支部	一一、一九	緊急理事會ヲ開催シ議會制度改革同盟ニ關聯シテ、既成政黨ノ態度ヲ攻撃シ政府擁護ノ決議文ヲ作成シ首相内相陸海兩相宛ニ郵送セリ。
福岡	大日本護國軍	一一、二八	本軍久留米軍團ノ山口光藏ハ本日「敢テ日本國民諸氏ニ呈ス」ノ政黨政治排撃ニ關スル印刷物八千部ヲ作成中央要路其他友誼團體方面ニ配送セリ。
熊本	明倫會熊本支部	一一、二〇	議會制度改革問題ニ關スル政府擁護政黨排撃ノ決議文ヲ作成首相並陸相宛打電セリ。

別記

時勢ヲ論ジテ政黨ノ憲政擁護ヲ囑フ

思想亂離ノ世ニ當リテ治道ノ綱常容易ニ維持シ能ハザルハ怪シ

ムニ足ラザルモ國體明微ノ大本論亦未ダ宏張セラレザルニ早クモ憲政本來ノ根本精神ニ對スル異端邪說ノ現ハレテ思想界感亂ノ烽火ノ揚ラントスルハ吾等同志ノ頗ル遺憾トスルトコロナリ廣ク國

際思想界ノ動搖ニ著目シ深ク國內民心ノ趨勢ニ考察スルニ唯物個人ノ思想ニ立脚シテ民主無産ノ運動ニ狂奔スルモノハ遂ニ其ノ分ヲ忘レテ所謂人民戰線ノ亡狀ニ走り動モスレバ西歐殃禍ノ轍ヲ履ミテ赤化ノ誘因タルノ惧アリ現狀ニ照ラシテ此輩最モ排撃セザルベカラズ議會否認ノ論元ヨリ痴人ノ夢ナリ然カモ名ヲ憲政擁護ニ藉リテ衆愚ヲ欺誑シ政黨往時ノ驕豪モ萬一ニ傍侍セントスル如キニ至リテハ蓋人民戰線術ノ換骨脫胎ニシテ識者ノ明ヲ蔽フニ足ラズソノ技ノ稚拙寧ロ笑フニ堪ヘタリ。黨人ニ憲政常道論アリ以テ憲政本來ノ眞旨ナリト稱ス國體ヲ誤リ解スルモ亦甚シイカナ憲法ハ天皇治道ノ廣大無邊ヲ表現セルモノニシテ政黨トハ一毫ノ係累ナシ組閣降命ノ事モ亦其一端也國政ノ重局ヲ負荷スルニ堪フレバ草澤ノ匹夫モ擢イテ以テ相印ヲ託スルモ自由無礙又政黨ニシテ賢人智者ノ叢淵タラバ其ノ黨首ヲ闕下ニ起用スルモ又是レ時ノ宜ニ由ルノミ膠柱彈琴刻舟、求劍ハ我國ノ賊ニシテ天衣無縫常ニ中ヲ乘リテ天地ノ正ニ座セントスルハ天皇政治ノ萬邦ニ卓絶スル所以也專制倒レテ赤政起リ共和死シテ獨裁現ハル、ハ是レ異邦ノコト獨リ、天皇ノ下ニ治道ノ粹ヲ集メテ方圓ノ自在ヲ窮メ人類ノ進軍ニ伴ヒテ進ミノ進軍ヲ更ニ無疆ニ轉展セントスルハ乃チ我日本ノ運命ニシテ皇道先天ノ命約ナリ黨人分ヲ知ラザルノ立言ニヨリテ動モスレバ人民戰線ニ類セントスルノ運動ニ出デントスル如キ深ク國民ノ戒メザルベカラザルトコロナリ。滿洲事變ハ日本歴史ニ一大時期ヲ劃シテ小日本ヨリ大日本ノ實域ニ入レルノ機機ヲナセリソノ前後政柄ハ常ニ政黨ヨリ政黨ニ交互移轉セリ然カモ此ノ一大飛躍ノ機動ニ當リテハ政黨ハ果シテ何事ヲカナセ

國家(農本)主義運動の狀況

國際的進出ヲ妨害シタルハ民政黨ノ諸子能ク自ラ知ルトコロナリ利權ヲ掠略シテ黨勢ヲ張リ吾黨ニアラズンバ人ニ非ズトナシ國家機關ヲ以テ黨機關ト同一視シ黨弊遂ニ國ヲ誤ラントシタルハ惟フニ政友會ノ諸子最モ深ク識ルトコロナリト信ズ幸ニ民間ニ政黨ノ汚染ヲ逃レタル諸有志存シ軍部ノ一部活眼者ト相呼應シ政黨ノ執權下ニ大業ヲ斷行シテ外ニ國光ヲ射輝スルヤ民心又勃然トシテ興起シ内ニ黨人ノ跳梁ヲ壓シテ漸ク混濁ノ雲霧ヲ排スルニ至レル最近ノ小吏ハ今猶ホ世人ノ記憶ニ新ナルトコロニアラズヤ官僚政治ノ器局狹隘ナルハ痛撃排除スルヲ要スト雖モ政黨政治ノ復活ノ如キハ今日ニ於テ斷ジテ許容スベキモノニアラズ先ヅ其ノ人ヲ換ヘテ王佐ノ材幹ヲ集メ寡慾公平内外ノ情勢ニ明知ヲ著ヘ眞ニ民人匡救國威發揚ノ任ニ堪フルノ集團トシテ積垢一洗其罪ヲ贖ヒテ然ル後ハ登場スベシ今諸子ガ言フ憲政擁護論ノ如キ既ニ時勢ノ進展ト相距ルコト萬里ナルヲ奈何セン況ンヤ黨ノ綱領ニ議會中心主義ヲ徹底セシムルト強調シ黨名ニ冠スルニ民政ヲ以テスルガ如キハ遠ク歐米諸國ノ政黨ヲ髣髴セシムルモノニシテ我國體ト相容レザルモノアルニ於テヤ、權力獲得ヲ唯一念トスル者ハ獲レバ乃チ之ニ陶醉シ失ヘバ乃チ亂レテ狂セントス。見ズヤ政黨諸子ノ先輩ハ權ヲ思ハズ利ヲ希ハズ刀杖鼎鑊ノ前ニ其身ヲ擲チテ藩閭ノ巨城ヲ屠リ能ク明治ノ盛代ニ貢獻シタルヲ。諸子ニ此ノ信念ナク此ノ勇氣ナク唯先輩ノ遺烈ヲ藉リテ曾テ政權ヲ獲タルモ而モ陶醉亂舞終ニ流弊堪フベカラザルニ至ル何ノ顔力能ク地下ノ先人ニ見エントスル乎。然モ口ニスルトコロハ憲政常道論ニアリスクノ如クンバ宜シク民黨ヲ英米ニ移轉スベキ也。時ハ既ニ變遷シ遺教ノ陋旨ニヨリテ護憲運動ニ赴カントセバ啼泣嗚咽スルモノハ憲政ノミ。吾



國家(農本)主義運動の状況

等同志近時政黨ノ狂態ヲ見テ噴飯措ク能ハズ噴ヲ忍ビテ茲ニ警告ス。諒トスルトセザルハ一ニ政黨諸子ノ賢愚ニヨル。

昭和十一年十一月十日

國體擁護聯合會  
東京市芝區田村町二丁目八番地櫻田館

一〇、對外問題に對する運動

對外問題に關する國家主義團體の態度は、從來より一般的に自主強硬を主張し來り特に建國會其他の團體に在りては夙に對蘇修交の斷絶、暴支膺懲等の目標の下に、國民大會、演說會等を連續的に開催し或は檄文、ビラを發行して輿論の喚起に努むると共に政府に對しては強硬なる外交方針の樹立を要望する等の事ありたるが十一月二十五日、日獨防共協定成立するや、「年來の主張實現の前提なり」とて之を禮讚し、早くも愛國團體其他の有力者に諮りて協定成立祝賀日獨交驛會の開催を計畫し著々其の準備を進め居る状況にして今後に於ける這種運動の推移に關しては相當注意の要あるものと思料せらる。尙對外問題に對する本月中の主要運動は次表の通なり。

建國會	對外問題ニ關スル諸運動		備考
	團體名	月日	
建國會	荒川區三河島町三山俱樂部ニ於テ露支膺懲民衆大會ヲ開催。會衆三五〇名。	一一、七	辯論注意四件
	對露問題ニ關シテ「愛國團體ハ總躍起シテ」ノ印刷物千部ヲ作成、各方面ニ配布セリ。	一一、一一	辯論注意二件 同中止一件
	荒川區南千住町西光寺ニ於テ露支膺懲演說會ヲ開催。會衆四〇〇名。	一一、一五	
	荒川區尾久町平和館ニ於テ同上演說會ヲ開催。會衆三〇〇名。	一一、二二	辯論注意一件

對支問題解決青年同盟	對支問題解決青年同盟		備考
	月日	概況	
對支問題解決青年同盟	日獨防共協定ノ成立發表セラル、ヤ多年ノ主張貫徹シ、政府ガ積極的ニ赤露膺懲ニ當ルモノナリト狂奔シ、此ノ機會ニ在リテ東京愛國團體及有力者ト相諮リ駐日獨逸大使ヲ招キ日獨交驛會ヲ計劃奔走中ノ處五百木良三、井田繁楠、井上清純等外十數名ノ名士ノ了解ヲ得、十二月上旬上野精養軒ニテ開催ノ豫定。	一一、下旬	
	理事長赤尾敏ハ貴族院議員井田男爵ト共ニ獨逸大使館ヲ訪問、日獨交驛會開催ニ付打合ヲ爲シタルガ大使病床中ナルモ參事官ハ大賛成參列ノ快答ヲ得テ引揚ゲ目下各處ノ準備中。	一一、三〇	
	本同盟ハ九月二十九日建國會ノ赤尾敏、愛國團體ノ伊藤信司、鶴鳴莊ノ櫻井克己等主唱者トナリ政府ノ對支外交ハ軟弱ニテ解決ノ見込ナキヲ以テ強硬手段ニヨル解決ヲ爲スベク輿論運動ヲ爲メ在京右翼團體ノ青年分子三十餘名ヲ以テ結成シタルモノニシテ、結成以來暴支膺懲演說會ノ開催、或ハボスターニヨリ強硬ナル輿論喚起ニ努メツ、アリシガ本月二日芝區田村町飛行會館ニ於テ幹部ノ懇談會ヲ開催シ今後ノ運動方針ハ暴支膺懲ヲ通ジテ現内閣打倒運動ニ迄進展セシムルコトニ協議決定セリ。	一一、二二	
	對支外交ニ關スル運動經過報告書ヲ作成、各右翼團體方面ニ發送セリ。	一一、二三	
愛國革新聯盟	暴支膺懲ニ關スル「憤激ノ聲明書」ヲ作成ス。	一一、下旬	關係方面ニ發送準備中
	日支紛争ニ關シ斷乎支那膺懲ノ聲明書ヲ發ス。	一一、一〇	
對外同志聯合會	國體擁護聯合會ガ中心トナリテ對支問題ニ付國論ヲ統一シ、強硬手段ヲ強調スル爲メ、輿論喚起ノ運動展開ノ爲メ本聯合會ヲ組織ス。	一一、二四	
	山根謙一外數名ノ代表者ハ陸軍、外務兩省ヲ訪問、對支外交ノ強硬方針ヲ進言スル虞アリタルガ近日中更ニ首相官邸及海軍省訪問ノ豫定ナリ。	一一、二八	

一一、日本郵船の不敬事件と彈劾運動

去る十月二十五日觀艦式の直前御召艦比叡が神戸港に入港せる際、日本郵船株式會社所屬汽船九隻は三櫓旗を掲揚せざりし旨、翌日の新聞紙上に報導せらるゝや、新日本海員組合、郵船BC俱樂部及右翼各團體に在りては右事實を以て一大不敬事件なりとして郵船會社問責運動を開始するに至れり。

而して當初郵船BC俱樂部井口彌五郎は會社糾彈の檄文を發行して各方面の注意を喚起しつゝありたるが、個々の運動は

國家(農本)主義運動の状況



效果尠しとして在阪神右翼團體を糾合し「不敬郵船問責委員會」を結成し同委員會の名を以て關係當局及會社側に對し(1)會社は天下に罪を謝し謹慎の意を表すべし(2)當面の責任者たる浦田海務課長並右九隻の船長を引責辭職せしむべし(3)亡國的非國民思想所有者たる乗組員を下船せしめ、日本主義を體する皇民船員を採用すべし(4)當局は郵船會社に對し嚴重警告を發すると共に日本海員組合を解散せしむべし、等の要望を爲すと共に、東京方面の右翼團體にも飛檄したる結果本運動は加速度的に進展し別表記載の如く各方面に於て會社糾彈の運動を開始するに至りたり。

一方會社側に在りては右奉迎に就ては豫め管海官廳及他船會社とも協議し之に基きて實行したるものにして何等手落なしと答へつゝあるが、他面一般の誤解を解く爲當時在港船船に指令したる奉迎心得を複製し挨拶状として各方面に送付する所ありたり。尙本問題は會社を對象としたるものにて大衆性に乏しきを以て運動は大體此程度にて終熄するものと認めらる。

府縣別	團體名	札	彈	運	動	概	要
東京	新日本國民同盟	十一月六日在神戸郵船B.C俱樂部より日本郵船糾彈の檄文三十枚郵送し來りたるを各支部に配布すると共に全國的運動化せしめむと對策を協議中なり					
	新日本國民同盟東京府支部協議會	代表者三木亮孝外十名は十一月十八日郵船本社を訪問し問責決議文を手交したる上首相、内閣、海軍省を訪問し日本海員組合今解散一方の要請書を提出したり					
大阪	純正維新共同青年隊	十一月十八日檄文日本郵船不敬問題と題する檄文一千枚を印刷各方面に向け發送したる外代表者影山正大外數名は日本郵船及關係當局を訪問し決議文、要請書を提出したり					
	大日本生産黨關東本部	十一月二十六日代表者は、内、運、陸、海各省を訪問し「郵船當局に嚴重警告を發すると共に日本海員組合解散」方の要請書を提出す					
大阪	大日本生産黨關西本部	十一月二十日代表者美山滿外二名は日本郵船會社神戸支店を訪問し會社側の誠意披露を望む旨の勸告文を手交したり					
	關西皇國勞農協議會	十一月十一日代表者藤岡文六外四名は大阪逓信局長を訪問し、監督官廳として日本郵船の處分に關する要請書を提出し更に大阪憲兵隊を訪問し日本郵船に對し警告方陳情したる外同日日本郵船社長に對しては「雖然として其の罪を天下に謝すべし」旨の抗議文を手交したり					

兵	庫	郵船B.C俱樂部	新日本海員組合本部所屬眞心青年同盟本部	不敬郵船問責委員會
		十一月三日「日本郵船會社の重大なる不敬問題を糾彈し天下同愛の士に檄す」と題する印刷物一千部を作成關係方面に發送したり	十一月九日「再度の大不敬問題を惹起せし日本郵船會社糾彈の聖戰列に任ずるに當りて聲明」と題する郵船糾彈のビラ二千部を印刷し同盟員並に友誼團體に頒布せり	十一月十五日「神戸市民諸君に檄す」と題する日本郵船糾彈の檄文一万部を印刷神戸市内に配布す
		同月十日付逓信大臣宛日本郵船問責陳情書を郵送したる上實行委員村田村治外四名は兵庫縣知事、神戸市長を訪問陳情書を提出更に郵船神戸支店を訪ひ決議文を手交したり		

二、第七回愛國祭の狀況

愛國學生聯盟に在りては昭和六年十一月六日都下各大學專門學校の學生々徒約八千名を動員して第一回愛國祭を舉行し爾來毎年右催しを續行し來れり。

本年は聯盟の指導者岩田愛之助が恐喝事件に連座して客年十月二十四日起訴收容せられ本年六月十三日漸く保釋出所の恩典に浴したる關係も有り、又八月の陸軍定期異動に於て從來指導を受け居りたる配屬將校の多くが轉任する等のことありたる爲、十月十三日「愛國祭の舉行は望み難きを以て之に代へ講演會を開催すること。」に決し發表する處ありたるが、其後岩田愛之助より「時局に鑑み如何なる事情ありとも愛國祭は舉行すべし」と激勵せられたる爲學生側に於ては俄に翻意し國士館專門學校學生課藤原繁等を中心として種々奔走したる結果十一月二十一日恒例に則り代々木練兵場に於て第七回愛國祭を舉行することとなりたり。

當日は都下十校六百五名の學生參加の下に午前九時四十分明治神宮遙拜の後豫備陸軍少將江藤源九郎を受禮者とせる閱兵並分列式あり終りて聯盟の盟誓、綱領及左記宣言等の朗讀及江藤少將の訓示等ありて同十時二十分式了へ引續き愛國行進に移りたるが正午二重橋前に到着し聖壽萬歳を三唱したる後統務委員長上野真次より簡單なる挨拶ありて午後零時十五分平穩國家(農本)主義運動の狀況



裡に散會したり。

宣 言

滿洲事變勃發以來國際政局ノ變化ト共ニ内治外交ノ一大刷新ヲ  
叫ブ者都鄙ニ遍ク昭和維新ノ斷行ハ先覺ノ士ノ齊シク粉骨盡身ス  
ル所タリ、吾人青年學徒タル者修身齊家治國平天下ノ聖教ヲ體シ  
個人ノ修養完成ニ専ラナルベキハ素ヨリ其ノ本分ナリト雖モ紛々  
擾々タル世相ニ直面シ兄弟鬩ニ鬩ギ外侮相繼テ至ラントスル現下  
ノ危局ニ莅ミテハ默セント愁シテ默スル能ハザルモノアリ、國家  
ノ興廢ハ匹夫猶木其ノ責アリ況ンヤ皇運ヲ扶翼シテ次代ノ國家ヲ  
擔當セントスル吾人青年學徒ニ於テヲヤ、宜シク臂ヲ擡ケテ起チ

大聲叱咤憤慨ノ覺醒ニ從事スベキノミ乃チ茲ニ同輩ノ士ヲ會シ第  
七回愛國祭ヲ舉行シテ吾人ノ意氣ヲ中外ニ聲明ス、冀クハ朝野俱  
ニ時局ノ重大ナルヲ正視シ一致團結國難ヲ打開シ妖雲ヲ一掃シ以  
テ昭和維新ノ斷行皇道宣布ニ邁進セラレシコトヲ敢テ宣ス  
昭和十一年十一月二十一日

愛國學生聯盟

瀧野川區田端五六五

責任者 愛國學生聯盟 上野眞二

政黨運動の狀況

一、愛國政治同盟の解消

本同盟(舊日本國家社會黨)は昭和七年五月二十九日舊社會民衆黨及舊全國勞農大衆黨の國家社會主義轉向派に依り結成せ

られたるものにして、當初より内部的に思想感情上の不統一ありし爲、翌八年五月遂に黨の大分裂に逢會したるが、殘留せ  
る小池四郎等は之を機會として黨の指導精神を國家社會主義より日本主義に改むると共に黨の誕生に努めたる結果漸次陣容  
の整備を見、日常鬭争に於ても稍活潑なる運動を展開する所ありて、翌九年二月二十四日黨名を愛國政治同盟と改稱した  
り。然るに黨誕生後に於ても依然として内部的動搖跡を絶たず従つて組織、運動共に迫力を缺くものありし爲、本部首脳部  
に對する一般同盟員の不滿並幹部間の對立は漸次深刻化する模様になりたるが、今春行はれたる衆議院議員選舉に於ける委  
員長小池四郎の落選と、更に所謂帝都叛亂事件を楔機として同盟の過去運動方針に對する深刻なる再檢討等は一層之が氣運  
に拍車を加ふる因となり、之が具體的現れとして本同盟東京府聯の中心勢力を爲す荒川支部長森口作間の同盟離脱及本多武  
良夫、森直次一派の梅櫻會の結成、或は小池委員長對今村等の意見扞格に基く唯一の支持勞働團體日本産業軍の事實上の分  
離を見る等、内部事情は愈々混亂し、遂に荒川支部幹事長君島茂の不敬事件を楔機として首脳部の總辭職を見るに至りた  
り。斯くて幹部の總辭職により同盟の内部的軋轢は表面的には一應解決したるが如き觀を呈したるが事實は日を経るに従ひ  
て益々深刻化し、一方同盟員の有力分子陶山篤太郎、大川兼一等は同盟の存在を無視して大日本青年黨に参加する等のこと  
ありて全く黨分裂崩壞の危機に直面するに至れり。茲に於て首脳部等は到底事態收拾の途なきを見越したるもの、如く此際  
寧ろ崩壞を俟たずして解散を斷行すべしとの意嚮有力となり十一月三十日正午本部に於て小池四郎以下幹部會合し協議の結  
果遂に解散することに決定し後記一の如く「右翼戰線統一促進の爲本同盟の發展的解消を行ふ」旨の宣言書を發表すると共  
に、小池、大槻、佐々木、松下、福原、濱田、松丸の七名は直ちに明治神宮に參拜し神前に於て解散報告祭を執行する所あ  
りたり。



後記一 宣 言

新政黨結成の機を促進せしめんとする發展的なる目的を以て我が愛國政治同盟は茲に決然その組織を解體し一路その大目的の達成に邁進すべし以て宣言す

我が愛國政治同盟が、過去四年有半に亘る光輝ある歴史を一先づ茲に打切り、解體を敢行せんとする所以は誠に次ぎの如き根據に基くものである。

(一) 既存革新團體は共に相倚り一體となり、更に新しき多數の有志と合體して夙に一大新政黨を樹立すべきに拘らず、既存團體のもつその結成當時の事情並にその後の闘争の歴史は、各々の團體にそれぞれ特有の空氣を醸成せしめ、その交友範圍を限定し、各團體間の聯絡に缺くる所あらしめたる事實は、苟くも活眼の士の等しく認め且悲しむ處である。全國的單一新政黨の出づべくして今も尙出でざるは、かゝる因習の然らしむ所少なからざるものありと信ずる。かくの如き陋習を破り、苟も志を同する人士が自由調達に相倚り相結び得る様にするためには、既存團體を解體し有志を包む因縁の舊衣を脱ぎ捨てること、が現下の急務なりと信ずる。是我が同盟が他に先んじて解體を決心せんとする所以である。

(二) 新政黨結成に邁進せんとするものは須らく捨身の構へでな

二、立憲養正會の情勢

本會に在りては待望の會員百二十五萬達成を得たりと稱し、來年度運動方針の決定及豫て延期し居たる田中總裁誕生五十年記念祝賀會舉行の爲十一月一日、二日の兩日に亘り、本部に於て田中總裁以下本部役員並地方聯合支部代表者三百九十三

ければならぬ。新勢力結集の一應の努力はしたものの事意の如く成らざるに倦み、一先づ退いて自からの陣營に身を安め安きを爲む様な事ではいつの日か結集の實を擧げ得られよう。退いて身を置くべき避難所のない方が不退轉の推進力が湧いて來るのである。之我同盟が自ら進んで解體を決心せんとする所以である。

(附) 我同盟は解體後その得たる自由なる立場に於て、それぞれの地方に就き、新政黨結成地方促進會の誕生に努力し参加すべきである。この地方促進會はその地方に於ける一切の革進分子の結集であるが、その組織に當つては我同盟員は世話人として一切の盡力をなすべきは勿論であるとするも、苟もそのヘゲモニーをとりたるが如き感を抱かしめざる様あくまで謙抑以て身を持すべきを忘れてはならない。かくの如き地方促進會の全國各地に於ける結成のそのもつ透明明朗なる本質と單一にして素朴なる要求とにより新政黨結成の機を著しく促進せしむるであらう。

昭和十一年十一月三十日

愛國政治同盟

(總町區内幸町幸ビル六階)

名出席の下に全國聯合支部代表者會議を開催する所ありたり。其の状況次の如し。

第一日は開會に先ち長野縣長水聯合支部外五支部に對する會旗奉戴式を舉行したる後午前十時三十分開會し、劈頭總裁より激動挨拶ありて型の如く式典を進め、一時休憩し、晝食後再會總裁指名により原利重議長席に就き、幹事長加藤喜孝の各地情勢報告ありて明年度運動方針に關する本部提案議事に入り (1) 次期總選舉に百名の立候補を期するの件 (之が目的を達成する爲引續き組織擴充を圖ること、可決) (2) 會費徵收助行の件 (可決) (3) 養正時評配布の徹底を期するの件 (可決) (4) 基金箱普及及基金毎日同盟擴充の件 (可決) (5) 日本改造の具體案普及の件 (昭和十二年中に普及すべき具體案の最低限度を十萬部とすること、可決) 以上を以て本部提案議事を終り、更に本部諮問案「新地開拓の組織完成方法如何」に對しては支部幹部に一任することに決定し、次で「組織完成挺身同盟結成の件」外數件の支部提出議案を可決したる後、加藤幹事長より本部指示事項 (1) 明年二月より六月迄の間に中國、四國地方、關東、中部地方、東北、北海道地方、九州地方、近畿、東海地方の五地方に講習會開催の件 (2) 明年一月より本部役員地方遊説の件 (3) 部會結成の件 (4) 明年度役員改選の件を夫々説明し最後に田中總裁の訓辭ありて萬歳を唱和し、午後十一時三十分散會第一日を終了せり。

第二日は翌二日午前十一時四十分より本部に於て再會し、會勢進展の功勞者並支部に對する表彰ありて、午後零時三十分全會議を終了し、引續き同五時十五分より上野精養軒に於て總裁誕生五十年祝賀會を開催して散會したり。而して翌三日には東京府下北多摩郡神代村金子所在の總裁新築邸宅「ろんせん莊」に於て總裁以下一千名出席の下に再び總裁誕生五十年並會員百二十五萬達成祝賀の大園遊會を開催する所ありて盛會裡に散會したり。



三、社會大衆黨の動靜

(一) 行政機構改革に對する態度 社會大衆黨に在りては現下の最重要政治問題化せんとしつゝある「政治機構改革」問題に對しては同黨調査部に於て調査研究中の處、本月五日所謂軍部案なる「選舉制度並に議會制度改革案」なるものが發表せられ、各方面に多大の刺戟を與へたるが、同黨に於ても同日本部に麻生、龜井、杉山、田方、川俣、塚本、川村、水谷、河上、淺沼、三輪、中村、平野、角田、喜入の十五名參集して政治機構改革委員會を開催し、前記軍部案に就き意見を交換したる結果即日次の如く軍部案に反對せる聲明書を發表せり。

聲明書

最近選舉權及議會政治に關して所謂軍部提案なる形に於て反動的なる暗雲が低迷してゐる第一に國民選舉權を戸主と兵役終了者と共に制限せんとすることは家族主義選舉及級別選舉に復歸せんとする官僚及び既成政黨の意圖と一致するものであり第二に議會の權能を縮少し議會より國民の政治監視の機能を奪はんとすることは實質的に議會政治の否認であつて我等の共に斷乎として排撃する所である

社會大衆黨

更に本件に關しては九日、同黨代表河上丈太郎、淺沼稻次郎外三名は首相官邸を訪問藤沼書記官長に面接の上抗議文を提出すると共に翌十日には麻生書記長談の形式を以て「我々は軍部の議會政治否定の傾向に反對すると共に既成政黨の保守的反動的傾向に反對するものなり」との意見を發表せり。尙前記同黨調査部に於て調査研究中なりし「行政機構改革案」(研究資料參照)は此程漸く成案を得たるを以て、政治機構改革調査委員會及地方制度改革調査委員會等に提出せり。

由來軍部は國防の上に於て全國民の協力を求めながらその半面に於て國民大衆の大部分を參政權の域外に放逐し然も實質的に議會政治を否認せんとする如きはそれ自體矛盾擧である斯の如きは革新に非ずして舊軍閥的なる反動思想の現はれである  
我等は勸業議會政治の建設のために職ひ來つた建前より斯の如き反動的傾向に對しては斷乎として反對するものである。  
十一月五日

(二) 日獨防共協定に對する態度

本月二十五日日獨間に締結されたる「日獨防共協定」發表せらるゝや、二十七日緊急常任中央委員會を開催し、同協定に對する黨の態度に就き協議の結果「日獨防共協定は歐洲に於ける人民戰線對國民戰線の渦中に日本は好んで飛込みたる結果となれり。日本は自主的立場に於て高邁なる世界政策を樹立して押進むべきなり」との建前にて同協定に反對の聲明書を發表することに決し、翌二十八日次の如き聲明書を發表するに至れり。

日獨防共協定に對する聲明書

今回廣田内閣は、共產「インターナショナル」及び共產主義の脅威に對し之れが防衛と而して「萬古不動の國體を擁護し、國家の安全を保護し進んで東亞永遠の平和を維持する爲め」と稱し、ナチス、ドイツと防共協定を締結した

我が社會大衆黨はその立憲に際し既に共產主義及び共產黨に對し絕對反對を明確にし、實踐的に之れを闘ひ來つたものであるが、今回の日獨防共協定は、現下國際關係の危機に鑑み、更に防共の具體的の方策の観点よりして斷じて賛成し能はぬものである即ち、第一、日本及び極東に於ける共產「インターナショナル」の脅威に對しドイツと協同することはファシズムを以てコンムニズムに對抗せんとするものであつて徒に思想的に列國を分派し國際對立の激化を招來し防共の實際的效果を擧げ得ざると共に我國を以つてファシズム戰列に立つ處のブラウウンインター(褐色インターナショナル)の一構成要素たる事を裏附けたものである、赤色インターナショナルの一體と相容れざるが如く褐色インターも我國體と相容れざるもので我國をして斯の如き政治イデオロギーに立つものと解せらるゝ事の外交上の損失は云ふ可からざるものがある、第二、共產主義及

政黨運動の状況

共產「インターナショナル」の脅威より我國體を擁護し國家の安全を保護する爲め「ナチスドイツの協力を求むると云ふ外務省の聲明は我國體に對する正しき認識と信認とを缺如せるものであつてむしろ我國體に對する冒瀆と云はなければならぬ、更にまたそれは我國現代政治の徹底的無力と廣田内閣の無能とを暴露せるものであつて我國政治文化能力の恥辱であり醜態である。第三、共產主義及共產「インターナショナル」に對抗して、其の脅威から脱却する途は政治經濟社會の諸組織を改革し現下階級分裂の資本主義社會から我國體に内包せらるゝ無階級的な全體社會の新機構を實現し我國國家社會組織の優秀卓越性を確保する以外にあり得ない、第四、又大陸民衆の間に共產化が進行する所以は大陸民衆の民族的自主的發展が反資本主義的動向に沿ふの必然的歸結である。されば大陸民衆に對する我友誼的援助は東洋社會の歴史と事實に即して反共產主義であると共に反資本主義的なる創造的社會主義の上に行はれざる限り彼等の共產化は防止し得ないものである、第五、舊時の自由貿易による國際經濟は之を復活し得ないが世界は組織的協定主義による國際經濟協定に入るべきであり我國は之に指導的立場を取るべきである然るに日獨協定は此の立場を放棄した



るのみならず反て之を阻害するの危険を有するものである。我々は日本國際經濟が其の整調せらるべき時機に於て逆轉し、重大な危機に當面すべきことを指摘する。第六、極東平和の達成は防共の名に依つてドイツと協同し國際的國民職權を結成することにあらざりて寧ろ日英、日米、日獨、日支に對して汎世界的且つ同時併行的な極東に於ける集團平和機構を確立することにあらねばならない。

案するに日獨防共協定は我國外交失敗の果積から今日の日支交渉の行詰りを來し之を打開すべき最悪最後の方法に出でたものと

—以上—

(三) 昭和十二年度豫算案に對する態度

社會大衆黨に在りては本月二十七日日本部に於ける緊急常任中央委員會に於て、昭和十二年度豫算案につき協議の結果、反對聲明書を發表することに決し、即日次記の如く聲明書を發表せり。

〔別記〕

昭和十二年度豫算案に對する聲明

本日の閣議によつて決定された昭和十二年度豫算は總額三十億四千萬圓に達し本年度實行豫算に比して七億圓以上の激増であるがそのうち軍事費の増加は實に四億圓であり地方財政交付金を差引けば豫算額増加のほとんど全部は軍事費に依つて呑み盡されてゐる。

然しこの無軌道に増加し行く軍事費は直接税の轉嫁を別とするも取引税(賣上税)關稅等の間接税の増徴または新設一億三千六百萬圓煙草値上郵便料金引上郵便利子引下植民地増稅鐵道益金繰入

解す可きであるのみならず協定會商を國民と世界に秘する事敵國月國民の外交意思を無視し一方無用の誤解を世界に生み其の手續を過つて無用の紛議を醸成したことは官僚獨斷外交の弊を露呈せるものである、之を以て何等防共の實績を擧げ得ざるのみならず返て國際對立を激化し極東國際關係を紛亂に導くものであつて、本協定の國際政局に投じたる被殺は一部の論者の希望する處に反し世界平和に貢獻するよりも凡そ正反對の効果を生むべきことを豫斷し本協定外交を排撃するものである。

赤字公債の依然たる増加から豫想される公債政策の行詰り外地特別會計からの繰入金に現はれたる植民政策の破綻社會政策が犠牲に供されたること、それにも拘らず金融資本並に産業資本の利益を正當に擁護すること等來年度豫算案に關して我等のいふべきことは多々あるのであるが就中我等はそれが大衆増稅による軍事豫算たるの點を指摘し絕對反對の意を表明するものである。

十一月二十七日

社會大衆黨

(四) 黨市民運動の狀況

社大黨は黨勢の擴大強化の爲め從來の勞働者農民の獲得より更に市民層及び中農層に新分野の開拓を企圖し着々之が實行に移りつゝあることは本誌九、十月號に記載したる所なるが本月に於ても次記の如く大阪市民商工會議所及名古屋市民俱樂部の結成に成功するに至れり。

(1) 大阪市民商工會議所創立總會の狀況 本月十日夜會根崎小學校に於て準備委員會を開催し總會の手筈に付き協議後大阪商大教授松井辰之助の講話を聴き翌十一日大阪市中央公會堂に於て標記總會を開催せり。會同者約八百名。司會者岩田襄開會の辭を述べて座長に野村源吾を推し、野村挨拶の後、議長山本榮三郎、副議長藤原龍太郎、岡田質を指名し、書記任命、經過報告、祝電披露と型の如く進行後別記議案を審議可決し續いて別記の如く宣言及決議を可決して山本榮三郎の閉會の辭を以つて無事本總會を終了せり。

尙右總會終了後引續き創立記念演說會に移りたるが演說者及其の演題次の如し

- (1) 中小商工業者團結せよ 伊藤松太郎
- (2) 社會生活と偏食の害 大阪醫大教授 片瀬 淡
- (3) 中小商工業の困窮對策に就て 大阪商大教授 松井辰之助
- (4) 中小商工業者は何處へ行く 森戸辰男
- (5) 小額金融の實際に就て 市社會部長 志賀志那人

別記

第一號議案 定款審議の件

(緊急動議により大阪民衆商工會議所を大阪市民商工會議所と名稱を變更す)

政黨運動の狀況

第二號議案 役員選舉の件

銓衡委員により人選の結果左の通り決定す

- 會頭 野村源吾 副會頭 稻葉房藏
- 同 伊藤松太郎 理事 庄健一



政黨運動の状況

總務 岩田 要 會計 藤谷 辰蔵

書記長 吉米 良晴 (各部長省略)

第三號議案 大衆増税絶対反対の件

宣 言

經濟日本ノ中心都市大阪ニ於ケル人口ノ過半数ヲ占メル中小商工業者ハ我國産業發展ノ上ニ重要ナル使命ヲ有シ大阪市民ノ健全ナル基礎ヲナスモノテアル。然ルニ没落資本主義カ深刻ナル恐慌ト永續スル不景氣トヲ以テ諸君ノ經濟的基礎ヲ脅カシ諸君ノ生活ハ果卵ノ危キニ置カレテ居ル。斯ル時代ニ當面シテ財閥ハ國家資本ト結ンテ「カルテル」ヲ完成シ農民ト労働者トハ労働組合ノ強化ニ依ツテ彼等ノ生活更生ニ邁進シテ居ル非常時危機ニ直面シタ中小商工業者ニ取ツテ又協同團結ノ組織ニ依ツテノ自力更生カ可能ナル。而シテ其ノ中樞機關トシテ大阪市民商工會議所ハ今日誕生シタノテアル。統制經濟時代ニ直面セル中小商工業者ノ金融ノ調達、營業ノ合理化、従業員ノ指導、保護立法ノ促進有機的町内會及各種組合ノ結成等々ノ更生對策ハ懸ツテ大阪市民商工會議所上ニ有ル。百萬ノ大大阪中小商工業者諸君、諸君ノ當面セル危機ヲ突破スル爲メ其ノ參謀本部トシテ大阪市民商工會議所ヲ確立シ擁護シ發展セシメル事ハ諸君ノ自力更生ノ緊急對策ト信ス

(2) 名古屋市民俱樂部結成大會狀況

本年九月中旬頃より社大黨名古屋支部に在りては其の外廓組織として標記俱樂部を結成すべく準備中の處三十數名の賛成者を得たるを以て本月十五日名古屋市東區不動會館に於て三十二名會同、下田金助議長の下に創立大會を開催次記議案を審議可決し引續き記念演說會を開催せり。

ル。而シテ諸君ノ自力更生コソ商工都市大大阪ノ健全ナル發展ノ基礎テアル。敢テ愛國愛士ノ大大阪市民諸君ニ訴フ。

右宣言ス

昭和十一年十一月十一日

大阪市民商工會議所創立大會

決議文

- 一、我等ハ中小商工業者ノ生活安定ハ絕對團結ニ依ル自力更生ノ外對策ナシト信シ全大阪中小商工業者及其ノ組織團體ヲ糾合シテ大阪市民商工會議所ヲ結成ス。
- 一、我等ハ現行商工會議所ノ實績カ庶民ノ更生ニ資スル所ナキニ鑑ミ専ラ中小商工業者ノ自力更生ノ相互扶助機關タラシ事ヲ期ス。
- 一、我等ハ國家及府市當局ニ中小商工業者ノ自力更生ヲ必要トスル指導及補助施設ノ實現ヲ要求ス。
- 一、我等ハ經濟團體トシテ其ノ利益ノ擁護伸長ニ必要ナ政治工作ニ努力スルモ自ラ政治的團體ヲ企圖スルモノニ非ラス。

右決議ス

昭和十一年十一月十一日

大阪市民商工會議所創立大會

議案 記

- (1) 綱領及一般運動方針に關する件
- (2) 大會宣言決議に關する件
- (3) 規約決定に關する件
- (4) 市民日常生活相談部設置の件
- (5) 實費薬局並に實費診療所設置の件
- (6) 方面委員の獲得並町内會制度民衆化の件
- (7) 國營民衆金庫の徹底的普及並に商工中央金庫民衆化の件

(8) 役員選任に關する件

- 會長 下田金助
- 幹事長 葛山金七
- 事務長 足立直次
- 幹事 鈴木治
- 外七名
- 會計監査 松岡庄三
- 鈴木光義

(五) 神奈川縣警察官の人権蹂躪問題に對する態度

社大黨は選舉肅正による警察官の人権蹂躪を採り上げ政争の具となさんとするは此の間既成政黨が選舉界を再び醜惡化せしむるものなりとの建前より極力之に反對し、警察官側を支持し選舉肅正の徹底を期せんとしつゝあるが、特に本年二月舉行の衆議院議員選舉に際し、神奈川縣警察官の人権蹂躪問題に關しては、多大の關心を有し本月十八日の常任中央執行委員會に於て本問題を議題とし種々協議の結果「元來本件の如きは上命下従の問題にして上部に責任ありとの立場より小委員會を設け警察官側に應援すること」に決定し小委員に松永義雄、三輪壽壯、片山哲、淺沼稻次郎の四名を挙げたり、尙地元神奈川縣聯合會に在りても同縣選出代議士片山哲を中心に種々對策を協議の結果「今回の不祥事件は下級警察官吏のみを犠牲となすべきでなく當の責任者たる警察部長は勿論司法警察官に對し違反摘發を激勵し指導的立場にある檢察當局にも其の責任を負擔せしむべきである」とし警察官吏擁護の建前にて縣會に臨む模様なり。尙神奈川縣聯合會に在りては本月二十一日日本件につき次の如き聲明をなせり。

政黨運動の状況



政黨運動の状況

聲明書

今回問題となれる拷問事件は其行爲自體何等之を認容するの理由を有せず我等は斯る事件絶滅の爲めに法の嚴正なる發動を熱望する。

然れ共斯の如き事態は徒らに四名の刑事被疑者に法律的責任を負はしめてのみ終るものに非ず之が監督の任に在り命令を發したる者の政治的責任こそ實に重大にして特に痛烈なる追及を受くべきものなりと信ず。

若し之れを放任せば所謂上命下従の鐵則の下に働かざるを得ない下級警察官の職務遂行上一大支障を來すものなることを指摘し其の責任を問ふものである。

更に又事件發生の原因たる選舉違反事件は既に多數有罪の判決

(六) 東京市區會議員選舉結果

近時社大黨は中央地方の各議會に異常なる躍進を爲しつゝあるが本月二十七日施行せられたる東京市新市域二十區に於ける區會議員選舉に當りても別表に示すが如く八十一名の立候補者中四十四名の當選を得異常なる進出を爲せり。尙勞協派に於ても三十一名の立候補者を擁し十九名の當選を得之又極めて好成绩を得るに至りたり。

を見たが是れこそ既成政黨多年の罪惡の集積たること明白なる事實である故に選舉肅正の途上偶々發生したる該事件に付ては彼等既成政黨又一半の責任を負ふべきである、況んや政治責任を忘れて買収事件を有利に轉換せんが爲めに之を利用するが如きは斷じて許すべきものでない即ち吾等は拷問の事實に對しては斷乎として絶滅を期すると共に、他面人權蹂躪に藉口して選舉肅正を骨抜きせんとする既成政黨の政治的陰謀を根底から撃滅すべく戦ふものである。

右聲明す。

昭和十一年十一月二十一日

社會大衆黨神奈川縣支部聯合會

正工田	同	二〇四	落	狩野敬三郎	三九	保險代理店	三五三	同	元新日本國民同盟
山王田	同	二四三	當						
山王田	同	二七八	同						
山王田	同	二六六	同						
山王田	同	二五八	同						
山王田	同	二七七	同						
山王田	公認	二三〇	落						
山王田	同	一七九	同						
山王田	同	一四三	同						
山王田	途取		途中						
山王田	公認	二四三	當	大谷津峯一郎	三三	東電會社員	九六	落	愛國政治懇談會
山王田	同	一九九	落						
山王田	同	九三	同						
山王田	公認	三五	當						
山王田	非公認	六	落	二九名					

狩野敬三郎	三九	保險代理店	三五三	同	元新日本國民同盟
大谷津峯一郎	三三	東電會社員	九六	落	愛國政治懇談會
二九名					
當選	一				
落選	二				
當選	〇				
落選	九				











(A) 個人の入黨問題 社大黨に入黨せんとする者は黨規、黨則、綱領、政策、主張等に賛成し且之を遵守することを要す假に賛成或は遵守すと雖も假面を冠る者又は黨規綱領或は大衆に對する要約的行爲の経歴を有する者等は入黨の資格なきものとす

(B) 團體の支持問題 社大黨支持を認むる労働團體は組合會業に加盟するもの又は其の指導精神が組合會業に類する程度のものたること、農民團體も現に社大黨支持の農民團體に類する指導精神を有する團體たること。以上の如く社大黨が労働並に全評排撃の態度を明瞭にせる爲と本月二十七日施行の東京市新市域區會議員選舉戰に關係各團體幹部が没頭しつゝありたる關係上本文交渉は一時中絶の状態にあるが何れにせよ、四團體の統一的支持問題の實現は相當困難なるものある様態なり。

(三) 東交の情勢 東京交通労働組合にありては依然労働協派と統協派(社大黨支持派)が對立抗争を繼續し居る状態にして統協派は去る十月二十五日の東交年度大會に社大黨支持の議案を提出せるも前號既載の如く労働協派の巧妙なる策謀に乗ぜられ否決となれり而して大會後労働協派は労働協並に全評等と連絡し労働協の擴大に努むると共に區議選舉の對策を進むる處あり一方統協派又之に備ふる等其の對立漸く尖鋭化せんとする折柄東交本部員と非乗務部(社大支持派)との間に本部争議部長の選任並に政黨支持問題を繞り對立紛糾を來し非乗務部選出本部員の執行委員會不出席問題等惹起したるも一應解決せるが統協派は自派の區議候補者を社大黨に個人入黨せしめ社大黨公認として立候補し區議戰を通じて自派の擴大を圖ると共に來るべき中央委員會(十二月上旬開催の豫定)には東交の社大黨支持を決定せしむべく努力しつゝあり一方労働協派にありては當分四團體の統一的社大黨支持は不可能なりとの見透しの下に既定方針通り労働協、全評等と連絡東交内統協派及び東京市從等の單獨社大支持を阻止しつゝあると共に本月二十七日施行の區議選舉戰を通じて自派の擴大を圖り以て社大黨を牽制し有利に展

開すべく種々策動する處ありたり。

#### (四) 全評の情勢

(1) 本部並に關東地評の動靜、全評にありては從來正式機關に於て政治線統一問題を協議したることなかりしも別項記載の如く本月十六日の年度大會に於て「反ファツシヨ統一戦線に關する件」を本部より提案し決定を見たるが其の内容は極めて抽象的なるのみならず關西地方と關東地方との情勢相當相違し居る爲本件の討議に際しても之を具體的に質疑討論するに於ては相當紛糾するの處ありたるを以て時間の不足に藉口して質疑討論を許さず原案通り可決せり。

而して關東地評にありては社大黨が全評並に労働協排撃の態度明瞭になりたるを以て最早や松本、黒田兩代議士の斡旋等に依りては政治戦線の統一は不可能なりとし向後は労働協の擴大強化に因る社大黨牽制以外に手段なしとの見透しの下に東交並に東京市從等の單獨社大黨支持を阻止すると共に積極的に労働協の組織擴大に狂奔しつゝあり。

(2) 關西地評大阪協議會の情勢 大阪協議會にありては社大黨を支持せんとする傾向濃厚なるも關東地方の情勢前記の如くなるを以て未だ態度確定するに至らず關東側の動向を注視しつゝあるものゝ如し。

(3) 全評京都協議會の情勢 本協議會最高幹部京都府議津司市太郎は社大黨府議團に入團を申込みたるに社大黨京都府聯に於ては之を承認したるを以て此の機會に社大黨に入黨の意を洩し居る模様なるが本協議會より入黨は暫時留保され度き旨申出ありたる爲未だ態度を決し居らず、而して本協議會内には社大黨支持に關し硬軟二派あるも結局關東側の態度決定を俟ち居るものゝ如し。

(4) 全評中評の情勢 全評中部地方評議會にありては九月號に既載の如く去る九月十一日社大黨名古屋支部に入黨申込を爲したるに右支部に於ては十月四日正式に拒絶の回答を爲せり而して中評にありては去る九月二十五日他左翼労働團體を糾



合中部無産團體有志懇談会なるものを結成し大阪團協と連絡労働、社大を中心とする政治戦線統一促進に努めつゝあり。

(五) 東京市従の情勢 東京市従業員組合にありては松本、黒田兩代議士の意見を確めたる上交渉が舊態依然たるときは本月末中央委員会を開催單獨社大黨支持を決定する意向なりしが本月二十九日の中央委員会に於ては社大黨派は即時社大黨支持を主張し労働派と認めらるゝ一派は松本、黒田兩代議士の再上京並に再斡旋を俟つて態度を決定するも遅からずと主張し兩派激論を闘はし場内混戦せるも結局石原美行(社大派)の提案に依り「来る十二月十五日迄に社大支持の具體化を計るべく極力努力し萬一見透付かざるときは十二月十五日を期し社大黨支持の手續を採ること」に決定せり。

(六) 大阪市電従業員組合 本組合にありては去る九月十四日社大黨入黨を正式決定以來各地區責任者を定め其の具體化に努めつゝありて現在入黨者約七百余名の多數に達し引續き各地區に於て夫々黨員獲得に奔走しつゝあり更に社大黨に入黨後従業員の待遇改善問題を有利に導くべく同黨市議を通じ政治的に活躍しつゝある模様なり。

(七) 神戸市電従業員組合外二團體の情勢 神戸市電従業員組合、全評神戸地方協議會、全農兵庫縣聯合會の三團體にありては豫て社大黨兵庫縣聯に對し支持申込を爲しつゝありしが社大黨兵庫縣聯は本月十日全農兵庫縣聯に對しては何等意思表示を爲さず全評神戸地協に對しては自重的態度を要望し回答を保留、神戸市電從には支持申込を承認の旨回答せるが右三團體に於ては飽迄三團體統一支持の實現を希望し居る模様なり。

二、労働組合法並小作法制定促進に関する請願運動状況

(一) 第一回労働組合法並小作法制定請願運動協議會狀況 労働、農民各團體にありては從來機會ある毎に労働組合法並小作法の制定促進運動を敢行しつゝありしが過般の官勞問題(九月十日陸軍當局の工廠従業員に對する労働組合法脱退懲罰問題)は

一層之れに拍車を加へたる觀あり、就中日本労働組合會議にありては本誌既載の如く去る九月十八日の執行委員會に於て團結擁護及労働組合法制定促進の爲め請願令に依り 天皇に請願すると共に(本件は目下書記長上條愛一の手許に於て請願文の起草其他慎重準備中)一方議會に對し請願運動を爲すことに決定せるが、其後議會請願運動のみに關しては社大黨、全農、日本農民組合總同盟の各團體と相協力提携の上之れが制定促進運動を展開することとし、本月二十九日東京總同盟本部に於て社大黨淺沼稻次郎外八名、組合會議河野密外十一名、全農黒田壽男外三名、日本農民組合總同盟松永義雄外二名計二十八名出席し本運動に關する第一回協議會を開催して請願運動の實行方法を左記の如く決定せり。

- (イ) 請願書の代作、雛形別記の通り
- (ロ) リフレット・ポスター、傳單を作成すること
- (ハ) 學者、社會運動關係者を含めて本年中に社會立法懇談會を開催すること
- (ニ) 來年二月十一日前後東京に於て労働大會を開催すること
- (ホ) 本運動に關する團體範圍を本協議會出席四團體に限ること
- (ヘ) 請願に關する紹介議員は原則として社大黨關係代議士とする
- (ト) 運動經費は(約五百圓)社大黨、組合會議農民組合に於て三分負擔すること
- (チ) 實行委員、社大黨三輪壽壯、阿部茂夫、河野密、渡邊年之助
- (リ) 事務所、組合會議事務所を充當すること
- (ニ) 陳情隊、來議會休會明けの時期に各地より代表者を招集して陳情隊を組織し各官廳、及各關係者に陳情すること
- (ル) 政府當局訪問、首相、内相、農相等を訪問して法案の提出方を陳情すること

(二) 組合會議政治委員會狀況 組合會議にありては本月廿九日政治委員會を開催して本運動に關し左記の如く協議決定せり。

協議事項

(1) 労働組合法制定に関する請願運動

(イ) 過般の組合會議執行委員會の決定たる内大臣宛の請願令に依る請願運動は組合會議獨自に之れを行ふこと







この際、小作地に働く三百八十萬農家の窺状と地主の土地取上から激化する農村不安について御賢察なされて小作農を保護する法律、すなはち耕作権の確立、減免請求権の確認、不常小作料の引下げ、強制執行の制限等を含む小作法を即時制定せられるやう御取計ひを願ひます  
右法律制定の儀請願令により請願仕候也

三、日本労働組合総聯合会と大日本労働組合協議会との合同式並に總聯合年度大會等の状況

(一) 總聯合会と日協との合同状況 大日本労働組合協議会は昭和九年十二月大日本國家社会黨労働委員会より分離し同黨支持労働團體として結成せるものにして爾來組織の擴大等に努めつゝありしが意の如くならず反つて本部の幹部に人材を得ざると財政窮乏等の爲所屬團體中脱會又は潰滅するものある等勢力漸次衰頹に傾きつゝありしを以て去る四月十八日東京市澁谷區千駄ヶ谷、石川準十郎方に於て中央協議委員会を開催對策協議の結果組合本部を大阪に移轉し會長に大阪合同労働組合の大橋治房を擧げ又關東側主事に勝谷爲友、關西側主事に伊藤長光を擧げ本部の建直しを決定すると共に其の後愛國労働組合全國懇話會に加盟し組織の擴大に努むる處ありしが依然勢力沈滞の状態にありたる折柄總聯合会に於ては愛國労働組合の戦線統一を計畫し本團體に對しても加盟を勧誘し之が具現化に努めたる結果大體加盟することに決定せるを以て本團體は去る九月二十五日東京に於て全國代表者會議を開催し總聯合会に加盟の件を正式決議せり。而して本月十五日東京市芝公會堂に於ける總聯合年度大會の劈頭之が合同式を擧行せり先づ日協樋口喜雄、總聯合会今井武吉の兩名より經過報告を爲し次いで總聯合顧問金子忠吉左記宣誓文を朗讀總聯合會長高山久藏、日協委員長大橋治房の固き握手を以て合同式を終了せり。

宣 誓

吾等は日本主義労働運動の大同團結を志し本日茲に、日本労働組合總聯合会、大日本労働組合協議会之二組合は合同し爾今新組合

は益々全員協力して目的の貫徹を期す。  
右宣誓す

(二) 總聯合大會狀況

前記の如く本月十五日芝公會堂に於て開催せり。出席者四百六十名高山久藏議長の下に左記議案を審議可決し新役員を選挙して無事故會せり。

(1) 議 案

- (イ) 綱領の件 別記の如く異議なく可決
  - (ロ) 規約の件
  - (ハ) 運動方針に關する件
  - (ニ) 工場鑛山休日の全國的統一の件
  - (ホ) 港灣労働者保護法制定の件
  - (ヘ) 退職積立金法改正に關する件
  - (ト) 私立青年學校排撃の件
  - (チ) 愛國政治戰線統一促進の件
  - (リ) 日本主義労働組合擴大強化に關する件
  - (ル) 暴支膺懲並に軍需品工場淨化運動に關する件
  - (レ) 宣言別記の如く發表決定
  - (2) 役員氏名
- 會長 高山久藏、副會長 今井武吉、主事 森榮一、會計 皆川利吉、顧問 山崎今朝彌、金子忠吉、中央執行委員 皆川利吉、長岡留吉、大橋治房、宇野信次郎、石井光長、佐野好男、末中勘三郎、高橋峯吉、高橋慶治、川原啓藏、中央委員 風間高次郎外二十九名

綱 領

- 一、我等ハ建國ノ本義ニ基キ和衷協同皇道日本ノ完成ヲ促シ以テ國家産業ノ發展ヲ期ス
- 一、我等ハ公正ナル勞資關係ヲ確立シ労働者ノ向上ヲ圖リ進ソテ經濟制度ノ革新ヲ期ス
- 一、我等ハ業ニ勤ミ智ヲ磨キ徳ヲ樹テ自省以テ人類文化ニ貢獻セシムコトヲ期ス

宣 言

日本労働組合總聯合会は昨年十一月十七日名古屋市公會堂に於いて臨時全國大會を開催し茲に清新なる方針を確立し他方愛國的労働運動への全面的進發を期したのである  
爾來各種の行動實踐を通して我等は「日本主義労働運動」の堅實なる地歩を確保するに至つた  
從來、日本に於ける政治、經濟、外交、社会政策その他一切に互る分野に於いて歐米追隨主義を生み出し従つて労働運動それ自體も共產主義、社会民主主義の思想的影響を受け、歐米模倣主義に墮して居たことは先きに指摘した通りである  
然るにこれ等の共產主義者、社会民主主義者乃至一團の自由主義



者資本家階級は最近相提携して、ヨーロッパ流の人民職線の結成を策し益々意識的なる反國體思想の宣傳に狂奔しつゝあるのである。我等はかくの如き一切の非國家的思想の排撃の上立つて日本精神の昂揚につとめ以つて日本全國の労働者を日本主義の下に結成せしむることが急務である。

日本労働組合總聯合は我國の全産業の繁榮は我國民全體の幸福を庶幾し得るものと確信し、産業の協力こそ労働者が報國の赤誠を披瀝し祖國とその産業の興亡と運命を共にすべきことを痛感した。

されば各々の職場に於いては能ふ限りの精勵格闘を持し切磋琢磨、人格の向上に努め以つて産業の繁榮を通じて生活の安定を期し、福利施設の増進を實現せんとするものである。

それ故に、我が國情に即する労働諸立法の制定は吾等の熱心に要望する所である。

然るに、資本家側は今日に於いてもなほ労働立法の制定に反対し、労働者の福利施設の制定を阻止しつゝあるのである。

例へば、内務省社會局は今回退職積立金法を制定したのであるが、資本家側は全産聯を先頭にして同法の通過及び活用を阻止したのである。

それ故に、制定發布されたる「退職積立金法」はなほ幾多の改正を

要する項目あり、吾等はその重要な改正を當局に要請するのみならず、更らに進んで日本の國體に即する労働諸立法の制定を要望し併せて日本産業の公正なる經營を通じてその發展伸長のために、産業労働會議の設置を要望するものである。

今や、日本内外の状況は、いよいよ切迫せる状態を示して居り、列國は吾が生産品の上に關稅の障壁を高め、輸出貿易に不當なる壓迫を加へ、我が國民の生活不安定を一層に倍加して居るのである。

されば吾等産業労働者の正しき行動は、延いて皇國の繁榮に直接關連する所甚大なると同時にまた國防上缺く可からざる緊急事である。

茲に、日本主義労働運動の任務益々重きを加へ、且つその大同團結に進進せんとするものである。

吾等亦、政治問題の新たな方向が從來の反國體諸政黨に依つて斷じて國家の躍進繁榮に國民全體の幸福を庶幾し得ない状態となりつゝあるに鑑み我等は熱意を持つて強力にして清新なる政治勢力の實現に協力するであらう。

かくて日本労働組合總聯合は友誼諸團體と共に、至日本へ日本主義労働運動の大道へ邁進するであらう。

右宣言す

四、日本労働組合全國評議會年度大會狀況

全國評議會にありては本月十五、十六の兩日に互り東京芝協調會館に於て第三回年度大會を舉行せり、出席代議員百九十

名加藤勘十議長の下に型の如く大會書記並に各種委員の任命ありたる後、代議員歡迎の辭之れに對する答辭あり、次て各友誼團體の祝辭を受け山花秀雄の一般報告之れに對する討議、各地方評議會の報告ありて第一日を終了し第二日は開會劈頭祝辭祝電の披露ありて引續き高野實の運動方針に關する説明之れに對する討議、左記各種議案を審議し其の間争議應援、同志激勵のメッセージを緊急動議として可決し更に本部電話基金の募集を爲して十圓を得、尙次期大會は明年十月下旬大阪に於て開催することに決定し新役員を選出して無事散會せり。

而して本大會は從來に比し極めて平穩にして氣勢昂らず警察事故としては言論に對する中止二件、注意五件ありたるのみなり。

(一) 議案

(1) 一般運動方針に關する件

高野實運動方針草案(本草案中大部分不穩なりし爲め警視廳當局より削除を命ぜらる)に付き説明せるが其中目下問題となりつつある「無産政治戦線の統一」に關し次の如く説明する處ありたり「吾々全國評議會は未だ曾て社會大眾黨を排撃したことはないが社大黨に参加せざる多くの僱友労働組合と共に永く社大外の労働組合であつたけれ共當面する反ファッショ闘争のために全國評議會の政治闘争への全面的進出の必要のために社大黨に對し凡ゆる反ファッショ無産政治勢力の統一を希望し且つ若し之の希望にして達せらるるならば僱友組合と相携へて参加せんことを宣明し社大黨の全的門戸開放を希望する全國的な運動に参加して來たのである、又それ故に此の要求を最もよく代表する労働無産協議會に組合代表を

送つたのであつた、又東京地方四労働團體、大阪無産團體協議會、全國水産社、全國農民組合並に反ファッショ全的統一を叫んで生れ出た労働無産協議會と共に數ヶ月に亙る全國的な統一運動は死力を盡して來たのである。それ故に我が全國評議會は當面社會大眾黨を無産政治戦線統一のための中軸となすことこの中軸に向つて凡ての反ファッショ無産政治勢力を結集せしめることを以て吾々の主要努力の方向としなければならぬ、従つて今日社大外にある凡ての反ファッショ勢力を抱擁し反ファッショ統一戦線の名をばづかしめぬやうにしなければならぬ此の際一切の行懸りや感情にこだわることなく一人でも多くの階級戰士を反ファッショ勢力に迎へ入れらるゝいふ大乗的見地に立ち以て全的統一を實現せしめなければならぬ。かくて我が全國評議會は嚴然たる全國的統制の下に僚友團體との共同一致の下に死力を盡して反ファッショ政治戦



線統一實現に向つて邁進しなければならぬ云云。

- (2) 電力國家管理法絶対反対に關する件
- (3) 電燈電力料金値下運動に關する件
- (4) 退手法改正並に實施對策に關する件
- (5) 自主的労働組合法獲得闘争に關する件
- (6) 團結獲得に關する件
- (7) 反ファッショ統一戦線に關する件
- (8) 労働組合戦線統一に關する件

- (9) 青少年労働者待遇改善に關する件
- 残餘の八議案は十七日の第一回中央執行委員會に於て審議することとせり。

(二) 役員氏名

委員長加藤勘十、書記長山花秀雄、中央執行委員高野實、難波  
 庸一、安平鹿一、兼島景毅、仲橋喜三郎、伊藤清遠、津司市太郎  
 近藤信一、赤松勇、武田清、兒玉秀次、岡田弘、  
 中央評議委員安島高行外三十七名

附

尾去澤鑛山災害事件と社會大衆黨其の他の團體の動靜

本月二十日秋田縣鹿角郡尾去澤町所在三菱經營尾去澤鑛山中澤鑛溜池(中澤ダム)の築堤決潰し多數の死傷者を出すに至りたるが、その概況並に社會大衆黨其の他の團體の動靜次の如し。

(一) 事件の概況

災害を生じたる中澤ダムは九萬八千立坪、築堤の高さ二百尺ありて鑛滓(泥狀)は殆んど充滿し居たり。而して本年八月中該ダム排水設備の鐵管の一部破損し、當時鑛山當局に於て修理したるも、其後降雨の都度少量の泥土漏出し居たりとの噂ありたるが、本月二十日午前二時前後夜警夫が該ダム築堤の中央部の稍下部より鑛滓の漏出せるを發見危険状態にある旨即報せるを以て鑛山の勞務係長、工作係長等は直ちに現場に至り人夫の非常召集を行ひ以つて應急修理を爲さんとしたるも及ばず、築堤は連続的に小決潰を見るに至り、遂に午前三時半過頃大決潰を來したり。右大決潰により下流の鑛山倉庫のカーバイト浸水發火したる模様にして該倉庫は火災を起したるを以て鑛山當局は右火災と同時に始めて非常信號(サイレン)を爲し消火に努めんとしたるが、該倉庫は間もなく泥水に押され鎮火せるものにして、此時は既に午前四時を

過ぎ居り、鑛山側がダムの危険を知りて後少くとも一時間半以上を經過し居たる模様なり。尙右大決潰の結果鑛滓は約三十町を距りたる米代川に至る間に流出し、本月末までに判明せる罹災状況は次の如し。

罹災戸數及人口 三一〇戸 一、六六一名(内譯、屍體發見數三三二、行衛不明者數七〇、生存者數二二七〇)

被害耕地 復舊の見込なきもの(鑛滓三寸以上沈積)二町七段歩

復舊の見込あるもの 一五町八段二畝歩 單に浸水せるもの 一七町五段歩 損害價格 一五、三〇三圓七六錢

(二) 特高關係諸團體の動靜

(1) 社會大衆黨の動靜

黨本部に在りては二十一日直ちに秋田縣選出代議士川俣清吉に對し

現地に赴き實地調査方を電命すると共に、本部に於て麻生、河上外七名參集の上緊急常任中央執行委員會を開催し、調査並に罹災者慰問の爲め麻生、高梨の兩名を現地に派遣すること、東北六縣の縣聯合會を中心に救援運動を起さしむること及び實地調査の結果三菱に對し嚴重なる抗議と徹底的なる被害者救援方を要求することを決定せり。右決定に基き麻生、高梨の兩名は二十三日現地に至り、先著の川俣其の他の東北各縣黨員と共に災害状況を視察後、警察部長に面會し救援状況の適切なる事につき感謝を述べ、被害状況を聴取の上退山せるが、彼等は同夜湯瀨温泉に於て對策委員會を開催、今後の活動對策は中央部の決議に依ることを決議せり。更に本部に於ては高梨の歸京を待ち二十四日河上外六名を以て尾去澤事件對策委員會を開催し、聲明書の發表及び商工省並に三菱本社に對する抗議の件を可決し、即日別記聲明書を發表すると共に翌二十五日河上、淺沼、平野、高梨の四名は、商相官邸を訪問決議文を大臣に取次方を依頼したる後商工省鑛山局長を訪問し種々陳情せるが更に午後二時四十分三菱本社に至り村上常務と會見決議文を手交の上救援其他につき抗議を爲せり。

尙秋田縣聯合會に於ては花輪町驛前に臨時出張所を設置し一般罹災者の人事相談の取扱を爲し、黨員米澤岩吉は災害發生



當時より一名の理髮者を同伴現地に至り罹災者に對し無料調髪を爲しつゝあり、又盛岡支部に在りても、幹部會を開催して、(1)古着其他不用品を募集罹災者に送ること及び(2)十二月二日「災害救援の夕」を開催し其の利益金全部を罹災者に送ること等を決定する等、黨本部は勿論東北各縣聯合會は擧げて救援運動に奔走しつゝあり。尙黨に於ては今回の事變を機に黨勢の擴大を企圖し、來春耕作期に於ては關係農民を糾合し組織的且つ廣汎に賠償問題を惹起し、鑛山當局に對し徹底的に抗爭すべく方針を決定せる模様なり。

(2) 全農秋田縣聯の動靜 全農秋田縣聯に在りては約五百名の組織農民に對し玄米一升宛を讓出せしめ十一月三十日飯米一石二斗を罹災者に送附せり。

(3) 全農秋田縣聯の動靜 全農秋田縣聯にありては二十一日緊急委員會を開催し、主事宮腰庄太郎を慰問の爲め現地に派遣すると共に義捐金募集に著手し其結果十二圓九十一錢の讓出ありたる爲め尾去澤役場宛送金せり。

(4) 勞農無産協議會の動靜 勞農無産協議會に在りては三菱財閥の糾弾、商工監督當局の怠慢追究運動を企圖し、二十四日緊急東京支部代表者會議を開催し、鑛山勞働者の危険作業と劣悪なる待遇條件に就き批判し、決議文を作成商工省及び三菱鑛業に提出することを決定せり。右會議終了後加藤勘十は決議文を携へ商工省鑛山局長を訪問し、之を提出陳情し、又鈴木茂三郎以下十名は二十五日三菱本社を訪問村上常務を訪問決議文を提出陳情せり。

(5) 全國評議會等の動靜 全國評議會に在りては今回の災害を通じて全国的に災害防止法の獲得運動を企圖し、二十三日緊急常任執行委員會を開催 (1)全国的に災害防止法の獲得運動を起すこと (2)東京に在りては四團體並協と協力して批判演説會を開催すること等を決定せり。右決定に基き全國評議會は東交、市従、自勞等の僚友團體と共に二十五日尾去澤事件

對策協議會を開催し (1)四團體名を以て、全国的に工場、鑛山等の災害防止の徹底化運動を起すべきことを社大、勞協の兩政黨及組合會議に提議すること及び (2)兩政黨並組合會議に對する提唱の結果を俟つて更に具體策を協議することを決定せり。

(別記) 聲明書

尾去澤鑛山に於けるダムの大缺潰は一瞬にして一千名に垂んとする勤勞無産者の生靈を泥水と毒泥の下に彈り去つた。此の慘害の全責任は監督の地位にある政府と搾取の外に何物をも知らぬ三菱大財閥の負ふべきものである。然るに奇怪にも鑛山監督局及三菱當事者は或は不可抗力と稱し或は豫知し得ざりしものなりと強辯是努めてゐる。彼等のかゝる勞働階級の生命を輕んずる非人道的なる態度こそは實に今回の慘害を招來した所以であり禍を永遠に持ち越すもの

と言はねばならぬ  
我等は此の一大犠牲の前に悲憤激起して斷乎政府及三菱財閥を糾弾その全責任を負ふべきものであると要求すると共に且つ政府當局をして之を機會に全國工場鑛山に對して嚴重なる監督をなし設備の完備を期せしめ再びかゝる犠牲再發の絶無ならしむべきことを要求するものである  
右聲明す  
昭和十一年十一月二十四日

社會大衆黨本部



## 農民運動の状況

### 一、全國農民組合の小作法獲得運動

本組合の小作法獲得運動は第六十五議會以來引續き行はれつゝあるが来る第七十帝國議會には當局より農地法案の提出ある故の風評に刺戟せられ専ら力を「小作法獲得闘争」に集中することゝなし、十一月二十九日付達示第十四號「計劃成り準備成る、全國的協力を求む、冬期全國闘争を強力に展開せよ」を發し各府縣聯合會に對し小作法定請願の署名取纏運動を積極的に展開すべきを促す所ありたり。

一方労働組合法の獲得闘争と結び付け日本労働組合會議、社會大衆黨、日本農民組合總同盟との共同闘争に依り之れが目的を實現せんことを期しつゝあり

各府縣聯合會にありては夫れ／＼年次大會、執行委員會其他の諸集會に於て小作法獲得に關する議案を上程可決しつゝあるに過ぎず、未だ具體的活動に入らざるも議會開會の切迫と共に相當活潑なる運動展開せらるゝものと思惟せらる。

### 二、小作争議の惡化防止其他に關する警察活動の概況

各府縣警察當局にありては、小作争議の惡化防止乃至之れが平和的解決促進のため、町村當局を中心とする協調若くは勸奨機關の創設其他各地方の實情に即したる計劃を樹て警察目的の遂行を期しつゝあるが、之等恒常的機關の活動其他の概況次の如し。

#### (一) 新潟縣

本縣警察當局の小作争議其他農村内紛争議の惡化防止乃至之れが平和的解決の斡旋等に關する活動は曩

に(本月報：四月分、六月分)述ぶる所ありたるが、本月に入りても北魚沼郡上條村の經濟更生に關する懇談會及第十回農村問題對策懇談會等の開催に依り經濟更生活動の側面的援助を爲す所ありたり。之等懇談會の概況次の如し。

(1) 北魚沼郡上條村の更生懇談會 本村は多年の政争禍に依りて村税の滞納、負債の増加、小學校教員の俸給不拂等村政全く紊れ、村當局又積極的更生策を樹立するの誠意なく、之れが推移に委する時は到底收拾すべからざるに至るべき情勢となりたるため、(同村横山尋常高等小學校長の懇談會席上に於ける挨拶参照)同村小學校教員等は村の將來を憂へ、所轄小出警察署長に對し同村の窮狀を訴へ、之れが更生のため助力せられ度きことを願出づる所ありたり。

於茲小出警察署長は同村の積極的更生策を樹つるに非らざれば如何なる警察事故を惹き起すに至るやも保し難きものありとなし、村當局に對して速かに更生策を樹立の上積極的に活動すべき必要あることを勸奨したる所、村當局に於ても警察側の好意に感謝し村内中堅層の覺醒と奮起を促し、村の經濟更生に邁進するため、村更生懇談會を開催することゝせり

斯くて右の懇談會は十二日午後一時より同村役場に於て同村各種團體幹部其他約七十名出席の下に開催し、種々懇談を遂げたる結果村の更生策として先づ滞納の整理より始むることゝしたる外今後各部落毎に此の種會合を催し村民の覺醒を促す等村の更生に邁進することゝなせり。

因みに本村の窮乏状態は懇談會席上に於ける本村横山尋常高等小學校長の挨拶に依り窺知し得るにつき左に之れを掲ぐる所あるべし。

#### 横山尋常高等小學校長の挨拶

差控へて居りましたが一言衷情を述べさうと思ひ度い。實は私共多數の教員は既に數ヶ月間給料を戴いて居りません。其の爲に

生活には極度に窮して居ります。商人に支拂ひは出来ず生活必需品も購ふことが出来ず心中眞に暗いものがあります。假令心の中に暗い氣持があつても之れを兒童の教育上に影響さしてはならぬ



と思つて自分で警めては居りますが矢張り私共も人間でありますから時に左様なことを虞れるのであります。殊に學校々舎の屋根は洩り窓硝子は破損し又床板は危険に成つて居るので屋根葺や大工に幾度交渉しても給料の支拂ひをして呉れんからとて来て呉れぬので困つて居ります。

殊に學校用品は小出町の伊倉書林から永年購入して居るのであります。既に莫大の未拂ひが出来た爲め遂に先般私共三校長が喚び付けられた上以後學校へは一切品物は届けぬからと厳しく断られました。學校用品一手販賣の伊倉書林から断られたのでは外に届けて呉れる者は誰れも無いので全く授業に支障し困つて居ります。

して私共は人の知らぬ苦痛を受けて居ります。學校では生徒に對し常に義務觀念を植付けることに努めて居るが現在の諸状態は義務不履行が公然たる有様であつて眞に憂慮すべき事であり、現在の様な状態で教育して行つたなら第二の村民となり國民となる兒童の將來を思ふと慄然とするものがあります。更に又私共が他へ出ますと他校の先生に時々給料も貰へぬ村に居るかとして冷かされますが全く肩身の狭い思ひが致し恥しく思ひまして他町村に奉職する先生方が羨しく思ひます。村民は眞に子供が可愛と思ひ村が大事だと思ひましたら納税の義務を確實に果たすに努めたい。

(2) 第十回農村問題對策懇談會 本懇談會は十一月十七日警察側土肥警察部長以下九名地主側伊藤太郎兵衛外六名、組合側「全農」石田宥全外二名「北農」田村高作外二名、自作農側中野伊兵衛外一名出席(北田小作官外一名傍聴)の下に開催し、「土地管理組合に就いて」及び「農村問題と産業組合運動」につき種々懇談研究する所ありたり。

(二) 栃木縣 本縣警察當局にありては既設の小作爭議防止委員會等は地主、小作人の精神的融和に資し農民の經濟更生に資する所尠からざるものある事實に鑑み、此の種團體の設立其の他に關し側面的援助を與へ來りしため、其の後鹽谷郡「大宮村小作爭議防止委員會」(九月十一日結成)足利郡「吾妻村大字村上更生會」(十月六日創立)那須郡「向田村小作爭議防止委員會」(十一月一日結成)の結成、河内郡羽黒村(十月二十六日)同郡篠井村(十月三十日)の簡易農事相談所の開設あり、又下都賀郡南大飼村にては農村問題研究座談會(九月八日)を開催し、夫れく地主、小作人の精神的融和促進、小作爭議の平和的解決、各種紛議の未然防止等に努むる所ありたり。

此の外既設委員會にても次の如き活動ありたり。

(1) 横川村小作爭議防止委員會 本委員會にては九月二十九日全委員出動して紛爭議惹起の虞れある土地の檢見を行ひ、後日に備ふる所ありたる外、河内郡横川村地主中川安太郎の小作地賣却の意あるを聞込み、土地異動に基く小作爭議防止の爲め、之れが現小作人への賣却方斡旋及び同郡雀宮村肥料商荒川彌平對同郡横川村増淵金藏間の貸借(肥料購入費)問題の解決等を爲せり。

(2) 雀宮村小作爭議防止委員會 本委員會にては九月二十六日委員全部出動して紛爭議惹起の虞れある土地の檢見を行ひたる外、宇都宮市所在の日本勸業銀行宇都宮支店竝下野中央銀行等に於て五町歩餘の所有地を競賣するの意あるを聞込み夫れく現小作人に買取方を斡旋し土地移動に基く小作爭議の未然防止に努むる所ありたり。

(3) 瑞穂野村小作爭議防止委員會 本委員會にては降電被害地の檢見を行ひ小作米納入期の紛爭議に備ふる所ありたる外、小作奨励金の交付標準を定め當事者に之れが勵行を勸奨し奨励金交付問題を繞る紛爭議の未然防止に努むる所ありたり。

(三) 福島縣 本縣に於ては伊達郡梁川町堰本村、富野村等を中心に發生せる小作爭議が漸次悪化の傾向にある事實に鑑み、之れが悪化を防止すると共に其の平和的解決促進のため町村當局者をして協調組合を創設せしめ、敍上警察目的の遂行を期したる結果本月十二日堰本村に於ては小作協調會を創立し同村内の小作爭議を圓滿裡に解決したる等著々實績を擧げつつあり。

(四) 山形縣 本縣にありては昭和九年の凶作により縣産米の整價著しく下落する所となれるため、之れが挽回策として昨



年來「検査等級の格上げ、ゴム摺米の奨励、込米の「増量」等を勵行し來りたるが、ゴム摺調製米に對する奨励金の交付、込米の増量に對する補償等に關する標準を定め、地主小作人の合理的關係を樹立せんと企圖する所ありたるを以て警察當局にありても農村警察の立場より縣中央部、村山、最上、庄内、置賜の各地方に於ける各協議會に出席し、救上目的の遂行に協力する所ありたり。

因みに之等協議會にて決定せられたる事項の主なるもの次の如し。

記

一、小作標準米

市町村別に最も多數を得たる等級を以て通り米とし上位の米に對しては格差相當の奨励金を交付すること  
但し三等が標準と決せられたる場合は三等四等の比率に依る納入を認むること  
特殊の米作事情の存する市町村に在りては數地域に分ち前項を適用することを得ること  
前二項に依る標準米は米穀検査の略を終了する一月末日に決定し之が決定により奨励金を授受すること

(五) 秋田縣

本縣警察當局にありては、本縣農村の特殊事情に鑑み、農村問題對策懇談會の開催、検見の勵行等に依りて地主小作人の借和協調を基調とする合理的小作關係樹立への側面的援助、小作爭議の惡化防止等に努めつゝあるが、就中十月十五日開催の農村問題對策懇談會にて懇談協定せる「小作契約の標準」は同縣從來の小作關係を調整し、地主小作人間の

二、ゴム摺調製米に對する奨励金

ゴム摺調製米に對しては量り込み及市場の價格を考慮し一俵當二十五錢乃至三十錢の範圍内に於て奨励金を交付すること  
ゴム摺調製機に依り米の調製をなす小作人に對しては地主又は地主の團體は機械購入費の補助をなす等適當の方法を講ずること  
三、小作米授受に際し込米に付ては嚴に地主より補償すること  
四、從來表裝料を徴せる地方に在りては此際輕減又は撤廢をなすこと

紛議を緩和すること尠からざるものある狀況なり、次に其の主なる事項を掲ぐべし。

貸借約款

- 一、略
- 二、略
- 三、略
- 四、略
- 五、賃借人は(各年度の稲作が)風害、蟲害、旱害、水害、其他不可抗力に因り本件土地の收穫が著しく減少したりと認むる場合には賃料の減額を請求することを得、賃借人が右減額の請求を爲すには立毛刈取前少くなくとも十五日の期間を餘し書面に依り豫定收量を明示して毛見の申出を爲して賃料の減免を求むること
- 六、毛見は賃借人が減免要求後十日以内に雙方立會の上之を爲し收獲量を協定するものとす  
若し毛見の方法其他收獲量決定に付當事者間に協定調はざるるときは當事者は各別に其の見込收穫を記載せる書面を添へ何某(小作官、或は縣郡市町村農會長)に其旨申出て同何某又は其の指定する者に毛見の方法及收獲量の査定を仰ぎ其の裁定に對しては雙方共絕對に服従(異議を申さざる)こととするものとす
- 七、毛見に依る協定及何某又は其の指定者の決定したる收獲量が第二項の賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額に達したるときは賃料は減免せざるものとす若し然らざるときは
- (イ) 賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額の一割未満のときは不足額の五割
- (ロ) 賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額の一割以上二割未満のときは不足額の五割

農民運動の状況

- 五分を
- (ハ) 賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額の一割以上三割未満のときは不足額の六割を
- (ニ) 賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額の一割以上四割未満のときは不足額の六割五分を
- (ホ) 賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額の一割以上五割未満のときは不足額の七割を
- (ヘ) 賃料の $\frac{20}{100}$ 倍額の一割以上六割未満のときは不足額の七割五分を
- 約定賃料より減免するものとす
- 八、略
- 九、何某若くは其指定者及鑑定人等に於て收獲量調査の爲必要あるときは關係地の任意の土地及部分の稲に付刈取を行ふ場合は賃借人は之を拒むことを得ざるものとす  
但し刈取りたる收穫物を賃借人に還付せざるときは適當と認むる代償金を支拂ひ收穫物は賣却して経費に充當するものとす
- 一〇、賃借人が第二項の賃料を第三項の期間内に支拂はざるときは賃借人は二十日又は二十日以上猶豫期間を附し内容證明書を以て催告し、一箇年以内に賃借人が之に應ぜざる場合は賃料一箇年分以上滞納したる場合)又は第四項に違背したる場合に於ては當該賃借人は地所を還納なく原狀に復して賃借人に明渡すこと
- 一一、賃借人は賃借人が本件契約第一〇項に該當せる場合は賃



借人の任意明渡以外の場合に於て已むを得ず賃借地の返還を求めんとする場合に少くも一箇年の猶豫期間を置き又は爾後一箇年間は従来の賃借人に賃貸すること  
 一二、前項の作種料に付き各當事者間に協定ならざる場合には當

事者の一方又は雙方より秋田地方裁判所に小作調停法に依る調停の申立を爲し雙方は條件を調停委員会に一任して裁定を仰ぎ其の裁定に對しては雙方共絕對に服従すること

(六) 福井縣 本縣にては地主小作人の精神的融和を圖り、以て收穫期に於ける紛議の未然防止に資し、併せて農村民の更生精神作興に對する側面的援助の目的にて、町村理事者を主とする「農村懇談會」の創設を勸奨する所ありたる結果丹生郡立待村、豊村、今立郡中河村、坂井郡木部村、本莊村、足羽郡六條村に於て之れが創設を見、地主、小作人の精神的融和と更生精神の作興に寄與する所尠からざるものありたる状況なり。

(七) 廣島縣 德島縣 鹿兒島縣 廣島縣にては高田郡下に「甲立町農業委員會」を、德島縣にては名西郡下に「浦庄村農村問題懇談會」を、鹿兒島縣にては始良郡國分町に「上小川小作紛議防止委員會」を夫れ々創立する所ありたり。

(八) 佐賀縣 本縣にては本春來全農全國會議福佐聯合會の有力なる地盤にして大正十三年舊日本農民組合創立以來地主小作人の階級的對立甚しく小作爭議其の他の紛争絶ゆることなかりし三養基地方に對し、地主小作人の借和協調を基調とする協調組合を設立せしめ、多年の紛争を根絶すべきを期し、夫れ々關係方面と連絡を保ち、之れが實現化に努むる所ありたる結果、之れが奏效を見、高屋、水屋、安樂寺、酒井等の各部落に於ては何れも福佐聯合會支部を解散し協調組合を創立する所となれり。

斯くて之等協調會は風水害其他に依り減收を豫想されたる土地の檢見を行ひ本年度小作料の減免問題を圓滿裡に解決したる外、部落多年の紛争を解決し更に部落更生のため部民の精神作興を企圖する等著々實績を擧げつゝあり。

因みに高田協調會に於ける減免協定率(他協調會の協定率も殆んど同様)次の如し。

- (イ) 收穫見込六未満は全免
- (ロ) 同上六斗以上八斗未満は全免、但し灌水費は小作側負擔のこと
- (ハ) 同上八斗以上は小作料として收穫高の三割を納入すること  
但し灌水費は地主負擔のこと
- (ニ) 同上壹石貳斗以上は小作料として收穫高の四割を納入すること

## 水平運動の状況

### 一、全國水平社の運動狀況

(一) 最高幹部間に於ける政治的進出計劃 過般來中央委員長松本治一郎を主動として無産政治戰線統一問題に關し社大黨と勞協との合同斡旋に奔走中にありたる總本部に於ける最高幹部間には、全水自體の政治的態度を決定すべく個人的立場に於て寄々意見の交換を爲しつゝありたる模様なりしが、結局一部のものを除き『全水は適當の機會を得て社大黨支持の決議を



爲し松本代議士を同黨顧問に推薦し、斯くて非合法運動に乗せらるゝが如き事なき様態度を鮮明にして將來の政治的動向を明確にする』ことに意見の一致を見たるを以つて非公式にこの間の事情につき社大黨一部幹部の諒解を求めたる模様あり。

(二) 全水第六回中央委員會議 全水第十四回全國大會及議會開争等に關する對策を中心議題として召集せられたる本委員會は去る十一月三日大阪市浪速區所在浪速市民館に於て開催せられたるがその状況大要次の如し。

記 出席者

- (1) 出席者 中央委員長 松本治一郎 本部書記長 井元麟之 同 書記 酒井基夫 常任委員 泉野利喜蔵 山口賢治 上田音吉 中央委員 栗須喜一郎外十名

(2) 協議事項

(イ) 第十四回全國大會開催に關する件(可決) 一月二十日前後東京に於て開催翌日は政府當局に對し關係問題につき陳情抗議要求の抗争デーとする 提出議案

運動方針大綱に關する件 改善費増額要求に關する件 綱領規約改正に關する件 役員改正に關する件

(ロ) 改善費増額要求關争に關する件(可決)

「融和團體の偽物的十箇年計劃に反對、地方改善費一千萬圓増額」スローガンの下に融和團體の反動的十箇年計劃に鋭く對

立し地方改善費獲得の爲め全機能を集中して闘ふ

(ハ) 無産階級統一に關する件(可決)

全水の態度を明確に宣言するため次の如き決議文を發表 職線統一に關する決議

現下に於けるファツシヨ進展の情勢にあたり人民大衆の生活權と政治的自由のため反ファツシヨ闘争を強力に敢行すべくわが全國水平社は各無産團體と相協力し無産政治職線統一の急速なる實現に強大の努力を致さんことを期す 右決議す 一九三六、一一、三

全國水平社中央委員會

(ニ) 純本部不當彈壓對策の件(可決)

井元常任に對する不穩文書取締法適用の惡法的前例粉碎の爲 全國的政治問題とし議會に於て争ふ

(ホ) 三重縣社會課内の差別問題對策(緊急動議)(可決)

同縣縣と總本部に於て之が當面の對策に當り大衆的闘争を組織して闘ふ

(三) 全水中、四聯合會組織計劃

十一月三日大阪市に於て開催せられたる全水中央委員會終了後同會出席中の全水廣島縣聯執行委員高橋貞雄は解放運動強化の爲め中國並四國各縣聯の連絡をより緊密にするの必要ありとなし全水中、四聯合會を結成すべく關係者に對し打合せを爲し其の諒解を遂げたる模様にして之が實現に關する具體的問題は爾後關係者間に於て接衝決定するものゝ如し。

朝鮮人運動の状況

一、民族主義運動の状況

最近に於ける民族主義運動は既報(特高外事月報八、一〇月分参照)の如く内外の客觀的情勢に刺戟せられて俄かに再擡頭の機運を醸成するに至りたるが、其の後益々活潑なる策動を開始し漸次各種社會層の分野に之が運動の片鱗と認めらるゝ様相を散見せらるゝの状況となりたるを以て、今後本運動の動向は相當警戒の要あるものと思料せらる。今其の後に於ける具



體的事象を摘記すれば次の如し。

(一) 集會に對する鮮語禁止反對運動 (1) 京都帝大朝鮮留學生同窓會 曩に京都府に於ては、内鮮融和の一方途として内地語の普及を計る意味と且は警察的見地より特殊の事情ある場合の外集會には鮮語の使用を認めざる方針の下に取締を爲すことに決定し、當時開催せられたる京都帝大朝鮮留學生同窓會の總會に對し之が方針に基き取締を爲したる結果、遂に流會の已むなき状態に陥りたることは既報の通なるが(特高外事月報十月分参照)、其の後右同窓會は秘かに在都朝鮮人問題協議會等と連絡して當局の不當彈壓を訴へ之が大衆運動化を試み引續策動中の模様にして本月三十一日付在都朝鮮人有志者懇談會の名義を以て朝鮮人の内地渡航制限其の他の問題と一括し内務大臣、京都府知事宛陳情書を郵送し當局の斯る方針は憲法第二十九條に違反するものなるを以て、速かに撤廢すべき旨を續々記載陳情せり(後記(二)参照)、今後の動向注意中。

(2) 日本大學朝鮮留學生同窓會 警視廳管下に於ても従前より大體右京都府と同様の方針に基き之が取締を爲しつゝありたる處、偶々昭和十年十月以來在京日本大學當局が自發的に學内に於ける朝鮮人學生の集會に對し鮮語の使用を絶対に禁止したるを以て、當時彼等は相當の打撃を受け之が反對運動を試みつゝありたる事實あるも、其の後學校當局の態度極めて強硬なる爲め在舊今日に至りたるが、最近の情勢に刺戟せられて彼等の運動再燃し、目下同大學朝鮮留學生同窓會は學校當局に對し之が解除方に關する要求書を提出すべく學内全學生の調印を求めつゝある状況にして、本問題は在京朝鮮人學生を中心として、將來一般的反對運動に擴大する虞なしとせず、今後の動向相當注意の要あるものと思料せらる。

(二) 在都朝鮮人問題協議會の動靜 本年七月京都市居住の鄭聖東等に依りて結成せられたる本會は結成後屢々會合して、在都朝鮮人の教養問題、内地渡航問題、借家問題其の他各種當面の問題を捉へて民族的見地より批判檢討を加へ又道般

の南鮮水害に際しては、卒先して「故土水害救濟會」を組織し救援活動を爲し、更に日本動産火災保險會社の鮮人との契約拒否問題を執り上げ會社側に對し強硬なる糾彈運動を試みる等極めて活潑なる運動を展開中なるが、本月十七日京都市内に於て在都朝鮮人團體代表者の座談會を開催、前記鄭聖東以下十八名の要注意人物會同し、専ら (一) 渡航證明書並一時歸鮮證明書問題 (二) 朝鮮人の強制送還問題 (三) 集會に鮮語使用禁止問題 (四) 桂川堤防鮮人バラック撤去立退問題 (五) 日本動産火災保險會社の鮮人に對する契約拒否問題等の各種問題につき批判檢討を加へ且つ右各問題を當局に陳情することを申合せ之が實行委員として鄭聖東以下五名を選定せり。斯くて其の後右實行委員等は本月三十日付を以て當局の (一) 渡航證明及一時歸鮮證明制度 (二) 朝鮮人の強制送還 (三) 朝鮮人集會に對する朝鮮語使用禁止等の各事項は憲法違反にして速かに撤廢せられ度き旨の陳情書を作成し、同日京都府知事並に内務大臣宛郵送するに至りたり、本會今後の動靜に付ては相當注意の要ありと認めらる。

(三) 部落共同浴場の鮮人入浴拒否問題の推移状況 大阪府管内に於て發生せる部落共同浴場の朝鮮人入浴拒否問題(特高外事月報十月分参照)は其の後朝鮮人側が結束して部落内に於ける日用品不買の方策に出でたるに對し、部落民側は家主を利用し鮮人を部落内借家より放逐せむとする作戦を用ひ雙方對峙中なりし處、最近部落内有志間に於て「斯る部落民の朝鮮人に對する差別的態度は部落自體の不利益なるのみならず甚だしき時代錯誤なり」との意見を唱ふるもの出で相方の態度漸次緩和せられ遠からず平穩裡に解決するものと認めらる。

(四) 朝鮮留學生研學會の動靜 本年六月表面在京朝鮮人學生の研學啓蒙を標榜して創立せられたる本會は、當時其の裏面に於て往年の民族主義團體在日本東京朝鮮留學生學友會の再建を企圖せるものと認められ警視廳に於て注意中の處、客月三



十一日朝鮮基督教青年會館内事務所に於て幹部朴容七以下十四名出席の下に定期總會を開催するに至りたり。而して彼等は最近本會の民族主義團體なることを擬裝することに腐心せるものゝ如く、右總會席上特に『…本會は單なる學術研究會であり學徒としての人格向上を圖ることを目的とする組織なるに拘らず、稍もすれば本會の目的が他にある如く批判するものあるは甚だ遺憾なり』云々と極力之が辯疏に努め『今後之が對策として實踐を以て飽迄純粹なる學術研究團體なることを實證せざるべからざる』ことを申合せたる事實あり、警視廳に於て今後の動向注意中。

因に役員改選の結果次の如く決定す。

新役員

總務(代表者)	明大生	朴容七	研究部委員	日大生	李澤貞
庶務部責任者	馮三興		委員	中大生	金鎔吉
委員	早大生	姜大成	調査部責任者	日大生	車永禧
研究部責任者	日大生	張載性	委員	日大生	盧承均
委員	朴泰植		財政部責任者	明大生	朴致致
				早大生	金炯國

(五) 都下各大學朝鮮留學生運動會の開催

在京朝鮮基督教青年會に於てはスポーツを通じて在京朝鮮留學生の民族的團結力の練成を企圖し、例年之が運動會を開催しつゝある處今回東亞日報、朝鮮中央日報、朝鮮日報等各社東京支局の後援の下に本月三日午前九時三十分より日本橋濱町公園内グラウンドに於て秋季陸上運動會を開催せり。

參加團體は主催團體の外都下各大學朝鮮留學生同窓會七團體にして、來會者は出場選手を加へて約二千名あり、主催者側の開會の辭ありたる後競技を開始し、午後四時三十分無事終了散會せるが、彼等は競技中簡單なる運動ニュースを八回に互りて發行配布し、會同者の民族意識誘發に努めたり。

(六) 在阪譯文新聞民衆時報社の策動

大阪市東成區東小橋北之町所在の標記新聞社は要注人物金文準を中心として客年六月十五日民衆時報創刊號を發刊し専ら在阪左翼鮮人支援の下に全國的的民族運動の機關紙として其の指導的役割を擔當せんと企圖し爾來最も巧妙なる戰術を採用し、新聞記事に依る宣傳活動は其の裏面に於ける同社の組織活動と相俟つて朝鮮人各層に其の魔手を伸張しつゝありたるが、本年五月二十五日前記金文準死亡後は李信珩代りて主幹となり其の活動愈々露骨化し、各親睦團體、労働團體等の大同團結を企圖し民族運動の主體を結成すべく狂奔するに至りたり。

斯くして彼等は渡航問題、借家問題其他内鮮矯風會の同化政策の曝露其他に依り民族主義團體を結成すると共に、消費組合運動、勞救其他を通じて共產主義運動に依る大衆獲得を以て之を民族運動に集結すべく狂奔しつゝありたるを以て、去る九月二十五日以降大阪府に於て前記李信珩及韓辰燮、李眠鎬等の首腦部を檢舉し目下取調中なるが、之等は何れも前記民族運動の一段階として大同團結に依り各種の鮮人被壓迫問題を取上げ鬭争を敢行し以て政治的自由の獲得を圖りつゝありたる事實を自供し居れり。

因に右檢舉に依り彼等の運動も一頓挫を來し本月一日に至り機關紙民衆時報も遂に廢刊届出を爲すに至りたり。

(七) 在神戸朝鮮人團體の統一運動

朝鮮日報神戸支局長薛東鏡及ウリ協親會長張致洙兩名は、豫て神戸市内に散在する四十有餘の朝鮮人團體を統一し、民族的大同團結を畫策中の處、最近の客觀的情勢に刺戟せられて彼等の活動俄かに活潑となり、這般の南鮮水害に對しては直ちに全市各朝鮮人團體に飛檄し、朝鮮水害對策委員會を組織し救済金品の募集に活躍せる外、最近スポーツを通じて在神一般鮮人の民族意識を昂揚し、漸次大同團結の素地を構築すべく企圖し、本月八日朝鮮日報



朝鮮人運動の状況

神戸支局主催にて在神朝鮮人約三千名を動員し市内關西學院運動場に於て神戸朝鮮人團體聯合第一回運動會を開催するに至りたり。

斯くて彼等は右運動會の雰囲気漸次大同團結に有利に展開しつゝありたるを以て引續き本月十五日市内葦合區八雲通五丁目六一ウリ協親會事務所に於て表面右運動會決算報告委員會名義の下に在神朝鮮人團體ウリ協親會幹部張致洙以下八團體幹部二十數名會合、大同團結に關する協議を爲したる結果、愈々『神戸朝鮮人團體聯合會期成準備會』を結成し役員として、委員長に金鐘植、書記長薛東鑽、委員張致洙外十五名を選擧し、各役員は今後各團體を勸説し極力加入を慫慂することを申合せ散會せり。

本運動今後の動向に就ては、兵庫縣當局に於て嚴重監視中なり。

二、南鮮水害救済運動の状況 (其の四)

在留朝鮮人團體を中心として、活動中の標記運動は時日の経過と共に漸次終局に近づきつゝあるが、今本月中に於ける各團體の活動状況を見るに概ね左表の通りにして、其の募集金額合計二千七百九十圓九十五錢に達し、夫々相當の成果を收めて罹災地に送金しつゝある状況なり。

而して本運動を通觀するに、單なる罹災者の救援活動にあらずして、其の多くは在留一般鮮人の民族的感情に基く同胞愛の發露にして、著しく民族意識を刺戟し、更に此の間左翼又は民族主義系分子の運動に利用せられたるが如き感あるを以て將來此の種運動の取締に就ては相當注意を要するものと思料せらる。

朝鮮人團體其他の救済活動概況

府縣	團體	其他の救済活動概況
警 視 廳	一、在東京朝鮮音樂家協會は九月二十九日基督教女子青年會館に於て、朝鮮日報東京支局、各大學朝鮮留學生同窓會後援の下に朝鮮風水害救済音樂會を開催し去る十月十九日純益金百三圓十五錢を朝鮮日報東京支局に寄託總督府社會事業協會宛送附せり。	一、在東京朝鮮留學生同窓會聯合會朝鮮風水害救済會に於ては客月二十五日早稲田大學大隈講堂に於ける水害救済音樂演劇の夕開催に當り在東京朝鮮音樂家協會に會員の出演方を交渉したる處、協會としては既に救援活動を爲し居る故を以て之を拒否せるに付き同協會に對する聲明書並警告文を發すると共に最近聯合會の活動に據らずして之を脱退せる中興大學朝鮮留學生同窓會に對しても、其の脱退理由を反駁して脱退を認めざる旨の注告文(十一月九日付)を發し策動中なり。
京 都	一、新與會、在東京井邑郷人會、宋尚協會、勤勞親睦會、朝鮮佛教東京留學生會、中野親睦會、鶴友會の七團體にありては會員其他より募集せる合計三百三十一圓八十六錢を夫々社會事業團體を通じて罹災地に送附せり。	一、東京アナ系朝鮮人除相漢は同志を糾合して朝鮮風水害救済會を組織し義捐金募集中の處、客月三十日を以て一先づ之を打ち切り募集總額二百九十一圓三錢を得、募集費用二十七圓二十六錢を差引き殘額二百六十三圓七十七錢を本月十日東京朝日新聞に寄託罹災者に送金せり。
京 都	一、在京朝鮮人運送業種奉用外二名は南鮮水害救済會を組織し義捐金募集中の處、此の程八十九圓八十八錢を得たるを以て、本月五日東京朝日新聞に寄託罹災地に送金せり。	一、在京都權花青年團は團員並在住一般鮮人より十圓五十五錢の義捐金を募集し、客月二十七日府社會課に送金方寄託せり。
神 奈 川	一、府下木津町所在相樂郡朝鮮人矯風會は會員並に一般鮮人より募集せる金三十圓六十錢及郡内小學校、町村役場、鐵道職員等に依頼し募集せる百三圓三十三錢合計百三十四圓九十三錢中より募集費用を控除し殘額百十五圓二十七錢を客月三十日府社會課に送金方寄託せり。	一、京濱朝鮮人團體協同會の提唱に依り組織せる神奈川縣朝鮮水災救援會以下神奈川縣下所在の朝鮮人團體にありては、八月三十一日以來十月十日迄の期間に於て二千二百八十一名より七百九十一圓四十五錢の義捐金を募集し、募集費用三十八圓二十五錢を控除したる殘額七百五十三圓二十錢を夫々罹災地に送金せり。
愛 知	一、名古屋市居住東亞新聞社長任道吉は本月三日千鳥座に於て映畫會を開催、純益金十八圓四十錢を得たるを以て近く之を罹災地に送金する豫定。	一、縣下新川町所在公道會は會員より六十六圓九十錢の義捐金を募集せるを以て雜費を控除し殘額六十圓を愛知縣西批杷島警察署に送金方を寄託せり。
靜 岡	一、相愛會名古屋本部に於ては一般鮮人より六十九圓五十錢の義捐金を得たるを以て一先づ之を打ち切り本月十六日愛知縣警署に之を送金方を寄託せり。	一、縣下清水市所在清水内鮮同和會は一般會員其他より義捐金募集中の處、三十四圓十錢の募集を見たるを以て、客月二十四日清水市役所社會課を経て罹災地に送金せり。

朝鮮人運動の状況



秋田	一、縣下大館町所在東北内鮮親睦會に於ては、會員より二十六圓七十錢の義捐金を醸出し、本月十日忠北清洲警察署宛に送金せり。 二、管下能代町所在能代内鮮融和會に於ては、會員より二十七圓を醸出し、本月十日町役場を通じ罹災地に送金す。
岡山	一、管下湯澤町居住朝鮮人十二名は、合計十圓五十錢の義捐金を醸出取組めの上縣社會課を通じて災害地に送金す。 二、管下赤崎町所在兒島内鮮相助會は客月二十六日義捐金募集映畫會を開催し、純益金二十圓七十錢を得たるを以て、近く總督府宛送金の模様なり。
廣島	一、管下三川村所在廣陵疎和會は、會員其他一般朝鮮人より百十三圓四十七錢の義捐金を募集し、客月三十一日總督府宛送金せり。 二、管下鹿野村所在世界神化團朝鮮支部にありては會員より義捐金二十二圓九十錢を募集し得たるを以て本月十三日縣社會課に之を送金方を寄託せり。
山口	

三、警備警備上注意を要すべき朝鮮人の檢舉

最近朝鮮人にして上書建白又は直願を爲さむとして宮城附近を徘徊する者の數頗る増加の傾向にあるが、曩に本年九月十日日朴判眞の朝鮮に徴兵制度施行に關する直願未遂事件あり、(特高外事月報九月分参照)更に客月二十九日に至り東京市内居住の平南生れ金敬斗當三十六年の 陛下に對する請願書郵送事件、本月二十一日東京市居住の京畿道生れ張鳳得當三十六年の直願未遂事件(阪下門前徘徊)、同月二十三日兵庫縣姫路市居住中の慶南生れ柳石才(女)當四十五年の直願未遂事件(宮城前廣場徘徊)、同月二十六日山梨縣下居住の慶北生れ吳永煥當三十六年の直願未遂事件(宮城前徘徊)等引續き斯種要警戒朝鮮人を檢舉するに至りたるが、之等は概ね其の目的決行の事前に於て警視廳當局の檢舉する處となり、精神鑑定の結果、何れも精神病者又は變質者と決定せられ夫々措置せられたるものなるが、今後各廳府縣に於ても警備警備上斯種朝鮮人容疑者の早期發見並警戒につき相當注意の要あり。

四、在米不逞朝鮮人團體と關係ある容疑朝鮮人の檢舉

最近米國方面に出稼中の朝鮮人にして娶妻其他の用務を帯び内地を遊歴し、對米者甚多に上る状況なるが、客月以來神奈川縣に於て之等の鮮人中より次記の如く、海外不逞朝鮮人團體と關係ある容疑朝鮮人を發見檢舉せる事例あり、將來海港警備上特に嚴重警戒の要あるものと思料せらる。

氏名	年齢	職業	本籍	住所	檢舉年月日	歸來目的	容疑事實及措置
尹泳	當四十二年五	料理人	慶南昌原郡内 西面山湖里	米國紐育市西 街一三〇	昭和十一年十月二十 日横濱入港の日本郵 船日枝丸にて歸來せ るを檢舉す。	歸國の上娶妻し 農業を營む目的 なりと自供す。	在米中不逞朝鮮人團體に 加盟せる事實を自供するも差 當り犯罪事實に對する舉證困 難なる爲め附尾歸鮮せしむ。
邊基	當四十九年	青物商	咸南永興郡馬 山面	北米加州羅府 メン南街	昭和十一年十一月一 日横濱入港の米國汽 船アレンデントリン カン號にて歸來せる を檢舉す。	娶妻並所在不明 中の長男の搜索 を爲す目的なり と自供す。	在羅府不逞團與士團並國民會 等に加盟せる事實を自供せる も舉證困難なる爲め附尾歸鮮 せしむ。
朴容	當三十二年	學生	京畿開城府高 麗町	米國テキサス 州メソヂラス 大學内	昭和十一年十一月五 日日本郵船大洋丸に て歸來せるを檢舉 す。	鮮内に於て就職 すべき目的なり と自供す。	在米中不逞團と連絡せる事實 を自供するも直接之に加盟せ る事實なしと稱するを以て差 當り舉證困難に付き附尾歸鮮 せしむ。
朴元	當三十二年	學生	平南平壤府下 水口里	米國シカゴ市 アメリカ音楽 學校内	昭和十一年十一月五 日横濱入港の日本郵 船大洋丸にて歸來せ るを檢舉す。	本籍地に在住中 の妻女の病氣見 舞なりと自供す。	在米中不逞團國民會與士團等 より機關紙の配布を受けつゝ ありたるも未だ加盟し居らず と自供するを以て附尾の上歸 鮮せしむ。所持品中大韓國愛 國旗、在米朝鮮人名簿等を所 持し容疑の點相當濃厚なるを 以て歸鮮後の動靜相當注意を 要す。
朴水	當四十一年	美術家	平南江西郡飯 山面中下坊	米國加州羅府 西三五番街	昭和十一年十一月五 日横濱入港の日本郵 船大洋丸にて歸來せ るを檢舉す。	本籍地に在住中 の妻女の病氣見 舞なりと自供す。	在米中不逞團國民會與士團等 より機關紙の配布を受けつゝ ありたるも未だ加盟し居らず と自供するを以て附尾の上歸 鮮せしむ。所持品中大韓國愛 國旗、在米朝鮮人名簿等を所 持し容疑の點相當濃厚なるを 以て歸鮮後の動靜相當注意を 要す。
金鐘	當二十七年	學生	平南平壤府上 水口里五五	米國加州桑港 オーク街	昭和十一年十一月十 二日横濱入港の日本 郵船秩父丸にて歸來 せるを檢舉す。	本年七月アイオ ア州立大學を卒 業せるに付就職 の目的を以て歸 國するものなり と自供す。	在米中不逞團國民會與士團等 より機關紙の配布を受けつゝ ありたるも未だ加盟し居らず と自供するを以て附尾の上歸 鮮せしむ。所持品中大韓國愛 國旗、在米朝鮮人名簿等を所 持し容疑の點相當濃厚なるを 以て歸鮮後の動靜相當注意を 要す。



五、東京府協和會の創立状況

最近内地在住朝鮮人の激増に伴ひ、朝鮮人に關する各種の問題漸く繁きを加へつゝある状況に鑑み、政府は之が保護善導を通じて國民生活の借和協調の實を擧ぐる爲め、昭和十一年度豫算に於て新に協和事業費を計上し、主要府縣に對しては之が事務費並協和事業團體に對する助成金を配布し、當面緊要なる施設を圖ることとせり。  
東京府に於ては右政府の方針に基き「府内に於ける朝鮮人の保護教化」を目的とする東京府協和會の設立準備中にありたる處、十一月二日午前十時三十分より東京府廳構内日本赤十字社東京支部三階會議室に於て東京府知事以下關係者參集し創立總會を開催、別記會則、役員を決定し愈々具體的事業の實施に著手せり。

別記

(一) 東京府協和會會則抜萃

第一章 總則

第一條 本會ハ東京府協和會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ヲ東京府學務部社會課内ニ置ク

第三條 本會ハ東京府内ニ於ケル朝鮮人ノ保護教化ヲ以テ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本會ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ

一、朝鮮人保護教化ニ關スル調査研究

二、朝鮮人保護教化ニ關スル事項

三、其他必要ト認メタル事項

第二章 資産及會計

第五條 本會ノ資産ハ内務省、東京府、其他官公補助會及寄附金

其他ヨリ成ル

第九條 本會ノ豫算ハ毎年度評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ、決算ハ其ノ認定ニ附スルモノトス

第三章 役員

第十條 本會ニ理事十五名以内監事二名以内評議員若干名ヲ置ク

理事ノ内各一名ヲ會長、副會長及常務理事トス

其他ノ理事ハ評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十一條 會長ハ東京府知事ノ職ニアルモノ副會長ハ東京府學務部長ノ職ニアルモノ常務理事ハ東京府社會課長ノ職ニアルモノヲ推ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長補佐シ會長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ掌理シ會長副會長共ニ故障アルトキ其ノ職分ヲ代理ス

第十二條 監事ハ業務執行及資産狀況ヲ監理ス

第十三條 監事評議員ハ東京府警視廳東京市ノ職員其他適當ト認ムルモノニ付會長之ヲ委嘱ス

第十四條 本會顧問トシテ警視廳總監及東京市長ノ職ニアルモノヲ推ス

第十五條 本會ニ幹事ヲ置ク

會長之ヲ命シ又ハ委嘱ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

會長必要アリト認メタルトキハ別ニ職員ヲ置クコトヲ得

第四章 理事會

第十六條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、財産ノ管理及處分ニ關スルコト

三、寄附ノ受諾ニ關スルコト

四、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第五章 評議員會

第二十條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歳入歳出豫算ヲ議定スルコト

二、決算ヲ認定スルコト

三、會則ノ變更ニ關スルコト

四、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第六章 補則

第二十三條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ會長別ニ之ヲ定ム

(二) 東京府協和會調査委員會會則

朝鮮人運動の状況

第一條 東京府協和會内ニ調査委員會ヲ設ク

第二條 委員會ハ協和會長ノ諮問ニ應ヘ又ハ事業ノ進展ニ關シ獻策スルコトヲ得

第三條 委員會ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ協和會長之ヲ委嘱シ其ノ任期ハ二年トス

第四條 協和會長必要アリト認メタル場合ハ臨時委員ヲ委嘱ス

臨時委員ノ任期ハ必要ノ期間ニ限ル

第五條 協和會長ハ委員會ノ會長トナリ會務ヲ總理ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 協和會ノ役員ハ委員ヲ兼マルコトヲ得

第七條 會長ハ委員中ヨリ特別委員ヲ指名シ特別委員會ヲ設クルコトヲ得

第八條 委員會ハ調査研究ヲ爲スタメ必要ニ依リ分科會ヲ設ク

第九條 會長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ノ外特別委員會又ハ分科會ノ議決ヲ以テ委員會ノ議決トナスコトアルヘシ

(三) 東京府協和會役員

會長

副會長

常務理事

評議員

東京府知事 横山 助成

東京府學務部長 白戸 半次郎

東京府社會事業協和會幹事 岡 弘 毅

東京府總務部會計課長 村田 佐吉

警視廳警視總監官房主事 今 松 治 郎

生田 清三郎

今 松 治 郎

今 松 治 郎



朝鮮人運動の状況

- (一) 東京府警務部長 林 信夫  
 警視廳警務部長 留岡 幸男  
 東京府會議長 岡 幸男  
 警視廳衛生部長 渡邊 忍  
 東京府學務部職業課長 中村 四郎  
 東京府學務部學務課長 糸井 謹治  
 警視廳衛生部醫務課長 品村 嘉兵衛  
 東京市社會局庶務課長 加藤 寛二郎  
 警視廳警務部警務課長 萬 富次郎  
 警視廳特別高等警察部內鮮課長 増 原 惠吉  
 警視廳衛生部衛生課長 榎 本 三郎  
 東京府總務部庶務課長 岸 本 太郎  
 東京府總務部庶務課長 物 部 薫郎

- 監事  
 東京府主事 岡 弘二  
 東京市助役 中野 邦一  
 警視廳特別高等警察部長 上田 誠一  
 丸山 鶴吉  
 東京市社會局長 澤 逸 與  
 東京商工會議所理事 木村 増太郎  
 弓削 幸太郎  
 關屋 貞三郎  
 警視廳監 石 田 馨  
 東京市長 牛塚 虎太郎

六、在支不逞鮮人の近況(其の七)

(一) 朝鮮建國紀念節に對する在支不逞鮮人團體の動靜 不逞鮮人にありては從來陰曆十月三日を以て所謂「建國紀念節」と爲し、當日之を慶祝し來りたるが、本年は去る十一月十六日が恰も其の當日に該當するを以て、在支不逞團體に於ても夫々次記の如く各種印刷物を發刊關係各方面に頒布し文書宣傳を以て之を紀念せり。

團體名	印刷物の題名	要旨
韓國民族革命黨	建國第四二六八週紀念宣言	過去に於ける朝鮮民族の優秀性を述べ、最近に於ける國內外の客觀的情勢の自派に有利に展開しつゝある所以を述べ、民族革命黨の旗の下に速かに革命力量を總集中し、強盜日本に對する明日の血戰に準備せざるべからずと結ぶ。

韓國國民黨	建國紀念節を迎へつ	建國紀念節の歴史を述べ、日韓併合を國恥なりと誦び更に獨立の機運迫せるが如く宣傳し、明日の勝利の爲めに全朝鮮民族は一人残らず此の意義深き紀念日を祝福すべしと述ぶ。
大韓民國臨時政府	建國紀念節に臨みて	檀君建國の歴史を講述し、其の血を受けたる我等は他迄祖國光復の運動に参加準備を爲すべきものなりとの意味を記載す。
韓國國民黨青年團	建國紀念節記念	我等韓國青年は檀君の偉大なる遺蹟に感銘し、仇敵日本を撲滅して其の授けられたる祖國を完全に光復すべき重大なる任務を有する旨を記載す。

(二) 韓國國民黨の情勢 本黨は最近黨青年分子の革命的訓練に重點を置けるものゝ如く、曩には黨青年團を結成すると共に新に機關紙韓青を發行して専ら抗日「テロ」行爲の煽動激發に努めつゝあるが、其の後に於ても益々之が機關紙の内容を強化して他迄直接行動第一主義を謳歌しつゝありて引續き客月二十七日付其の第一卷第三期を發行各方面に頒布するに至りたり。而して其の内容を見るに『革命家と道德』と題し『韓國の革命を完成さすには先づ倭敵の施設を破壊し倭奴の軍備を屠滅せねばならぬ、斯くするには無数の韓國同胞の血を流さねばならぬ。兎角如何なる方法手段を以てするも倭敵を撲滅することとが我等の行動であつて我等の唯一な革命道德である』云々と述べ首領金九の抱持する兇暴主義を奉じて日本の大官暗殺又は施設破壊等の「テロ」行動を唯一の革命手段とするが如き記事を掲げ居れるは、彼等が斯る目的の爲めに如何に策動しつゝあるやを窺知するに足るものなり。

(三) 韓國民族革命黨の情勢 本黨は曩に黨旗制定問題、西南派との提携問題、支那側の資金拒絶問題等にて金元鳳一派の專横を巡り一時内訌を生じ、其の後幹部間の斯る感情の清算に努めたる結果、今後各自極力活動資金の造成運動を爲すことに決定したる事に關しては既報(特高外事月報十月分参照)の通りなるが、其の後彼等の動靜次の如し。

- (1) 黨資金造成運動 (イ) 藍衣社に對する資金引出運動 本黨は從來藍衣社より毎月二千五百元の資金を援助せられ

朝鮮人運動の状況



つゝありたるが、曩に之が援助を中絶せられたるやの模様ありし處、右藍衣社に於ても全然援助を拒否したるにはあらずして表面上種々なる口實を設けて之が支出を遷延しつゝある模様にて現に九月分の二千五百元は十月十四、五日頃五百元、同月二十二日頃二千元を夫々支出交付したる趣なり。

而して以上の状況より按ずるに藍衣社は國際關係の紛糾を考慮し稍もすれば彼等の援助を差控ふるの態度に出でつゝあるものゝ如し。

斯くして彼等は藍衣社に對し極力繼續的援助を懇請する一方會社の態度が如斯消極化せる爲め、今後従來通りの援助を受くことを得るや否や甚だ疑問の状態となりたるを以て、最近他の中國人抗日團體方面に資金獲得運動を試みつゝある模様なり。

(ロ) 張學良に對する黨費込運動 李青天は既報の如く韓日來コト炳林と共に黨の使命を奉じて陝西省西安滯在中の張學良を始め東北軍閥方面を歴訪し資金援助方の交渉を爲すこととして、客月末日南京を出發したるが、出發前右兩名間には何等かの秘密協議纏り居りたるものゝ如く本黨幹部には何等の連絡なく兩名共南京出發後北上せずして、杭州に止り何事か策謀中の模様ありたり。

而して斯る事實を聞知したる金元鳳は大いに驚き本月十五、六日頃單身杭州に赴き李青天に面會して速かに既定方針に基き北上すべき旨を促し、十月十九日彼等の杭州出發北上を見届けたる上、兩名の滯杭中の行動を調査し同月二十一日頃歸寧せりと謂ふ。斯の如く黨内派争は未だ完全に清算し居られざる模様にして李青天一派を通ずる資金造成問題は今後尙相當曲折あるものと思料せらる。

(2) 廣東支部の内訌 黨本部に於ては各地方支部中廣東支部を最も有力支部として、重要視し來れる處、本年夏頃に至

り、同支部に於ては曩に本部より任命したる支部長を排斥し、新に同地黨員中より之を任命する等本部の命に抗するの舉に出でたる趣にて當時本部は之が原因調査並に善後措置の爲め八月頃中央幹部崔東昨を廣東へ派したるに「黨本部は時局に適合したる政策を採らず」との理由を以て崔東昨の種々なる説得も聽入れざるのみならず、同人の同地滯在をも妨害するに至りたるを以て、約一ヶ月位の後已むなく南京に引揚げたるが、更に李青天も之と相背後して約一週間廣東に至りて説得に努めたる模様ありしも何等奏效せず、爲めに黨本部は、此の程新に金元鳳の參謀格石正コト尹世胃を約一ヶ月の豫定を以て廣東に派遣することに決定したるものゝ如く、右尹は客月二十五日上海經由支那船にて目的地に出發せりと謂ふ。

(四) 南華華人青年聯盟の情勢 本聯盟は最近従來の方針を一擲して對日革命戦線を強化するが爲めには現下各個に存在する韓國民族の各團體を聯合戦線に統一することの必要な所以を強調するに至り、客月以來機關紙「南華通訊」を通じて、其の片鱗を表現し居りたるが、本月上旬發刊したる同紙第一卷十期十一月號に依れば「民族陣線の可能性」「民族戦線を如何に結成すべきか」等と題し別記の如く其の必要性を強調し居れる事實ある外、更に最近金元鳳一派の民族革命黨と接近し相當連絡しつゝある事實ある等、本聯盟の斯る意味に於ける今後の活動に就ては相當注目すべきものありと思料せらる。

別記

一、民族陣線の可能性(南華通訊十一月號抜萃)

『我等は朝鮮革命運動の現階段にあつては民族戦線の必要と擴大を痛感する。それは民族戦線のみが民族解放運動の進路を打開する指針であるからである。』

民族戦線とは何か？夫れは果して可能であるか？を究明すれば、

- 1) 民族戦線は最大の力量集中を以て對外的には民族的共同の敵日本帝國主義に對抗し、對内的には「ファッショ」の發生を防止し一切の反動勢力と抗争する。
- 2) 民族戦線は各黨各派、各階級を團結し、廣汎なる大衆的基礎上に建立する。
- 3) 民族戦線は民族解放量の現階段に適合する綱領を支持する。民族戦線の形成は戰闘的である一面に大小の民族的、社會的關



争を通じて廣汎な大衆を吸収し、商議妥協譲歩を經由して團體と個人を参加せしめ他の一面に於ては反對者懷疑者及敵線内部の動搖と闘ひ又妥協投降の傾向と闘争し民族敵線に對する信仰の強化を其の任務とする。

民族敵線の現實に於ける問題は其の可能性の有無である。然らば民族敵線は事實上可能であるか？

一、歐洲に於ける人民敵線の勝利は國際的反響を起し、殖民地半殖民地に於ては民族的總團結が民族解放運動の最善の策略であると云ふことを啓示すると同時に各黨各派の反省と覺悟を促成してゐる。

二、日本帝國主義の政治的經濟的社會的強壓は動勞大衆否全民族の生活に大紛擾を起し、煩悶、焦燥、憤怒、抗争は一個の新歴史階段を形成して民族敵線の基本力量となつてゐる。(中略)

三、三・一運動を始めとして、六月十日事件、光州學生事件等を通じて見ても毎事件の爆發動機は如何を問はず、共同の目標下には各層各階級の全民族的颯起の過去の事實の指示がある。

四、朝鮮革命に於て其の闘争對象が同一なる限りは如何なる黨派を問はず、民族敵線を拒否すべき何等の理由もなく却つて各其の自派の根本主張と態度を抹殺せぬ限り民族敵線を支持するやうにすべきことは當然なことである。無政府主義者は如何なる革命に於ても民衆解放の爲めに常に先頭に立つて血を流してゐる。然し革命の發展の爲めに常に先頭に立つて血を流してゐる。民族敵線の深刻に陥し入れる領導權争奪戦には参加せぬ。(中略)

民族敵線の作成前夜に於て、海外運動線の決定的任務は先づ最も適當なる方法を取つて各團體各個人間に於ける聯合敵線を具

體的に計畫し、之に對する互評を以て理論基礎を確立しつゝ、速かに實際の第一歩工作に着手し、其の成長に依つて巨大な反響を海内に擡げて一般的呼應を喚起するに在る。(後略)

二、民族敵線を如何に結成すべきか

〔前略〕我等が此の民族敵線を結成するに第一必要なことは現實の社會情勢を鋭敏且正確に認識すべきことであり第二に各團體又は各個人が各自革命的良心を偽はらず、過去の失敗原因であつた政治的手段を以て相互利用せんとする惡夢を棄て相互に隱匿することなく革命的良心と大膽なる勇氣を以て結合せねばならぬ(中略)

最後に民族敵線に對する私見を述べれば

一、我等は先づ過去の因習と誤見を清算し、重大な社會的責任と眞正な社會的革命的對して、切實な認識と犧牲的覺悟を以て闘争せねばならぬ。

二、個人なると團體たるを問はず、各自の主義又は感情の奴隷とならぬ我等は社會的「働き手」であることを忘却せず目前に逼迫せる革命運動の爲め有機的聯絡を取つて共同「スローガン」の下に宣傳工作と破壞工作に協力活動せねばならぬ。

三、主義政綱を異にする各團體を單一的に統一せんとするのではなく各團體及各個人が自己思想に根據して各自の環境と能力に依つて多角的に共同「スローガン」の下に相互緊密な連絡を取り協力して敵を各方面より總攻撃せねばならぬ。

我等は大略に斯る範圍に於て提唱するものなれば、諸團體の高見を躊躇なく發展して相互間に具體的に討論して始めて、具體的の方策を作るべきである。同時に民族敵線も結成されるであらう。』

七、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例 △印増 ○印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者との比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
十月	七、〇六五	七、九一〇	八四五	八九六△	四一六	
十一月	九八、四九七	九四、七五二	三、七四五	〇	二、一四〇○	七、七七二
合計						

宗教運動の状況

一、人の道教團に於ける状況

(一) 概況 其の後の人の道教團の状況を見るに表面平靜を装ひ乍らも相亞々首腦部の檢舉に甚しく動搖を來し、教團の維持、信徒の動搖防止に對しては痛く腐心策謀し種々逆宣傳を試みると共に一面政治的策動をも圖りて情勢を有利に展開



せんことに努めつゝあり。然るに豫て同教團の有力信者にして同團の政治的策動に關與せる衆議院議員山道襄一は、十三日突如大阪地方裁判所検事局に召喚せられ同人の教團に關する容疑の行動に付種々喚問せらるゝに至り、次て十七日には同教團本部に對し大阪地方裁判所検事局を中心として豫審判事四名檢事五名其他大阪府警察官多數の家宅搜索を開始せられ、終日に互りて徹底的搜索を受けたる爲本部は重なる衝動を受け全國の信徒も亦新聞紙の報道により新たに動搖を來したる模様なり。教團側に於ては其の都度左記(一)乃至(五)の如く日訓、指令、通報等を發し、一面本部の准祖教師等を可及的支部出張所に派遣せしめて信者の不安除去に努め、順次各地奉仕員聯盟の代表者を本部に招致して地方事情を聴取し個別的に對策を練り、十一月下旬には全國一齊に方面支部長會議を開催せしめ今後の布教、維持等に關し協議を遂げしむるところありたり。更に二代教祖御木徳近は十一月二十三日關係監督官廳に對して教團の内容を記載せる書面を發送して教團存続の哀訴嘆願を爲し、十一月三十日には人の道教團全國教育者聯盟代表の名を以て、國民教育の見地より教育勸諭を教義とせる人の道教を推賞して之が存続の諒解に努め、他面には有力辯護士等を懐柔して前教祖の辯護並に教團維持の策謀に備ふる等硬軟兩様の方途に出で、善後策に狂奔しつゝあり。一方准祖橋本郷見、教師中島文顯の兩名は、曩に大阪府當局より釋放せらるゝに當り一度は離信の聲明を爲したるも、其の後教團側の説得に動され遂に離意して留團することとなりたる爲め、本部よりは直ちに全國信徒に其の旨誇大に傳へ、其他新聞紙の報道に對しては其の都度種々事實を曲庇して逆宣傳的通報をなしつゝあり。之等の策動は信者の動搖を防止するに相當效を奏しつゝあるものゝ如く、殊に事情に通ぜざる信徒間にありては、最近大阪府當局の取調が極めて潜行的となりつゝある爲今回の事件は此の個人的檢舉を以て終幕を遂げたるものと樂觀する向すらあり、既に事件發生當時遠からず當局より解散命令あるものとして出張所等を閉鎖したるものも自然時日の經過と共に

に平靜に歸し、夙に閉鎖中にありし熊本縣八代出張所、香川縣多度津出張所新潟縣新發田出張所等は殘留信者等の奔走により最近之を復活するに至り、又新潟縣新潟俱樂部に在りては支部昇格を圖らんとして之が設置を出願する等、一般に衰勢を辿りつゝある中にも漸次教勢を回復せんとするの状況を示しつゝあり。尙最近支部出張所等に於て催しつゝある行事中には、殆んど宗教的本質と遠ざかりて専ら一時的俗興を主とするもの多く、是に依つて離信者の喰止を圖るに汲々たるの状況なり。其の一例を擧ぐれば次の如し

富山(富山縣)支部	一、各種競技及演藝大會	信徒の興味を繋ぐが爲娛樂大會を開催し圍碁、將棋、コリントゲーム、尻角力等の競技に引續き、演藝大會に移り浪花節、三味線、やくざ仁義等信者の隠し藝を發表し夜に入りては祝宴を張り或は撲撲店を開く等種々打興し中には酒類を持込めるものもあり。
福井(福井縣)支部	一、一人三名責任觀誘 二、自轉車宣傳隊	信者一名にて新信徒三名を觀誘することを責任分擔せしめ入信觀誘に當れり。尙信徒十三名を以て自轉車隊を組織し各々人の道教團旗を押し立て、近郊に旅行し途中娯集し來れる村人に同教の治病、幸福觀等を布教せり。
敦賀(福井縣)支部	一、信徒倍加週間	信徒一名にて一人觀誘の責任を持たしめ信徒倍加週間を催せり。
廣島(廣島縣)支部	一、觀劇招待	同教支部婦人會員を淡海劇に招待し離信者喰止に努む
八幡(滋賀縣)支部	一、信徒運動會	八幡町公園にて信徒運動會を開催せるが競技種目中「夫婦二人三脚」は風俗上不都合ありと認めて所轄署に於て禁止せられたり。
和歌山(和歌山縣)支部	一、信仰調査カード	信仰調査カードを作成之を信者宅に配布し奉仕會員が各信者宅を訪問して記入し、信仰の眞意を確め離教防止の一助とせり。
甲府(山梨縣)支部	一、朝詣強行週間	信者の漸減に鑑み朝詣強行週間を催せり。
京都(京都府)支部	一、松茸狩 二、朝詣倍加誠誠期 三、誠誠演壇週間	松茸狩を催して信徒間の親睦を圖り、朝詣倍加誠誠期間と稱し、信者宅を訪問して朝詣を勧誘し、更に誠誠演壇週間を催して轉験談の優良者を投票せしめたり。

其の後各府縣當局に於ては詐欺、醫療妨害等の事實に付札明中の處多數の首信者にして教師等の使喚により醫療を排し遂に



死に至りたる事例尠からず。而して其の多くは病身者の弱點として容易に教師等の言を信じたるものにして、即ち病氣は神のみしらせたるを以て入信して神宜を得れば必ず全癒するも醫療にては全治せずと勸説せらるゝ儘に之を妄信し、入信後は専ら醫療を排して胡語を勵行し、而も之が爲め重症に陥入れば尙眞行の不足なりと宣示さるゝの結果みそぎ等によりて更に過激なる勞務に掌はり遂に死亡を見るに至りたるものにして、其の悲惨なる眞に目を蔽はしむるものあり。現に取調の結果既に事實明白となりたるものとしては、鹿兒島縣二七名福岡縣十一名島根縣十名山口縣八名栃木縣三名の多きに達し、且下引續き取調中にある石川縣を始め其の他の府縣に於ても多數の事例ある模様にして、本件の如きは唯に刑法上の問題たるに止まらず人道上よりも看過し得ざるものと謂ふべし。

(二) 外地に於ける状況 滿洲に於けるひとのみち教團は、滿洲事變後國家主義思潮の波に乘じ敬神尊皇、愛國の大義發揚等に名を藉り、而も本教獨特の教理の實利、現實性を利用して巧妙誇大なる宣傳に努むる所ありたるを以て教勢著しく擴大し、特にインテリ層、商業界方面に急激なる瀾漫を見るに至り、近々二、三年來に新京、大連、奉天の各支部其の他各地に十、六箇所に達する出張所相次いで開設せられ、信徒總數一萬名を算し新京支部は工費九萬五千圓奉天支部は工費に四萬五千圓を以て何れも堂々たる建物を新築し教勢日を逐ふて進展しつゝありたり。

而して本教團に對しては豫てより兎角の世評あり、教團の基礎とも言ふべき「みしらせ」「おふりかへ」等も到底現代の科學的常識を以て理解し能はず、獻金寄附金等の名目を以て搾取する金錢は多額に達し、其の財政状態に付ても數多懷疑せらるるものあること認められたる爲め、關東局に於ては豫てより鋭意眞相究明中でありたり。然るに偶々大阪府に於て教祖御木徳一の強姦並に強制猥褻被疑事件にて檢擧せられたるに端を發し、續いて一味の瀆職事實發覺し多數の引致を見てより邪教

的實相逐次暴露し、續いて信徒に一大衝動を興へ之に判較せられて一部離信者を見るに至りたるも猶之が迷蒙より醒めざる者多く、支部教師等は教祖の不行跡を曲庇し寧ろ教祖は教信徒のお振替に依り災難を一身に受けて信徒の爲に縲紲の難を受けつゝあるものなり等、詐言を以て信徒の喰止めに狂奔し却て警察官の取締を牽制せんとするが如き態度に出づるのみならず、本教團の存在は新興滿洲に於ける健全なる國民精神の培養を阻害し殊に將來滿洲に於ける宗教制度確立の上に支障を及ぼすものありと認めらるゝに至り。依つて關東局當局に於ては十一月五日午前九時を期し各所轄警察署をして大連、奉天、新京の三支部を始め各地出張所等の一齊手入を斷行し取調を進めたる結果、教團内部の各種の詐術性を始め巧妙なる借金政策及獻金の強要手段其の他醫療妨害、財政の亂脈等幾多の不正事實發覺し其の邪教性は今や動かし得ざる處となりたり。茲に於て之が自發的解消を促すべく十一月十五日當局談の形式を以て教團の内容を發表せるに、在滿各新聞亦一齊に筆誅を加ふる處ありたる爲め、妄信者等も漸く其の迷蒙より覺めて欺瞞性を自覺し全面的離信の氣運に包まれ、各支部教師奉仕員等の間に殆んど解散の空氣濃厚となるに至れり。尤も一部の間には官憲の命令ある迄自發的解散の必要なしと強調して執著する者も尠からずありたりと雖も、大勢の赴く處解散に決し奉天支部は十一月二十一日、大連、新京支部は十一月二十三日何れも教信徒大會を開催、解散決議の上之を宣言し、其の他大小出張所等亦盡く閉鎖するに至れり。尙又在滿領事館關係に所屬する齊々哈爾俱樂部に於ては、當局より内地並に全滿の状況に徴して其の存続の不適なる所以を懇諭せられたる爲め直ちに俱樂部の自發的閉鎖を見たり。尙哈爾賓支部に在りては幹部等が未だ同教に對する信仰を失はず、教祖の命令ある迄は自發的解散に應じ難しとして敢て態度を背せざりしが、二十一日領事館管轄地域内に於ける布教並に教義に關する執行の停止を命令せらるゝに至りたる爲之亦解散の餘儀なきに至れり。



左記(一) 十月三十日本部電報

橋本准祖、中島教師昨日本部へ歸る 本部取消の新聞記事は出  
警員事實なし安心せよ 教祖准祖朗なり

左記(二) 奉仕員總聯盟事務局報告

一、本月廿八日附大阪毎日新聞夕刊に「ひとのみち教團愈々潰滅  
の運命」と題し社寺兵事課談として大阪府廳に於て本教團許可  
取消を決議したる如き記事掲載ありたるも右記事は左の事實に  
より何等根據なきものなる事明白なり

廿八日午前中本部奉仕員幹事川崎一郎、馬場由一、山下隆、  
池田繁一、高木仙吉の五氏は大阪府下全信徒を代表し白川朋  
吉、山本芳治兩辯護士と同行大阪府廳を訪問したるに「未だひ  
とのみち教團許可取消に付考へたる事もなく従つて新聞記者に  
右記事の如き事を發表したる事絕對に無し」と言明されたり尙  
右五氏はあらゆる體驗を通じて本教の如き尊嚴神の大義を明  
示する教團を目下非常時に際し寧ろ國家は保護せられたる旨交  
々陳情し會談約一時間にして辭去せり

二、十月二十九日附大阪毎日新聞紙上に「刻々にせまる運命、囁く  
ひとのみち」なる題下に支部出張所が「ぞくぞく閉鎖」されつゝ  
あるが如く記載しあるも全教團を通じて公認支部出張所を閉鎖  
したる箇所は絕對になく、該記事末項に例擧したるものは何れ  
も未だ認可を得ざるものにして附近信徒が非公式に集合し居た  
るに過ぎざるが、去る七月四日附關祖の嚴達を以て非公認の個  
所に教師の出張を嚴禁せし爲め信徒に於て朝詣りを差控へたる  
程度のものに過ぎざるなり

三、十月三十日大阪朝日新聞、大阪毎日新聞の橋本准祖中島前教

務長に關する記事は全然事實に反し兩氏は昨二十九日夕刻歸還  
されたるも心境極めて朗かにして該記事の如きは一笑に附し居  
らるる實情にあり

前三項の事實によりても今回の事件に關する限り新聞記事が  
殊更らに作意を以て報道されつゝある事明白なるが故に新聞の  
報道記事に迷はざるゝ事なく一意國家の爲めに堂々たる態度を  
以て眞行に精進すべく會員並に信徒一同に徹底する様特に御達  
を乞ふ

奉仕員總聯盟事務局

昭和十一年十月三十日

支 部 長 殿

奉仕員會長 殿

左記(三) 日 關九十八信をしへおや

事件に對する處置に就いては萬事その係員(准祖及び二三の教  
師、辯護役員、辯護士)が當るのであるから他の者が兎や角と心を  
使ふ必要はないのである

然るに教師も信者も事件に提はれて居て、己の本分を忘れて居  
るのは遺憾である、事件が片付くまでひとのひととたるべき道を歩  
むことを中止する必要はないではないか

事件のことは當該係員に一切委して置けばよいのである

諸子は日調七十六信を今一應見直す必要がある  
子供を見るがいゝ何物にも提はれず子供は子供の天性を働かし  
爲すべきことをなしてゐるではないか

十一月十一日

教師諸士へ

左記(四) 總 令

昭和十一年十一月十四日

總 務 部

特 命 支 部 長 殿

去る本月十二日奈良縣廳に於ける特高課長會議の席上大阪府特  
高課長より「みち」に對する報告後將來の取締に付打合せありたり  
と新聞紙の報道してあるのは事實らしいから支部所屬府縣に於て  
課長會議以後特種の取締にして參考となるべき事實あれば詳細報  
告せらるべし

「自筆信書報告」

左記(五)

一、十一月十五日附新聞紙上に「山道代議士が本教團の資金を以  
て或種の運動をなすつゝあるかの如き疑によつて大阪地方裁判  
所に召喚され取調べを受けたるが如き記事を掲載せるも右は十  
四日午前十時同代議士が偶々他の用件を以て下阪せるを機會に  
今回の事件の主任檢事に面接し一個の信者としての心境を述べ

二、擡拾摺摺聖殿撤却狀況

(一) 概 況

大阪市西區靱北通三丁目田中富三郎は大阪市内に三箇所の店舗並に工場を有して相當手廣く萬年筆の製造  
販賣を營みつゝあるものなるが、今より約十年前高野山參拜の節偶然にも災難除として擡拾摺摺なる文字の記載ある守札を  
入手したるところ、商利に機敏なる同人は其の複雑なる組合せ文字の靈效宣傳によつて利を得んことを企圖し、之に對して  
任意擡拾摺摺なる讀方を附して直ちに之を商標として登録し、先づ其の使用を獨占すると共に該文字が古くより災難除とし  
て靈能顯著なりと附會宣傳して、當初は之を下駄、ステッキ、食器類等に刻みて試みに市井に販賣せり。然るに意外に其の  
購買者多數ありて計畫效を奏したるを以て更に郷邑地方に擡拾摺摺有縁の地を造り以て其の靈證を強めんことを劃策し、出

宗教運動の状況

て陳情され(約四十分)たる事實を誤報せるものにして事件の善  
後處置に就て同氏が本教團と資金授受の關係あるが如き事實は  
勿論公明を缺くが如き策動に關與されたる事實の絕對ない事は  
餘りにも明々白々の事にして釋明するも馬鹿々々しきことなり  
教團は元より本聯盟に於ても今回の事件に就ては何等の小策  
を用ゆることなく平靜の心境を持してかむわざに順應する態度  
に於て從來と何等の變化なき事は各位の既に充分認識せらるゝ  
處なり

二、當該聯盟より依頼致したる報告は絕對に必要な事項のみなる  
が故に事態の有無輕重に關せず速に御回報相成様特に留意あり  
たし

昭和十一年十一月十四日

奉仕員總聯盟事務局



郷以來四十年間久しく其の消息を絶ちたる郷里岡山縣苦田郡西加茂村に昭和六年颯然として歸省し、先づ村民の歡心を買はんとして郷土所在の神社佛閣に賣名的寄附を行ひ此の間にも頻りに捺指捺摺の宣傳を忘れず之が普及を圖り、村民の間に相當なる信用を植付け置き、翌年には自ら會主となり主として自家の店員等を以て捺指捺摺信光會と稱する信仰後援團體を組織して布教の便に供し、漸次大阪並郷邑地方を中心として同情者を得るに至れり。斯くて其の頃より新たに同文字を刻みたる指輪護符カフス釦等其の他多數の商品を製作、百貨店等を通じて廣く市井に販賣宣傳し、此の間阪神間所在大工場及安全週間等を利用して多量の護符を賣り付け相當之が普及を見るに及び、昭和八年更に郷土の有志に對して疲弊せる農村の匡救を圖る爲捺指捺摺聖殿を創設し、其の發展を期せんとの議を起し種々村内有力者間を奔走し、愈々同村火詰山中腹の村社金刀比羅神社の境内に捺指捺摺聖殿を建設することとなり、所定の手續を経ずして同年五月起工田中より約四千五百圓の私財を投じて昭和十年五月之を竣工し、爾來此の箇所を捺指捺摺信仰の中心地として災難除の地方信仰を嵩めつゝありたり。而して岡山縣當局に於ては同聖殿が無願社にして且種々迷信流布の虞あるを以て視察中の處、田中は捺指捺摺聖殿建設の表面上の理由としては自己の社會恩恵に對する奉謝として弘く世人を捺指捺摺の神徳に浴せしめ、併せて國民敬神崇祖の一大精神運動たらしめんが爲なりと稱し居ると雖も、同人が夙に捺指捺摺なる文字を商標として登録して其の使用を獨占したる上、該商標を附したる商品を販賣して之が宣傳普及に努めつゝあるのみならず捺指捺摺が古來より郷土に縁地を有したるが如く見せんが爲め捺指捺摺聖殿の存在を大阪方面に於て吹聴しつゝある事實に徴し、右は全く神社を迷信に利用し且つ之によつて商品販賣の利便を得んとしつゝあるものに外ならざること明白となりたり。依つて同縣當局に於ては其の存続は之を許し難きものとして、本年十月末責任者田中富三郎に對し、無効の申請を以て之を迷信利用によりて商品販賣の不當所爲

なかるべきこと等に付懇諭したる處、左記(一)の如く請書を提出し聖殿の自發的撤去を誓約せり。爾來推移注視中の處愈々十一月十日より二十五日に亙り聖殿及其の附屬建物全部の破却撤去を見るに至りたるが、同人の經歷並捺指捺摺の布教、聖殿建設の経緯等概ね左の如し

(一) 經歷並に聖殿建立の経緯 田中富三郎は、明治三年岡山縣苦田郡西加茂村の貧家に生れ幼少の折寺小屋にて漢籍の素讀を修めたる程度にして格別學歷等は無く、十八歳の時大阪に出で印刷所の職工、古本賣買、酒保經營等を爲しつゝありしが後雜貨商を營み更に對滿雜貨貿易に従事し、大正七年より現地に於てブツシユ萬年筆の製造販賣を開始し良好なる業績を治めて現に相當の資産信用を有するものなり。然るに約十年前偶然の機會に於て、捺指捺摺なる符合文字が災難除の護符たるの傳説あるを聞き之を以て一儲けせんことを企圖するに至り、先づ之を商標として登録し當初は下駄、ステッキ、食器類に該文字を刻みて市井に賣出し「此の品を所持せば如何なる災厄も免れ得べし」として災厄除の靈效を宣傳したるに相當なる賣行を示せり。依つて更に捺指捺摺の縁起を作為して一層宣傳効果を收めんことを策し、岡山在には古くより之が由縁の地ありと大阪方面に喧傳し置き之が實在の地を造るべく、出郷以來四十年間何等の消息をも絶ち居たる郷里に昭和六年突然歸村して、村長を訪れ自己は出郷以來萬年筆の製造販賣等により相當なる資産を築き成功せるに引換へ郷里は依然として舊態の委にて疲弊し居るは遺憾なるを以て自分は郷邑發展の爲大いに盡力したき考へなりと稱し、西加茂村所在眞福寺に四百圓を寄贈して佛間客殿を修理増築し郷社金刀比羅神社には大鳥居一基一千圓を寄進して村民の歡心を求め捺指捺摺宣傳の素地を作り置きたり。他方昭和七年頃より大々的に此の商標を刻める護符、指輪等左記(二)の如き各種の商品を製作し種々縁起由來並に其の靈效を吹聴宣傳し、大阪市内百貨店高島屋及津山市所在百貨店大黒屋其の他阪神間の萬年筆同業者等の手を通じて



廣く市井に販賣すると共に之が普及宣傳機關として自ら會主となり、同會の名に依りて「怪我をせぬお守札の事擗拾摺摺」と題するリーフレットを作成して其の靈效實例等を説き、出征兵士の大阪通過、産業安全週間等に際して護符の寄贈販賣を爲す等凡ゆる機會を捉へて之が宣傳を圖り、偶然にも安全週間を無事故に終り工場主等より謝狀に接することあれば、直ちに之を廣告文に利用する等遺憾なき宣傳効果によつて相當なる實行を示すに至れり。茲に於て昭和八年五月再び歸省して村長其の他村内有力者に面會し愈々鄉村發展の爲私財一萬圓を投じて村社金刀比羅神社境内に靈顯高き擗拾摺摺聖殿を建立し之を同神社に寄進したしと述べて村長並氏子總代等を納得せしめ直ちに之が工事を開始することゝなれり。而して擗拾摺摺聖殿(間口二間奥行三間半の神殿造り)には「擗拾摺摺大神神靈」と記載せる木片を御神體として納め、之に賽銭箱、線香立、石燈籠、手洗所等を備へ之に附屬して二見社務所の如き形觀ある休憩所十八疊六疊各一間)を設置し、之が總工費約四千五百圓を要して昭和十年五月竣工を見るに至りたるが其の費用は總て田中より支出し、其他敷地整理の爲氏子六百名の勞力奉仕に對しても亦酒肴料として三十錢宛を支給せり。尙之が竣工と共に岡山縣當局に對し聖殿建立箇所の境内地設定方を申請せるも村社境内地制限抵觸の故を以て結局不許可となりたるものなるが、外觀上は全く境内同様の地續にして、自然地方民參詣の對象となりて土俗的信仰を増すと共に該聖殿を聖地として商品販賣の宣傳に供へつゝありたるものなり。而して岡山縣當局に於ては其の宣傳狀況に對し漸く懷疑を生ずるに至り鋭意調査中の處所謂其の緣起なるものも單なる迷信にして、曩に大阪に於て信仰後援團體として作りたる擗拾摺摺信光會と雖も一見多數の同信者を以て組織せられたるが如くにして、實は殆んど同族並使用人等を以て結成せるものにして全く宣傳の具に過ぎず、殊に緣起發祥の地が古來より郷里岡山に所在したるが如く大阪地方に於て喧傳するに拘らず一方郷里に於ては大阪方面には有力なる信仰團體をも

組成し多數の同信者あるが如く傳ふる等巧妙なる宣傳を試みつゝあること判明し、畢竟無許可の神社を建設し而も之を販路擴張の營利手段に供しつゝあるものと認められたるを以て田中に對し懇諭するところあり、本人も深く其の非を悟り該聖殿の自發的撤去を見るに至りたるものなり。

(三) 宣傳せる緣起由來 田中富三郎は擗拾摺摺なる語の起源、沿革は相當に古く古來一部の人士間には之が信奉ありたるものにして其の靈效は各種の文獻にも散見する處なりと宣傳し、各様の附會的義解を加へつゝありしが、其の一例を擧ぐれば次の如し

(イ) 孔文叔より「擗」は十梓を合束したる禾を手に持てる意象なるが之は五倫五常を意味したるものにして此の弓箭を發するは即ち人が五倫五常の道義心を發する所以を明にせるなり「拾」は劍と楯を手に持てる意象なるが其の劍は惑を斬り理を判する利劍を謂ひ楯は七情の迷亂して本性を襲來するを防ぐ所以の義を示せるものなり「摺」は手に楯を抱く意象なるが是れ邪を防ぎ正を守る所以を明にせるなりと

(ロ) 天明二寅年の春御小姓勤仕の、新見愛之介と言へる者登城の折柄九段の上にて、乗馬ものに驚けるにや、數十丈の深き御堀内へ馬と一諸に轉び落ちけるが、怪我もせず著服等改め直ちに登城せりと、其の後右の咄出て何ぞ格別の守護もありしや、數十丈の所へ轉び落ち如何にしても少しは怪我有るべきに不思議の事なりと言ひしに外に守様の物もなかりしに一と年不思議の事として知行の者より持越したる札ありしとて愛之介より右尋ねし者へ見せけるに、右は同人知行の者或日野に出て雉子を射

その雉子に當りしと思へ共、雉子は恙なく立たんとせず弓術上手と言はるゝ者共、争ひ射たりしが雉子は後に倒るゝと雖も右雉子に矢當らず何れも驚いて追ひ廻し捕へけるに羽がへに擗拾摺摺の神符有りける由

(ハ) 昔孔子の弟子曹子病を得て臨終に及び門弟子を呼びて手足に至る迄身體の各部を調べさせ、一つの傷痕なきを見聊か安心の表情を浮べ、父母に完き身體を受けて生れ、幸ひ全身に一つの傷痕なく返し得るは孝道の一端をつくしたりと言ひ竝に生命の守護神擗拾摺摺に深く感謝せりと。身體髮膚父母に享く敢て毀傷せざるは孝の始なり。此の有名人格言も此の意を述べたるものなり

(ニ) 豊臣秀吉征韓の砲、名將加藤清正は此の神符を双に彫りつけて信仰し居たるため萬死に一生を得たりと言ふ話あり、是より先紀州徳川光貞公鷹狩の日銃にて雉子を射給ひ命中したるに死せざりければ網にて其雉子を獲て改めさせ給ふに風切羽に擗拾



宗教運動の状況

捧指の神符結びつけあり。誠に小極に寫して鉢にて射させ給ふに申す依て此の神符を近臣に給ひしことあり公費で之を聞き及ばれし故紀州に聞合せ給ひしに果して此の四字なりき。因て亦も之れを悉く近臣に賜ひしことありと。

(ホ) 近き例は明治廿七八年の役に上州前橋藩士玉尾篤氏深く此の神符の奇瑞を信じ其の三男北澤友彦といへるが従軍せる時手寫して帽内に納め遣はせしに七度戰場に臨んで微傷たも受けず、七里口の戦の如きは彈丸頭上に来りしも彈丸悉く背後に落ちて身悉なかりしと又其の友多田某三男は此の神符を帽内に張附たりしが銃丸帽を打碎きたるにも關はらず頭部には更に異狀なかりしとぞ

左記(一) 請 書

建設所有に係る左記捧指神聖殿に關する一切の施設は明治五年八月晦日大藏省達第百十八號無願社寺創立禁制の件に違反する

捧指捧指入尾錠	洋銀黒イブシ仕上ゲ	箱入	一箇	金壹圓
同 尾錠付	洋服バンド	〃	一箇	金壹圓五拾錢
捧指捧指入尾錠	純銀製	桐箱入	一箇	金五圓
同	金張製	桐箱入	一箇	金四圓五拾錢
捧指捧指入胸章	洋銀イブシ仕上ゲ	桐箱入	一箇	金五拾錢
同	純銀製イブシ仕上ゲ	桐箱入	一箇	金壹圓五拾錢
同	金張製	桐箱入	一箇	金貳圓
捧指捧指お守小判	(蜀紅錦袋入富金小判)	桐箱入	一箇	金三十錢
捧指捧指お守小判	(織物袋入金色小判)	桐箱入	一箇	金二十錢

ものなるに就ては之を昭和十一年十一月二十五日迄に破却撤去し該捧指神聖殿使用の材料を以て建物を爲さざるは勿論之を撤去せるものを商品の廣告等に使用致す間數仍て請書及提出候也

記  
岡山縣吉田郡西加茂村大字中原 五〇六番地  
捧指神聖殿 一棟  
同 社務所 一棟  
其他石燈籠手洗鉢香立  
石垣玉垣石段等捧指神聖殿に關する附屬物 一切  
昭和十一年十月二十七日  
大阪市西區北通三丁目二十九番地  
田中富三郎

岡山縣知事 多久安 信殿  
左記(二) 捧指神聖殿の商品

十八金模様總刻エンゲージ指環	(漆塗金蒔繪桐箱入)	桐箱入	一箇	金二十圓
白金甲丸型指環	(シール張サツク入)	桐箱入	一箇	金二十圓
白金細輪型指環	(シール張サツク入)	桐箱入	一箇	金十二圓
十八金甲丸型指環	(ベツチン張サツク入)	桐箱入	一箇	金八圓
ホワイトコイン豪本眞珠入指環	(同)	桐箱入	一箇	金六圓
十四金細輪型指環	(同)	桐箱入	一箇	金四圓
ホワイトコインエンゲージ型指環	(桐箱入)	桐箱入	一箇	金一圓
ホワイトコイン繩型指環	(桐箱入)	桐箱入	一箇	金一圓
家庭用ブラチノン細輪型指環	(桐箱サツク入)サイズ組合	五箇一箱	一箱	金一圓
捧指捧指守札	(金色眞鍮製)	桐箱入	一體	金三十錢
捧指捧指守札	(サツク輕銀金製)	桐箱入	一體	金五十錢
捧指捧指子達の守札	(サツク守札共輕銀製)	桐箱入	一體	金二十錢
捧指捧指カフス鉤十八金張	(レザー張サツク入)	桐箱入	一組	金二圓
捧指捧指カフス鉤ブラチノン製クローム附		桐箱入	一組	金一圓
家庭用ブラチノン指環、お守小判、守札優美箱入五箇組合	(サツク守札共金製)	桐箱入	一箱	金一圓
捧指捧指小附	(純銀製)	桐箱入	一箇	金二圓二十錢
捧指捧指寶鈴		桐箱入	一箇	金一圓四十錢
同		桐箱入	一箇	金一圓
捧指捧指記念メタル	(造幣局製)	桐箱入	一箇	金四十分
高尙優雅ラクト新製守札	金四分一合金(蜀紅錦袋入富金小判)添付	桐箱入	一箇	金五十錢
捧指捧指ラクトロイド製サツク守札金製優美箱入	御希望ノ方ハ金壹圓ヲ添(御申込下サイ	桐箱入	一箇	金五十錢
色種類(象牙、翡翠、赤、龍甲色等)		桐箱入	一箇	金五十錢

宗教運動の状況



三、天理教撲滅運動の状況

東京府北多摩郡武蔵野町吉祥寺居住神道有志聯合會瀨尾彈正は、同志たる東京市神田區猿樂町政教社々長五百木良三等の間に天理教撲滅運動を提唱して、豫て建國神都淨化聯盟なるものを組織し排撃パンフレットを發行して關係方面に呼び掛くる等之が運動を興しつゝありたるが、十一月十日東京市所在青山會館に於て天理教撲滅對策協議會を開催するに至れり。同日出席者約百五十名に達し、席上瀨尾彈正等より種々天理教の邪教性を指摘すると共に出席者に對し之が目的達成の助力を求め、次で中山管長等に對する不敬罪告發狀に檢事總長宛彈劾上申書の内容を發表し、發起人等交々立つて糺彈の烽火を擧げ終りに臨み明春京都市に於て、天理教撲滅大會を開催すべきことを宣言して閉會せり。

而して之が決議に基き瀨尾彈正より大審院檢事局に宛て中山管長等に對する左記(一)の如き不敬罪告發狀を提起すると共に、五百木良三よりは別箇に檢事總長宛左記(二)の如き上申書を提出せるが更に之が撲滅運動を全國的に展開して輿論に訴ふべく、十一月二十二日告發狀に檢事總長宛上申書の寫及「同愛の士に檄す」と題する左記(三)の如き檄文を何れも千五百枚乃至二千枚印刷に附し、全國神道家宗教家並に愛國團體方面に對して發送する等運動續行中なり。

左記(一) 告發狀

告發人 東京府北多摩郡武蔵野町吉祥寺二六七八  
神道有志聯合會 瀨尾 彈正  
奈良縣山邊郡丹波市町三島  
被告發人 天理教管長 中山 正 善及ビ其配下ニ屬スル役員  
教會長全部  
告發ノ事實

今ヤ將ニ皇紀貳千六百年祭ヲ迎ヘムトスルニ方リ皇道國體ノ本義ヲ明徹ニシ庶政革新ノ第一義トシテ教學ノ刷新ヲ圖ルハ皇國刻下ノ最大急務ナリ、即チ之レガ徹底的實現ヲ期スベク神祇不敬國體冒瀆ノ邪教ヲ一掃スルハ其最モ緊急事ナリトス、爰ニ於テ乎邪教天理教ノ存在ハ國家ノ由々數重大不祥事ナルヲ以テ政府ハ須ラク遲滯ナク敢然天理教ノ獨立許可ヲ取消シ以テ之ヲ禁斷スベキナリ

(一) 天理教公認ニ關スル罪惡

抑モ天理教ハ明治四十一年十二月二十八日內務省告示第百十三號ヲ以テ天理教會ニ對シ神道所管ヲ分離シ天理教ト稱シ一派獨立ヲ許可セラレタルモノト雖モ明治十三年九月中ニ在リテハ淨土宗鎮西派金剛山地福寺ノ配下ニ屬シ轉輪王ノ命ヲ奉安シ佛式ノ教會所ヲ設ケタリシガ明治十八年中山新次郎以下ノ者共神道本局所屬ノ教師トナリ明治二十年大阪府知事ニ神道天理教會所設置ヲ出願シタルモ却下セラレタルヲ以テ窮餘ノ術策ヲ弄シ先ヅ東京府ニ之ヲ設置セントシ同年四月十日東京府ノ許可ヲ得テ東京府下谷區北稻荷町ニ天理教會所ヲ設置シ直チニ奈良縣山邊郡丹波市ニ既許可ノ事實ヲ以テ移轉届出ノ手續ヲ了シ大阪府知事ヲシテ之ガ許否ニ關シ證議ノ餘地ナカラシメタリ、是レ法網ノ裏ヲ潜リタルモノニシテ既ニ此ノ時猶智ノ運用ヲ過シウシタルモノト謂フベシ、管轄官廳タル大阪府當局ニ於テハ如何ニ天理教ヲ淫祠邪教ト爲シ之ガ蔓延阻止ニ全力ヲ傾注シタルカハ教會設置願ニ對シ再三斷乎トシテ之ヲ却下セラレタル一事ヲ以テシテモ明白ナル證據トスベク、又明治四十一年該教獨立ヲ許可セラレタル際ノ如キハ全府縣ノ地方長官ハ悉ク其公認ニ反對シ時ノ警保局長タル古賀廉造氏モ亦大反對者ノ尤ナル人ナリ、特ニ警視廳ニ於テハ明治二十九年四月ニ在リテ天理教會取締ニ付訓令甲第十二號ヲ發布シ彼等逆徒ノ策動ヲ警戒セリ、然ルニ當時內務省人事局長タル水野鍊太郎並ニ神道本局ノ最高幹部野田菅麿、神崎一作及ビ松村吉太郎等ノ猛烈ナル策謀ニ由リ遂ニ所願貫徹シ得タルモノニ對シ當時世ヲ擧ゲテ非難攻撃ノ焦點タリシハ周知ノ事實ナリ、斯ノ如ク此ノ處分ハ全ク世人ノ公論ニ背キ且ツ公明正大ヲ缺キシハ顯著ナル事實ニシテ

宗教運動の状況

其實相ハ筆舌ノ盡ス所ニアラザルナリ

(二) 天理教不敬思想ノ事實

天理教ノ不敬思想ノ極惡最大ナルハ記紀神典ヲ冒瀆シ畏クモ柱ノ神ヲ強ヒテ引用シ以テ其ノ神ヲシテ大龍、大蛇、龍、鯉、鱈、鱈、鯉、鮫、鮪、人魚、白蛇ト稱スル事ハ誠ニ記紀神典ノ尊嚴ヲ冒瀆シ國典ヲ亂シ國體ニ對スル大不敬ニシテ高氏ノ叛逆及ビ天皇機關說以上ノ兇惡思想ト謂フ可シ今茲ニ其最モ甚シキ事實ノ一端ヲ報告スレバ伊非諾摩ヲ白蛇(白ぐちな)ナリトシ伊非諾摩ヲ人魚(ぎ魚)ナリト斷定シ神聖無二ノ我が皇統ノ本源ヲ爬蟲魚屬ナリトス彼レ不敬派立教ノ始期ニ於テ其奉齋主神タル所謂十柱之神中ニ佛名ノ「いしやくてんのみこと」ヲ表名配祀シ未ダ神佛混淆ノ域ヲ脱セズ神道ノ教派トシテ其齋神中ニ皇祖天照大御神ヲ祀リ奉ラザル不條理ニ對スル非難ニ違著シ「いしやくてんのみこと」ヲ除キ之ニ代フルニ大日靈尊即チ天照大御神ヲ以テシ奉リタルモ元來「いしやくてんのみこと」ハ毒魚鯉ナリトスルモノナルヲ以テ天照大御神モ亦鯉ニ相當スルモノナルコトハ論ヲ須キルノ要ナシ然ラバ即チ萬世一系ノ皇統ヲ賤ミ給フ現身神ニ坐マス今上天皇陛下ハ人魚、鯉ノ血統ナリト斷定シ奉リテ儼ラザル振舞ニシテ蓋シ是レ僧道鏡ノ逆意ヲ以テシテモ仍ホ速ク及バザル我國有史以來ノ大不敬事ナリ矣

(三) 不敬行為ノ事實

不敬思想ニ次グ不敬行為ノ事實ヲ摘發スレバ現天理教管長中山正善ヲ始メ部下一切ノ教師信徒ノ日常生活ノ中心主體タル「ひのきしん」其ノモノハ皇國固有ノ我が民族ノ信仰思想タル敬神尊皇、盡忠愛國ノ大義心ニ對スル挑戰的行爲行動ニシテ是レ正ニ國



宗教運動の状況

家ニ對スル反逆思想ノ具現ナリトス

海行かは水づく屍山行かは草むす屍大君の邊にこそ、死なめかへりみはせし

ノ我が日本民族ノ最高奉仕生活ニ對スル呪咀ニシテ其ノ奉仕儀  
性ノ對象ヲ天皇國家ニ置カズ且ツ絕對神聖ヲ明津御神タル天皇ト  
仰ギ奉ラズ妄リニ佛意ノ甘露ヲ濫置シ因テ以テ最高神聖ノ表徴  
トナシ建國以來ノ傳統タル公私一如彼我一體ノ奉仕生活ヲシテ自  
家樂中ノモノトナシ之ヲ以テ却テ強制擄取ノ手段トス之レ大義  
名分ヲ棄リ國家生活ヲ分離シ國民道徳ヲ破壞スル所業ナリトス、神  
祇不敬國體同瀆國家生活ノ破壞呪咀ノ一大表徴タル(ひのきしん)  
甘露蓋ノ不逞思想ハ彼ノ天理教脫稅疑獄其ノ他ノ非行トナリテ顯  
現スルモノニシテ之レ寧ろ當然ノ歸結ト謂フベシ、抑モ甘露蓋ト  
ハ人魚(き魚)即チ伊弉冉尊ニ號録(月夜見命)ヲ男根トシテ之ニ月  
樓(國常立尊)ノ心氣ガ入込ミ男神ナル人間ノ精虫トシ白蛇(伊  
弉諾尊)ナル巳(方角)ニハ龜(國狹狹神)ヲ女ノ局部トシ之ニ日樓  
(面足神)ノ心氣ガ入込ミ女神ナル人間ノ子宮トシ北枕ニ寝テ九  
億九萬九千九百九十九人ノ子數ヲ三日三夜ニ全力ヲ傾ケ二人宛  
顯セシメタリ其ノ際房事セル其神體ノ中央ガ甘露蓋即チ天理教廳  
所在地タル(御地場)ナリトシ今之ヲ極言スレバ甘露蓋トハ生殖器  
ノ表徴ニシテ之ニ奉仕スル生活ヲ「日ノ寄進」ト稱スルモノナリ而  
シテ爾後諸國ヲ産メリト説明シ且ツ所屬教徒ニ之ヲ教ヘ居ル行  
爲ハ正ニ奉強附會ノ猥談ヲ以テ畏クモ天孫降臨ヲ沐浴シ日向朝廷  
ヲ否定シ奉ル實ニ許シ難キ言動ナリトス、故ヲ以テ昭和九年九月  
三日大審院ニ於ケル第二刑事部ノ判決ニ基テ天理教教師ノ不敬事  
件モ將又道般ノ脱稅疑獄モ皆俱ニ等シク「ひのきしん」甘露蓋生活

ノ反影ニシテ實ニ皇國々體ノ目撃之ヨリ大ナル莫シ、故ニ「ひの  
きしん」ノ強制者不敬行爲ノ權化者トシテ天理教管長以下其配下  
タル幹部ヲ始メ各教會長ヲ不敬罪ヲ以テ及告發候也  
證據方法並ニ參考

昭和十一年十月十日東京市牛込區若宮町二六六衆神道社發行ニ  
關スル「不敬凶逆ノ邪教天理教撲滅」ノ一書並ニ天理教道友社發行  
ニ關スル昭和七年九月五日發行ノ天理教綱要ノ一書中ノ泥海古記  
ノ全文、其他御召喚ノ際必要ニ應ジ立證可仕候  
昭和十一年十一月

右告發人

東京府北多摩郡武藏野町吉祥寺二六七八

潮尾 輝正

左記(二) 上 申 書

下名謹ミテ上申書ヲ檢事總長先次郎閣下ニ敬呈ス  
伏シテ惟ルニ今ヤ皇國ハ未曾有ノ時艱ニ際會シ國歩ノ艱難ナル  
又尋常ニアラサルナリ時弊ノ極ル處ニ懼ルヘキ事象相逐ワテ起  
リ不逞危激ノ思想ノ根絶ハ未タ猶ホ期スヘカラス此ノ秋ニ方リ外  
ハ國威ノ發揚ヲ請リ以テ外侮ヲ除キ内ハ庶政ノ刷新ヲ規シ以テ爲  
政ノ大本ヲ顯彰スヘク是レ内ヲ固メ伸ブルノ要道ニシテ時弊ノ匡  
救又實ニ爰ニ在リト謂フヘシ

抑モ國家ノ昌隆ハ民心作興ニ之ヲ求メサルヘカラス、而シテ民  
心ノ作興ハ民ヲシテ國體ノ自覺ヲ喚發セシムルニ在ルノミ、實實  
剛健ノ氣象ハ此ヲ以テ振ヒ忠君愛國ノ至情ハ此ヲ以テ顯ル、是レ  
正ニ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉リ邦家ヲ富強ノ安キニ置ク所以ニ  
シテ惟神道ノ面目此レヨリ大ナルハナシ

然ルニ頃日神道ノ名ヲ犯シ其ノ假面下ニ竄伏シテ社會ヲ欺誑シ  
國體ヲ本義ヲ滅却シ朝憲ヲ紊亂シ刺ヘ大逆無道ヲ企ツルモノアリ  
彼ノ大本教ハ幸ニシテ誅滅セラレタリト雖モ之ヲ凌キテ仍ホ餘リ  
アル邪教天理教ノ跋扈跋扈スルアルハ正ニ昭代ノ一大不祥事ニシ  
テ彼レ天理教ハ荒唐無稽強附會ノ教義ヲ立テ無知ノ民ヲ盲信セ  
シメ罹病ノ心理ニ魅入り病メルモノハ之レカ爲ニ醫藥ヲ斥ケテレ  
癒スヘクシテ癒エサルモノ生クヘクシテ死スルモノ擧ケテ數フヘ  
カラス、健カナルモノハ不斷ノ擄取ニ依リ財ヲ奪ハレ饑餓ニ彷徨  
スルモノ又幾十萬人ナルヲ知テス、故ヲ以テ帝國憲法ノ條規ニ依  
リ保障セラレタル生命財產ノ保護ハ邪教天理教ノ前ニ在テハ徒文  
ニ歸スト謂フモ敢テ妨ケサルモノナリ、而シテ貪慾ノ霸者管長中  
山正善以下役員ト稱セラル、程ノ者ハ何レモ巨萬ノ富ヲ蓄積シ其  
ノ起居ノ豪華ナル應サニ王侯モ洵カニ及ハス、奈良市ニ於ケル紅  
燈ノ巷ハ恰モ邪教獨占ノ景況ヲ呈シ莫大ナル遊蕩ノ費ハ月末之ヲ  
取纏メテ支拂フヲ恒例トスルモノニシテ其ノ痾行醜態推シテ知ラ  
ルヘキナリ嗟乎、憐レムヘキ哉、無知盲信ノ細民ノ膏血ハ直チニ  
貪欲ノ對照タリ、死ニ喘ク病者ノ呻吟ハ即チ非道ノ標的タリ、斯  
クテ之レ一片ノ腐肉ヲ購フ代價トナリ或ハ國外銀行ノ預金トナリ  
我ハ又自己保全ノ爲ニ撒布スル金帛トナルトハ然カモ猶ホ足ルコ  
トヲ知ラズシテ臣民ノ義務ニ背キ贈賄ノ非爲ヲ以テ管長ノ所得稅  
通脫ヲ企圖スル等入ヲ誨ヘ世ヲ勸ムル宗教ノ美名ニ隠レ空前無双  
ノ惡業ヲ逞シウセリ、特ニ以テ教祖中山ミキキノ口述ヲ筆記シタ  
ルモノナリト稱シ其ノ所依ノ教典中首先ニ位シ最重至貴トスル  
「泥海古記」ニ至リテハ山海經モ三舍ヲ避タル底ノ妖説ニシテ其ノ  
説ク所ハ記紀二典ニ對スル挑戰タルト共ニ我カ神聖ナル國體ニ對

宗教運動の状況

スル反逆ニシテ其ノ無道ナルコト萬古其ノ比類アルコトナシ、今  
一例ヲ擧ケテ之ヲ明鑒ニ供スレハ恐レ多クモ我カ國ノ諸神ヲ畏  
魚類ナリトシ特ニ皇祖天照大御神ヲ「鯨」ナリト説示シ諸再ニ神ヲ  
「白蛇」「人魚」ナリト斷シテ懼ラス、是レ我カ皇室ヲ輕侮シ其ノ尊  
嚴ヲ毀損シ神明ヲ冒瀆シ奉ル恐ルヘキ不敬行爲ニシテ無知盲信ノ  
教信徒ハ固ク執リテ之ヲ信シ聊カモ疑フモノナキハ所謂三人市虎  
ヲ成スノ古訓ニ漏レス其ノ結果タルヤ眞ニ驚クヘク且ツ恐ルヘキ  
ナリ、是レ霜ヲ履ミテ堅氷至ルノ慨ナキヲ得サル所ナリトス  
然ルニ監督官廳タル文部省ハ彼ノ金力ノ威ニ屈服シタルニヤ將  
タ又不敬文書泥海古記ノ祖述者カ曩ニ擧ケテレテ文部大臣秘書官  
ニ在職シ居ル爲ニヤ天理教ニ對スル驚々タル世論ニ耳ヲ傾ケス  
何等ノ糾正ヲ加フルコトナク狂馬ヲ野ニ放チテ恬然省ルコトナシ  
仍チ斯ル主務當局者ニ之カ糾斷ヲ期待スルハ恰モ木ニ藤リテ魚  
ヲ求ムルノ愚ニ等シキヲ以テ下名等同志憤慨重々果テ遂ニ閣下  
ノ明斷ニ懇フヘク別ニ有司ヲ經テ告發狀ヲ呈上セリ、仰キ願タハ  
閣下幸ニ世界宗教史ニ鑑ミテレ邪教ノ蔓ル所國憲國法ヲ超越スル  
古今ノ顯著ナル史徵ニ照シ下名等現下ノ國情ニ無量ノ憂慮ヲ抱キ  
丹心奉公以テ時弊匡救ニ盡瘁セムトスル衷情ヲ垂鑒セラレ神州ノ  
正氣ヲ鼓舞スル前驅トシテ邦家ニ百害アリテ一利タニナキ邪教天  
理教ニ對シ速ニ勇斷ヲ下サレ國體ヲ明昭ヲ覆フ妖雲ヲ拂ヒ純風  
美俗ヲ保全シ邪教盲信ノ構ムヘキ教信者ヲ救ヒ之ヲシテ眞ノ國民  
ニ更生シ以テ無限ノ恩被仁政ノ餘惠ニ浴セシメラレムコトヲ恐懼  
頓首再拜

昭和十一年十一月 日



宗教運動の状況

東京市神田區猿樂町二ノ一五  
建國神都淨化聯盟代表  
政教社々長 五百木良三

左記(三) 同憂の志に懐す

東京、名古屋、京都、大阪、神戸、奈良の六大都市を中心として正義の叫を擧げ尋で去る十日青山會館に於て之が撲滅對策協議會を開催し滿場一致絶賛の下に小生儀天理教管長同教幹部並に全國教會長を不敬罪を以て告發し建國神都淨化聯盟代表五百木良三氏山田照胤氏より檢事總長宛別紙の如き上申書を呈出せられたり  
惟ふに該問題の根本的解決は神道界は素より延て一般宗教界及び教育界の根本的淨化革新の基調を爲すものにして是れ皇紀二千六百年祭を期として第二の國體明徴運動の前驅にして時弊の抜本塞源の匡救は應に之を措いて他に在ることなし  
茲に同感同志相識り明春をトし京都に於て天理教撲滅全國大會を開催せむとする所以なり特に悔歎に堪へざるは文部省系の學者教育家中天理教の頭指に屈從し其番犬と稱するを得べき曲學阿世の輩あり且つ巷間傳ふる所に依れば邪教曲庇の主府たる文部省宗教局に斷乎手入の有るべしとの風説を聞くや屢々なり蓋し官紀の弛緩は鐵道省の獨占にあらざることは今更贅言を須るす茲に更道の振肅は未だ望むべからざるの實狀にあり茲を以て更始一新庶政革新の第一義として神祇官再興並に妥當なる宗教法の制定は皇國現下の最大急務なりと雖も先づ以て邪教天理教を撲滅焦亡するにあらざれば國體明徴の實も畫餅に歸すべく如何なる施設も亦空名

に終るのみ皇國の神祇の尊嚴を冒瀆し正しき宗教の權威を失墜する天理教撲滅の國民運動は蓋し將た緊急至要の重大問題と謂ふべし爰を以て敢て全國同憂の志士仁人の奮起を要するや切なるものあり願くは我等が意の存する處を明察し此の聖職を授けられ何分の高配を垂れ給はんことを頓首再拜  
昭和十一年十一月 月

各位御中  
發起者並に賛成人(イロハ順)

- 政教社々長 五百木良三
- 貴族院議員 井上清純
- 神宮奉齋會 今泉定助
- 三重縣有志 栗田照胤
- 皇風會 山田智善
- 西教寺貫主 岩倉具榮
- 貴族院議員 入江種矩
- 國體擁護聯合會 石川勝
- 宮司 市原壽
- 維新會 糸目惣五郎
- 扶桑教香川別院 板橋藤雄
- 千葉縣有志 石島徳長
- 福島縣有志 濱田本悠
- 立正大學教授 春田健一
- 社司 原弘榮
- 濱松市有志

瀬尾 彈正

- 大日本錦旗會
- 神宮奉齋會
- 橫濱市有志
- 宮司
- 山梨縣有志
- 神理教
- 天晴地明經濟學會
- 社司
- 天照義團
- 福岡市有志
- 神戸市有志
- 皇神道實行團
- 宮司
- 前東京控訴院檢事
- 早、國、大學教授
- 大阪府下有志
- 和歌山市有志
- 全國神職會理事
- 大阪府下有志
- 帝國新報主幹
- 宮司
- 全國神職會理事
- 衆議院議員
- 宮司
- 大日本皇國會
- 維新寮

- 日滿經濟調查局 本 田 葵 堂
- 當 山 春 三
- 戶 井 嘉 作
- 緒 方 稜 威 雄
- 小 山 田 富 美
- 渡 邊 弘
- 柿 花 啓 正
- 柳 瀬 福 市
- 山 下 幸 弘
- 山 下 幸 作
- 山 村 競 哉
- 山 本 彌 榮 彦
- 山 口 透
- 大 和 茂 樹
- 松 永 大 助
- 松 岡 良 平
- 松 尾 好 春
- 藤 岡 好 春
- 福 井 仁 兵 衛
- 香 渡 幸 信
- 後 藤 幸 平
- 秋 岡 保 治
- 綾 川 武 治
- 阿 知 和 安 彦
- 淺 野 武 彦
- 影 山 正 治

- 新日本建設同盟
- 皇典講究所
- 大日本國輝會
- 濱松市有志
- 神宮教管長
- 大日本守國會
- 宮司
- 社司
- 大成教
- 國學院大學講師
- 對外同志會
- 品川寺
- 陸奥興國同志會
- 衆議院議員
- 福島縣有志
- 宮司
- 廣島市有志
- 旋風社
- 大眾神社社
- 大分縣國粹會
- 盛岡市有志
- 宮司
- 出雲教會長
- 日本新聞社
- 德島縣有志

- 笠 原 幸 爾
- 金 光 健 惠
- 龍 加 石 龍 子
- 加 藤 村 忠 明
- 芳 村 網 二
- 與 吳 網 一
- 高 島 主 助
- 高 橋 金 助
- 立 石 濱 吉
- 中 野 晴 弘
- 內 藤 順 太 郎
- 仲 藤 順 太 郎
- 鳴 海 才 八 郎
- 中 村 不 二 男
- 中 目 瑞 男
- 村 岡 瑞 男
- 爪 生 喜 三 郎
- 荒 木 藏 人 郎
- 櫻 井 東 花 郎
- 藤 井 雄 次 郎
- 櫻 井 榮 生 郎
- 佐 藤 榮 生 郎
- 佐 藤 榮 生 郎
- 佐 藤 榮 生 郎
- 紀 藤 光 衛 郎
- 北 島 隆 孝 史 郎
- 三 武 隆 孝 史 郎
- 宮 崎 四 郎

宗教運動の状況



其の他の運動

山形縣有志  
宮司  
日本國民軍  
龍巖天龍寺  
社司  
札幌市有志  
長野縣有志  
有志  
惟神顯修會

宮田春夫  
白岩六郎  
四宮濟禪  
平田盛胤  
廣田友一  
樋口貞一  
森山悟朗  
梅本寛一

地湧日本社  
神道月刊行會  
皇道維新聯盟  
大社教神戸分院  
神道有志聯合會  
宮城縣下有志  
國學院大學雅樂部  
大日本護國青年黨  
大社教山口分院

170  
内田剛藏  
宇津木義郎  
野口幸彦  
工藤正  
瀨尾健正  
香野健  
菅原辰男  
須藤理助  
末田三枝

其の他の運動

一、消費組合運動の狀況

(一) 日本消費組合婦人協會(略稱日消婦協)ノ結成 本春開催せられたる家庭購買組合第七回婦人大會に於て全國消費組合婦人聯盟結成促進に關し議決ありて以來準備活動具體化し、遂に十一月四日東京市麴町區有樂町蠶絲會館に於て本協會の結成大會を開催し創立を見るに至りしが、當日の大會狀況は主要次の如し。

- (一) 出席者 全國消費組合婦人部員其他四百五十名
- (二) 開會の辭 稻葉常子

- (三) 議長副議長決定 議長 押川美香 副議長 山口竹惠 小泉初瀬
- (四) 書記進行係任命 進行係 勝目テル 細田貞子

書記 鈴木トク 阿部光子 勝田 某

(五) 結成經過報告 省略

(六) 來賓祝辭

有馬頼寧 濱田道之助 山本農林省理事官  
野平文子 市川房枝 矢上英太郎 藤田逸男  
戸澤仁三郎

(七) 祝電

英國婦人消費組合 鳥取消費組合 鶴岡消費組合  
大阪消費組合

(八) 議事

- (1) 宣言綱領決定ノ件
- (2) 別記の通り決定
- (3) 規約決定の件
- (4) 決定(内容省略)
- (5) 豫算案審議の件
- (6) 決定(内容省略)
- (7) 委員選任の件
- (8) 委員長 押川美香
- (9) 委員は各組合より一名宛選出することに決定
- (10) 國際消費組合婦人ギルド本部に關する件國際消費組合婦人ギルド本部に挨拶状を送ることに決定
- (11) 各婦人部提出議案
- (12) 大衆課稅産組稅反對の件
- (13) 關消聯より提出委員一任に決定

其の他の運動

(九) 各組合婦人會設立の件

産青聯全消協提携の件  
右二件は時間の都合上委員附託に決定  
(別記) 宣言  
不斷に進歩發達して休まない、輝かしい科學文明の反面に於いて、人類は果しなき不安と危惧に戰きつゝ世界の行く方を看守つてゐます。

明治維新以後、急速な進歩をなし遂げた我國の現状も不幸にして之に等しき情勢であつて殊に農山漁村の疲弊と都市一般大衆の窮乏は、今後益々逼迫せんとする傾向であります此の秋に當り、人類同胞の共存共榮を理想とし、特に都市消費者大衆の生活擁護を目標とする消費組合運動の使命は愈々重且つ大を加へつゝあります、我國の消費組合運動は、今日迄の發展途上に於いて幾多の障害に阻まれ普及未だ完たからず、前途には尙踏み越すべき多くの困難を控えてゐるのであります。

斯の如き状態より一步を進めて、消費組合運動の陣營を固め、現下の時局に善處するの途は、多數家庭婦人の自覺と團結に依つのみであると信じます。消費經濟の擔當者たる私達家庭婦人が消費組合運動へ參加協力する意圖も、一にこゝに存します。

此の使命と希望とを達成せんため、私達は廣く一般に組合運動を理解せしめ、更に多くの組合婦人のより深き結合によつて消費組合運動を強化せんため、ひたむきの努力を誓ひます。  
日本消費組合婦人協會はこの信念と決意の下に生まれました。斯くて私達は、常に消費組合運動の健全なる進展の爲に努めます